

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和2年6月5日
- 【発行者名】 DMSインベストメント・マネジメント・サービシズ(ヨーロッパ)
リミテッド
(DMS Investment Management Services (Europe) Limited)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 コナー・マクギネス
(Conor MccGuinness)
- 【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、ローワー・バゴット・ストリート76番3階
(3rd Floor, 76 Lower Baggot Street, Dublin 2, Ireland)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治
同 白川剛士
同 中野恵太
同 金光由以
同 大田友羽佳
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト -
DMS償還時目標設定型ファンド2020-07(ゴールドマン・サックス社
債投資型)
(Brionglord Bridge Unit Trust -
DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07(Investing in Goldman
Sachs Corporate Bonds))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

DMS償還時目標設定型ファンド2020-07(ゴールドマン・サックス社
債投資型)米ドル建て受益証券

(以下「米ドル建て受益証券」といいます。)

10億アメリカ合衆国ドル(約1,068億7,000万円)

DMS償還時目標設定型ファンド2020-07(ゴールドマン・サックス社
債投資型)豪ドル建て受益証券

(以下「豪ドル建て受益証券」といいます。)

10億オーストラリア・ドル(約698億4,000万円)

(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリア・ド
ル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、2020年4月30日における株式
会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.87円および1
豪ドル=69.84円)によります。以下同じです。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

- (1) 【ファンドの名称】
- ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト -
DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07 (ゴールドマン・サックス社債投資型)
(Brionglord Bridge Unit Trust -
DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds))
- (注) DMS償還時目標設定型ファンド2020-07 (ゴールドマン・サックス社債投資型) (以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称として「クアッドストラテジー」を用いることがあります。) は、アンブレラ・ファンドであるブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドです。2020年6月5日現在、トラストは、上記のファンドである1本のサブ・ファンドで構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指します。
- (2) 【外国投資信託受益証券の形態等】
- 米ドル建ての受益証券(以下「米ドル建て受益証券」といいます。)および豪ドル建ての受益証券(以下「豪ドル建て受益証券」といい、米ドル建て受益証券とあわせて以下「ファンド証券」または「受益証券」と総称します。)は記名式無額面受益証券です。
- 受益証券について、DMSインベストメント・マネジメント・サービシズ(ヨーロッパ)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- 受益証券は、単位型です。
- (3) 【発行(売出)価額の総額】
- 米ドル建て受益証券については、10億米ドル(約1,068億7,000万円)
- 豪ドル建て受益証券については、10億豪ドル(約698億4,000万円)
- (注1) 米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、2020年4月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.87円および1豪ドル=69.84円)によります。以下同じです。
- (注2) ファンドは、アイルランドの法律に基づいて設定されていますが、米ドル建て受益証券は米ドル建て、および豪ドル建て受益証券は豪ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ米ドルまたは豪ドルのいずれかをもって行います。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- (4) 【発行(売出)価格】
- 米ドル建て受益証券1口当たり10.00米ドル(約1,069円)
- 豪ドル建て受益証券1口当たり10.00豪ドル(約698円)

- (5) 【申込手数料】
- 販売会社(以下に定義します。)により、受益証券の取得申込みにあたって、50万米ドル/豪ドル未満2.20%(税抜2.00%)、50万米ドル/豪ドル以上1.10%(税抜1.00%)の申込手数料が課されます。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。
- (注1) 管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取決めを行うことができます。
- (注2) 申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。
- (注3) 円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。
- (注4) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。
- (6) 【申込単位】
- 米ドル建て受益証券：3,000米ドル以上0.01米ドル単位(または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の金額)
- 豪ドル建て受益証券：3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位(または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の金額)
- (注) アイルランド法上要求される注記：受益者のために申込みを行う販売会社である株式会社SMB C信託銀行の名義ではなくファンドに対して直接受益証券の申込みを行う者に対しては、米ドル建て受益証券については150,000米ドル、豪ドル建て受益証券については200,000豪ドルの最低当初申込額が適用されます。なお、かかる最低当初申込額は、管理会社取締役(またはその受任者)の裁量で、全般的にまたは特定の申込みに関して、100,000ユーロ相当額を下回らない範囲で、減額または免除される場合があります。
- (7) 【申込期間】
- 2020年6月22日(月曜日)から2020年7月22日(水曜日)まで
- (8) 【申込取扱場所】
- 株式会社SMB C信託銀行(以下「販売会社」といいます。)
- 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- ホームページアドレス：<https://www.smbctb.co.jp>
- (注1) 販売会社の一部の支店等で取扱いを行わないこととしている場合があります。また、一部の支店等においては、電話による申込みのみを受け付ける場合があります。
- (注2) インターネット取引での申込みについては、販売会社に照会のこと。
- (9) 【払込期日】
- 2020年7月28日(火曜日)(以下「払込期日」または「設定日」といいます。)
- 投資者は販売会社に2020年7月28日(火曜日)までに申込金額を払い込むものとします。
- (10) 【払込取扱場所】
- 上記「(8) 申込取扱場所」に同じ
- (11) 【振替機関に関する事項】
- 該当事項はありません。

(12)【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

販売会社は、管理会社との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2020年6月3日付受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の募集を行います。

販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社(以下、販売会社と併せて「販売取扱会社」といいます。)を通じて間接に受けた受益証券の買戻請求を管理会社の代行会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ(アイルランド)リミテッドへ取り次ぎます。

(注) 販売・買戻取扱会社とは、販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいいます。

管理会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

(ハ) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、米ドル建て受益証券については米ドル貨または円貨で、豪ドル建て受益証券については豪ドル貨または円貨で支払われ、米ドル貨・豪ドル貨と円貨との換算は、通常、申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。なお、申込みをした者は、販売取扱会社に対して、2020年7月28日までに申込金額を支払うものとします。

申込金額は、販売会社により払込期日までにファンド口座に米ドル建て受益証券については米ドル貨で、豪ドル建て受益証券については豪ドル貨で払い込まれます。

(ニ) 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

DMS償還時目標設定型ファンド2020-07(ゴールドマン・サックス社債投資型)(以下「ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドとしてアイルランドの法律に基づき構成されているユニット・トラストであるブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドです。

2020年6月5日現在、トラストは、上記のファンドである1本のサブ・ファンドで構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一つまたは複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指します。

ファンドの目的は、ファンドの満期日における受益証券1口当たり純資産価格について、発行価格の100%を確保することを目指しつつ、キャピタル・ゲインを追求することです。

ファンドについては、信託金の限度額はありますが、申込可能な受益証券の価額の最大総額は、米ドル建て受益証券については、10億米ドル、豪ドル建て受益証券については、10億豪ドル相当額です。

b. ファンドの特色

ファンドは、アイルランドの法律に基づきオープン・エンドのアンブレラ型投資信託として設定されました。

管理会社は、ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有します。日本の受益者は、関連する買戻日から1営業日前の日の午後3時(東京時間)または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができます。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、関連する買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格です。

ファンドは、信託期間約5年の単位型投資信託です。信託期間とは、2020年7月28日の運用開始日からファンドの満期日までの期間をいいます。

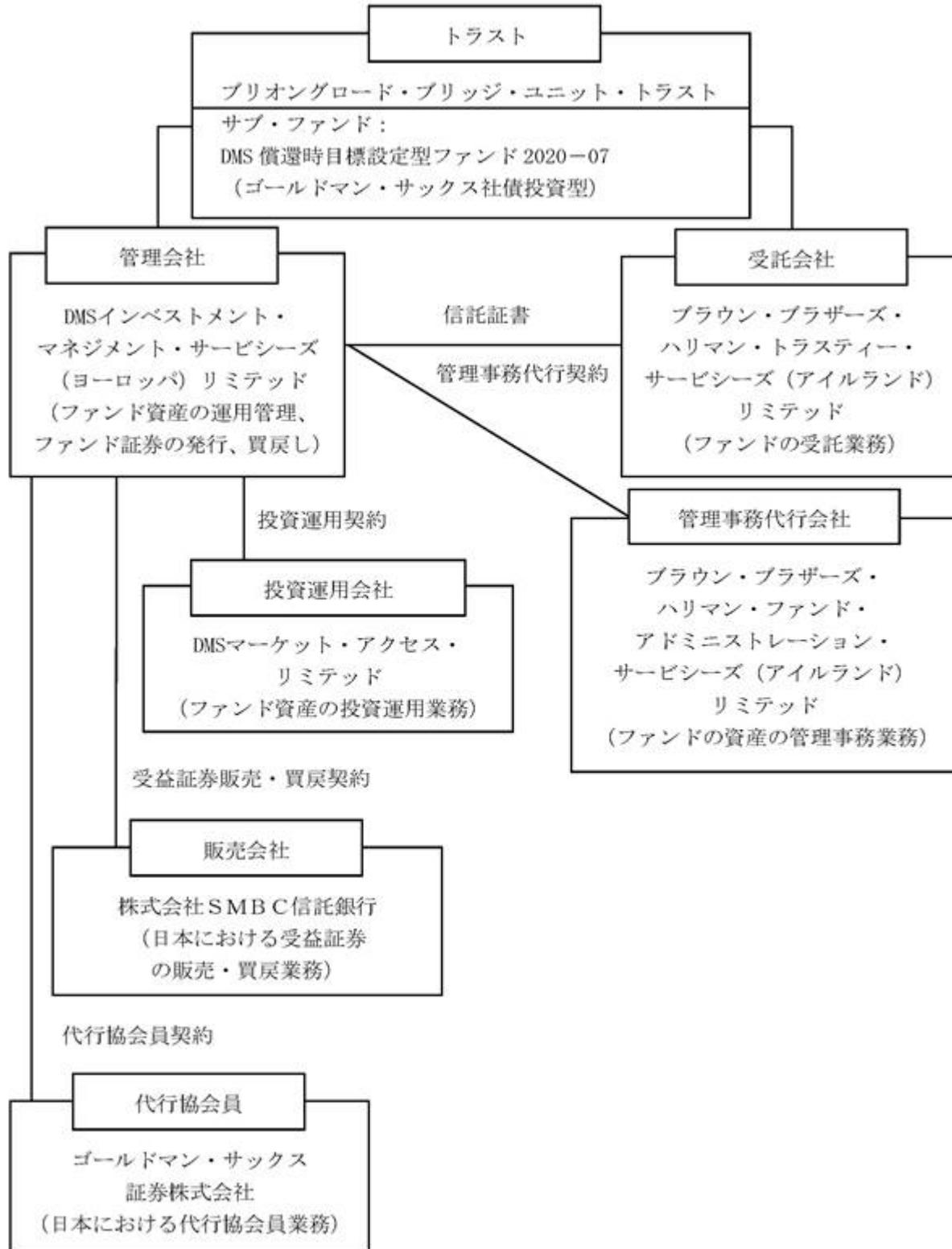
トラストは、アイルランド中央銀行により、アイルランド中央銀行が発行するAIFルールブック(以下「AIFルールブック」といいます。)に従って、投資適格者(募集または譲渡の日付現在)のみが投資できるものとして認められています。トラストの受益証券の最低当初申込額は、常に100,000ユーロもしくは外国通貨による相当額以上であり、受益証券は、投資適格者のみが入手可能であり、トラストは集団投資スキームに関するアイルランド中央銀行の規則において、適格投資家スキームとして適格とされています。

(2)【ファンドの沿革】

2012年8月7日	管理会社設立
2020年6月3日	信託証書締結
2020年7月28日	ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
DMSインベストメント・マネジメント・サービスズ(ヨーロッパ)リミテッド (DMS Investment Management Services (Europe) Limited)	管理会社	2020年6月3日付で信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行・買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービスズ(アイルランド)リミテッド (Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
DMSマーケット・アクセス・リミテッド (DMS Market Access Limited)	投資運用会社	2020年6月3日付で管理会社と投資運用契約(注1)を締結。投資運用契約は、ファンド資産の投資運用業務について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ(アイルランド)リミテッド (Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2020年6月3日付で管理事務代行契約(注2)を管理会社と締結。管理事務代行契約は、トラストおよびファンドの日常的な管理業務(純資産価額および1口当たり純資産価格の算定等)を行う責任について規定しています。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	代行協会員	2020年6月3日付で管理会社との間で代行協会員契約(注3)を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定しています。
株式会社SMB C信託銀行	販売会社	2020年6月3日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。日本における販売・買戻業務について規定しています。

(注1) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および運用に関する業務を提供することを約する契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社がファンド証券の発行または買戻しの手配等の業務を提供することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売取扱会社に対する送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

アイルランドの法律に基づき、アイルランドにおいて2012年8月7日に設立されました。

（ ）会社の目的

会社の目的は、投資信託の管理運営を行うことです。

（ ）資本金の額（2019年12月末日現在）

資本金の額 3,790,000ユーロ（約4億3,964万円）

発行済株式総数 普通株式3,790,000株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がありません。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主の決議を要します。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝116.00円）によります。

（ ）会社の沿革

2012年8月7日 設立

2016年5月26日 商号をDMSオフショア・マネジメント・サービシズ（ヨーロッパ）リミテッドからDMSインベストメント・マネジメント・サービシズ（ヨーロッパ）リミテッドに変更

（ ）大株主の状況

（2019年12月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
DMSガバナンス （ヨーロッパ）リミテッド	ダブリン2、ローワー・ バゴット・ストリート76番3階	3,790,000	100%

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

トラストは、1990年ユニットトラスト法および欧州共同体（オルタナティブ投資ファンド運用者指令）規則（2013年S.I.No.257。随時行われる改正を含みます。）（以下「AIFMD規則」といいます）に基づいて設立されています。

（ ）準拠法の内容

ファンドは、管理会社と受託会社との間で締結された信託証書によって設定され、ユニット・トラストを構成するアンブレラ型の投資信託です。

ファンドは、1990年ユニットトラスト法に基づきアイルランド中央銀行により認可・監督されています。

アイルランド中央銀行はアイルランド中央銀行がファンドを認可したことによって、またファンドの債務不履行に起因してファンドに関する法律により与えられる機能をアイルランド中央銀行が執行することを理由として、責務を負うものではありません。ファンドの認可は、ファンドの関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではありません。また、アイルランド中央銀行による認可は、アイルランド中央銀行によるファンドの推奨または保証を意味するものではなく、アイルランド中央銀行が目論見書の内容に責任を持つということでもありません。

アイルランド中央銀行は、管理会社、受託会社および投資運用会社の任命を認可しなければなりません。

アイルランド中央銀行は一定の場合、認可を取り消すことができます。

受益証券の販売に際し使用される目論見書およびその追補、刷新または追加を、アイルランド中央銀行に提出しなければなりません。

ファンドは、独立監査人の監査を受けなければなりません。

(5) 【開示制度の概要】

アイルランドにおける開示

(a) アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求されます。いずれの場合でも、かかる公募に関する年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければなりません。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された独立の監査人により監査されなければなりません。ファンドの独立の監査人は、 Grant Thornton です。ファンドは、AIFMD規則およびAIFルールブックに基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出することが要求されています。

(b) 受益者に対する開示

受益者は毎年12月31日に終了する期間のファンドの監査済財務書類を含む年次報告書を受領します。初回の年次報告書は、2020年12月31日に終了する期間のものとなります。

年次報告書は、関連する期間の終了後6か月以内に入手可能な状態となるか、または適用される法律で義務づけられている場合には、受益者に送付されます。また、受益者は毎年6月30日に終了する半年間の半期報告書を受領します。初回の半期報告書は、2021年6月30日に終了する期間のものとなります。半期報告書は、関連する期間の終了後2か月以内に受益者に送付されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)(以下「金融商品取引法」といいます。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知れている受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドは、アイルランド中央銀行の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

認可の届出の受理

AIFMD規則の下でアイルランドに所在する認可投資信託(以下「認可投資信託」といいます。)は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければなりません。

認可の拒否または取消

アイルランド中央銀行が、()認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、()投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または() (前記()に反することなく)管理会社もしくは受託会社がAIFMD規則およびAIFルールブックの条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはAIFMD規則およびAIFルールブックにより課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可投資信託の認可を取り消すか承認を拒否することがあります。アイルランド中央銀行は、管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取り消すことができますが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができます。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴える権利があります。

目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行の承認を得なければなりません。

ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければなりません。監査人および受託会社は、AIFMD規則に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければなりません。同様にして監査人は、アイルランド中央銀行が要求するすべての情報をアイルランド中央銀行に提出しなければなりません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの目的は、ファンドの満期日における関連する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格について、発行価格の100%を確保することを目指しつつ、キャピタル・ゲインを追求することです。

その投資目的を達成するため、ファンドは、受益証券の発行手取金(からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額)の全額を、ケイマン諸島所在の特別目的会社であるルミニス・リミテッド(以下「発行体」といいます。)により発行される、パフォーマンス・リンク債(以下「本債券」といいます。)へ投資します。特別目的会社は、債券の発行等の事業を営むことを目的とした会社であり、一般的に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用されます。本債券および発行体についての詳細は、以下に記載します。

本債券は、ファンドおよび各受益証券クラスに対して以下のエクスポージャーを提供します。

1. ゴールドマン・サックス・グループ・インク(以下「ゴールドマン・サックス社債発行体」といいます。)が発行する、関連する受益証券クラスの通貨建ての割引債券(以下「ゴールドマン・サックス社債」といいます。)のポートフォリオ(以下「安定運用部分」といいます。)に対するエクスポージャー
2. 特定の参照ファンドのバスケット(詳細は下記を参照)の騰落率に連動するリターンを提供する合成ポートフォリオ(以下「積極運用部分」といいます。)に対するエクスポージャー

ファンドの特色

1 ファンドは、設定日から約5年後のファンド償還日^{*1}に、米ドル/豪ドル建て償還価格について元本確保^{*2}および超過収益の獲得を目指します。

*1 ファンドは、信託期間約5年の単位型投資信託です。信託期間は、2020年7月28日の運用開始日から満期日までを指します。満期日は、2025年7月25日または管理会社が決定するその他の日をいいます。

*2 ファンドは、償還日における元本確保を目指しますが、元本の確保を保証するものではありません。市況動向や債券発行体の財務状況等により、元本の確保が達成されない場合があります。また、信託期間中にファンドを換金する場合やファンドが繰上償還となる場合等には、換金価格や償還価格が投資元本を下回る可能性があります。

2 元本確保を目指す運用を「安定運用部分」と呼び、安定運用部分を通じて、実質的にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「GSG」といいます。）が発行する米ドル/豪ドル建て債券へ高位に投資します^{*3}。

*3 GSGが発行する米ドル/豪ドル建て債券へ高位に投資（満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません）することを通じて、償還日において米ドル/豪ドル建て償還価格について元本確保を目指します。

3 ファンドは、安定運用部分での運用に加えて、超過収益の獲得を目指す「積極運用部分」で運用を行います。積極運用部分では、4つの戦略に分散投資する参照バスケットの騰落率に基づき、超過収益が決定されます。

※ ファンドは、ルミニスIIリミテッド（発行体）が発行する債券（本債券）への投資を通じて運用されます。発行体はケイマン諸島において設立されている特別目的会社です。特別目的会社は、債券の発行などの事業を営むことを目的とした会社であり、一般的に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用されます。

※ ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率（10%）を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

※ ファンドの償還日に、米ドル/豪ドル建て償還価格について元本（目標償還水準である米ドル/豪ドル建て発行価格の100%）確保を目指しますが、元本確保（目標償還水準での償還）が保証されているわけではありません。実質的にGSGが発行する債券に集中して投資を行うため、GSG等に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※ ファンドは米ドル/豪ドル建てで設定され、円から投資する場合には各通貨との為替変動リスクが発生します。また元本確保は各通貨建て償還価格での確保を目指すものであり、償還時において円建てでの確保を目指すものではありません。

ファンドは、受託会社および管理会社（以下それぞれ「使用権者」といいます。）またはその関連会社により運用されており、それらの者の商品です。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.（以下「使用許諾者」といいます。）の日本およびその他の国において登録された商標です。使用許諾者の商標は、使用許諾者の使用許諾により使用されています。

使用許諾者およびその関連会社（以下「GS」といいます。）は、使用権者またはその関係もしくは関連する会社もしくはファンドを含みますがこれに限られない金融商品、投資信託もしくは指数と、（代行協会員として委託された事務を除き）何らの関係、関与または関連がありません。GSは、ファンドの設立または販売に責任を負わず、また参加していません。GSおよびその使用許諾者は、有価証券一般もしくはファンドへの投資またはファンドが市場一般もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、ファンドの保有者または公衆に対し、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行いません。使用許諾者と使用権者の関係は、ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。

GSは、ファンドの価格または金額、ファンドの発行または販売の時期、ファンドを現金化し、引き渡しまたは償還する（場合によります。）ための等式の決定または計算に、責任を負わず、また関与していません。使用許諾者は、ファンドの管理事務、マーケティングまたは取引に関して義務および責任を負いません。投資商品が、正確に指数実績を追跡すること、または投資リターンを提供することについて、保証はありません。使用許諾者は投資助言者ではなく、そのため、いかなる有価証券についても購入、売却または保有の推奨を行わず、また投資助言も行っておりません。GSは、ファンドを支持し、承認し、スポンサーとなり、または販売促進することはなく、ファンドまたは他の金融商品および使用権者もしくはその関連会社のファンドに投資することを推奨することはありません。

安定運用部分および積極運用部分に関する詳細は、以下に記載します。

本債券の購入に加えて、ファンドは、ファンドの運営の過程で生じる可能性のある特定の継続的な費用および手数料をファンドが支払えるよう、本債券への投資、投資家への一定の金銭返還まで現金を保有することができます。管理会社は、ファンドの運営の過程で生じる継続的な費用および手数料を支払うために必要となる数量の本債券を換金するものとします。管理会社は、満期日における当該受益証券の1口当たり純資産価格が発行価格の100%を下回らないことを目指した投資目的に反しない範囲のみ、費用の支払いを目的とした本債券の換金を行うよう努めます。ただし、当該目的に反する額の債券の換金を要するファンド負担の費用は想定されていないものの、ファンドが負担する実費は当初の想定額から時間の経過とともに変動する可能性があり、投資運用会社は、1口当たり純資産価格への影響にかかわらず、当該費用を賄うために本債券の換金を行わざるを得なくなる可能性があります。

米ドル建てクラス受益証券は、5年物米ドル建てパフォーマンス・リンク債(以下「本債券(米ドル建て)」)といます。)のエクスポージャーを取得し、豪ドル建てクラス受益証券は5年物豪ドル建てパフォーマンス・リンク債(以下「本債券(豪ドル建て)」)といます。)のエクスポージャーを取得するものとします。本債券(米ドル建て)および本債券(豪ドル建て)はそれぞれ、投資家に同じ全体的なリターン(ただし、安定運用部分を通して達成されるエクスポージャーは、関連する受益証券クラスの通貨建ての投資先債券)を提供することを目的とするものです。本債券の各クラスに関する支払は(支払通貨を除き)同じになる見込みです。

受益証券クラスについては、以下の規定を適用します。

- (a) 信託証書の定めに従い、各受益証券クラスの発行による手取金は、トラストおよびファンドの記録および勘定において関連する受益証券クラスのために計上されるものとし、当該受益証券クラスに帰属する資産および負債ならびに収益および支出は、当該受益証券クラスに計上されるものとします。
- (b) 資産が何らかの資産(現金またはその他)から派生した場合、かかる派生資産は、本トラストの記録および勘定において、派生元の資産と同一の受益証券クラスに計上されるものとし、また本投資対象の再評価のたびに、価額の増加または減少が関連する受益証券クラスに計上されるものとします。
- (c) 各受益証券クラスに帰属する資産は、当該受益証券クラスに専属するものとし、他の受益証券クラスとは別個に特定されるものとし、他の受益証券クラスの債務または他の受益証券クラスに対する請求を直接的または間接的に弁済するために使用されないものとし、当該目的のために使用することはできないものとします。

上記のとおり、各受益証券クラスは、同じ投資目的を有します。上記の投資収益の配分は、()クラスが個別のサブ・ファンドとして事実上運営されている、()クラスがファンドとは別個の投資目的を追求している、または、()株主の公正な取り扱いを定めるアイルランド中央銀行による要件に違反にするとする結果をもたらすことを意図したものではなく、AIFMはかかる結果をもたらすとは考えていません。

ただし、受益証券クラスはトラストの個別のサブ・ファンドを構成しないため、トラスト内のいずれかのクラスが支払不能に陥った場合、トラスト内のクラス間に相互責任が生じるリスクがあります。

以下の図は本書に概説されるファンドの投資プログラムを説明するためのものです。

管理会社は、各クラス受益証券の発行手取金(からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額)の全額を、ルミニスII・リミテッド(以下「発行体」といいます。)により発行される米ドル建て債券(米ドルクラス受益証券の場合)および豪ドル建て債券(豪ドルクラス受益証券の場合)(以下、これらの債券を「本債券」と総称します。)へ投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

本債券への投資は、投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供します。

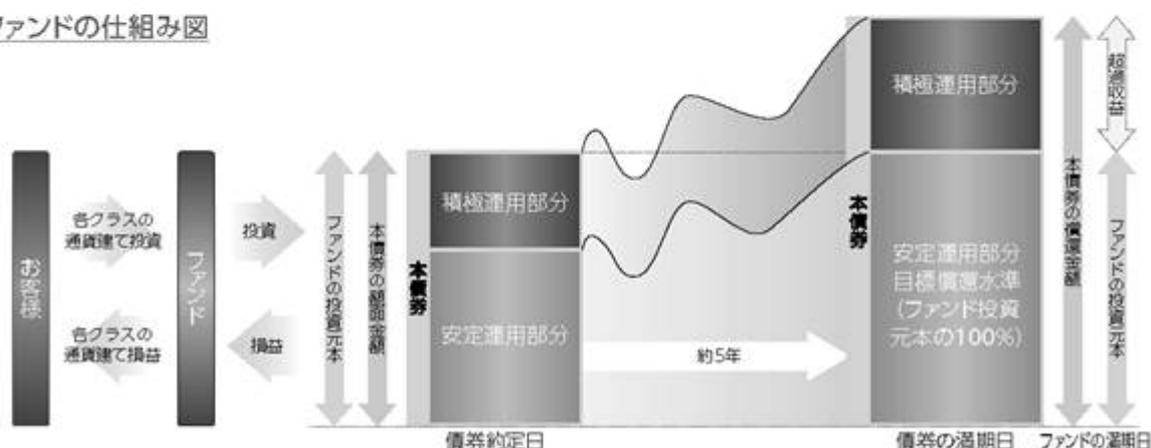
- (a)ファンドの満期日において、ファンドの各クラス受益証券に対して発行価格の100%である目標リターン(以下「目標償還水準」といいます。)を達成することを目指すポートフォリオ(ファンドに関して、以下「安定運用部分」といいます。)
- (b)以下の差額に対するボラティリティおよびモメンタム・リスクを制御したエクスポージャーから、年率0.5%の控除率を控除した合成ポートフォリオ(ファンドに関して、以下「積極運用部分」といいます。)
- (i)当初、4つの参照ファンド*1で構成されるストラテジー・アセット*2に対する想定上の投資のパフォーマンス
- (ii)想定上の利付預金のパフォーマンス

*1 各参照ファンドの概要につきましては4ページをご覧ください。

*2 ストラテジー・アセットの構成要素には、上記の各参照ファンドに加え、ボラティリティおよびモメンタム・リスクを調整するための現金等が含まれる場合があります。

ファンドの各クラス受益証券に関する目標償還水準を達成するために必要な最低金額がファンドの安定運用部分に配分され、残余部分がファンドの積極運用部分に配分されることを目的として、ファンドに関する積極運用部分と安定運用部分との間の配分は、市場環境等により、ゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下「GSI」ということがあります。))により、ファンドの設定日の後、短期間で確定します。

ファンドの仕組み図



※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

※安定運用部分と積極的運用部分は、あくまでも説明の便宜上分けていますが、別々の債券又は取引として独立に存在するわけではありません。

該当する場合、投資方針の項目における管理会社への言及は、適式に任命された投資運用会社への言及を含むものとします。

本債券および発行体の概要

以下において、本債券および発行体について説明します。本項目において使用または略称される特定の用語は、本書の別紙定義集において定義されます。以下の概略は、本債券のすべての条件についての完全な要約ではなく、かかる条件は最終的な法的文書化を受けるものであり、不整合が生じた場合には当該文書が優先されます。

本債券の発行体はケイマン諸島に所在する特別目的会社です。本債券はいかなる証券取引所にも上場していません。

本債券(米ドル建て)は米ドル建てであり、本債券(豪ドル建て)は豪ドル建てです。本債券の発行価格は、本債券の取引日において決定されます。かかる取引日は、当初払込日以後、2020年7月28日頃(またはその後実務上可能な限り早い日)に予定されています。本債券は、発行体により、債券満期日(2025年7月23日頃を予定)における予想される買戻価格に対して割引された価格で発行されます。本債券(米ドル建て)と本債券(豪ドル建て)で割引価格は異なる場合があります。

本債券は、ファンドに対して以下に詳述する安定運用部分および積極運用部分へのエクスポージャーを提供します。安定運用部分と積極運用部分との配分は、本債券発行後最初の営業日における各受益証券クラスの基準通貨の金利に応じて決定されます。発行価格の100%である目標リターン(以下「目標償還水準」といいます。)を達成するために必要な最低金額がファンドの安定運用部分に配分され、残余部分が積極運用部分に配分されることを目的として、本債券の安定運用部分および積極運用部分との間のエクスポージャーが決定されます。

本書における安定運用部分および積極運用部分の記載は、あくまでも説明の便宜上分けていますが、別々の債券または取引として独立に存在するわけではありません。

本債券は、不履行、税務または規制の変更、サービス提供会社の発行体への支払不能等の一定の事前に定められた事由(以下「強制償還事由」といいます。)が発生し本債券の早期償還が必要となる場合を除き、債券満期日に当該日における価額(以下「最終償還額」といいます。)で償還されます。指数連動支払日が債券満期日後となった場合を含む一定の状況において、最終償還額のうち参照バスケット騰落率(以下に定義されます。)に連動する部分の支払いが延期される場合があります。一定の状況において、本債券は、債券満期日より前におよび/または最終償還額以外の価格で、償還され、購入されまたは解約されることがあります。

本債券は、(債券満期日における最終償還額を含む)発行体の支払義務について、(a)発行体が保有する一定の資産および担保(以下「本債券資産」といいます。)で、目標償還水準を達成するためのもの(ゴールドマン・サックス社債を含みます。)、(b)本債券資産に関する発行体が行う取引の相手方との間の発行体の一定の権利(以下「シリーズ・ライツ」といいます。)(発行体およびスワップ・カウンターパーティー(スワップ・カウンターパーティーとしてのゴールドマン・サックス・インターナショナルを含みます。))との間で締結される、積極運用部分のエクスポージャーを取るためのスワップ取引(以下「スワップ」といいます。)に基づく発行者の権利のすべてを含みます。)、および(c)発行体のアカウントのクレジットの合計額((a)、(b)および(c)を合わせて、以下「担保資産」といいます。)により担保されるように組成されます。

スワップに関する信用補完の手段として、発行体とスワップ・カウンターパーティーの間で信用補完の取決めがなされ、スワップ・カウンターパーティーは、かかる信用補完の取決め(以下「CSA」といいます。)の条件に基づき発行体に対して担保を提供します。担保の額は、評価時点でスワップが終了したと仮定した場合に、スワップ・カウンターパーティーの潜在的な支払債務をカバーするよう計算されます。スワップ・カウンターパーティーは、スワップについて評価代理人として行為し、当該資格において、かかる信用補完の取決めに定められる担保価値が確保されるように、スワップ・カウンターパーティーにより提供される担保の価値をモニターすることにご留意ください。

担保資産については、BNYメロン・コーポレート・トラスティー・サービシズ・リミテッド(以下「本債券受託会社」といいます。)および発行体を含む当事者により締結された担保信託証書の条項に基づいて本債券の保有者および担保設定を受ける各当事者のために担保が設定されます。当該信託証書の条項の下、発行体は、本債券に関して、自らの利益のため、本債券受託会社、スワップ・カウンターパーティー、本債券の保有者、および担保設定を受けた複数の機関のために担保資産について担保権を設定します。発行体は、バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NVのルクセンブルク支店(以下「本債券保管会社」といいます。)を保管会社として選任しており、かかる保管会社は、発行体の資産について保管会社自らの資産と分別管理することを保管要綱に基づき確認しています。

本債券は、格付を得る予定および上場する予定はありません。

本債券の安定運用部分により得られるエクスポージャー

安定運用部分は、債券保有者に対して債券満期日に目標償還水準を提供することを目指します。

提供されるリターンは、ゴールドマン・サックス社債発行体によりそれぞれ発行される、本債券(米ドル建て)の場合には米ドル建て社債(以下「ゴールドマン・サックス社債(米ドル建て)」)といいますが、本債券(豪ドル建て)の場合には豪ドル建て社債(以下「ゴールドマン・サックス社債(豪ドル建て)」)といいますが、)を含む、割引債券のポートフォリオ(各ファンドに関して、以下「安定運用部分」といいます。)に連動します。

安定運用部分は、債券満期日に各受益証券クラスの目標償還水準を達成することを追求します。本債券が債券満期日より前に償還された場合、目標償還水準を達成できない可能性があります。

目標償還水準は、本債券およびゴールドマン・サックス社債の条件ならびに発行体およびゴールドマン・サックス社債発行体の信用リスクの影響を受けます。ファンドの元本は確保されておらず、ファンドには保険も保証も付されておりません。ファンドへの投資は、元本の一部または全部の損失を含む一定の投資リスクにさらされます。

本債券の積極運用部分により得られるエクスポージャー

積極運用部分は、債券保有者に対して、下記()を超過する下記()に対するボラティリティおよびモメンタム・リスクを制御したエクスポージャーから、年率0.5%の控除率を控除したものを提供します。

() 運用開始基準日(2020年7月29日予定)から判定基準日(2025年7月16日予定)までの、参照ファンドの持分で構成される想定上のバスケットへの想定上の投資により構成されるストラテジー・アセット(詳細は以下を参照)に対する想定上の投資のパフォーマンス(年率0.45%のアセット・サービシング・コスト控除後)

() 想定上の利付預金のパフォーマンス(かかる超過はプラスの場合もマイナスの場合もあります。)

積極運用部分は、個別戦略を有する4つのファンド(以下「参照ファンド」といいます。)に、現金等を加え、バスケット化に必要な費用等を控除して構築されており、様々な市場環境において、安定的な超過収益の獲得を目指します。各参照ファンドのウェイトは、ファンドの運用開始後、各参照ファンドのリスク水準が等しくなるように決定されます(以下「参照バスケット」といいます。)。

	参照ファンド	連動先ファンド	法域	基準通貨
1	MA Crabel Ltd.	クラベル・ファンドSPC Ltd. - 分離 ポートフォリオMM	ケイマン諸島	米ドル
2	MA AMC Limited	マン・ファンズXI SPCの分離ポート フォリオであるマン・AHL・マクロ・ SP	ケイマン諸島	米ドル

3	MA GCI Ltd.	GCIシステマティック・マクロ・ファンドVol.10.	ケイマン諸島	米ドル
4	MA Niederhoffer Smart Alpha Ltd	Roy G. Niederhoffer スマート・アルファ・ファンド 2X, Ltd	ケイマン諸島	米ドル

参照バスケットについて

参照バスケットは、異なる戦略を有する4つのファンドに、現金等を加え、バスケット化に必要な費用等を控除して構築されており、様々な市場環境において、安定的な超過収益の獲得を目指します。

4つの戦略

- 参照バスケットの組入れファンド(以下「参照ファンド」)の選定にあたっては、戦略の独自性や運用実績、組み合わせによる分散効果等、様々な切り口から分析を行い、世界中から4つの運用会社および戦略を厳選しています。

	NSA (MA Niederhoffer Smart Alpha Ltd)	Crabel (MA Crabel Ltd)	AHL (MA AMC Ltd.)	GCI (MA GCI Ltd.)
運用戦略	スマート・アルファ・プログラム 2x	ジェミニ	AHLマクロ・プログラム	システマティック・マクロ戦略
運用会社名	R.G.Niederhoffer キャピタル・マネジメント	Crabel キャピタル・マネジメント	AHLパートナーズ	GCI アセット・マネジメント
設立年	1993年	1987年	1987年	2000年
本社所在地	ニューヨーク	ロサンゼルス	ロンドン	東京
おもな運用手法	システマティック運用*			
投資対象	おもに株・債券・商品先物指数、通貨			
運用スタイル	・機械学習を積極的に活用した短期トレーディング ・短期的な順張り / 逆張りポジションを構築 ・ボラティリティ戦略を活用	・相場の平均回帰性、確信のあるトレンドや短期的な好機を収益化 ・ボラティリティ戦略を活用	・AIを含む最先端テクノロジーを駆使した3つのモデルでヒトのクセが生み出す投資機会を発掘 ・伝統資産の動きに左右されない収益獲得を目指す	・中長期的な市場テーマやマクロ・イベントを収益化 ・資産間の相関を活用しながら順張り戦略をコアポジションとし、ドローダウンと取引コストに工夫
ポジション平均保有期間	約1.5日	約2週間	1週間～3か月程度	3～6ヶ月
得意相場	・売れ相場 ・ボラティリティの上昇	・短期・中期的な相場の混乱 ・ボラティリティの拡大局面	・相場が継続的に乱高下する局面 ・市場の転換局面	・市場で複数のトレンドが見られる局面 ・マクロ・イベント発生による継続的な相場上昇・下落
苦手相場	・短期ボラティリティの低迷	・政治や地政学等、外部要因による市場テーマの急変	・需給主導で一方に動き続けるような相場環境	・なげ相場 ・トレンドの急反転

*システマティック運用とは、基本的には相場観に頼らず、高度な数学的テクニックを駆使し、市場や経済情勢などのデータをコンピュータで分析して作られた「数理モデル」に従って運用する投資スタイルのことをいいます

※各運用会社の開示資料をもとにSMBC信託銀行が作成しています。各参照ファンドの運用会社は、本資料の内容の正確性や完全性、本資料における表明、あるいは本ファンドのパフォーマンスについて、いかなる責任も負いません。

参照バスケットの構築プロセス



STEP 1 リスク水準が均等配分となるように、各参照ファンドの組入配分を決定し、月次でリバランスを行います。

STEP 2 ボラティリティ水準は5%以上を目標とし、過去のパフォーマンスから実現ボラティリティを計測の上、日次で現金等の比率を調整し、ボラティリティの安定化を目指します。

STEP 3 直近のパフォーマンスを元に、モメンタム・シグナル(相場趨勢)を計測し、日次で現金等の比率を調整し、パフォーマンスの安定化を目指します。

※参照バスケットの収益率を計算する際、年率0.5%の控除率が控除されます。

※上記STEP2のボラティリティ目標水準(5%以上)は、将来のボラティリティ水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、年率5%以上の収益を目標としていることを意味するものではありません。

※参照ファンドは、参照バスケットの構成要素であり、当ファンドが直接投資するわけではありません。

※信託期間中において、参照ファンドにかかるやむを得ない事由が発生した場合、参照ファンドが調整あるいは変更される可能性があります。

ストラテジー・アセットの構成は、本債券の要項に従い、随時、調整される場合があります。各参照ファンドのウェイトのリバランスは、本債券の要項に従い、規定された公式に基づいて各参照バスケット・リバランス日に計算代理人が行います。参照ファンドは、参照バスケットの構成要素であり、ファンドが直接投資するわけではありません。リスク水準が均等配分となるように、各参照ファンドの組入配分を決定し、月次でリバランスを行います。

参照ファンドにかかる市場混乱が、()スワップまたはスワップに関するヘッジのすべてまたは大部分を解消、維持または設定するためのスワップ・カウンターパーティーおよび/またはそのいずれかの関連会社の能力を重大に阻害するか、()スワップもしくはスワップに関するヘッジの維持に関連するリスクに重大な変更を生じさせる一定の状況(以下「クリスタライゼーション事由」といいます。)がある場合、計算代理人は、影響を受けた参照ファンドを参照バスケットから除外し、(義務ではありませんが)かかる影響を受けた参照ファンドを代替資産で代替することができます。かかる除外された影響を受けた参照ファンド(代替資産による代替に対して適用されないもの)に帰属する価値は、代替的に、現金資産における想定持分への想定上の投資に帰属するものとします。ファンドの存続期間中において、参照ファンドにかかるやむを得ない事由が発生した場合、参照ファンドが調整あるいは変更される可能性があります。

積極運用部分のボラティリティ水準は5%以上を目標とします。ファンドは、過去のパフォーマンスから実現ボラティリティを計測の上、日次で現金の比率を調整し、ボラティリティの安定化を目指します。ファンドは、直近の市場パフォーマンスを元に、日次で現金等の比率を調整し、パフォーマンスの安定化を目指します。

積極運用部分内のモメンタム・リスク・コントロール(MRC)機能は、直近最長1年のパフォーマンスに基づき配分を機動的に調整する仕組みをさします。具体的には、直近最長1年のリターンに基づき、モメンタム・シグナルを計算します。リターンが正となる場合には100%、リターンが負となった場合には25%とします。過去22営業日(ただし、ファンドの設定日以降に限ります。)におけるモメンタム・シグナルの移動平均に基づき、配分比率を調整していきます。

参照バスケットの騰落率を計算する際、年率0.5%の控除率が控除されます。

上記5%以上というボラティリティ目標水準は、将来のボラティリティ水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、年率5%以上の収益を目標としていることを意味するものではありません。

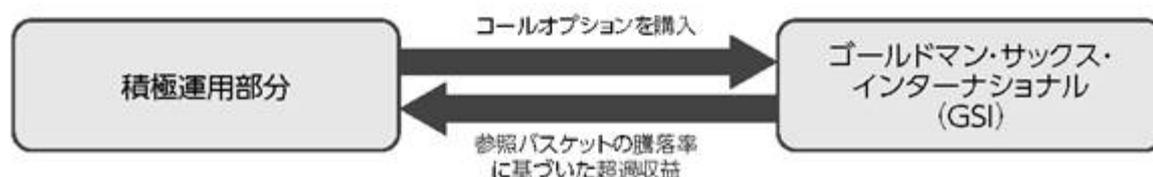
安定運用部分の運用について

- 安定運用部分は、主にGSGが発行する米ドル/豪ドル建て債券への投資を用いて組成されます。
- 安定運用部分を通じて、ファンド償還日に米ドル/豪ドル建て償還価格について、元本(目標償還水準である米ドル/豪ドル建て発行価格の100%)確保を目指します。

積極運用部分の運用について

- 積極運用部分は、コールオプション取引を通じて、参照バスケットの騰落率に基づき、超過収益の獲得を目指します。
- 超過収益は、基本的に、運用開始基準日(2020年7月29日)から判定基準日(2025年7月16日)までの参照バスケットの騰落率に連動する水準で決定します。騰落率がゼロまたはマイナスの場合、超過収益はゼロになります。
- 上記の各基準日は原則であり、変更される場合があります。

コールオプション取引(イメージ)



参照バスケットの騰落率とファンドの償還価格について(イメージ)

- ファンドの超過収益の計算方法(1口当たり)



- *1 連動率は、満期時におけるファンドの償還価格が参照バスケットにどの程度連動するかを示した値です。原則100%を目指しますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る、あるいは上回る場合があります。

※ 上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

※ ファンドは本債券への投資を通じてGSGが発行する米ドル/豪ドル建て債券へ集中投資し、また、発行体によるコール・オプション取引のカウンターパーティーをGSI(GSGの間接的の子会社)としていることから、これらに経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

ファンドは債券満期日に目標償還水準（発行価格の100%）確保を目指しますが、目標償還水準での償還が保証されているわけではありません。発行体またはゴールドマン・サックス社債発行体のいずれかが破綻した場合、受益証券クラスの償還水準は関連する目標償還水準を下回ることがあります。

ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は市場動向により変動し、当該受益証券クラスの発行価格を下回ることがあります。従って満期日前に受益証券を換金した場合、目標償還水準を達成することができないことがあり、換金価額は関連する基準通貨建てで投資元本を下回る可能性があります。

ファンドおよび米ドル建て受益証券は米ドル建てで、豪ドル建て受益証券は豪ドル建てです。円から投資する場合にはファンドに為替変動リスクが発生します。目標償還水準は米ドルおよび豪ドル（該当する方）で設定され、償還時において円建ての目標はありません。

各参照ファンドの詳細ならびに投資目的および投資方針は以下のとおりです。

MA Crabel Limited

MA Crabel Limitedは、合理的かつ商業的に実行可能な限り、クラベル・ファンドSPC Ltd. - 分離ポートフォリオMM(レバレッジ・ファクター1.5倍にて割られたもの)(以下、本項目において「参照ファンド」といいます。)の投資プログラムのリターンを実質的に複製するという投資目的を達成するために設立されたケイマン諸島の有限責任会社です。

AIFMおよび運用会社

Ceres Fund Management (Cayman) Limited(以下、本項目において「AIFM」といいます。また、本書において、参照ファンドのオルタナティブ運用者として任命された会社のことを、個別にまたは総称して「AIFM」という場合があります。)は、参照ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用者として任命されています。AIFMは、ケイマン諸島の法律に基づき設立された会社です。

Crabel Capital Management, LLC(以下、本項目において「運用会社」といいます。また、本書において、参照ファンドの運用会社のことを、個別にまたは総称して「投資運用会社」という場合があります。)は、参照ファンドの運用会社として任命されています。運用会社は、参照ファンドのジェネラル・パートナーです。運用会社の主要な担当者はWilliam H. (Toby) Crabelです。運用会社は、ウィスコンシン州の有限責任会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として、米国商品先物取引委員会にコモディティ・プール・オペレーターおよびコモディティ・トレーディング・アドバイザーとして登録されており、全米先物協会の会員です。

投資戦略

参照ファンドの投資戦略は、クラベル・ジェミナイ1xプログラムに従った取引を行うことです。クラベル・ジェミナイ・プログラムは、世界の先物および外国為替商品の広く分散された行動上および構造上の市場の非効率性をターゲットとするよう設定されたショートでの保有期間戦略が優位なシステムチック・ポートフォリオです。ポートフォリオは、意図的にすべての伝統的および代替的資産クラスと低い相関性を提供するよう仕組まれており、クラベル・ジェミナイ・プログラムを構成する40を超える、特徴づけられた、かつ、スタンド・アローンな戦略枠組みをもって、ユニークなリターンの源泉を提供します。

クラベル・ジェミナイ・プログラムは、市場ボラティリティに関連する取引を動的に作り出すこと、ポートフォリオ全体に渡ってすべての取引を停止することを積極的に採用すること、市場セクターおよび地理的地域に渡ってポートフォリオ・ボラティリティ全体を効率的に分散することで、ダウンサイド・リスクを低減することを求めます。運用会社による執行への着目は、約200の市場でのユニークなエクスポージャーに効率的にアクセスすることについて、さらなる利点を提供します。クラベル・ジェミナイ・プログラムは、約10日平均の保有タイムフレームを有しています。

MA AMC Limited

MA AMC Limitedは、ケイマン諸島の会社法に基づきケイマン諸島で設立された免除会社です。

参照ファンドの投資目的:

参照ファンドの投資目的は、((a)投資運用契約の条件および参照ファンドの投資運用会社の参照ファンドの投資戦略の実行および参照ファンドの投資目的の達成に対する示唆、影響または結果、(b)参照ファンドおよびその投資制限によって要求される最低資産額面、譲渡条件および流動性条件、(c)参照ファンドと同一または実質的に類似した投資戦略を実行する、参照ファンドの投資運用会社によって運用されるその他の口座とポートフォリオの構造上および運用上の相違点、(d)参照ファンドの投資制限、(e)参照ファンドと同一または実質的に類似した投資戦略を実行する、参照

ファンドの投資運用会社によって運用されるその他の口座と比較した場合の参照ファンドのポートフォリオブローカーと取引相手の相違点、ならびに(f)参照ファンドのポートフォリオおよび/または参照ファンドに適用される規制上またはコンプライアンス上の制限を考慮して)合理的かつ商業的に実行可能な範囲で、マン・ファンズXI SPCの分離ポートフォリオであるマン・AHL・マクロ・SP(以下「連動先ファンド」といいます。)の投資プログラムのリターンを実質的に複製することです。参照ファンドに投資する投資家は、それぞれのファクター(それらの総体のすべておよび/または組み合わせも同様)の結果、連動先ファンドのリターン(および連動先ファンドと同一または実質的に類似した投資戦略を採用する、参照ファンドの投資運用会社が運用する他の勘定のリターンも同様)が、参照ファンドのポートフォリオおよび/または参照ファンドのリターンから大きく乖離する可能性があることに留意すべきです。参照ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、投資成果は時点の経過とともに大きく変動する可能性があります。投資されない資産は、参照ファンドの現金口座に留保されるか、および/または通貨ヘッジ取引および資金調達取決めで使用することができます。

参照ファンドの投資戦略

上記の投資目的を達成することを目的として、参照ファンドの投資戦略は、行動経済パターンを特定し、資本化することを目的としたシステムティックな投資アプローチを採用するAHLマクロプログラムに従い投資することです。このプログラムは現在、幅広いセクターにわたる様々な国際市場に投資しています。取引は主に経済モデルとシグナルを発する情報を用いて24時間行われます。AHLマクロ・プログラムは、流動性の高い金融商品(現在、先物契約および先渡契約を含みますが、これらに限定されません。)に投資します。参照ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、投資成果は時点の経過とともに大きく変動する可能性があります。

参照ファンドの投資ガイドライン

参照ファンドの唯一の投資ガイドラインは、参照ファンドの投資運用会社が、合理的かつ商業的に実行可能な限りにおいて、参照ファンドのポートフォリオ資産を連動先ファンドと実質的に類似の方法で投資することです。

参照ファンドの投資運用会社

AHL Partners LLPは、イングランドおよびウェールズの法律に基づき組織された有限責任パートナーシップであり、Man Groupの一員です。参照ファンドの投資運用会社は、英国での規制された活動の遂行に際し、英国金融行為監督機構の認可および規制を受けています。

MA GCI Limited

MA GCI Limitedは、合理的かつ商業的に実行可能な限り、GCIシステムティック・マクロ・ファンドVol.10。(以下、本項目において「参照ファンド」といいます。)の投資プログラムのリターンを実質的に複製するという投資目的を達成するために設立されたケイマン諸島の有限責任会社です。

AIFMおよび運用会社

Ceres Fund Management (Cayman) Limited(以下、本項目において「AIFM」といいます。)は、参照ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用者として任命されています。AIFMは、ケイマン諸島の法律に基づき設立された会社です。

GCIアセット・マネジメントHKリミテッド(以下、本項目において「運用会社」といいます。)は、参照ファンドの運用会社として任命されています。運用会社は、株式会社GCIアセット・マネジメントの100%子会社です。運用会社は、2018年3月9日に香港で設立された有限責任会社であり、香港証券先物委員会によりタイプ9(資産運用)規制行為のライセンス(CE番号BNG130)を受けています。運用会社

のタイプ9ライセンスは同社が香港の証券先物法において定義されるプロフェッショナル投資家へのみ業務を提供することおよび同社が顧客資産を保有しないことを条件としています。

運用会社は、とりわけAIFMおよび参照ファンドを当事者とする投資運用契約に基づき選任されました。運用会社は、参照ファンドおよびAIFMの取締役の全体的なコントロールおよび監督に服しつつ、参照ファンドの投資目的ならびに投資アプローチおよび投資制限のもとで、参照ファンドの資産を管理し投資することの一任的な裁量を有しています。

投資戦略

参照ファンドの投資戦略は、モデルに基づくシステムティック・マクロ戦略を活用し、独自の動的ポートフォリオ・モデルを利用することでダウンサイド・リスクを抑えながら、市場のトレンドや出来事から絶対リターンを生み出すことです。参照ファンド年率ボラティリティの目標値は10%です。

参照ファンドは、主に流動性の高い上場金融先物および外国為替商品に投資することを目指しています。また、参照ファンドは、資金繰り目的で流動性の高い短期金利商品に投資することもあります。

上記に要約された投資戦略は、参照ファンドの現在の意図を表しています。証券市場や経済全般の条件や動向によっては、異なる戦略や投資手法が追求されたり、用いられたりすることがあります。

MA Niederhoffer Smart Alpha Limited

MA Niederhoffer Smart Alpha Limitedは、合理的かつ商業的に実行可能な限り、Roy G. Niederhoffer スマート・アルファ・ファンド 2X, Ltd(以下、本項において「参照ファンド」といいます。)の投資プログラムのリターンを実質的に複製するという投資目的を達成するために設立された、ケイマン諸島における有限責任免除会社です。

AIFMおよび運用会社

Ceres Fund Management (Cayman) Limited(以下、本項目において「AIFM」といいます。)は、参照ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用者として任命されています。AIFMは、ケイマン諸島の法律に基づき設立された会社です。

R. G. Niederhoffer Capital Management, Inc(以下、本項目において「運用会社」といいます。)は、参照ファンドの運用会社として任命されています。Roy G. Niederhoffer氏は、運用会社の社長および唯一の取締役です。運用会社は、1993年の5月に設立されたデラウェア州の会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として、また、米国商品先物取引委員会にコモディティプール・オペレーターおよびコモディティ・トレーディング・アドバイザーとして登録されており、全米先物協会の会員です。運用会社の主要な所在地は、NY 10019、ニューヨーク、ブロードウェイ1700番39階です。

投資戦略

参照ファンドの投資戦略は、現金、スポット通貨、先物契約、先渡契約、スワップ、これらのオプションならびにその他の規制されたおよび店頭米国および米国外の取引所および市場のデリバティブおよび金融商品を取引することです。運用会社は主に金利に敏感な商品および通貨に投資しますが、運用会社は取引を行う取引所および市場について制限を設けません。運用会社は、高い流動性を提供する市場において取引することに当初は集中します。

運用会社の取引は、先物、通貨およびオプションの包括的なヒストリカル・プライス・データベース定量的調査、ならびに経済およびファンダメンタル・データ、ならびに運用会社の取引経験に由来する一連のルールに基づきます。

運用会社は、継続的に運用会社のデータベースおよび取引ルールを処理し、また、現在適用するルールを決定するため現在(リアル・タイム)およびヒストリカルデータを処理するために設計された専用のソフトウェアを実行する、コンピューターのネットワークを利用します。運用会社は、取引ルール

を創出するために数学的な分析に主に依存します。これは、ヒストリカル・データに対してテストされたときの潜在的なリスク、相関および報酬が一定の基準を満たす場合にのみ実行されます。これらのルールは、短期および長期の価格推移を予想することを意図したものです。取引は、トレンドに反対の場合も、トレンドに追随する場合もあります。

運用会社は、また、リスク・コントロール・システムを創出するための取引システムを創出する定量的手法を採用します。運用会社は、市況、ボラティリティおよび参照ファンドの投資対象に基づき、そのリスク・コントロールを変動させる予定です。さらに、運用会社は、参照ファンドを投資対象および市場の数において分散する予定です。運用会社は、テクニカル・レベルおよびマネー・マーケット・マネジメント原則に基づき、ポジションが負けている場合も勝っている場合も、ストップ・ロス注文を利用することができます。リスクおよび証拠金の使用は、運用会社により密接にモニターされます。

人間の裁量が、コンピューターのトレーディング・システムと一緒に使用されることがあります。例えば、コンピューターの個別のシグナルに機械的に追随するよりも、運用会社は、ポジションをとりまたは手じまいする場合において、現在の市況を考慮します。人間の裁量は、かかる裁量が正当化されると運用会社が信じる場合において、ポジションを管理するために使用されることがあります。

運用会社は、多様な戦略の使用がリターンを強化し、リスクを低減すると信じています。それゆえ、運用会社は、その取引を異なる「コンピューター・モデル」が混合したものに対して割り当てます。それぞれは、異なる種類のルールにより作られた、分離されたコンピューター・トレーディング・システムです。各「コンピューター・モデル」は、異なる戦略、計画時間、投資種類およびリスク/リワード・レシオを使用して取引します。マルチ・モデル・システムにおける各「コンピューター・モデル」のパフォーマンスは、リアル・タイムで追跡されます。これらの「コンピューター・モデル」の「アセット・アロケーター」として行為することにより、運用会社は、収益性を最適化し、リスクを低減します。

参照ファンドのポートフォリオの最大のグロスおよびネットのエクスポージャーは、運用会社の単独の裁量により随時決定されます。一定の稀な状況においては、運用会社は、その単独の裁量により、市場全体から退出することを選択することができます。

ファンドの投資目的が達成される保証または損失が回避される保証はありません。投資者は、ファンドへの投資に伴うリスクを慎重に検討すべきです。

ファンドは、現状において、貸株取引、レポ取引、リバース・レポ取引、トータル・リターン・スワップまたは為替ヘッジ取引を行っていません。

免責条項：

参照ファンドまたは運用会社（以下、本項目において「対象当事者」といいます。）は、本書の内容の正確性や完全性、本書における表明、またはファンドのパフォーマンスについて、いかなる責任も負いません。対象当事者は、いかなる直接的、間接的、重大、または他の損失や利益の損失を含む損害や、本書に基づく当事者や第三者に起因する責任からも免責されます。対象当事者は、ファンドの受益証券についてのマーケティング、勧誘または販売について責任を負うことも関与することもなければ、ファンドの販売に関する法令または規制の遵守について責任を負うこともなく、さらに、マーケティング、販売、売買に関する対象当事者の商品やサービスについて、意見を述べることを許された第三者もありません。参照ファンドおよび運用会社が助言を行う他のいかなるファンドの過去のパフォーマンスも、ファンドの将来のパフォーマンスを示すものではありません。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」の項を参照のこと。

(3) 【運用体制】

() 運用体制

ファンドの運用体制は、以下の記載のとおりです。

管理会社は、ファンドの投資運用をDMSマーケット・アクセス・リミテッドに委任しています。

ファンドの投資運用会社は、アイルランドで設立された有限責任会社であるDMSマーケット・アクセス・リミテッドです。投資運用会社は、アイルランドで設立された非公開有限責任会社であるDMSガバナンス(ヨーロッパ)リミテッド(DMS Governance(Europe)Limited)の完全子会社です。

投資運用会社は、アイルランドに住所を有し、アイルランド中央銀行から、2017年欧州連合(金融商品市場)規則に基づく投資会社としての許可を受けています。また、投資運用会社は、12のEUの法域においてパスポートを有しています。

2020年5月26日現在、管理会社の取締役は、キーヴィギン・オドネル(Caoimhghin O'Donnell)、シヴォーン・モロニー(Siobhan Moloney)、コナー・マクギネス(Conor MacGuinness)、ティム・マディガン(Tim Madigan)およびデビッド・マクジオ(David McGeough)です。

2020年5月26日現在、投資運用会社の取締役は、ティム・マーフィー(Tim Murphy)、デボラ・レイディ(Deborah Reidy)、ジェイソン・ポオノサミー(Jason Poonosamy)、キース・ヘイズリー(Keith Hazley)、ケビン・ライアン(Kevin Ryan)およびジェームズ・アリス(James Allis)です。

投資運用会社は、運用を行う新規ファンドについてリスク評価を行います。かかるリスク評価は、当該スキームの設定を承認するため開催される関連する取締役会に提出され、かかる取締役会において審議され、承認されます。

() 運用方針の意思決定プロセス

投資委員会は、ポートフォリオの構築、商品/取引の分析、選定および処分ならびに投資方針、投資制限および適用されるリスク管理規則の遵守について責任を負います。リスク委員会は、リスクに関する事項についてDMSに対し評価および助言を行う責任を負います。

管理会社の組織図



() 職務および権限

ファンドの投資運用に関する意思決定機能を有する部門または役職である投資運用部門では、内部規則に従い、各部門または各役職の主な職務および権限を以下のとおり定めています。

投資運用会社のポートフォリオ管理チームは、ファンドの意思決定に責任を負い、ポートフォリオはファンドの英文目論見書補遺に規定された目標に従うように維持されます。投資サービスチームは、すべての注文がファンドの目的に沿ったものであり、プレトレードベースでファンドの制限の範囲内であることを確認します。取引執行チームは、市場で本債券の取引を執行します。投資運用会社の投資委員会は、各マニデートに従った手続きについて責任を負い、監督します。

() 会議または委員会またはその他の内部組織

(a) ファンドの管理方針の決定

管理会社は、一定の管理業務を行う責任を管理事務代行会社に委任しています。

(b) 運用の実行

投資運用会社はファンドの資産について一任運用業務を提供し、主として投資がファンドの投資目的と一致することを確保するとともに、ファンドの資産が信託証書および英文目論見書に記載された投資制限および借入制限に反して使用されるかまたは投資されることを回避するために、合理的な措置を講じ、あらゆるデュー・ディリジェンスを実行します。

(c) 監督機能

ファンド

投資運用会社および管理会社は、投資ガイドラインに抵触していないかどうかを監視します。

管理会社は、パフォーマンスを監視し、ファンドの運用を検討するため、四半期毎に取締役会を開催します。

業務委託先

管理会社は、運用中のファンドのパフォーマンスおよび管理会社が一定の業務を委任した業務委託先を監視するためのシステムおよびコントロールを導入しています。これは、取締役会が検討し記録する業務委託先からの四半期報告書の必要事項に明示されます。

管理会社は、90日前の通知によりまたは所定の事由が発生した場合は直ちに、ファンドのために管理事務代行契約を解約し、管理事務代行会社への業務委託を終了することができます。

(d) リスク管理、運用の評価および法律問題の取扱い

管理会社および受託会社は、法律上の助言を必要とする問題については必ず法律顧問に検討を依頼しています。

(4) 【配分方針】

ファンドのいずれの受益証券についても配当を宣言する予定はありません。分配可能利益は、ファンドの資産に留保され、関連する受益証券クラスの純資産価額に反映されます。

(5) 【投資制限】

投資制限

管理会社は、ファンドの計算において、ファンドの総資産の50%超を金融商品取引法に定義される「有価証券」(社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など)(有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除きます。)および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資します。

管理会社は、ファンドのために以下に掲げることを行いません。

- (a) 取得の結果として管理会社が運用するすべての投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50%を超える場合において、当該会社の株式を取得すること。
- (b) ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15%を超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること(ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書または英文目論見書補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとします。)
- (c) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。
- (d) 管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む(ただし、これらに限られません。)受益者の利益を害し、またはファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。
- (e) 空売りの結果、ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。
- (f) 後記「借入れおよびレバレッジ」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。
- (g) 一の発行者の株式または一の投資信託の受益証券について、その保有の結果として、一の発行者の当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)が純資産価額の10%を超えることとなる場合において(当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)、当該株式または受益証券を保有すること。
- (h) 一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行者に係るデリバティブのポジションについて、その保有の結果として、当該取引相手方または当該デリバティブのポジションに係る発行者に対して生じる純エクスポージャー(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。)が純資産価額の10%を超えることとなる場合において(当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)、当該デリバティブのポジションを保有すること。(注:当該デリバティブ取引のもと、取引相手方の債務に担保が設定されまたは証拠金が差し入れられている場合、当該担保または証拠金の評価額は控除することができます。)

- (i) 一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、() 有価証券(上記(g)に定める株式または受益証券を除きます。)、() 金銭債権(上記(h)に定めるデリバティブを除きます。)および() 匿名組合出資持分について、その総額(以下「債券等エクスポージャー」といいます。)が純資産価額の10%を超えることとなる場合において(当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)、当該() 有価証券、() 金銭債権および() 匿名組合出資持分を保有すること。(注:担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、当該主体に対するファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができます。)ただし、ゴールドマン・サックス社債への投資は、債券等エクスポージャーとして算出されません。
- (j) 一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産価額の20%を超えることとなる場合において、当該主体に対するポジションを保有すること。
- (k) デリバティブ取引および日本証券業協会の規則の下におけるデリバティブ取引等の投資指図を行うこと。

前記(g)から(j)までの投資制限に基づく発行者集中およびカウンターパーティー・エクスポージャーのリスクを計算する目的において、ファンドが集団投資事業体および/または証券化商品に直接投資する場合、かつ、それらそれぞれの発行者および/またはビークルの資産が固有資産または当該発行者および/もしくはビークルが保有し、これらの集団投資事業体および/もしくは証券化商品に帰属しないその他の資産から分離されており、かつ、当該発行者および/またはビークルが倒産隔離の団体である場合、当該集団投資事業体および/または証券化商品の裏付資産に対するファンドの間接的なポジションのエクスポージャーは、エクスポージャーを算定する際にルック・スルーすることができます。

ファンドは、日本証券業協会が策定したガイドラインにおける「特化型運用ファンド」です。特化型運用ファンドとは、「支配的な銘柄」が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。特定の発行体によって発行された銘柄の時価総額が、ファンドの投資対象銘柄の時価総額に占める割合が10%を超える場合、そのような特定の発行体によって発行された銘柄は「支配的な銘柄」に分類されます。ファンドは、(本債券への投資を通じて実質的に)ゴールドマン・サックス社債に集中的に投資するため、ファンドには支配的銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いこととなります。そのため、ファンドは、当該支配的銘柄の発行体の支払不能または財政状態の悪化により、重大な悪影響を受ける可能性があります。

管理会社は、上記の投資制限に係る適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除(該当する方)を行う権限を有するものとします(ただし、当該修正または削除について受益者に対し事前の通知を行うものとします。)。

管理会社は、() 受益証券の購入申込みもしくは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、() ファンドが投資する市場もしくは投資対象の急激もしくは大幅な変動を単独の裁量により予期する場合もしくは管理会社の合理的な支配を超えるその他の事由が存在する場合、ならびに/または() 投資方針およびガイドラインからの逸脱が(a) ファンドを終了する準備を行うためもしくは(b) ファンドの資産の規模の結果として管理会社の単独の裁量により合理的に必要である場合、前記の投資制限(ただし、(a) ないし(f) の投資制限を除きます。) から一時的に逸脱することを決定することができます。当該逸脱を認識した場合、管理会社は、受益者の利益を考慮し、合理的に可能な限り速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

借入れおよびレバレッジ

ファンドは、一時的な流動性管理目的で、借入れを行うことができます。日本証券業協会の規則に基づき、ファンドは、純資産価額の10%を超えて、借入れを行いません。当該借入れおよびファンドの費用の見越し計上またはその他の費用の影響により、上限で純資産の115%のレバレッジが随時ファンドにかかる場合があります。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、ファンドの米ドル建て受益証券および豪ドル建て受益証券の純資産価額は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様はに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

() トラストに関するリスク要因

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

ファンドへの投資には、高度なリスク(投資額の全額を失う可能性があるリスクを含みます。)が伴います。各ファンドは、主として特定の投資対象を購入するように設計されており、かかる投資対象は、当該ファンドに重大なリスクをもたらします(資産のパフォーマンス、価格ボラティリティ、管理事務リスクおよびカウンターパーティー・リスクを含みます。)。ファンドの投資プログラムが成功するという、または当該ファンドのリターンが示す投資者の伝統的な証券ポートフォリオとの相関性は低いという保証または表明は行われません。投資予定者は、ファンドへの投資が適切な投資であるかを判断する際に以下の追加の要因を考慮すべきです。

各ファンドは、投機的投資とみなされることがあり、完全な投資プログラムとして意図されているものではありません。ファンドへの投資は、自らの投資を失う経済的リスクに耐えることができ、かつ、英文目論見書および申込契約に定められる条件を満たしている者にのみ適しています。ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。受益者となる予定の者は、ファンドへの投資に伴うリスク(以下に述べるものを含みますが、これに限られません。)を慎重に考慮すべきです。以下に述べる様々なリスクが、ファンドに当てはまる可能性があります。以下は、ファンドへの投資について発生しうるリスクをすべて記載することを意図したものではありません。また、以下で取り上げられていない異なるリスクまたは新たなリスクが将来発生する可能性があります。受益者となる予定の者は、ファンドへの投資に係るリスクについて自らの法務アドバイザー、税務アドバイザーおよび金融アドバイザーに相談すべきです。かかるリスクはいずれも、ファンドおよびその受益者に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

一時点におけるファンドの受益証券の申込価格と買戻価格の差額(適用ある販売手数料、買戻手数料または希薄化防止賦課金によるものを含みます。)は、投資を中長期的なものとするべきであることを表します。

リスクの中には特定のファンドとの関連性がより高くなるものがありますが、投資者は、本書において述べられているリスクが当該ファンドに関連する可能性がある限りにおいて、自らがかかるリスクをすべて理解していることを確実にすべきです。

投資者は、自らが投資しようとする特定のファンドに当てはまるかどうかを判断すべく、本項において概説されるリスクをすべて読むべきです。

以下の投資リスクは、ファンドへの投資に関連する特定のリスクを詳述したものであり、投資者は、かかるリスクについて自らの専門アドバイザーに相談することが推奨されます。以下の投資リスクは、ファンドへの投資に関連するすべてのリスクを網羅的に要約したものとなることが意図されたものではありません。

信託証書に定められる場合を除き、受益者は、トラストの運用またはトラストの事業の管理に参加する権利を有しません。トラストは、管理会社およびその他のサービス提供会社の内部管理およびシステ

ムが適切に機能しているかに左右されます。したがって、いかなる者も、トラストの運用面全般を管理会社およびかかるその他のサービス提供会社に委ねる意思を有しない限り、受益証券を購入すべきではありません。

政府による投資制限

政府の規制および制限により、ファンドが売買することができる有価証券の金額および種類が制限されることがあります。ファンドが特定の国の企業または政府の有価証券に投資する能力は、制限され、または場合によっては禁止される可能性があります。その結果、ファンドの資産の大部分は、かかる制限のない国に投資されることがあります。また、かかる制限は、有価証券の市場価格、流動性および権利に影響を及ぼす場合もあり、ファンドの費用を増大させる可能性があります。さらに、特定の国の政府が定めた方針が、各ファンドの投資対象およびファンドがその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼすことがあります。

その上、投資収益および投資資本の本国送金には、特定の政府の一定の同意が必要となる等の制限が課されることが多く、明確な制限がない場合であっても、本国送金の仕組みが、ファンドの運営の特定の側面に影響を及ぼす可能性があります。

受託会社に対するカウンターパーティー・リスク

トラストおよび各ファンドは、カウンターパーティーとしての受託会社、または受託会社もしくはその他の預託機関が現金を保有する場合に受託会社が用いる預託機関の信用リスクにさらされます。受託会社またはその他の預託機関が支払不能に陥った場合、関連するファンドは、関連するファンドの現金保有高に関して受託会社またはその他の預託機関の一般債権者として扱われます。ただし、関連するファンドの有価証券は、受託会社またはその他の預託機関により分別勘定で維持されており、受託会社またはその他の預託機関が支払不能に陥った場合には保護されることになっています。かかるカウンターパーティーが財務上の困難に陥った場合には、関連するファンドがその資本をすべて損失なく回収することができる場合であっても、関連するファンドによる取引がその間に著しく阻害され、場合によっては重大な損失をもたらすおそれがあります。

受益者を代表する独立した専門家の不存在

管理会社は、トラストおよびファンドの仕組みおよび条件に関して法律顧問、会計士およびその他の専門家に相談していますが、かかる法律顧問は、受益者を代表するものではありません。管理会社取締役は、各投資予定者に対し、受益証券の取得の是非およびトラストの受益証券に投資することの適切性に関して自らの法務アドバイザー、税務アドバイザーおよび金融アドバイザーに相談するよう奨励しています。

サービス提供会社に関するリスク

トラストには従業員はいません。したがって、トラストは、トラストおよび各ファンドの運営に不可欠なサービスを行うサービス提供会社(管理会社、管理事務代行会社、受託会社および投資運用会社を含みますが、これらに限られません。)のパフォーマンスに依拠しています。かかるサービス提供会社がその任命条件に従ってトラストまたは関連するファンドに対する義務を履行しなかった場合(当該サービス提供会社が契約条件に違反している状況を含みます。)には、トラストおよび/または当該ファンドの運営に重大な悪影響が及ぶおそれがあります。

トラストおよび各ファンドの成否は、管理会社の投資運用者としての技能に大きく左右され、管理会社もしくは管理会社が起用する個人が関連するファンドに対して助言を提供し、かつ、関連するファンドのために取引を行う意思を有し続ける、もしくはかかる助言の提供もしくは取引を行うことが可能であり続ける、または管理会社もしくはかかる個人による取引が将来利益を上げる保証はありません。

サービス提供会社とトラストの関係を規定する契約では、当該サービス提供会社はトラストおよび特定の状況においては受益者に対してのみ責任を負うことが規定されており、ほとんどの場合、かかる契約は、サービス提供会社がトラストおよび各ファンドに生じさせうる損失につき当該サービス提供会社を免責するものとなっています。

したがって、ファンドへのサービスの提供に従事するサービス提供会社の作為または不作為によりファンドが被った損失または損害を当該ファンドが回収する権利は、関連するサービス提供会社を任命する契約のうちの当該サービス提供会社の責任を制限する規定による影響を受けることがあり、かかる制限の結果として、当該ファンドの回収額(もしあれば)が実際に被った損失を大きく下回ることになる可能性があります。

多額の買戻し

受益者による短期間の多額の買戻し請求により、ファンドは、当該買戻しの資金を賄うために現金を調達する目的で、本来望ましい時期よりも早期に一定の投資対象を換金し、より少ない資産ベースを適切に反映したポートフォリオを達成する必要が生じる可能性があります。その結果、ファンドの投資方針の実行に成功する管理会社の能力が制限されることがあり、買戻対象の受益証券の価値および発行済みのまま残存する受益証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、買戻請求の受領後、ファンドは、適用ある買戻日より前に資産を換金する必要が生じる場合があり、その結果、ファンドは、当該買戻日までの間、現金または流動性の高い投資対象を保有することとなる可能性があります。当該期間中、管理会社のファンドの投資方針を実行する能力が損なわれるおそれがあり、その結果、ファンドのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、多額の買戻し請求が出される期間にかかわらず、結果としてファンドの純資産価額が減少することにより、ファンドは、利益を生み出すことまたは損失を回復することがより困難になる可能性があります。受益者は、特定の買戻日に係る多額の買戻し請求についての通知をファンドから受領しないため、買戻しを行う受益者より前に、または同時期に受益証券またはその一部を買い戻す機会を得られない場合があります。

ファンドが仕組商品(当該仕組商品に基づくポジションのヘッジに関連するものを含みますが、これに限られません。)、とりわけ存続期間が定められた仕組商品の募集に直接または間接的に関連する投資を受け入れる場合、短期間の多額の買戻し請求のリスクが高まる可能性があります。ファンドは、その単独裁量により決定するところに従い、かかる投資を受け入れ、または受け入れないことができ、かかる投資は、いつでもファンドの純資産価額の重要な部分を占める可能性があります。

申込金および買戻金回収口座の運用について

トラストは、トラストの名義でアンブレラ・レベルの回収口座(以下「アンブレラ現金回収口座」といいます。)を設定しており、ファンド・レベルではかかる口座を設定していません。ファンドへの申込金、ファンドからの買戻金および分配金はすべて、アンブレラ現金回収口座に支払われます。ファンドに関して受領した早期申込金を含むアンブレラ現金回収口座の資金は、2013年アイルランド中央銀行(監督および執行)法(第48条(1)項)ファンド・サービス・プロバイダーのための2015年投資家資金規則による保護の対象とはなりません。

受益証券の発行および/または関連するファンド名義の口座への申込金の支払いならびに買戻金または分配金の支払いが留保されている間、アンブレラ現金回収口座内の資金は、それらが帰属する関連するファンドの資産であり、関連する投資家は、当該ファンドによって支払われたまたは当該ファンドが支払うべき金額に関して、当該ファンドの無担保債権者となります。

ファンドに帰属するすべての申込金(受益証券の発行に先立って受領した申込金を含みます。)ならびにファンドから支払われるすべての買戻金、配当金または現金での分配金は、アンブレラ現金回収口座を介して分配され、管理されます。アンブレラ現金回収口座に支払われた申込金は、トラスト名義の口座に入金されます。ブロックされた買戻金または分配金を含む買戻金および分配金は、支払期日(またはその後ブロックされた金銭の支払いが認められた日)までアンブレラ現金回収口座に保管され、その後、関連するまたは買戻しを行った投資主に支払われます。

受託会社は、アンブレラ現金回収口座内の資金の保管および監督に責任を持ち、アンブレラ現金回収口座内の関連する金額が適切なファンドに帰属することを確認します。

AIFM(またはその関連会社のいずれか)、登録機関および名義書換代理人、ならびに受託会社は、アンブレラ現金回収口座に関する運用手順(トラストの参加ファンドの特定、アンブレラ現金回収口座からの資金移動のために従うべき手順およびプロトコル、日々の調整プロセス、ならびに申込金の支払いの遅れによりファンドに不足額および/またはタイミングの違いにより他のファンドに帰属する資金の当該ファンドへの移動が生じた場合に従うべき手続き)に同意しています。

投資家または関連ファンドを特定するのに十分な書類が揃わないまま、アンブレラ現金回収口座に申込金が支払われた場合、当該金額は、関連する投資家に返却されます。必要な完全かつ正確な書類の提供を怠った場合、投資家の責任となります。

外国税

トラストは、実収入および自己の投資につき生じたキャピタル・ゲインに関して、アイルランド以外の国の税金(源泉徴収税を含みます。)を納付する義務を負う場合があります。トラストは、アイルランドと他国との間の二重課税防止条約に基づき、かかる外国税の税率の軽減による恩恵を受けることができない可能性があります。よって、トラストは、特定の国において負担したいかなる外国源泉徴収税についても、返還を求めることができない可能性があります。かかる状況が変わり、トラストが外国税の払戻しを受けた場合、ファンドの純資産価額は改定されず、払戻し時の比率に応じてその時点で存在する受益者に利益が分配されます。

受益証券の限定的流動性、買戻し

受益証券には一定の制限(後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、(1)海外における買戻し手続等」の項に定める買戻しの制限を含みます。)が課されるため、ファンドへの投資は、流動性が限定的です。限定的な買戻権に従い、各受益者は、トラストへの投資の経済的リスクを無期限に負う用意がなければなりません。受益証券には、譲渡の制限が課されます。後記「第2 管理及び運営、4 受益証券の譲渡」の項をご参照ください。買戻権は、一定の状況において制限または延期される場合があります。後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、(1)海外における買戻し手続等」の項をご参照ください。

よって、ファンドへの投資は、自らの受益証券の限定的流動性に関連するリスクを負うことのできる投資に精通した一定の投資者のみに適しています。受益証券の売買のための独立した市場は存在せず、かかる市場が形成される予定もありません。

資産の評価

純資産価額を計算する目的で取得されるファンドの資産の評価は、有価証券の売却価格に反映されない場合があります。資産の評価の詳細については、後記「第2 管理及び運営、5 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」の項をご参照ください。

個別の法律顧問の不存在

トラストおよび管理会社のアイルランド法律顧問は、アイルランドの法律事務所であるマテソンが務めます。英文目論見書は、管理会社取締役および管理会社により提供された情報に基づき作成されたもので、マテソンは、当該情報を独自に検証していません。マテソンは、ファンドの投資者を代理することはなく、受益者を代理して行為する独立した法律顧問は雇用されていません。

金融取引税

多数のEU加盟国が、金融取引税(以下「FTT」といいます。)の実施を提案しており、現在協議が行われています。提案された形式では、FTTは、金融機関が関与する金融商品の一定の取引に対して、少なくとも1当事者が参加EU加盟国に所在する場合、または金融商品が参加EU加盟国で発行される場合に適用されます。FTTは現在、最低0.01%の利率で課税されることが提案されているデリバティブを除くすべての取引に対して、最低0.1%の利率で課されることが提案されています。FTTは、各カウンターパーティーの活動の性質、所在地および取引の対象物に応じて、カウンターパーティーの双方に課される可能性があります。よって、現在の提案は、11か国の参加EU加盟国外に所在する一定の金融機関ならびにEU圏外に所在する一定の金融機関に対して影響を及ぼします。

提案されたFTTを実施する法律および関連規則の正確な時期および最終的な形式は、依然として完全に明らかにはなっていません。EU圏内における金融取引に係る現在の課税制度の変更(提案されたFTTにより企図される変更を含みます。)は、トラストおよびそのファンドが追及する投資戦略またはヘッジ戦略の費用、ならびにトラストおよびそのファンド内の一定の資産(有価証券、デリバティブおよび仕組金融証券等)の価値および流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。また、提案されたFTTには、これらの負担による影響を軽減するトラストおよびそのファンドの能力を制限する一定の回避防止ルールが含まれています。フランスおよびイタリアにおいて類似の税金が既に導入されており、他のEU加盟国も類似の税金を導入する可能性があることに留意すべきです。FTTを実施するフランスおよびイタリア等の参加EU加盟国は、FTTの実施をもって一切の類似の税金を廃止する予定です。

上記のリスク要因一覧は、トラストへの投資に伴うリスクを完全に列挙または説明するものではありません。投資予定者は、トラストに投資するか否かを決定する前に、本書をもれなく読み、自らのアドバイザーに相談すべきです。また、トラストの投資プログラムが時間の経過とともに発展し、変更されるにつれて、トラストへの投資は、追加の異なるリスク要因にさらされる可能性があります。

() ファンドに関するリスク要因

各投資者は、受益証券に投資する前に独立した投資助言を得るべきです。

以下のリスク要因は、投資アドバイザーによる独立した助言に代わるものではなく、各投資者は、これらの助言をいかなる場合においても受益証券の買付けの決定前に得るべきです。本書に含まれる情報は、投資者の要求、投資目的、経験、知識および状況に合わせてなされる独立した助言に代わるべきも

のとはなり得ないため、投資決定は、これらのリスク要因のみに依拠して行われるべきではありません。

受益証券への投資には重大なリスクが伴い、多くの予測不可能な要因に影響を受けます。ファンドのリスク特性の急激な変化は、受益証券の価値に重大な悪影響を及ぼしえます。受益証券に流通市場が存在する可能性は低いです。投資者は、ファンドにおけるその投資の相当部分または全部を損失する場合があります。したがって、各投資者は、ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきです。また、すべての投資者は、本書に記載される受益証券の取得の結果に関する影響およびリスクについて、自身の顧問に相談することを奨励されます。以下に掲げるリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではありません。

ファンドに関連するリスク

投資目的および取引リスク

ファンドの投資目的が、一定期間のうちに達成される保証はありません。

投資者は、受益証券の価格が上昇することもあれば下落する可能性もあることを認識すべきです。特に、ファンドに対する投資は、投資者が投資元本全額を失う可能性を含む投資リスクに服します。

流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されていません。したがって、受益者は、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、(1) 海外における買戻し手続等」の項に定める手続きおよび制限に基づく買戻方法によらない限り、その受益証券を換金することができないおそれがあります。関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が負います。さらに、受益者が自らの受益証券の買戻しをさせることができないおそれもあります。

無保証

ファンドに対する投資は、政府、官庁または機関のいずれによっても保証または付保されておらず、銀行による保証もありません。ファンドの受益証券は、銀行の預金または債務ではなく、銀行によって保証または裏書きされず、受益証券に投資された金額は上下に変動する可能性があります。元本の確保は保証されません。ファンドに対する投資は、元本の損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴います。受益者が当初の投資の総額を回収することができるという保証はありません。受益者は、投資総額を上限とする損失を被る覚悟をしておくべきです。

ファンドの実績の不存在

ファンドは、これから投資プログラムを開始しようとしているため、運用歴または運用実績はありません。管理会社が運用する他の投資ファンドの過去の実績は、必ずしもファンドの将来の結果を示すものではありません。

一時停止リスク

管理会社は、信託証書の条項に基づき、一定の状況において、純資産価額の計算ならびに/または受益証券の申込みおよび買戻しを停止することができます。投資者は、当該停止が実行された場合、受益証券の買戻しを行うことはできません。投資者は、純資産価額の算定が停止されている場合、自らの投資資産の時価を獲得することができません。

早期買戻し

受益証券の早期買戻しの結果、受益者の受領する金額が発行価格を下回ることがあります。受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの存続期間中に発行価格を下回ることがあり、したがって、ファンドの満期日前に買い戻される受益証券の買戻価格は、発行価格を下回る可能性があります。

買戻しが与える影響

受益者の保有する受益証券に関して大量の買戻し請求が行われる場合、買戻しに必要な現金を調達するために、管理会社は、望ましい時機よりも早期にファンドの投資対象を換金しなければならなくなる可能性があります。

分配

ファンドの分配方針は、受益者に分配を行うことではなく、ファンドの純収益および実現キャピタル・ゲインのすべてを再投資することです。したがって、ファンドへの投資は、インカム・ゲインを求める投資者には適合していないことがあります。

受益証券1口当たり純資産価格

設立費用は、管理会社が他の方法を適用することを決定しない限り、最初の3会計期間にわたって償却されます。当該償却の結果、純資産価額は、減額されます。最初の3会計期間末より前に受益証券の買戻しを選択する受益者は、極めて高い比率の経費を負担するおそれがあります。

為替リスク

受益証券は、米ドル建て受益証券は米ドル建て、および豪ドル建て受益証券は豪ドル建てです。そのため、投資者の金融活動が主に米ドルまたは豪ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含みます。)(以下「投資者通貨」といいます。)建てである場合、通貨の転換に関連する一定のリスクが生じます。これらのリスクには、為替相場が著しく変動するリスク(米ドルまたは豪ドルの切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変動を含みます。)および関連する米ドルまたは豪ドルまたは投資者通貨(いずれか該当する方)を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。米ドルまたは豪ドルに対する投資者通貨の価値が上昇した場合、(a)純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額ならびに(b)支払われるべき分配金(もしあれば)の投資者通貨相当額が減少します。

クラス間債務

受益証券は、様々なクラスで発行されます。信託証書は、ファンドの債務が様々な受益証券クラス間に帰属する方法を規定しています(債務は、債務が発生した特定の受益証券クラスに帰属します。)。しかしながら、ファンドは単一の信託として構成されており、いかなる受益証券クラスの保有者も、他の受益証券のクラスに帰属する資産がそれらの債務を返済するのに不十分である場合、当該保有者の保有する受益証券クラスに対応しない他の受益証券クラスに関して発生した債務を負担することを強制されることがあります。したがって、受益証券クラスに帰属する債務が、特定の受益証券クラスに限定されるものではなく、一または複数の他の受益証券クラスに帰属する資産から支払われることを要求される可能性があるというリスクがあります。

クラス受益証券が設定されなかった場合または繰上償還された場合

一つのクラス受益証券が設定されなかった場合または償還日より前に繰上償還された場合(以下「単一クラス事由」といいます。)、存続するクラス受益証券が負担するファンドの費用は単一クラス事由が生じなかった場合と比較して相対的に高くなります。単一クラス事由は、存続するクラス受益証券の1口当たり純資産価格を減少させ、また、当該クラス受益証券について目標償還水準の達成をできなくするおそれがあります。

受益証券の追加クラスの費用

将来、受益証券の追加クラスが発行される可能性があります。当該追加受益証券クラスの設定に関連する経費および費用の一部または全部は、当該受益証券クラスのみによって負担されず、例えば、ファンド全体によって負担されることがあります。これは、当該追加受益証券クラスが設定される前に発行されている受益証券クラスの受益証券1口当たりの純資産価格に悪影響を与える可能性があります。

繰上償還リスク

ファンドは、特定の状況において、後記「第2 管理及び運営、5 資産管理等の概要、(3)信託期間」および「第2 管理及び運営、5 資産管理等の概要、(5)その他、ファンドの償還」の項に記載されるとおり、予定の償還日より前に償還することがあります。

補償

管理事務代行会社、管理会社、投資運用会社および受託会社を含みますがこれらに限定されない様々なサービス・プロバイダーは、ファンドに関するサービスについてそれぞれの契約条件に基づき、ファンドの資産から補償を受ける権利を有する場合があります。ファンドは、これらの義務により、相当な補償の支払いを求められる可能性があります。

本債券に関するリスク

発行体リスク

発行体は特別目的会社であり、発行体の日々の事業運営はありません。発行体は、設立法域において認可、登録または承認を受ける必要はなく、販売制限に従うことを条件にいかなる法域においても規制上の監督を受けることなく運営します。発行体の設立法域以外の法域における規制当局は、発行体または本債券保有者に悪影響を及ぼす可能性のある法律が発行体に対して適用されることに関して、発行体とは異なる見解をとる可能性があります。

担保資産の強制執行および現金化における、リミテッド・リコースおよび支払いの不足

発行体の資産に参加する本債券保有者の権利は、本債券に関連する担保資産に限定されます。当該担保資産ならびにその強制執行および/または現金化による手取金(該当する場合)が、本債券に関して期限の到来したすべての支払いおよび引渡し(該当する場合)を行うのに十分でない場合、本債券に関する関連する発行体の債務は、本債券の要項および関連する最終条件に明記されるように、本債券に関連する担保資産に限定されます。

倒産不申立

債券保有者およびスワップ・カウンターパーティーはいずれも、本債券に基づく支払いの不足を原因として、発行体の倒産申立てまたは解散もしくは審査に向けた行為を行う権利を有しません。

支払いの優先順位

各シリーズの債券保有者およびスワップ・カウンターパーティー(場合により)の請求の各優先順位は、リミテッド・リコース証券プログラムに関する発行体の基本目論見書に記載されます。

強制執行の権利

本債券保有者は、本債券に基づく支払いを受ける権利があるにもかかわらず、発行体に対して措置を講じる権利は本債券受託会社に原則として付与されているため、本債券保有者による発行体に対する直接の権利行使は制限されていることに留意すべきです。

課税

本債券に基づく支払いが源泉徴収または控除の対象となる場合、本債券保有者は、当該相当額を加算した金額を受け取る権利を有しません。また、本債券保有者は、かかる源泉徴収または控除が課されることにより、本債券が早期に償還される可能性があることにも留意すべきです。

早期償還

発行体の基本目論見書に記載される一定の事由が発生した場合、発行体は、すべての本債券を早期償還額で予定された満期日前に償還することができます。当該早期償還額は、債券満期日に支払う最終償還額を下回る場合があります。早期償還日における本債券の価格は、約定日における発行価格を著しく下回る可能性があり、ゼロとなる可能性もあります。かかる投資が早期償還された場合、満期まで本債券を保有していれば受領したはずの規定された最終償還額を下回る(特定の状況では、大幅に下回る)額を受領するか、または全く受領できない可能性があります。

ブラックアウト期間中

当初資産は、ゴールドマン・サックス・グループ・インクの債務で構成されています。したがって、売却代理人としての資格におけるゴールドマン・サックス・インターナショナルによる当初資産の売却の手配は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが社内外の規制上またはコンプライアンス上の規則またはガイドラインを通じて遵守することを要求されるゴールドマン・サックス・グループ・イ

ンク(またはそのグループ会社のメンバー)の債務の売却または発行に影響を与えるブラックアウト期間(またはその他の制限)の対象となります。

したがって、当初資産の売却が要求される事由が、ブラックアウト期間中またはその直前に発生した場合、関連する処分日は、ブラックアウト期間が終了するまで発生しない可能性があり、計算代理人または売却代理人のいずれも、ブラックアウト期間中に売却が行われていた場合にはより高い価格を得ることができたという理由のみで、発行体または担保関係者に対して責任を負わないものとします。

関連情報

GSは、本債券、担保資産、および本債券または担保資産を参照するデリバティブ商品(以下「関連商品」と総称します。)に関する情報にアクセスすることができます。GSは、かかる関連情報を開示する義務を負いません。

関連取引

本債券に関連して、またはその他の理由により、GSは、とりわけ以下の取引を行うことができます。()本債券、担保資産または同様の証券もしくは商品に対するGSのエクスポージャーをヘッジするための取引、()本債券、担保資産または同様の証券もしくは商品に関連するショート・ポジションを保有し、またはその他のデリバティブ取引を行うための取引、または()他の投資家に売却する投資ビークルの設定を通じて、本債券、担保資産または同様の証券もしくは商品に関連するGSの信用リスクまたは市場リスクを証券化するための取引。GSは、当該取引を自身で行うだけでなく、当該取引を自身の顧客もしくは取引相手方のために組成すること、またはかかる取引の締結に際して顧客もしくは取引相手方に助言もしくは支援を行うこともできます。

流通市場に関する規定

本債券には流動性がない場合があり、一定の状況においては本債券の市場が存在しないこともあります。投資家は本債券を満期まで保有する準備を行う必要があります。本債券の流通市場が発展する可能性は低いと想定されます。GSがマーケット・メイクを行う可能性はありますが、その義務はありません。マーケット・メイクを行う場合であっても、通知なしにいつでもやめることができます。流通市場価格は、必ずしもGSまたはその関連会社によって公表されるものではなく、また、いずれの者も本債券の市場を形成することを約していません。

価格の不一致

GSが本債券につき提示する価格は、()GSの値付けモデルを参照して決定された本債券の価格、および()第三者によって提示された価格と大幅に異なる可能性があります。GSは、価格を提供する義務、または第三者が提示するその他の価格に適合させる義務を負いません。

秘密保持および情報開示

本債券の要項はGSの秘密事項であり、受領した者は秘密事項として取り扱わなければなりません。ただし、本債券の米国連邦所得税法上の取扱いに関連する可能性がある本債券に関する情報(当事者の身元を除きます。)、または米国連邦所得税の優遇措置を得るために必要な本債券に関する情報は、いかなる種類の契約上の制限を受けることなく、関係当局に開示される可能性があります。

増額

本債券の額面総額は、発行日以前であればいつでも増額することができます。

当初資産であるゴールドマン・サックス・グループ・インクの既発債の価格変動リスクおよび当該当初資産の発行者の信用リスクに対するエクスポージャー

本債券の投資家は、当初資産としてのゴールドマン・サックス・グループ・インクの既発債の価格変動リスクにさらされています。本債券が、何らかの理由により早期償還された場合、当該当初資産は売却され、その売却手取金が早期償還額の計算に使用されます。当該当初資産が何らかの理由により、その元本金額を下回る価格で売却された場合、本債券保有者は、保有する本債券の発行済元本金額を下回る金額を受領する可能性が高くなります。また、本債券の投資家は、随時、当該当初資産の発行者の信用リスクにさらされています。なぜなら、当該当初資産の発行者の信用力の低下は、当該当初資産の市

場価格または売却価格を低下させる可能性が高く、かつ、当該当初資産の発行者によるかかる当初資産のデフォルトが、本債券の早期償還をもたらす可能性があるからです。

発行通貨以外の通貨建ての参照資産に係る為替リスク

本債券の要項において、支払いは参照資産の通貨とは異なる通貨で行われる旨規定されており、かつ、本債券に「クオント」機能が付されていない場合、または通貨の換算を予定している参照資産の場合には、投資家は参照資産のパフォーマンスだけでなく、当該為替レートの変動リスクにもさらされる可能性があり、これらは予測することができません。本債券に基づく支払通貨が参照資産の通貨に対して下落すると、本債券の価格およびリターンの減少をもたらすことになります。さらに、関連する為替レートの変動は、関連する参照資産の水準、価格、レートまたはその他の適用ある価格に間接的に影響を及ぼし、ひいては本債券の価格およびリターンにマイナスの影響を与えることになります。

外国為替

外貨建てである本債券は、為替レートの変動による影響を受け、これにより投資の評価額もしくは価格、または当該投資から得られる収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

ゴールドマン・サックス・グループの信用リスクに対するエクスポージャー

本債券保有者は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・グループの信用リスクにさらされています。発行体が本債券に基づく債務を履行する能力は、当初資産であるゴールドマン・サックス・グループ・インクの既発債に基づく利息および元本の支払い、さらにスワップ・カウンターパーティーによる発行体への支払いを受領できるかどうかによって左右されます。したがって、本債券保有者は、当該当初資産の価格変動リスクにさらされるだけでなく、スワップ・カウンターパーティーがスワップに基づく発行体への支払義務を履行する能力にも左右されます。スワップ・カウンターパーティーが支払不能になった場合、発行体は、スワップ・カウンターパーティーからの未払金につき、無担保債権者として順位付けされます。スワップ・カウンターパーティーのデフォルトに起因する早期償還の場合、本債券保有者は、デフォルトが発生しなかった場合よりも、受領する金額が少なくなる可能性があり、したがって、本債券保有者はスワップ・カウンターパーティーのデフォルトに関連する損失を被る可能性があります。スワップ・カウンターパーティーの請求は、あらゆる状況において本債券保有者の請求よりも上位に順位付けされます。

利益相反

本債券の発行に関連してスワップ・カウンターパーティーおよびその関係会社がかかる資格で行う場合、関連する資格において自身が明示的に合意した義務および責任のみを有するものとし、その他の資格で行う自身またはその他の関係会社においては、当該資格の各々に関して明示的に規定された以外のその他の義務もしくは責任、またはその他の注意基準を有するとはみなされません。

スワップ・カウンターパーティーは、特定の種類の有価証券について、本債券受託会社に対し、一定の措置(本債券のアクセラレーションおよび担保の強制執行に関連する措置を含みますが、これらに限られません。)を講じるよう求める権利を有することがあります。スワップ・カウンターパーティーは、自らの利益のみを目的としてかかる要求を行い、本債券保有者の利益を考慮するものではありません。

スワップ・カウンターパーティーおよびその関連会社は、本債券の発行に関する様々な資格において商取引を行うことができ、これには本債券に関する関連書類に規定された投資有価証券の取得が含まれます。これは、様々な文書に記載されている手数料に加え、収入および利益を得る元となりますが、その説明責任は負いません。ただし、かかる収入、利益または手数料が、適用される規制に従って支払われるか、受領される場合に限ります。

本債券保有者の利益と発行体および/またはスワップ・カウンターパーティーのいずれかの利益との間に、当該者による様々な事業、運用、投資およびその他の活動の結果、様々な潜在的および実際の利益相反が生じる可能性があり、当該者のいずれも、本債券保有者に有利にかかる利益相反を解決する義務はありません。

当該者は、(a)担保資産に関する取引を行うことができ、また、(b)自身の業務につき行為することができ、かつ、商業銀行業務もしくは投資銀行業務またはその他の業務との関係を有する可能性が

ありますが、いずれの場合も、かかる行為または関係が担保資産、本債券または本書もしくはその他に記載される取引における他の当事者としての地位に対して悪影響を及ぼすかどうかにかかわらず、本債券が存在しない場合と同様に行うものとします。

投資家はまた、保管会社、販売代理人および/またはディーラーが、本債券保有者に開示する義務のない担保資産に関する秘密情報を保有する必要があることを認識すべきです。

さらに、本債券が公募される場合には、販売会社は発行体による業務委託に基づき行為し、実行した業務および本債券の一般への販売実績に基づく報酬および/または手数料を受領するため、その他の潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

参照ファンドのスイッチ・オプション

ストラテジー・アセットの構成は、参照ファンドのスイッチ・オプションの執行債権者および/または取引配分代理人(該当する場合)による執行後、随時、調整されることがあります。参照ファンドのスイッチ・オプションが正式に執行された後のストラテジー・アセットの構成の変更は、すべての本債券保有者を拘束します。

参照ファンドのレバレッジ

参照ファンドがレバレッジを利用する場合、参照ファンドのリスクリワードは、参照ファンドの投資先資産に対する実質エクスポージャーを増加させる乗数に左右されます。参照ファンドが利用するレバレッジの水準は、参照ファンドの関連する目論見書または関連するリスク開示書類で開示されます。

トラッキング・リスク

参照バスケットは、資産への想定投資額から算出される計算に基づいています。参照バスケットが当該資産に対し合成したエクスポージャーを設定する場合であっても、当該資産への直接投資に起因する費用および制限が考慮され、参照バスケットおよびその価格に反映されます。

絶対リターンではないこと

参照バスケットは、参照バスケット水準の長期の実現ボラティリティが既定のボラティリティ目標値に収まるよう、ストラテジー・アセットに対するボラティリティをコントロールして合成したエクスポージャーを反映しており、満期時の参照ファンドの絶対リターンのみを反映するものではありません。したがって、本債券保有者は、参照ファンドに直接投資する者と同じリターンを得られない可能性があります。

クリスタライゼーション事由

クリスタライゼーション事由を生じる潜在的クリスタライゼーション事由がある場合、計算代理人は、参照ファンド・バスケットからその影響を受けた参照ファンドを除外し、かかる参照ファンドを代替資産と入れ換えることができます(ただし、義務ではありません。)。除外されたものの代替資産への入替えが行われない参照ファンドに帰属する価額は、その代わりとして、現金資産に対する名目上の投資に帰属します。

全額現金払い以外の償還事由

全額現金払い以外の償還事由が生じた場合、計算代理人は、影響を受ける参照ファンドに関する調整後NAVを誠実かつ商業的に合理的な方法で決定し、また、それに応じてスワップ契約および本債券の要項を調整することがあります。

バスケット事由

クリスタライゼーション事由の結果として、参照ファンド・バスケットが1つの参照ファンドのみまたは代替資産のみから構成されることになった場合、計算代理人はバスケット事由通知を送付し、本債券のストラテジー・アセットに対するエクスポージャーは当該日かその前後に終了することになります。そして、予定された本債券の満期日において本債券保有者に支払うべきストラテジー・アセットに連動する額は、バスケット事由の日かその前後の本債券のオプション価値およびそれについて発生するオーバーナイト金利に基づいて決定されます。かかる額は、当該期間のストラテジー・アセットのパフォーマンスを下回る可能性があります。

ヘッジ活動

GSは、スワップに関する義務を、参照ファンドの受益証券や参照ファンドの原資産を直接または間接に購入または売却することにより、また、その他のヘッジ活動を行うことで、ヘッジすることができ、また、本債券に関するNAV() (t) の決定日までに、前述のものを購入もしくは売却または解消することにより、そのようなヘッジを調整または解消することができます。発行体および/またはGSはまた、ストラテジー・アセットおよび参照ファンドを参照する他の商品に関連するヘッジ取引を締結、調整または解消することができます。このヘッジ活動はいずれも、参照ファンドおよび本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

ゴールドマン・サックスの役割と利益相反

GSはこれらの役割と自身の利益対立に直面する可能性があります。特に、GSの他の事業において、GSは、本債券、参照バスケットもしくは参照ファンドまたは参照ファンドが投資する資産に経済的またはその他の利害関係を有することがあり、1つ以上の参照ファンドのプライム・ブローカーとして行動することがあり、GSが適切と認める場合には、その利害関係に関して救済措置を行使し、またはその他の措置をとることがあります。これらの行為は、ストラテジー水準に悪影響を及ぼす可能性があります。

計算代理人

計算代理人は、本債券の要項において定義されるファンド市場混乱事由、潜在的調整事由またはクリスタライゼーション事由を含む特定の事由の発生時に、本債券および/または参照バスケットおよび/または参照ファンドに関する決定および評価を行う一定の裁量的権限を有しています。計算代理人の決定は最終的なものであり、重大な誤りがない限り修正されません。計算代理人は、契約上の義務に従って行動し、その裁量権を行使するにあたり、本債券保有者の利益を考慮することなくその決定を行うものとし、それにより本債券保有者が被った損失について発行体に責任を負わないものとし、GSは、発行体の計算代理人としての役割を果たすにあたり、発行体(またはその他の者)の代理人として行動しておらず、また、受託者として行動しておらず、発行体、本件債券保有者またはその他の者に対して受託者としての義務を負わず、また、発行体、本件債券保有者またはその他の者の利益をあらゆる理由において考慮に入れる義務を負いません。別段の記載がない限り、計算代理人は誠実に、かつ、商業的に合理的な方法で行動します。不正行為がない場合、計算代理人は、本債券保有者またはその他の者に対して、契約上の責任、契約外の責任、受託者責任のいずれも負いません。計算代理人は、第三者情報源のデータおよび情報入手し、使用することができます。計算代理人は、かかる情報を独自に検証する義務を負うものではなく、現在もその意図はなく、また、計算代理人は、かかるデータまたは情報の正確性および/または完全性を保証するものではありません。計算代理人は、第三者情報源のデータおよび情報に基づく計算の不正確性、脱落または誤りについて(契約上、不法行為上その他を問わず)何人に対しても責任を負わないものとし、また、計算代理人は、第三者情報源のデータおよび情報の不正確性、脱落または誤りに気付いたとしても何人に対してもそれを助言する義務を負わないものとし、ます。

税金

参照バスケットのリターンは、参照バスケットによって参照された資産に関して支払われるべき税金を控除したものとなります。

頻繁な取引

参照バスケットまたはスワップに基づく参照バスケットのヘッジは頻繁な取引を意味しますが、その結果、参照ファンドについて償還違約金または取引コストが生じる可能性があります、これらが課された場合、参照ファンドの純資産価値に影響を及ぼします。

ゴールドマン・サックスまたはその関連会社は投資運用会社に経済的な利益を有する場合があること

GSまたはその関連会社は、参照ファンドの投資運用会社もしくはスポンサーまたは参照ファンドの原資産の投資運用会社もしくはスポンサーに対して投資を行うか、またはそれらとの間で取引を行うことができます。その結果、GSまたはその関連会社は、かかる投資運用会社またはスポンサーが運用する

ファンドへの投資から経済的に利益を得ることができます。これには、本債券またはそのリターンが参照ファンドに連動する他の証券もしくは商品に関するGSおよび/または発行体のヘッジ活動の結果によるものが含まれますが、これに限られません。GSはそのような投資もしくは取引を締結した場合またはそれらが終了した場合であっても、本債券保有者にそれらを通知する義務を負いません。

原資産への投資の償還違約金および流動性

参照ファンドは、早期償還違約金を課し、流動性ロックアップ期間または通知期間を有する原資産への投資を参照することがあります。関連する原資産への投資に関するそのような早期償還違約金は、NAV () (t) の計算において考慮され、NAV () (t) を減少させ、そのような流動性ロックアップ期間または通知期間は、参照バスケットのパフォーマンスにおいて考慮されます。

参照ファンドに固有のリスク

参照ファンドに固有のリスクの一部は、それぞれの目論見書またはリスク開示書類に記載されており、本債券保有者はそれらを精査すべきです。

ボラティリティおよび参照バスケットのリスク

参照バスケットは、ストラテジー・アセットに対する想定ボラティリティ・コントロール・エクスポージャーを提供することを目的としたボラティリティ調整機能を有します。これは、あらかじめ決められたボラティリティ目標に対するストラテジー・アセットの過去の実現ボラティリティに基づき、ストラテジー・アセットに対する参照バスケットのエクスポージャーを定期的に増減させることによって達成されます。ストラテジー・アセットの実現ボラティリティの増加は、ストラテジー・アセットに対する参照バスケットのエクスポージャーを減少させることがあり、その逆もまた同様です。

ストラテジー・アセットの将来の実現ボラティリティは、ストラテジー・アセットの過去の実現ボラティリティと異なる可能性があるため、ストラテジー・アセットのウェイトおよび参照バスケットのパフォーマンスは、過去の実現ボラティリティではなく将来の実現ボラティリティに基づいて計算された場合には、異なる可能性があります。

ボラティリティの目標メカニズムにかかわらず、参照バスケットVTレベル(本債券の要項で定義されます。)のボラティリティが目標と異なる可能性があり、後者が達成されない可能性があります。また、実現ボラティリティは、例えば、原資産にギャップ事由が発生した場合に、目標を大幅に上回る可能性もあります。

ボラティリティ目標メカニズムでは、ストラテジー・アセットの実際の営業日数とは大幅に異なる可能性のある252の年換算係数を使用しています。異なる年換算係数は、計算されたボラティリティ、ひいては連動率を低くするまたは高くする可能性があります。

ストラテジー・アセットのウェイトが100%未満の場合があります

ストラテジー・アセットに対する参照バスケットの全体的なエクスポージャーの絶対値は、100%を下回る可能性があります。ストラテジー・アセットのウェイトが100%未満の場合、参照バスケットはストラテジー・アセットへの連動を減少させ、エクスポージャーが大きい参照バスケットのパフォーマンスを下回る可能性があります。

参照バスケットへの投資はデレバレッジの対象となる可能性があり、その場合、当該投資の利益は制限される可能性があります

参照バスケットは、ストラテジー・アセットの実現ボラティリティがボラティリティ目標を上回る場合、デレバレッジの対象となる可能性があるため、参照バスケットに連動する商品の投資家がストラテジー・アセットの価値の増加から十分な利益を得られない可能性があります。デレバレッジとは、ある投資のリターンまたは損失が、当該投資対象の価値が下落した場合に当該投資対象に対するエクスポージャーを減少させ、ボラティリティおよび損失リスクを減少させるが、当該投資対象の価値が増加した場合に潜在的な利益を減少させる乗数の適用対象となることを意味します。投資家は、ストラテジー・アセットの価値が増加または減少した場合、参照バスケットに連動する投資がストラテジー・アセットと同程度の価値の増加または減少を有しない可能性があることを認識すべきです。

モメンタム・リスクの制御および参照バスケットのリスク

参照バスケットは、ストラテジー・アセットに対する想定パフォーマンス・コントロール・エクスポージャーを提供することを目的としたモメンタム・リスク制御調整機能を有します。これは、ストラテジー・アセットのモメンタム・シグナルに基づき、ストラテジー・アセットに対する参照バスケットのエクスポージャーを定期的に増減させることによって達成されます。ストラテジー・アセットの過去のパフォーマンスの低下は、ストラテジー・アセットに対する参照バスケットのエクスポージャーを減少させることがあり、その逆もまた同様です。

ストラテジー・アセットの将来のパフォーマンスは、ストラテジー・アセットの過去のパフォーマンスと異なる可能性があるため、ストラテジー・アセットのウェイトおよび参照バスケットのパフォーマンスは、過去のパフォーマンスではなく将来のパフォーマンスに基づいて計算された場合には、異なる可能性があります。

参照バスケットへの投資はデレバレッジの対象となる可能性があり、その場合、当該投資の利益は制限される可能性があります

参照バスケットは、モメンタム・シグナルがマイナスの場合、デレバレッジの対象となる可能性があるため、参照バスケットに連動する商品の投資家がストラテジー・アセットの価値の増加から十分な利益を得られない可能性があります。デレバレッジとは、ある投資のリターンまたは損失が、当該投資対象の価値が下落した場合に当該投資対象に対するエクスポージャーを減少させ、ボラティリティおよび損失リスクを減少させるが、当該投資対象の価値が増加した場合に潜在的な利益を減少させる乗数の適用対象となることを意味します。投資家は、ストラテジー・アセットの価値が増加または減少した場合、参照バスケットに連動する投資がストラテジー・アセットと同程度の価値の増加または減少を有しない可能性があることを認識すべきです。

参照バスケット特有のリスク

参照バスケットに係るリスクの詳細については、各参照ファンドの参照ファンド目論見書をご参照ください。

参照ファンドのパフォーマンスに連動する本債券に関わるリスク：ファンドに連動する本債券への投資には、伝統的な債務証券への投資に関連するリスクに加えて、重大なリスクが伴います。

- (a) 本債券が連動している参照ファンドの受益証券または株式(以下「ファンド持分」といいます。)のパフォーマンスは、本債券の投資リターン価値に影響を及ぼします。ファンド持分のパフォーマンスは、マクロ経済的要因(資本市場における金利および価格水準、外国為替レートの変動を含む為替動向、政治的、司法的または経済的要因等)ならびに参照ファンド固有の要因(参照ファンドのリスク特性、上級職員の専門知識、ならびにその株主構成および分配方針等)を含む多くの要因に左右されます。参照ファンドおよび参照ファンドが投資する投資先銘柄が採用する投資目的ならびに投資方針は、ファンド持分のパフォーマンスにも影響を及ぼす可能性のある様々な投資戦略を利用する場合があります。さらに、参照ファンドは、不安定かつ/または流動性の低い市場に投資することがあり、投資ポジションを開放または清算することが困難または高コストとなる可能性があります。あらゆる参照ファンドのファンド持分または当該参照ファンドが投資できる投資先銘柄の現在または将来のパフォーマンスは保証されません。
- (b) 参照ファンドのパフォーマンスは、その目論見書に記載されているとおり、参照ファンドが負担する報酬や費用に影響を受けます。かかる手数料および費用には、通常参照ファンドへの直接投資に関連して発生する投資運用報酬、成功報酬および営業費用が含まれることがあります。
- (c) スワップ・カウンターパーティーおよび/またはその関連会社は、当該参照ファンドのファンド持分またはスワップ・カウンターパーティーおよび/もしくはその関連会社がスワップのヘッジとして保有することのできるその他の資産について、参照ファンドの管理会社またはファンド業務提供会社からリポートを受領できます。かかる手数料リポート契約に重大な変更が生じた場合、スワップ・カウンターパーティーおよび/またはその関連会社に損失または費用の増加が生じる可能性があります。このような状況が発生した場合、計算代理人は、クリスタライゼーション事由が発生したと判断し、当該事由に対処するために利用可能な措置を講じることがあります。
- (d) 保有予定者は、本債券への投資を行う前に、本債券が連動しているすべてのファンドについて、関連するファンドの目論見書(リスク要因を含みます。)を検討しなければなりません。ただし、発行体、ゴールドマン・サックスおよびその関連会社は、すべてのファンドの目論見書の正確性または完全性について一切の責任を負いません。
- (e) 計算代理人は、関連する参照ファンド自身(または参照ファンドに代わる別組織)の1株または1口当たり純資産価格の計算および公表に依存しています。参照ファンドの1株または1口当たり純資産価格の計算および公表が遅延、停止または不正確であった場合、本債券のリターンの計算に影響を与えます。

- (f) 参照ファンドが投資する市場は、例えば、税制や通貨の本国送金に関する政策の急変、または参照ファンドが保有する資産の外国人保有分の価値に関する法律の変更の結果、随時非常に不安定になる可能性があり、これにより当該参照ファンドが買戻請求またはその他の資金需要を満たすためにポジションを現金化する純資産価額が影響を受ける可能性があります。
- (g) 1ファンド持分当たりの純資産価格は、誠実に行為する計算代理人により商業的に合理的な方法で決定される募集もしくは買戻費用または取引手数料を考慮して調整されます。かかる費用および手数料が上昇すると、本債券の価値およびリターンは減少します。
- (h) 参照ファンドの流動性は、買戻請求が実施された場合、および実施された時点で、常にそれらに依拠するのに十分であるという保証はありません。流動性の欠如または買戻制限が、ファンド持分の流動性およびその価値に影響を及ぼす可能性があり、本債券のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。
- (i) 発行体は、本債券が連動している参照ファンドの管理会社または参照ファンド業務提供会社に一切関与しません。さらに、発行体は、投資が行われる前に参照ファンドが行った特定の投資に関して評価または協議する機会を有しません。
- (j) 参照ファンドの管理会社または参照ファンド業務提供会社は、本債券保有者の利益にかかわらず、当該ファンドが投資する参照ファンドの銘柄を追加、削除または入換えることができ、参照ファンドの投資内容を変更する可能性があるその他の方法論における変更を行うことができ、これにより、本債券の投資リターンに悪影響を及ぼす可能性があります。
- (k) 参照ファンドは、借入金、レボ契約およびその他のデリバティブ金融商品の利用を含むレバレッジ手法を活用することができます。レバレッジは参照ファンドのトータル・リターンを増加させる機会を提供する一方で、潜在的な損失リスクを増加させます。参照ファンドの投資価値に悪影響を与える事由は、当該投資のレバレッジの度合いに応じて増幅されます。レバレッジは、当該ファンドが投資する資産にも同様の影響を及ぼす可能性があります。参照ファンドによるレバレッジの利用は、レバレッジを使わなかった場合よりも多い相当額の損失をもたらす可能性があります。
- (l) 計算代理人は、本債券の要項に基づいて、潜在的調整事由(概して、ファンド持分に対して希薄化または逆希薄化する可能性のある事由を含みます。)の発生後に、一定の決定および調整を行う裁量権を有するか、または(関連する本債券の要項に基づいて)本債券に関連する計算または決定に用いられるファンド持分の補正を考慮して本債券に基づき支払われる金額を決定ことができ、本債券の当初の経済的目的および論拠を実務的に可能な限り維持します。かかる決定は、本債券の価値およびリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。
- (m) 最終償還額は、参照バスケット・パフォーマンスの運用実績に連動する要素から構成されており、当該金額は、本債券の判定基準日に関連する買戻注文を当該日以前に提出する各参照ファンドの仮想債券保有者が、判定基準日に対応する観察日(以下「観察日」といいます。)より前に償還金額を現金で全額受領しない場合、繰延の対象となる可能性があります。当該買戻注文が観察日以前に現金で全額支払われなかった場合、計算代理人は、クリスタライゼーション事由が発生したことを宣言し、最終的に、関連する観察日から60暦日後である調整済純資産価額判定終了日以前に、当該参照ファンドの水準、価格、利率、償還価額またはその他の適用ある価額を調整することができます。かかる調整および決定は、保有する本債券の価値およびリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

計算代理人が、クリスタライゼーション事由の発生後に参照ファンドの入換えができないと判断した場合、当該参照ファンドは、参照ファンド・バスケットから除外され、参照ファンド・バスケットは、残りの参照ファンドおよび/または代替資産から構成されるものとします。ただし、参照ファンドおよび/または代替資産(もしあれば)の総数が2未満である場合を除きます。こ

の場合、バスケット事由償還通知が発行体により提示され、本債券は満期日(バスケット事由)に最終償還額の支払いにより償還されます。

- (n) 計算代理人が、参照ファンドに関する本債券の判定基準日を含む関連する判定日に関してファンド市場混乱事由が発生したと判断した場合、計算代理人は、関連するファンド市場混乱事由が止んだ最初の日における、関連する混乱の影響を受けた参照ファンドの純資産価額を使用することができ、もしかかる混乱が60暦日継続する場合は、最終的に当該参照ファンドの水準、価格、利率、償還価額またはその他の適用ある価額を決定することができます。このような延期は、保有する本債券の価値およびリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。参照ファンドの純資産価額の決定が延期された場合、参照バスケットの収益率に連動する最終償還額の部分が支払われる日も延期されます。
- (o) 参照ファンドに関してクリスタライゼーション事由が発生したと計算代理人が判断した場合、発行体は、当該参照ファンドを代替資産に入換えることができ、計算代理人は、計算代理人が当該クリスタライゼーション事由の発生による証券への経済的影響および代替資産による参照ファンドの入換えを考慮し、本債券の当初の経済的目的および論拠を維持するために適切と判断する本債券の条件(本債券に基づく金額の計算および/または支払いに関連する変数または期間を含みます。)の調整を行うことができます。これが発生した場合、債券保有予定者は、異なる発行体、管理会社もしくは参照ファンドの業務提供会社を有するか、または当初の参照ファンドとは異なる法域で設立されている可能性のある代替資産に対するエクスポージャーを得ることになります。債券保有予定者は、かかる入換え、ならびにスワップおよび本債券の条項に対する関連する調整が有効であるとみなされる、計算代理人により判定される日(以下「投資対象入換日」といいます。)より前に当該代替資産についてのデュー・ディリジェンスを行っていない可能性があります。

クリスタライゼーション事由発生日または投資対象入換日が本債券の判定基準日の後となるか、または発行体が参照ファンドを代替資産に置き換えることができない場合、本債券は、() 券面、() 各参照ファンドに関するオプション価格および() オプション価格経過利息の合計である最終償還額(バスケット事由)の支払いにより、債券満期日に償還されます。全額現金払い以外の償還事由は、参照ファンドに関する本債券の判定基準日後に発生することもあり、その場合、参照バスケットの収益率に連動する最終償還額の部分が支払われる日を、クリスタライゼーション事由発生日から60暦日を上限に延期することができます。

参照ファンドに関して全額現金払い以外の償還事由が、関連する支払日以前に発生したか、または当該事由が関連する支払日より前に存在している場合、当該支払日に当初支払われるはずだった償還額は、最終償還額(バスケット事由)での支払いに置き換えられ、その金額は大幅に減額され支払日も延期されます。

本債券は、ゴールドマン・サックスの直接債務ではありません

本債券は、ゴールドマン・サックス・グループの債務を構成するものではなく、早期償還のシナリオにおいて負う金額に対する投資家の遡求権は、本債券の要項に記載された支払いの優先順位に従い、当該支払いを履行するために発行体が利用可能な資産に限定されるものとします。

決済保留中の受益権

本債券の取引日において、GSIが本債券の発行日より前にゴールドマン・サックス・グループ・インクの既発債を購入することにより本債券に関連する取決めに関する自らまたは関連会社の義務をヘッジすることを選択した場合、当該社債に関する未払クーポンは、本債券発行日より前に購入する資金調達費用を控除した後、本債券に関連する取決めに基づく支払金額の対応する増加(すなわち、本債券に基づく支払金額の価格設定)を通じて、本債券保有者に転嫁されるものとします。同様に、リスク管理目的でGSIがゴールドマン・サックス・グループ・インクの社債を購入した場合、当該利益は投資家に転嫁されるものとします。

本債券の取引日に取引を締結することに同意することにより、本債券保有者は、ゴールドマン・サックス・グループ・インクの既発債のデフォルトが発行日より前に発生したか否かにかかわらず、発行日に本債券を発行価格で購入することに同意し、したがって、本債券の取引日からゴールドマン・サックス・グループ・インクの社債のリスクを負うことに同意します。

ゴールドマン・サックス・グループ・インクの社債が取引日から発行日までの期間中にデフォルトした場合、本債券保有者は、発行価格で本債券を購入する義務を負うものとし、その後、早期償還事由が発生した場合、ゴールドマン・サックス・グループ・インクの社債の市場価値の潜在的な損失は、早期償還支払額の減少により投資家に転嫁されるものとします。かかる場合、本債券保有者は、取引日から発行日までの間、米国連邦税の目的上、社債の受益所有者として取り扱われることに同意します。

その他のリスク

集中投資リスク

管理会社は、ファンドの投資ポートフォリオを特定の投資先資産または少数の投資先資産および/もしくはカウンターパーティーに集中する場合があります。その結果、ファンドの投資ポートフォリオは、かかる特定の投資対象および/またはカウンターパーティーに影響を及ぼす不利な経済状況または事業環境から生じる価格変動に対してより影響を受けるおそれがあります。当該「カウンターパーティー・リスク」は、ファンドがその取引を単一または少数グループのカウンターパーティーとの間に集中させた場合に増大します。

本債券に関する信用リスク

発行体が適時に元金の支払いを行うことができない(または行うことができないと認識される)場合、有価証券の価値は、当該有価証券の評価額にのみ近似するおそれがあります。一定の有価証券の流動性のある取引市場が存在しない場合、当該有価証券の公正価値を設定することができないおそれがあります。

本債券の発行体は、本債券に基づく同社の債務を補完するための実質的な同社の固有資産を保有していない特別目的会社です。ファンドに対して支払われるべき金額は、いずれかの担保契約に基づき本債券の発行体に対して支払われる資金およびいずれかの担保資産をもってのみ支払われます。したがって、ファンドは、本債券の発行体、いずれかのカウンターパーティー(スワップ・カウンターパーティーを含みます。)およびいずれかの担保資産の債務者の信用リスクの全部を引き受けます。

本債券は、ゴールドマン・サックス社債発行体およびコール・オプション取引の相手方であるGSIの信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、または倒産等した場合、価格が著しく下落する可能性があります。

投資対象資産の流動性

流動性は、ファンドの計算において適時に投資対象を売却する管理会社の能力に関連します。相対的に流動性が低い有価証券の市場は、より流動性が高い有価証券の市場よりも価格変動性が高い傾向にあります。相対的に流動性が低い有価証券に対してファンドの資産を投資することにより、管理会社がファンドの投資対象を希望する価格で希望する時期に処分する能力が制限されることがあります。ポートフォリオは、相対的に少ない投資対象に集中することがあり、これはファンドの流動性に影響を及ぼすことがあります。さらに、当該投資対象の転売は、時として契約上の条項により制限を受けることがあり、これ自体、当該投資対象の価値に影響を及ぼすことがあります。ある取引所が、特定の商品もしくは契約の取引を停止し、特定の商品もしくは契約の即時の清算および決済を命令し、または清算のみのために特定の商品もしくは契約の取引を行うことを命令する可能性があります。非流動性のリスクは、店頭取引の場合にも発生します。当該商品または契約には規制市場がないことがあり、買呼値および売呼値は、これらの商品または契約のディーラーによってのみ設定される可能性があります。市場性のない有価証券に対する投資は流動性リスクを伴います。さらに、当該有価証券は、評価が困難であり、発行体は、投資者の保護に関する規制市場の規則に必ずしも服するものではありません。

安定運用部分に関するリスク

本債券の売却による実現金額が目標償還水準を達成できないことがあること

受益証券の任意買戻しの資金を調達することを目的として、管理会社がファンドの満期日より前に本債券の売却を必要とする場合、当該売却により受領される金額は、目標償還水準の達成に必要な金額を下回るおそれがあります。

ファンドの満期日における目標償還水準の達成は、本債券の発行体の信用リスクに加えてゴールドマン・サックス社債の発行体であるGSGの信用リスクによって影響を受けるおそれがあります。

ファンドの満期日における目標償還水準の達成は、本債券の発行体の信用リスクに左右されます。前記「本債券に関する信用リスク」のリスク要因をご参照ください。

銘柄集中リスク

ファンドは(本債券への投資を通じて実質的に)特定の債券(単一銘柄)を組み入れ、原則として銘柄入替を行わない方針です。

当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が著しく下落する要因となります。

金利変動

債券の価値は、金利変動に応じて上下することがあります。一般的に、金利が上昇すると、債券の価値は下落する傾向にあります。反対に、金利が下落すると、債券の価値は上昇する傾向にあります。債券の価値の変動幅は、債券の満期および発行条件を含む様々な要因に左右されます。長期債券は、一般的に、金利変動に対して短期債券よりも感応度が高い傾向にあります。

積極運用部分および参照ファンドに関するリスク

積極運用部分

ストラテジー・アセットは積極運用戦略ではないこと

あらかじめ決められたルールに従って運用されるアルゴリズムを適用することにより、それぞれの参照ファンドに帰属するウェイトは、計算代理人により月次でリバランスされます。参照バスケットに埋め込まれたリターンを超えて、リターンを強化するような参照バスケットの積極運用はありません。市場参加者はしばしば市場、政治、金融またはその他の要素の観点から素早く投資を調整します。積極運用商品は、積極運用ではない商品よりも、直接かつ適切に、目下の市場、政治、金融またはその他の要素に対して潜在的に反応することができます。

MA Crabel リミテッド

参照ファンドへの投資は投機的であり、ある程度のリスクが伴います。かかるリスク要因は、参照ファンドへの投資に関連するリスク要因の要約であり、完全な一覧ではありません。

取引戦略の変更

投資運用会社が参照ファンドに関して用いる取引戦略は、随時変更される可能性があります。

純資産に対する費用の割合が高くなる可能性

参照ファンドが支払う報酬およびその他の費用により、実際の純資産額に対するかかる費用の割合は、その他の私募投資ファンドと比べて高くなる場合があります。さらに、参照ファンドの取引費用は、先物取引における慣習的な高い回転率のため、また、資産のレバレッジがかかる回転率を上昇させるため、参照ファンドの実際の資産の相当な割合を占める可能性があります。したがって、参照ファンドは、損益分岐点に達し、その資産の費用からの消耗を回避するために、相当な水準の利益を得なければなりません。

国際金融市場の状況

2008年以来、重大な市場の出来事の発生に付随して、さまざまな種類の有価証券、特にサブプライム・モーゲージにより担保される有価証券の市場価格が下落しました。サブプライム・モーゲージ市場における信用および評価に関する問題の増加は、直接的または間接的にサブプライム・モーゲージ・ローンにさらされている有価証券の市場において極端なボラティリティおよび流動性不足を発生させました。ボラティリティおよび流動性不足は、世界の金融市場および株式市場全般、特にハイイールド債およびローンの市場にまで及びました。市場の低迷および景気の後退の期間および最終的な影響を予測することはできず、また、そのような状況が悪化する可能性があるか否かおよび悪化の程度は知られていません。しかし、現在の市況の継続、不確実性またはさらなる悪化は、金融商品の市場価格のさらなる下落をもたらす可能性があり、参照ファンドが使用する銀行、証券会社および清算機関を含む重要な金融機関の破産または倒産につながる可能性もあります。

OTC市場における取引

参照ファンドは、銀行間市場で取引される通貨先渡契約などの店頭(OTC)派生商品取引を行うことがあります。概して、OTC市場における取引の政府による規制および監督は、組織化された取引所で実行さ

れる取引と比べてずっと緩やかです。投資運用会社は、取引相手方の信用力を調査しますが、取引相手方がOTC取引に基づく義務の不履行に陥らない保証はありません。

レバレッジの使用

投資運用会社の投資戦略は、多額のレバレッジの使用を必要とすることがあります。かかるレバレッジは、通常、オプション、先物、先渡契約、レポ契約、リバース・レポ契約およびスワップの使用によって達成されます。レバレッジの使用は、利益の機会と共に、リスクの程度も増大させます。

先物契約の使用、先物取引の投機的な性質

投資運用会社は、先物契約の取引を行います。金融派生商品(先物契約など)の価格は非常に変動しやすいものです。金融派生商品の価格変動は、中でも、金利、変化する需給関係、貿易、財政、金融および為替管理のプログラムおよび政府の方針ならびに国内外の政治的および経済的な出来事および方針による影響を受けます。

先物市場において、預託証拠金は、一般的に、売買される先物契約の価格の2%から15%です。このように預託証拠金が低額であることから、先物取引は本質的に高度にレバレッジされています。その結果、先物契約における比較的小さな値動きが、トレーダーに即時かつ多額の損失をもたらすことがあります。例えば、購入時に先物契約の価格の10%が証拠金として預託される場合、契約価格の10%の下落は、契約がその時に手仕舞いされる場合、仲介手数料控除前の預託証拠金の全損を生じることになります。10%を超える下落は、預託証拠金の総額を超える損失をもたらします。

一定の商品取引所はまた、いずれかの者が特定の商品先物契約において保有または管理することができる最大のネット・ロング・ポジションまたはネット・ショート・ポジションに関して「ポジション制限」と呼ばれる制限を課しています。投資運用会社は、かかる制限の超過を回避するために、投資および取引の決定を変更しなければならないことがあり、ポジションを清算しなければならない可能性もあります。これが発生した場合、参照ファンドの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

先物契約は、多くの有価証券とは異なり、配当または利息の支払いを一切行いません。先物取引においては、購入価格よりも高い価格で当該契約を売却するかまたは売却価格よりも低い価格で当該契約を購入することによってのみ利益を得ることができます。

アルゴリズムを用いたテクニカル・トレーディング

取引戦略は、価格、数量およびモメンタムなどのテクニカル・データの数学的な解析に基づいています。これらの戦略は、市場要因が当該戦略に関する入力情報を構成するテクニカル・データに影響を及ぼす場合を除き、すべての市場要因を考慮しないことがあります。したがって、技術システムは、基本的な要因となる事象の影響がなくなる後まで、これらの事象に反応する市場に対応できないことがあります。

電子取引

投資運用会社は、電子取引システムを使用して取引する取引戦略を用いており、これは参照ファンドをハードウェアおよびソフトウェアを含むシステムに関連するリスクにさらします。システムまたは構成部分に不具合が生じた場合、一定の期間にわたり、新規の注文を行うことができず、既存の注文を実行することができず、または、注文の変更もしくはキャンセルを行うこともしくは既に行われた場合は処理することができない可能性があります。システムまたは構成部分の不具合は、注文または注文の優先順位の喪失につながることもあります。

株式先物

一定の市況下において、証券先物契約の価格は、原証券または原指数の価格との通常のまたは予想される関係を維持しないことがあります。また、同等であるが正反対のポジションを、別の限月、別の市場または別の原証券において締結することによって証券先物のオープン・ポジションからのリスクを管理することが、困難であるかまたは不可能であることもあります。ときには、ポジションを清算することが困難であるかまたは不可能であることもあります。これは、証券先物契約または原証券において取引が停止された場合に起こり得ます。

先物オプション

オプション取引の成功には、先物取引の成功に必要とされる技能と同様の技能の多くが必要とされますが、伴うリスクは多少異なることがあります。オプション取引は、原先物契約の取引が制限された場合に制限されることがあり、ときにはオプション取引自体も原先物契約の市況にかかわらず非流動的になることがあり、オプションのポジションを相殺することが困難になります。さらに、オプションの買い手は、そのプレミアムの全損のリスクにさらされています。オプションの売り手は、オプションに関して受領するプレミアムとオプションの原先物契約の価格との間の差額から生じる損失リスクにさらされており、これには制限がない可能性があり、売り手は、オプションが行使された場合には原先物契約を購入するか、または引き渡さなければなりません。

空売り

参照ファンドは、有価証券の空売りを行うことがあります。これは、有価証券の価格の上昇に関する上限がないために、売り手を理論上は制限のないリスクにさらします。空売りはまた、借入株式の売却を伴うものであるため、貸株の返還が要求された場合、空売りを行う者は、損をして株式を購入することを強いられることがあります。さらに、一部のトレーダーは、空売りを行う者に損失を被ることを強いることにより利益を得ようと試みることがあり、または、株価を押し上げ、空売りを行う者に損失を被らせることを意図して、空売りされた株式の大量購入を行うことがあります。かかるトレーダーは、空売りを行う者が株式を購入することによりその損失を抑制し、これにより株価をさらに上昇させることを期待します。

スワップ契約

スワップは、個別に交渉され、構築される契約であり、これを通じて特定のポジションまたは市場要因に対するエクスポージャーを得ることができます。スワップは、市場リスク、流動性リスク、取引相手方の信用リスク、法律リスクおよびオペレーショナル・リスクを含む様々な種類のリスクにさらされることがあります。さらに、スワップは、相当な経済的レバレッジを伴うことがあり、多大な損失リスクを生じます。

流動性欠如の可能性

先物市場および証券市場は、過去において、流動性不足の期間が生じたことがあり、かかる期間が再び生じる可能性があります。参照ファンドは、例えば、ポジションを清算することができないといった理由で、流動性不足の期間中に多大な損失を被る可能性があります。

市場のボラティリティ

先物および有価証券の価格は、過去において、ボラティリティの高い期間が生じたことがあり、かかる期間が再び生じる可能性があります。先物契約の価格変動は、多くの予測できない要因によって生じます。

値幅制限

値幅制限とは、ある一日にある商品取引所において前日の清算価格に関連して発生する可能性がある商品の先物契約の価格の許容変動幅です。かかる制限は、取引所により課されます。取引所は、値幅制限を超える価格での取引の実行を禁止しています。先物契約の価格が値幅制限に相当する金額分上昇または下落した場合、トレーダーが制限額でまたは制限内で取引を実行する用意がある場合を除き、通常、当該契約のポジションを取ることができず、清算することができません。先物価格は、連続する数日間にわたり値幅制限まで変動し、ほとんどまたはまったく取引が行われなかったことがあります。同様の出来事は、参照ファンドが不利なポジションを速やかに清算することを妨げ、参照ファンドに多額の損失をもたらす可能性があります。先物市場における流動性の著しい低下など、適時の取引の実行をより困難にするあらゆる要因もまた悪影響を及ぼします。CFTCおよび商品取引所は、市場の緊急事態において取引を停止しまたは別途制限する権限を有します。

利益または損失に対する無保証

投資運用会社の投資システムまたは参照ファンドが何らかのリターンを提供する保証はなく、多大な損失を被らない保証もありません。

オルタナティブ投資

参照ファンドは、伝統的な資産クラスである株式、債券および現金以外の投資(以下、本項目において「オルタナティブ投資」といいます。)を行います。オルタナティブ投資は、ミューチュアル・ファンドと同じ規制上の要件または政府による監督には服しません。さらに、一般的に、政府による監督および外国為替の規制が少ないため、オルタナティブ投資は、取引所の不履行リスクにもさらされ、金融上の不正ならびに/または適切なリスクの監視および管理の不足のリスクが高くなる可能性があります。オルタナティブ投資は、レバレッジおよび極めて投機的で高度のリスクを伴うその他の投資慣行を取ることが頻繁にあります。当該慣行は、投資金額全額の損失を含む、パフォーマンスの変動性および投資損失のリスクを増大させる可能性があります。

オルタナティブ投資は、実現および未実現利益の割合に基づく成功報酬を含む多額の手数料を課すことがあります。当該手数料は、当該オルタナティブ投資の取引利益のすべてまたは相当部分を相殺することがあります。

オルタナティブ投資自体は、流動性が極めて低く、評価が非常に困難な金融商品に投資することがあります。これはまた、投資者がその投資対象を払い戻すもしくは譲渡する能力を制限することまたは払戻代金の受領を遅らせることがあります。

ユーロ圏に関連するリスク

ユーロ圏に関する不確定要素(ソブリン・デフォルトの可能性、一または複数の国が欧州連合またはユーロ圏を離脱する可能性ならびに影響を受ける国および通貨としてのユーロを支援するための様々な提案(未だ検討中であり、重要な点においては不透明です。))を含みます。)が参照ファンドの投資を行う能力に重大な悪影響を及ぼすおそれがある一方で、これらの課題を抑制し、または防止するために導入される緊縮政策およびその他の施策自体が経済の縮小ならびに結果として生じる参照ファンドおよびその投資対象への悪影響につながる可能性があります。

持分クラスは別個の法的主体ではない

参照ファンドは、別個のクラスの持分を発行する権限を有しています。参照ファンドの設立文書は、債務を様々なクラスにまたがって帰属させる方法(債務は債務が発生した特定のクラスに帰属します。)を規定しています。ただし、参照ファンドは単一の法的主体であり、いかなるクラスについても責任財産限定の保護はありません。他のクラスの持分に関して生じた債務を支払うに足りる当該クラスの資産が存在しない場合、参照ファンドの投資者は、当該債務を負担するよう強制されることがあります。

払戻制限

参照ファンドの持分は、参照ファンドの設立文書に定める限定された状況においてのみ払い戻すことができます。参照ファンドはまた、設立文書に記載されている一定の状況において投資者にその持分を払い戻すよう要求することができます。これは、その時期および投資者の個人的状況に応じて、投資者に不利な経済的その他の結果をもたらす可能性があります。払戻しに応じるためには、参照ファンドは投資先資産を清算する必要があります。参照ファンドがこれを行うことができない場合には、払戻代金の支払いが大幅に遅延する可能性があります。参照ファンドのジェネラル・パートナーはまた、払戻し、申込みおよび参照ファンドの純資産価額の計算を中止することができ、参照ファンドは、当該停止前に持分の払戻しを受けた者に対し、停止が終了するまで、払戻代金の支払いを留保する権利を有します。

大量払戻し

参照ファンドの投資者による短期間の大量払戻しにより、投資運用会社は、参照ファンドの証券ポジションを不適切な時期または不利な条件で清算するよう要求される場合があり、これは投資の実態価値

に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、参照ファンドのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

債務引当金

参照ファンドは、随時、了知の有無を問わない、確定または偶発を問わない、直接的または間接的な債務(税金債務を含みます。)を課されます。参照ファンドは、適用ある会計基準により直接もしくは間接的に当該債務の引当てを要求されることまたは投資運用会社がそのように別途決定することがあります。当該引当ては、参照ファンドの純資産価額を減少させます。

技術への依拠

参照ファンドは、様々なコンピューターおよび電気通信技術に依拠する投資戦略を採用することを予定しています。これらの戦略の実施および運用の成功は、電気通信障害、停電、ソフトウェア関連の「システム・クラッシュ」、火災もしくは水害、またはその他の様々な事象もしくは状況によって、非常に大きく損なわれる可能性があります。当該事由が生じた場合、とりわけ、結果として、投資運用会社が参照ファンドの投資を設定、維持、変更、清算または監視することができず、参照ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

評価

参照ファンドのジェネラル・パートナーは、参照ファンドの純資産価額の計算を参照ファンドの管理事務代行会社に委任しており、管理事務代行会社は、参照ファンドの価格設定ポリシーに従って純資産価額を計算するものとします。参照ファンドは、流動性が低いかまたは活発に取引されておらず、信頼できる価格を得ることが困難な投資対象を大量に保有することがあります。したがって、評価はその後上方修正または下方修正される可能性があります。参照ファンドの資産の評価に関する不確実性は、当該評価に関する判断が誤りであることが判明した場合には、参照ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

関連ファンドの過去のパフォーマンス

参照ファンドまたは投資運用会社が管理するその他の勘定の過去の投資パフォーマンスは、将来の結果を示唆するものと解釈されるべきではありません。さらに、参照ファンドの過去のパフォーマンスは、将来のリターンを保証するものではありません。

投資運用会社への依拠

参照ファンドは、投資運用会社のみに依拠します。したがって、参照ファンドの成功は、投資運用会社の専門知識および努力に大きく依存することが予想されます。

取引相手方の信用リスク

参照ファンドは、各取引相手方が関連する契約(以下「カウンターパーティー契約」といいます。)に基づく義務を履行する能力にさらされます。取引相手方は、参照ファンドの運営能力または資本基盤を損なう財政難に直面することがあります。取引相手方との取引は、契約の条件に関する紛争(善意であるか否かを問いません。)を理由としてまたは信用もしくは流動性に関する問題を理由として、取引相手方がその条件に従って取引を決済しないというリスクに投資者をさらし、よって参照ファンドに損失を被らせます。カウンターパーティー契約に基づく参照ファンドの権利の執行は、適用される倒産制度の強行規定の結果として妨げられるかまたはより困難にされるかまたは遅延の対象となる可能性があります。取引相手方が倒産した場合、当該取引相手方の経営陣および/または倒産管理人は、参照ファンドの資産の処分に介入しようとする可能性があります。

ヘッジ・ファンドの規制リスク

ヘッジ・ファンドを取り巻く規制環境は変化しており、その変化は、投資戦略を追求するために本来であれば参照ファンドが獲得したと考えられるレバレッジを獲得する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、デリバティブおよび関連商品の規制環境および/または課税環境は変化しており、参照ファンドが保有する投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性のある政府または司法上の措置による変

更の対象となる可能性があります。参照ファンドに対する将来の規制上または税制上の変更の影響を予測することは不可能です。

MA AMC リミテッド

参照ファンドは、非常に投機的な投資であり、完全な投資プログラムとして意図されたものではありません。参照ファンドが発行した投資証券の価値およびかかる投資証券からの収益は、上昇することもあれば下落することもあり、投資者は、参照ファンドに投資した金額を回収することができない場合があります。参照ファンドが発行した投資証券への投資は、多大なリスクを伴うものであり、かかるリスクを理解し、引き受けることができる立場にあり、かかる投資が自らにふさわしいと納得しており、かつ、投資額全額を失う経済的リスクに耐えることができる熟練した投資者のみに適しています。参照ファンドに投資する投資者は、追加のリスクを伴うことのある投資手法(レバレッジ、空売りおよびデリバティブの利用など)にさらされます。

とりわけ、参照ファンドに関する以下のリスク要因を考慮するべきです。本書の他の部分に定義されていない本項の定義語は、参照ファンドの英文目論見書に定義されています。

事業リスク

参照ファンドが投資目的を達成する保証はなく、運用成績は、時間の経過とともに大幅に異なる可能性があります。参照ファンドには運用歴がありません。参照ファンドの運用成績は、参照ファンドの運用会社が参照ファンドに関して投資プログラムを適用することにより利益を生み出すことができるかに左右されます。参照ファンドは、参照ファンドおよびその投資者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある数多くの事業上および運営上の要因による悪影響を受ける可能性があります。

部分的に資金調達がなされる勘定

参照ファンドは、その資産のうち参照ファンドが参照ファンドの投資ガイドラインを遵守できるようにするために必要な部分を(合理的かつ商業的に実行可能な限りにおいて)参照ファンドのポートフォリオに投資します。実際には、これは、承認済取引相手方の証拠金要求を充足するために参照ファンドの資産の一部が参照ファンドのポートフォリオに投資され、参照ファンドの残りの資産が資金調達取決めに投資されるか、通貨ヘッジ取引に利用されるか、または参照ファンドの現金勘定で保有されるということの意味することになります。これにかかわらず、()参照ファンドのポートフォリオに投資されていない参照ファンドの資産に関して、かかるすべての利用可能資産がかかる証拠金要求を充足するために利用されるまで随時さらなる追加証拠金請求が行われることがあり、()投資者は、投資額全額を失うリスクを負い続けます。

参照ファンドのパフォーマンス

参照ファンドの運用会社は、参照ファンドのパフォーマンスもしくは収益性もしくはその一部または参照ファンドの運用会社が推奨するか、もしくは用いる投資戦略の成功について表明または保証を行っていません。同様に、参照ファンドの英文目論見書に明記される一または複数の目的(参照ファンドの投資目的または参照ファンドの投資ガイドラインに明記されるものを含みます。)は、目標として意図されているものに過ぎず、参照ファンドのパフォーマンスまたはその一部の確約または保証として意図されているものではありません。

連動先ファンドのその他の合同運用勘定のパフォーマンス

参照ファンドの実際のパフォーマンスは、いくつかの理由(投資額、最低発注規模に関する要件の充足、顧客の課した投資制限、投資のタイミングならびにファンドおよび相対取引戦略に関連する引出し、報酬および費用の違いを含みますが、これらに限られません。)により、連動先ファンドのその他の合同運用勘定の合成パフォーマンスとは著しく異なることがあります。

運用歴

参照ファンドは、参照ファンドの投資主になろうとする者が参照ファンドの予想されるパフォーマンスを評価する根拠となりうる運用歴を有しません。参照ファンドの運用会社は、本書に記載されるAHLマ

クロ・プログラムを他の投資商品(連動先ファンドを含みますが、これに限られません。)で使用したことがあり、引き続き使用する可能性があります。ただし、過去のパフォーマンスに関する情報を含め、参照ファンドの英文目論見書、連動先ファンドの募集文書その他に記載される参照ファンドの運用会社、連動先ファンドまたはAHLマクロ・プログラムに関する情報が、将来において参照ファンドの投資証券がどのようなパフォーマンスをするか(収益性の点においても、その他の投資対象との低い相関関係の点においても)を示すという保証はありません。

AHLプログラム

AHLマクロ・プログラムが参照ファンドのために従事しているかまたは従事する可能性がある特定の戦略について参照ファンドの英文目論見書に記載される説明は、AHLマクロ・プログラムの投資活動を何ら制限するものと解釈されるべきではありません。連動先ファンドは、参照ファンドに関して、参照ファンドの英文目論見書に記載されていない投資戦略に従事することがあります。

すべてのAHL投資プログラム(AHLマクロ・プログラムを含みますが、これに限られません。)は、投機的であり、多大なリスクを伴うことがあります。程度は異なるものの、市場リスクは金融商品への投資のすべてに固有のものであるため、参照ファンドまたは連動先ファンドの投資目的が達成される保証はありません。また、参照ファンドの英文目論見書に記載される一定の投資慣行は、ある状況において、参照ファンドの投資ポートフォリオへの悪影響を増大させる可能性があります。運用成績は、月ごと、四半期ごと、または、年ごとに大幅に異なることがあります。

参照ファンドの運用会社への依存

参照ファンドの成功は、参照ファンドの投資目的および投資戦略を策定し、効果的に実施する参照ファンドの運用会社の能力に大きく依存しています。参照ファンドの運用会社のパフォーマンスは、その各従業員の才能および努力に大きく依存します。参照ファンドの成功は、参照ファンドの運用会社に、有能な投資専門家およびその他の従業員を特定する能力があることならびにこれらの者を惹きつけ、維持し、かつ、士気を高めるために満足のいく報酬を提供する用意があることに左右されます。参照ファンドの運用会社の投資専門家が参照ファンドの存続期間にわたって引き続きこれらとの関係を保つ保証はなく、また、その投資専門家の才能に代わるものがみつかる保証はありません。かかる投資専門家を惹きつけまたは維持することができない場合、参照ファンドおよびその参照ファンドの投資主に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

オペレーショナル・リスク

参照ファンドは、オペレーショナル・リスクを管理するための適切なシステムおよび手続きを策定する参照ファンドの運用会社に依存します。これらのシステムおよび手続きは、管理会社および参照ファンドの運用会社の事業の実際のまたは潜在的な混乱のすべてを考慮しないことがあります。参照ファンドの運用会社の事業は、流動的であり、複雑であります。その結果、特に、参照ファンドの運用会社がその顧客(参照ファンドおよび連動先ファンドを含みます。)を代理して日々行うことが予想される取引の量、多様性および複雑性を考慮すると、一定のオペレーショナル・リスクはその事業に固有のものであります。参照ファンドの運用会社の事業における混乱により、参照ファンドは、とりわけ、財務損失、その事業の混乱、第三者に対する責任、規制当局の介入またはレピュテーションの毀損を被る可能性があります。

新たなファンドの戦略および手法を用いる裁量

参照ファンドの運用会社は、投資運用契約に従い、参照ファンドが取引することができる商品の種類について相当な裁量権を有しており、参照ファンドがその投資目的を達成する助けになると自らが確信する発行体、国、地域およびセクターに対するエクスポージャーを有することができ、また、参照ファンドの投資目的および投資方針ならびに投資運用契約に従い、参照ファンドの投資主の同意を得ることなく、参照ファンドの取引戦略またはヘッジ手法を変更する権利を有します。これらの新たな投資戦略またはヘッジ手法は、用いられる前に市場において十分にテストされていないことがあり、取引の失敗をもたらす、最終的には参照ファンドへの損失をもたらす可能性のある実務上または理論上の欠点を有

することがあります。また、参照ファンドおよび/または参照ファンドの運用会社が運用するその他の勘定のために参照ファンドの運用会社が策定する新たな投資戦略またはヘッジ手法は、以前の手法よりも投機的であることがあり、参照ファンドへの投資のリスクを増大させる可能性があります。

全般的な経済状況および市場状況

参照ファンドを代理する参照ファンドの運用会社の投資判断の成功は、金利、信用の利用可能性、信用デフォルト、インフレ率、経済の不確実性、法律(参照ファンドの投資対象の課税に関する法律を含みます。)の変更、貿易障壁、為替管理ならびに国家的および国際的な政治状況(戦争、テロ行為または防衛を目的とした軍事演習を含みます。)などの全般的な経済状況および市場状況により影響されます。これらの要因は、金融商品の価格の水準および変動性ならびに参照ファンドの投資対象の流動性に影響を及ぼす可能性があります。変動性または流動性は、収益性を損ない、または、参照ファンドに損失をもたらす可能性があります。参照ファンドは、金融市場の変動性の水準により悪影響を受ける可能性がある多額の取引ポジションを維持することがあり、ポジションが大きいほど、損失の可能性も大きくなります。

一部の国々の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、通貨の下落、資産の再投資、資源の自給率および支払ポジションの残高などの点において、米国および西ヨーロッパの経済とは有利または不利に異なることがあります。さらに、一部の経済は、国際貿易に大きく依存しており、したがって、これらの取引相手国により課されるかまたは交渉される貿易障壁、為替管理、相対的な通貨価値における管理された調整およびその他の保護貿易措置による悪影響を受けており、引き続き受ける可能性があります。一部の国々の経済は、主に、ごく限られた産業に基づいていて、貿易条件の変更の影響を受けやすく、かつ、債務またはインフレの水準が高いことがあります。

モデルおよびデータのリスク

参照ファンドの運用会社は、参照ファンドの運用会社の投資専門家に対して取引ごとに裁量権を付与するのではなく、参照ファンドの運用会社により開発される専有の数学的な定量的モデル(以下それぞれ「モデル」といいます。)ならびに参照ファンドの運用会社により開発されるデータおよび第三者により提供されるデータ(以下総称して「データ」といいます。)に大きく依存します。モデルおよびデータは、組み合わせることにより、投資判断を構築するため、現在のおよび潜在的な投資対象の両方を評価するため(取引を目的とする場合および参照ファンドの純資産価額の決定を目的とする場合を含みますが、これらに限られません。)、リスク管理の洞察力を提供するため、また、参照ファンドのポジションおよび投資対象のヘッジを支援するために用いられます。モデルおよびデータは、エラー、脱落、不備および機能不全(以下総称して「システム事象」といいます。)があることが知られていません。参照ファンドの運用会社は、実行可能な限りにおいて、ポートフォリオ運用プロセス全体において、および、しばしば、ソフトウェア・コードそのものにおいて、内部テスト、シミュレーション、リアルタイム・モニタリング、独自の安全装置の使用を組み合わせることを通じて、システム事象の発生率およびその影響の低減を目指します。かかるテスト、モニタリングおよび独自の安全装置にもかかわらず、システム事象は、特に、予期しない取引の実行、予期される取引の不実行、予期される取引の実行の遅延、取引の適切な配分の不実行、入手可能なデータの適切な収集および統合の不実行、一定のヘッジもしくはリスク低減措置の不実行および/または一定のリスクを増大させる行為を引き起こし、これらはすべて参照ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。第三者により提供されるデータにおけるシステム事象に対しては、通常、参照ファンドの運用会社の支配は一切及びません。

参照ファンドを代理して参照ファンドの運用会社が従事するリサーチおよびモデル構築プロセスは、極めて複雑であり、金融、経済、計量経済学および統計学上の理論の使用、リサーチならびにモデル構築を伴います。この投資手法の結果は、コンピューター・コードに変換されなければなりません。参照ファンドの運用会社は、これらの機能のそれぞれに熟練した人物を雇用するよう努め、また、適切な水準の監督を行い、その他の軽減措置およびプロセスを用いるよう努めますが、個々のタスクが複雑であること、かかるタスクの統合が困難であること、および、最終結果の「実世界」でのテストを行う能力

が限られていることにより、シミュレーションや類似の方法を用いたとしても、モデル・コードが一人または複数のコーディング・エラーを含んでいる可能性が高まり、よってシステム事象が生じる可能性があり、さらに、一人または複数のかかるコーディング・エラーは、参照ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

参照ファンドの運用会社の投資戦略は、大量のデータの収集、クリーニング、選別および分析の実行に大きく依存します。したがって、モデルは、適切なデータのインプットに大きく依存します。ただし、モデルの予測、投資判断およびその他のパラメーターにおいてすべての関連する入手可能なデータを考慮することは不可能であり、実行不可能であります。参照ファンドの運用会社は、各投資戦略に関してどのデータを収集するかにつき、および、最終的な投資判断に影響を与えうる予測を作成するため、モデルがかかるデータのどの集合体を考慮するかにつき、その裁量を用いて決定します。さらに、データの収集が自動化されていること、入手可能なデータの量および深さ、データのクリーニングが複雑であり、これがしばしば手動で行われること、ならびに、データの圧倒的多数が第三者の情報源から得られるという事実により、必然的に、希望するおよび/または関連するすべてのデータがいつでも参照ファンドの運用会社により入手可能であるか、または参照ファンドの運用会社により処理されるわけではありません。特定のモデルの利点、価値および/または強みにかかわらず、不正確なデータが入力されていた場合は、当該モデルは意図したとおりに機能せず、これはシステム事象を引き起こし、参照ファンドに損失を被らせる可能性があります。さらに、データが正確に入力されていた場合でも、特に、参照ファンドが投資することがある複雑な特徴を有する金融商品(デリバティブなど)に関して、モデルを通じてデータにより予想される「モデル価格」は、市場価格とは大幅に異なることがあります。

不正確または不完全なデータが入手可能な場合、参照ファンドの運用会社は、入手可能なデータに基づいて引き続き予測を作成し、かつ、投資判断を行うことができ、しばしばそのようにします。さらに、参照ファンドの運用会社は、一定の入手可能なデータについて、予測の作成および/または投資判断の決定において有用な可能性があるものの、とりわけ、技術コストまたは第三者ベンダーコストによりデータを収集する際のコスト効率が悪いと判断する場合があります、かかる場合、参照ファンドの運用会社は、当該データを利用しません。参照ファンドの運用会社は、自らが利用するデータを選択する完全な裁量権を有します。参照ファンドの運用会社は、モデルに関して予測を作成し、投資判断を行う際に、特定のデータまたはいずれかの種類のデータを使用することを決定し、または、使用を差し控えることができます。モデルの基礎となる予測の作成または投資判断の決定に利用されるデータは、() 入手可能なもっとも正確なデータではなく、または、() エラーフリーではないことがあります。モデルに関連して利用されるデータセットは限られています。大量のデータの収集、クリーニング、選別および分析に関連する上記のリスクは、参照ファンドの運用会社のような定量的で、プロセス・ドリブンで、かつ体系的なアドバイザーを用いる投資に内在する部分であります。モデルおよびデータが不正確であるか、誤解を招くものであるか、または不完全であることが判明した場合、これに依拠して行われたあらゆる判断は、参照ファンドを潜在的な損失にさらし、かかる損失は時間の経過とともに増大する可能性があります。例えば、モデルおよびデータに依拠することにより、参照ファンドの運用会社は、高すぎる価格で一定の投資対象を購入し、低すぎる価格で一定のその他の投資対象を売却し、または、有利な機会を完全に逸するよう誘導されることがあります。同様に、欠陥のあるモデルおよびデータに基づくあらゆるヘッジは、不成功に終わると判明することがあり、参照ファンドの純資産価額を決定する際、評価モデルに基づく参照ファンドの投資対象のあらゆる評価は、不正確であると判明することがあります。また、モデルは将来の行動を不正確に予測することがあり、これはキャッシュフローおよび/または時価評価方式での潜在的な損失をもたらします。さらに、予期しないまたは可能性の低い一定のシナリオにおいて(ある種のマーケット・イベントまたは混乱を伴うことが多いです。)、モデルは、システム事象である場合もあれば、システム事象でない場合もあり、予想外の結果を生じる可能性があります。モデルおよびデータにおけるエラーは、多くの場合、発見することが極めて難しく、モ

デルの場合、設計文書または仕様書がないために、システム事象の発見はより一層難しくなる可能性があります。過去においてもシステム事象の発見は困難であったが、システム事象の中には、長期間発見されないままのものや、永久に発見されないものもある可能性があります。システム事象が発見された場合、報告されたシステム事象を生じさせた可能性がある状況の調査および分析が完了され、適切な上級従業員により構成される上級の委員会により監督されます。この調査の後、参照ファンドの運用会社は、その単独の裁量により、かかるシステム事象に対処しないことまたはこれを修正しないことを決定することができます。また、第三者ソフトウェアは、参照ファンドの運用会社はその単独の裁量により対処または修正しないことを決定した参照ファンドの運用会社が知っているシステム事象を引き起こします。これらのシステム事象により生じる機能低下および影響は、時間の経過とともに増大する可能性があります。システム事象が発見された場合、参照ファンドの運用会社は、通常、システム事象を引き起こした状況の調査の一環として、システム事象の潜在的な影響に関する重要性分析を行いません。参照ファンドの運用会社は、モデルに関して行われるテストおよびモニタリングならびにプロセスが慎重に行われることを確保するために採用される制御により、参照ファンドの運用会社が、定量的、体系的およびコンピューター化された投資プログラムを運用する慎重な人物がシステム事象を生じさせた潜在的な問題を訂正することにより特定し、対処するようなシステム事象を特定し、これに対処することができますと確信していますが、かかるプロセスが成功する保証はありません。参照ファンドの投資主は、システム事象ならびにその後のリスクおよび影響が、参照ファンドの運用会社のようなプロセス・ドリブンでかつ体系的な参照ファンドの運用会社を用いる投資に内在する部分であることを想定するべきであります。したがって、参照ファンドの運用会社は、発見されたシステム事象を参照ファンドまたは参照ファンドの投資主に開示することを予定していません。

陳腐化のリスク

モデルの根底にある想定が現実的であり、かつ、将来においても引き続き現実的かつ妥当であるかまたは全体的な市場環境の変化を考慮して調整される場合を除き、参照ファンドの運用会社はその定量的で体系的な投資戦略の利用に成功する見込みはありません。かかる想定が不正確であるかまたは不正確となり、迅速に調整されない場合、モデルは利益のある取引シグナルを生成しない可能性が高いです。モデルが一定の関連する要因を反映せず、かつ、参照ファンドの運用会社がモデルを適宜修正することによりそのテストおよび評価を通じてかかる脱落にうまく対処できない場合は、その限りにおいて、多額の損失が生じる可能性があります。そのすべては参照ファンドにより負担されます。参照ファンドの運用会社は、引き続きモデルをテストし、評価し、新たなモデルを追加しますが、これにより既存のモデルが随時修正される可能性があります。投資者は、モデルおよび投資戦略の追加、修正または削除について通知されず、かつ、これを承認しません。モデルまたは投資戦略の追加、修正および削除を含むあらゆる変更が参照ファンドの業績に及ぼす(プラスまたはマイナスの)影響について保証することはできません。参照ファンドは、参照ファンドの運用会社の故意の不履行、詐欺または重過失から発生する損失に関するものを除き、システム事象に関連するすべての損失を負担することを含め、モデルおよびデータへの依拠に関連するリスクを負担します。

クラウドディング/集中

定量的分析を重視する運用者の間では、熾烈な競争があることから、グローバルな株式市場全体やその他のヘッジ・ファンドとの連動性が低いリターンを参照ファンドの運用会社が実現する能力は、収益を同時に上げ、かつ他の運用者が利用するモデルとは差別化されたモデルを駆使する自らの能力にかかっています。参照ファンドの運用会社が十分に差別化されたモデルを開発することができない限りにおいて、モデルが絶対的な意味において収益性があるかにかかわらず、参照ファンドの投資目的は達成されない可能性があります。また、モデルが他の運用者が用いるモデルに似てくる限りにおいて、市場の混乱が参照ファンドの運用会社が用いるモデルのような予測的なモデルにマイナスの影響を及ぼす可能性があるというリスクが高まります。これは、かかる混乱が、市場においてモデル(または類似の定

量的分析を重視する投資戦略)を使用する多くのファンドにわたる同時の取引による流動性の低下または急な価格改定を加速させる可能性があるためであります。

取引システムおよび注文の実行

参照ファンドの運用会社は、コンピューター・プログラム、システム、技術、その実行戦略を実施するためのデータおよびモデルならびにアルゴリズムに広く依拠しています。参照ファンドの運用会社の投資戦略、取引戦略およびアルゴリズムは、参照ファンドの運用会社が選択した金融商品を組み合わせた総合的な市場ポジションを確立し、これを維持する自らの能力に左右されます。参照ファンドの運用会社の専有のアルゴリズムによる取引システムは、深刻な混乱を伴わずにマーケット・イベントに適切に反応することができない可能性があるというリスクが存在します。さらに、取引戦略およびアルゴリズムは、正常に機能しない可能性があり、これは多大な損失を生じます。参照ファンドの運用会社は重大なシステムの機能不全に対応するために人間の介入を許可するためのツールを用いていますが、予期せぬマーケット・イベントおよび混乱ならびに実行システムの問題などの状況において損失が発生しないことを保証することはできません。参照ファンドの運用会社、参照ファンドの運用会社および/または参照ファンドの取引相手方、ブローカー、ディーラー、代理人またはその他のサービス提供者の責に帰すべき取引量の急増またはシステムの故障を含みますがこれらに限られないさまざまな状況により、注文を適時にかつ効率的な方法で実行できないことがあります。このような場合、参照ファンドの運用会社は、かかるポジションの構成要素の一部のみ(全部ではありません。)を取得もしくは処分することができる可能性があり、または、ポジション全体の調整が必要である場合、参照ファンドの運用会社はかかる調整を行うことができない可能性があります。その結果、参照ファンドは、参照ファンドの運用会社が選択した市場ポジションを達成することができず、これは損失をもたらす可能性があります。

ヘッジ取引

参照ファンドの運用会社は、投資およびリスク管理の双方の目的上、(a)市場変動および金利変動により参照ファンドの投資ポートフォリオの一または複数のポジションの市場価格が変動する可能性から保護するため、(b)参照ファンドの投資ポートフォリオの評価額の未実現利益を保護するため、(c)当該投資対象の売却を容易にするため、(d)一または複数の参照ファンドのポートフォリオの投資対象に対するリターン、スプレッドまたは利益を拡大または保持するため、(e)ディレクショナル取引をヘッジするため、(f)金融商品に関する金利、クレジットまたは為替相場をヘッジするため、(g)参照ファンドの運用会社が後日購入を予定している金融商品の価格上昇から保護するため、または(h)参照ファンドの運用会社が適切とみなすその他の理由に基づき行為するため、金融商品を使用する可能性があります。参照ファンドの運用会社は、特定の取引または自身のポートフォリオ全体に関連する特定のリスクについてヘッジする義務を負いません。さらに、参照ファンドの運用会社は、ヘッジが必要な特定のリスクを予測しない可能性があります。参照ファンドの運用会社は、リスク低減のためヘッジ取引を行うことがありますが、かかる取引は、参照ファンドの運用会社がかかるヘッジ取引を行わなかった場合よりも全体的な参照ファンドのパフォーマンスを低下させることがあります。さらに、参照ファンドは常に、完全にヘッジし得ない一定のリスクを負っていることにご留意ください。

取引エラーに関するリスク

参照ファンドの運用会社がかかる複雑な執行手続きならびに取引の速度および量により、執行戦略において、後で考えれば必要ないもしくは意図されていない一時的取引が一定数執行される、または一時的取引が執行されるべき時に執行されないことがあります。ブローカーなどの取引相手方に起因する取引エラーの場合、参照ファンドの運用会社は通常、合理的かつ現実的な範囲で、かかる取引相手方から取引エラーに伴うあらゆる損失を回収するよう試みます。参照ファンドの運用会社に起因する取引エラーの場合、かかる取引エラーの証拠書類および解決に関して正式な手続きが取られます。参照ファンドのために参照ファンドの運用会社が執行する取引の量、分散性および複雑さを考慮すれば、投資家は、取引エラーは往々にして起きると想定すべきであります。このような取引エラーにより参照ファンドに利益が生じた場合、かかる利益は参照ファンドが保有します。しかし、取引エラーにより損失が生じた場

合、参照ファンドの取締役(以下「参照ファンドの取締役」といいます。)が別段の決定を下す場合を除き、かかる損失は社内の方針に従い参照ファンドの運用会社が負担します。

取引および決済システム上のリスク

参照ファンドは、参照ファンドの取引および決済活動を処理する適切なシステムの開発および実施について、参照ファンドの運用会社および参照ファンドの運用会社の他のサービス提供会社に依存しています。さらに、参照ファンドの運用会社は、取引、清算および決済取引、一定の金融商品の評価、自らのポートフォリオおよび正味元本の監視、参照ファンドの活動を監督するために不可欠なリスク管理その他の報告書の作成を含みますが、これらに限られない様々な目的のためのシステムおよびテクノロジーに依存します(ならびに将来において新たなシステムおよびテクノロジーに依存する可能性があります)。参照ファンドの運用会社の一定のオペレーション・プロセスは、執行ブローカー、プライム・ブローカー、市場取引相手方の管理事務代行会社および副保管会社ならびにその他のサービス提供会社を含みますがこれらに限られない第三者によって運営されるシステムに依存します。これらの第三者のプログラム、システムおよび/またはテクノロジーは、コンピューター「ワーム」、ウィルス、停電および/またはその他のテクノロジー関連の障害など(これらに限られません。)に起因する一定の制限を受ける可能性があります。参照ファンドの運用会社のオペレーションは、これらの各システムおよびテクノロジーに依存するところが大きいですが、かかる各システムおよびテクノロジーのオペレーションの成否は、多くの場合、参照ファンドの運用会社の支配の及ぶところではありません。一もしくは複数のシステムおよびテクノロジーの故障の場合、またはかかるシステムが参照ファンドの運用会社の現行の要求およびその変更について対応できない場合、参照ファンドは重大な悪影響を受ける可能性があります。例えば、システムの故障により取引の決済が行われなかったために取引について不正確な会計処理、記録または手続きが行われ、不正確な報告が行われる可能性があります、それらのすべてまたは一部が、投資ポートフォリオおよびリスクの監視および/または管理を行う参照ファンドの運用会社の能力に影響を及ぼす可能性があります。

現金管理

投資運用契約の条件に従い、参照ファンドは、取引目的で必要とされていない現金を参照ファンドの運用会社が管理することを定めた取決めを締結する可能性があります。このような取決めには、参照ファンドが、レボまたは逆レボ取引を実行すること、およびその他の現金管理に関する取決め(銀行口座もしくは担保付もしくは無担保の預託金による現金の保有、またはかかる現金を社債もしくは国債もしくは参照ファンドの運用会社が適切と考えるその他の商品に投資することを含みます。)を締結することが含まれる可能性があります。

レボ取引では、売り手が買い手に対して買取価格で証券を売却し、売り手は、将来の相互に合意した日において、同じ買取価格に取り決められた金利を加えた金額でかかる証券を買い戻すことに同意します。この取引は、買い手側からは逆レボ取引と呼ばれ、証券が現金支払により買い取られ、買い手は、将来の日において証券を売り戻すことに同意し、最初の売り手は、支払われた金額に取り決められた金利を加えた金額で買い戻すことに同意します。このような取引は、証券を担保とする現金貸付と経済的に同等であります。

ファンドのためかつファンドの勘定における参照ファンドによるレボ取引および逆レボ取引の利用には一定のリスクが伴います。例えば、逆レボ取引に基づき参照ファンドに証券を売却した売り手が、破産その他の要因により対象証券の買戻義務を履行しない場合、参照ファンドは、かかる証券の処分を試みますが、かかる行為には経費または遅滞が生じます。対象証券の処分による手取金が、債務を履行しない売り手から受領するはずの買戻価格を下回る場合、参照ファンドは損失を被る可能性があります。

強制開示リスク

参照ファンドの運用会社による参照ファンドの投資目標の達成が可能か否かは、投資会社が自社モデルおよび独自のリサーチを開発し保護する能力に大きく依存します。自社モデルおよび独自のリサーチ、ならびにモデルおよびデータの大部分は、厳格な秘密性、非開示性および類似する保護体制を構築

し実施するために策定された方針、手続き、契約およびこれらに類似する対策を通じ、参照ファンドの運用会社によって保護されています。しかし、積極的に運用されるポジションについての公開義務(または取引所もしくは規制当局に対する、プライバシー保護が不十分な開示義務)は、参照ファンドの運用会社の自社モデルをリバース・エンジニアする機会を競合他社に提供し、それによって参照ファンドの相対的または絶対的パフォーマンスが阻害される可能性があります。

限定的分散性およびリスク管理の不備

投資目的および投資戦略ならびに投資運用契約に定めがある場合を除き、参照ファンドには分散に関する正式なガイドラインがありません。結果として参照ファンドのポートフォリオは、少数の発行体、金融商品の種類、業界、セクター、戦略、国、または地域に著しく集中することがあり、このようなリスクの集中により参照ファンドが被る損失が増大する可能性があります。このような限定的な分散性により、参照ファンドは市場全体の変動とかけ離れた損失を被る可能性があります。参照ファンドの運用会社がリスクを管理し、ポートフォリオを分散させようと試みた場合であっても、異なる資産に伴うリスクは、予想不可能な相関関係にある可能性があります。参照ファンドが一定のリスクについて集中的にリスクを負う結果となることがあります。加えて、多くのプールされた投資ビークルが類似の戦略を追求しているため、多くの投資信託が同時にポジションの清算を余儀なくされ、流動性の低下、ボラティリティの上昇、損失の増大を引き起こすリスクがあります。参照ファンドの運用会社は、重大なリスクの特定、監視および管理を試みますが、これらの試みにおいてはすべてのリスクは考慮されておらず、またこれらの試みが有効であるという保証はありません。リスク管理手法の多くは、過去の市場変動に基づいていますが、将来の市場は全く異なる動きをとる可能性があります。参照ファンドの運用会社のリスク管理の取り組みに何らかの不具合または不備がある場合、参照ファンドに重大な損失をもたらす可能性があります。

投資をめぐる競争

参照ファンドの運用会社が参照ファンドのために投資する一部の市場は、魅力ある投資機会をめぐる競争が極めて激しく、結果として、想定投資リターンが引き下げられる、または参照ファンドのポートフォリオにおけるポジションの流動性が低下する可能性があります。参照ファンドの運用会社が、このような環境で魅力ある投資機会を特定する、または成功裏に追求できるという保証はありません。特に、他のプールされた投資ビークル、公開株式市場および他の投資者で適切な投資をめぐり競いあうため、投資可能な機会が減少する可能性があります。かかる投資を行うよう組織された会社の数が著しく増えたため、参照ファンドの運用会社は、参照ファンドのために適切な投資対象を獲得するにあたり、激化した競争にさらされる可能性があります。

市場リスク

参照ファンドの運用会社は、参照ファンドのために、変動性が高く、かつ/または流動性が欠如する可能性がある市場に投資する場合があります。そのため、市場の変動に対応する参照ファンドの運用会社の能力が損なわれる可能性があり、参照ファンドが重大な損失を被ることがあります。参照ファンドの運用会社が参照ファンドのために公開取引所で投資を行う場合、取引所は上場金融商品すべてについて取引を停止または制限する権利を行使する可能性があります。参照ファンドの運用会社はそのリスクを負います。このような停止により、参照ファンドの運用会社が参照ファンドのポジションを清算できなくなる可能性があり、そのため参照ファンドは、損失を被る可能性があります。さらに、参照ファンドの運用会社が参照ファンドのためにポジションを手仕舞いする際に、市場が常に十分な流動性を有するという保証はありません。

システミック・リスク

流動性またはオペレーション上の必要性を充足するため、相互依存関係にある複数の大規模機関の一つが債務不履行に陥った場合、一機関の債務不履行によって連鎖的に他の機関が債務不履行に陥ることにより、信用リスクが生じる可能性があります。これは「システミック・リスク」と呼ばれ、決済機関、清算機関、銀行、証券会社および取引所など、参照ファンドの運用会社が日々関わる金融仲介機関

に悪影響を及ぼす可能性があります。かかるリスクは、第三者清算機関により中央清算される一定の金融商品に関する債務がある場合、増大される可能性があります。また、グローバルな事象および/もしくは金融市場における一もしくは複数の大規模な参加者の活動、ならびに/またはその他の事象もしくはその他の者の活動により、金融市場の通常のオペレーションに一時的なシステム障害が生じる可能性があります。かかる事象により、流動性および取引相手方に問題が生じ、参照ファンドが重大な損失を被る可能性があります。

金利および為替相場リスク

為替相場の変動により、参照ファンドの投資主の投資価額が増減する可能性があります。参照ファンドは、外国為替相場および/または金利リスクを負う可能性があります。参照ファンドは、ヘッジ取引を通じてそのリスクの軽減を図る場合があります。これらのヘッジ取引が不完全、または対象となる投資エクスポージャーの一部のみについて行われている場合、結果として生じる損益を受領または負担するのは、関連する参照ファンドの投資主であります。参照ファンドは、非米ドル通貨を参照してその価格が決定される非米ドル通貨建金融商品に投資する可能性があります。しかし参照ファンドは、保有する金融商品を米ドルで評価します。参照ファンドは、トレジャリー・ロック、先渡契約、先物契約およびクロス・カレンシー・スワップなどの通貨ヘッジ取引を行うことにより、非米ドル通貨に対するエクスポージャーのヘッジを目指すこともあれば、目指さないこともあります。通貨の変動もしくは市場変動のヘッジに適した金融商品が、参照ファンドが使用したい時に利用可能である、または参照ファンドが使用したヘッジ手法が有効であるという保証はありません。さらに、一定の通貨市場リスクは完全にヘッジすることができないか、またはヘッジ自体が不可能です。ヘッジされない場合、参照ファンドが直接または間接的に保有する非米ドル建投資対象のポジションの価値は、米ドル為替相場ならびに様々なローカル・マーケットおよび通貨における投資対象の価格の変化と共に変動します。そのような場合、参照ファンドが投資したその他の通貨に対する米ドルの価値の上昇は、これらのローカル・マーケットにおける参照ファンドの金融商品の価格の値上がりの影響を低減させ、かつ、値下がりの影響を増大させるため、参照ファンドに損失をもたらす可能性があります。反対に、米ドルの価値の下落は、参照ファンドの非米ドル建投資対象に対して逆の影響を及ぼします。

レバレッジおよび融資

参照ファンドは、借入れおよび/または様々な形態のレバレッジ(デリバティブ商品におけるレバレッジを効かせたポジションもしくはショートポジションを含みます。)を利用する可能性があります。レバレッジは、総リターンを増大させる機会を提供する一方で、潜在的に損失を増大させる効果も有します。したがって、投資対象の価値に悪影響を及ぼす事由は、レバレッジがかけられた範囲において増大され、ショートポジションの手仕舞いによって重大な損失が生じる可能性があります。参照ファンドは、特に、オプション、先物、先物オプション、スワップおよびその他の合成金融商品またはデリバティブ商品の利用によりレバレッジをかける可能性があります。このような金融商品は元来、証拠金を支払うことなく投資先の証券、コモディティまたは商品を購入する場合に比べ、はるかに大きいレバレッジを含んでいます。これは、かかる投資を行うにあたり要求される支払額(支払いが必要ない場合もあります。)が、通常、裏付けとなる証券、コモディティまたは商品の価値のごく一部にすぎないためであります。これらの商品に関連してレバレッジが利用されているため、当該商品の価値のわずかな変化が、参照ファンドの価値においては相対的に大きな変化となる可能性があります。このような金融商品の多くにおいては、変動証拠金またはその他の暫定的証拠金が要求され、かかる要求により投資ポジションの早期決済を余儀なくされる可能性があります。一般的に、参照ファンドに融資を提供する銀行およびディーラーは、基本的に任意の証拠金、ヘアカット、融資ならびに保証および担保評価の方針を適用することができます。参照ファンドのポートフォリオの価値が急落した場合、参照ファンドは、その証拠金要求を充足するために金融商品を迅速に清算することができない可能性があります。証拠金または類似の支払金額の増加により、参照ファンドにとって不利となる時期および価格で取引しなければならないことがあり、重大な損失が生じる可能性があります。レバレッジの結果、参照ファンドの資

産に対して支払金利が大きな割合を占める可能性があります。このようなレバレッジの利用は、比較的少額の損失であったとしても、または費用を相殺するに至らない利益の場合、参照ファンドの利用可能資本が急速に枯渇し、参照ファンドが利益を得る可能性が低下または消失する可能性があります。市況によるか、または政府、規制当局もしくは司法機関の措置によるかを問わず、銀行およびディーラーによるかかる方針の変更、またはその他の与信制限もしくは制約の設定は、大量の証拠金請求、融資の損失、不利な価格でのポジションの強制清算、スワップおよびレポ取引の終了ならびに他のディーラーとの契約のクロス・デフォルトにつながる可能性があります。かかる制限または制約が突然、かつ/または複数の市場参加者によって設定された場合、このような悪影響が増大される可能性があります。このような制限または制約の設定により、参照ファンドがそのポートフォリオの全部または一部を不利な価格で清算せざるを得ず、参照ファンドの持分が全額失われる可能性があります。

デリバティブ商品全般

参照ファンドの運用会社は、参照ファンドのために、クレジット・デリバティブなどのデリバティブ商品を締結する可能性があります。参照ファンドの運用会社は、参照ファンドの投資目的に一致し、かつ法的に許容される限り、現段階では使用が想定されていないかまたは利用できませんが、開発される可能性がある一定のデリバティブ商品に関する投資機会を活用する可能性があります。参照ファンドによって将来投資される商品であり、現時点では、または、かかる商品が開発されるかもしくは参照ファンドによって投資されるまでは確定することのできない商品には、特別なリスクが伴う可能性があります。例えば、クレジット・デリバティブに関するリスクには、あるイベントが契約に基づく支払いを引き起こすか否か、およびかかる支払いが別の商品における損失または支払金額を相殺するか否かの判断が含まれます。過去において、クレジット・デリバティブの買い手および売り手は、一つの契約のトリガー・イベントが別契約のトリガー・イベントと一致しないことから、買い手または売り手が追加リスクを負う可能性がありました。他のスワップ、オプションその他のデリバティブ商品は、市場リスク、規制上のリスク、税務リスク、流動性リスク、取引相手の財務上の健全性および信用力に関するリスクを含む取引相手による不履行リスク、法的リスクおよびオペレーション・リスクなど、各種リスクを伴う可能性があります。参照ファンドが、コモディティに関連する先物または先渡しなどのデリバティブに投資し、関連するポジションを適時に手仕舞うにあたりエラーがあった場合、参照ファンドはかかるコモディティの原物の引渡しを受ける、または別の当事者が引渡しを受けるよう急遽手配する義務を負い、追加経費が発生するリスクがあります。また、新たなデリバティブ商品が開発された際、書類が標準化されていないため、取引相手方と紛争または不和が生じる可能性があります。参照ファンドが参加するデリバティブ商品の規制環境および税務環境は変化しており、かかる金融商品の規制または税務上の変更は、参照ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。デリバティブ取引の一般的リスクにはこの他、()レバレッジ、()有利な条件でポジションを手仕舞うことができない、または手仕舞自体が不可能なこと、()原金融商品の価格、()店頭(OTC)契約であること、()契約上の非対称性および非効率性が含まれます。

店頭(OTC)契約

先渡し金融交換契約などの、取引所外または「店頭(OTC)」契約は、()これらの商品についてマーケットメイクを義務付けられていない銀行およびその他のディーラーの非公式ネットワークを通じて取引され、()マーケットメーカーが少ないため、業者間の買呼値および売呼値の спреッドが大きくなり、取引量が少ない可能性が高く、また()ポジションの値洗いが毎日行われないことから、取引所で取引される契約に比して価格のボラティリティが高く、流動性が低いです。既存ポジションの清算、ポジションの価値の評価、またはリスクの評価ができない可能性があります。ある取引の相手方が、当該契約における自身の義務を履行することができない、または履行する意思をなくす可能性があり、当該契約は取引所または清算機関により保証されていないため、このような債務不履行によって潜在的利益が消失し、参照ファンドが当該時点の価格で売戻しまたは買戻しの約束(もしあれば)をカバーせざるを得なくなり、かかる価格を決定することが困難な場合があります。このような事象は、参

照ファンドのパフォーマンスおよび参照ファンドの投資主へのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

契約上の非対称性および非効率性

参照ファンドの運用会社は参照ファンドのために、取引相手方が純資産価額の一定の減額、不正確な担保請求または担保回収の遅延に基づき取引を一方的に終了することができる中断条項など、参照ファンドの運用会社の立場が取引相手方と「非対称」な条項を含む一定の契約を締結する可能性があります。参照ファンドを代理する参照ファンドの運用会社が、取引相手方に対して類似する権利を有していない場合、かかる取引相手方に対する参照ファンドのエクスポージャーが増大し、参照ファンドのパフォーマンスおよび持分権者へのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

先物

先物の価値は、原資産となるコモディティなどの金融商品の価格に依存します。先物の価格はボラティリティが極めて高く、先物契約の価格変動は、特に、金利、需給関係の変化、貿易、財政、金融および為替管理に関するプログラム、ならびに政策や国内外の政治上・経済上の事象および方針の影響を受けることがあります。さらに、先物への投資は、参照ファンドのポジションが取引される取引所または参照ファンドの清算機関もしくは取引相手方の不履行リスクにさらされます。一部のコモディティ取引所は、「日々の値幅制限」または「値幅制限」と呼ばれる規則により、一定の先物契約価格の一日における値幅を制限しているため、先物ポジションは流動性に欠ける場合があります。かかる値幅制限の下では、ある一取引日において、値幅制限を超えた価格で取引を行うことはできません。一旦特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する金額分増減すると、当該契約におけるポジションは、トレーダーが当該制限以内で取引を実行する意思がない限り、獲得または清算することができません。これは、参照ファンドを代理する参照ファンドの運用会社が不利なポジションを速やかに清算することを妨げ、参照ファンドに大きな損失をもたらす、または参照ファンドが望む取引の実施を妨げる可能性があります。想定外の状況においては、先物取引所またはその他の規制当局が、特定の先物契約の取引を停止する、またはかかる契約のすべてのオープンポジションの清算もしくは決済を命じる可能性があります。

株価指数先物契約の価格は、市場の歪みのため、裏付けとなる株価指数の変動と完全には関連しないことがあります。まず、先物市場の全参加者は、証拠金預託および維持要件の対象となります。持分権者は、追加証拠金預託の要件を満たすよりも、相殺取引により先物契約を手仕舞いすることもできますが、かかる相殺取引は指数および先物市場間の通常関係を歪めることとなります。次に、投機家の視点からは、先物市場における証拠金預託の要件は証券市場の証拠金の要件に比べると負担が少ないです。したがって、投機筋の先物市場への参加の増加が価格の歪みを引き起こすこともあります。参照ファンドを代理する参照ファンドの運用会社が利用する株価指数先物契約の成功もまた、市場動向の変化を正確に予測する参照ファンドの運用会社の能力に依存しています。

オプション

参照ファンドは、コールオプションおよび/またはプットオプションの売買に伴うリスクを負う可能性があります。カバーされているコールオプションの売り手(すなわち原証券を保有している売り手)は、原証券の市場価格が原証券の購入価格から受領プレミアムを差し引いた金額より下落するリスクを負い、原証券についてオプション行使価格を超えた金額を獲得する機会を放棄します。カバーされていないコールオプションの売り手は、原証券の市場価格が行使価格を上回って、理論上無制限に値上がりするリスクを負います。カバーされていないコールオプションの行使に応じるために必要な証券が、著しく高い価格でなければ購入できない場合があり、これによりプレミアムの価値が減少または消失する可能性があります。カバーされていないコールオプションの行使をカバーするための有価証券の購入が、有価証券価格を引き上げ、これにより損失が増大する可能性があります。コールオプションの買い手は、コールオプションについて投資したプレミアムの全額を失うリスクを負います。カバーされたプットオプションの売り手(すなわち原証券のショートポジションを保有する売り手)は、原証券の市場価格が、原証券の売却価格(ショートポジションを設定した価格)に受領したプレミアムを加算した金額を超えて上昇するリスクを負い、市場価格がオプション行使価格よりも下落した場合原証券について利益を得る機会を放棄します。カバーされていないプットオプションの売り手は、原証券の市場価格がオプション行使価格を下回って値下がりするリスクを負います。プットオプションの買い手は、プットオプションについて行った投資の全額を失うリスクを負います。

スワップ

参照ファンドは、スワップ取引を締結する可能性があります。スワップは、裏付けとなる参照資産を購入する必要なく、特定のリターンを得ることを目的として締結されます。トータル・リターン・スワップ、プライス・リターン・スワップ、ボラティリティ・スワップ、バリエーション・スワップ、パフォーマンス・スワップ、金利スワップ、ベシス・スワップ、フォワードレート取引、スワプション、バスケット・スワップ、インデックス・スワップ、キャップ取引、フロア取引、カラー取引、通貨スワップ取引、クロスカレンシー金利スワップ取引またはその他の類似取引の利用は、その参照先が債券、エクイティもしくはハイブリッド証券、クレジット、金利、コモディティ、通貨、バスケットまたはインデックス(これらの取引に関するオプションを含みます。)のいずれであっても、通常の有価証券取引における投資手法およびリスクとは異なる投資手法およびリスクを伴う高度に専門的な活動であります。スワップは、各当事者が他方当事者に対して、一回限りの支払いまたは定期的な支払いを行うことに同意する個別交渉取引であります。一定のスワップ契約では、一方当事者の支払いを「前払い」とし、他方当事者の支払いとは異なるタイミングで行う(通貨スワップの場合によく見られる)必要がありますが、この場合、スワップの元本価値の全額が、スワップの他方当事者による契約上の引渡義務の不履行リスクにさらされる可能性があります。金利スワップなどのその他のスワップ契約は、通常、契約当事者に「元本」の支払いを義務付けるものではなく、合意された「想定元本」額に適用される合意された金利または金額の支払いのみを義務付けるものであります。したがって、参照ファンドの信用損失のリスクは、純額ベースで受領する権利を有する支払利息の金額となります。スワップ取引は通常、全額が払い込まれないため、取引相手方が証拠金の支払いを要求することが多いです。取引が「イン・ザ・マネー」である場合、参照ファンドは追加証拠金が返還されるまで、取引相手方の信用力にさらされます。一定のスワップ契約は、当事者対当事者の取引であり、かかる契約における履行責任は、組織化された取引所および清算機関ではなく個々の取引相手方にあります。そのため、参照ファンドは取引相手方の債務不履行リスクおよび取引相手方の信用リスクを負います。また、取引に伴う証拠金の料率は、参照ファンドの取引相手方の裁量により決定されることが多く、一定の状況下では、予期せぬ大量の証拠金請求があり、それに伴って参照ファンドの流動性が欠如する可能性があります。しかしながら、世界各国の規制当局は最近、OTC市場をより厳密に規制する方向に動いており、そのため現在では、一定のスワップは規制市場で実行され、規制された清算機関による清算に付託するよう求められており、現在のOTCスワップの相当部分は今後、そのように実行、清算され、かつ強制的証拠金要件に従う

よう求められます。このような規制変更が、相手方リスクを削減し、市場の効率性を高める上でどの程度効果的であるかは定かではありません。このような取引に伴う将来の費用および担保提供による流動性への影響も不確実であります。現在よりも著しく大きくなる可能性があり、その結果、リターンを減少させる可能性があります。さらにスワップ取引は、その価値が別の原資産から派生する契約です。そのため、原資産価格の変動は、スワップに組み込まれたレバレッジによって、取引から生じるあらゆる損益を拡大させる可能性があります。デリバティブ取引の場合と同様に、取引相手方ヘッジに基づく価格付けならびに取引の開始および決済時の資金調達コストは、裏付けとなる参照資産を直接購入するよりも高額になる可能性があります。さらに、市場価値、金利、為替相場に関する参照ファンドの運用会社の予測は不正確な場合があり、全体的な投資成績が、参照ファンドがスワップ取引を行わなければ達成したであろう成績を下回る可能性があります。

先渡契約

参照ファンドの運用会社は、参照ファンドのために、先渡契約を利用する可能性があります。先渡契約とは、特定の商品または権利を将来の日に特定の価格で売買する義務を伴う取引であります。参照ファンドの運用会社は、将来の外国為替相場の水準の不確実性に対する防御などのヘッジ目的で、参照ファンドのために先渡契約を使用する可能性があります。また、先渡契約は、参照ファンドの基準通貨以外の通貨で参照ファンドが保有している金融商品の保有価値の保護を目指して利用される可能性があります。下落リスクをヘッジしようとする場合と同様、金融商品の価値と、その金融商品の保有に関して締結された先渡契約との間の相関関係が不完全であることがあり、これによって保護されていない損失が生じるリスクがあります。また、例えば特定の通貨の価値の上昇または下落が予想される場合など、参照ファンドの投資目的を追求するために、ヘッジ目的ではなく投資目的で先渡契約が使用されることもあります。

先物契約とは異なり先渡契約およびそのオプションは、通常、取引所で取引されず、標準化されていません。逆に、それらの市場では銀行およびディーラーが当事者として行為し、個別に取引交渉を行います。ただし、一定の先物為替予約については、米国商品先物取引委員会(CFTC)によりスワップ取引として規制されており、また自主的にスワップ取引施設において取引されています。銀行間の先渡取引および「現金」取引は、実質的に規制されておらず、一日の値幅に制限はなく、投機的なポジションの制限は適用されません。先物契約の場合と同様に、先渡契約は、通常、先渡契約が関連する投資において提供する経済的エクスポージャーに比べてはるかに少ない額の証拠金しか必要とせず、「ギアリング」効果または「レバレッジ」効果を生み出します。これは、少額の証拠金の支払いにより、利益の増大のみならず、損失の増大につながる可能性があることを意味します。また、原商品の比較的小さい値動きにより、先渡契約の価値はるかに大きく変動する可能性があることを意味します。銀行間の先渡市場で取引を行う当事者は、その取引を行っている通貨またはコモディティのマーケットメイクを続ける必要はなく、また当該市場は流動性のない期間を有することがあり、かかる期間が長期間に及ぶこともあります。当該市場の一定の参加者が一定の通貨もしくはコモディティの値付けを拒絶していたか、または当該市場の参加者が買付けに応じる用意がある価格と売付けに応じる用意がある価格との間に非常に広いスプレッドがある価格で値付けを行っていた期間がありました。異常に大量の取引、政治的介入、市場の混乱、原資産に影響を与える予期せぬ第三国の事象、予定外の休日および市場の閉鎖その他の要因により、先渡市場、特に通貨市場では、混乱が生じることがあります。政府当局による管理の強制により、当該先渡取引が、参照ファンドの運用会社の推奨を下回る程度に抑制され、その結果、参照ファンドに損害が生じる可能性があります。市場の流動性が低いことまたは市場の混乱は、参照ファンドに多額の損失を与える可能性があります。

利益の保証または損失に対する保証の不存在

参照ファンドがリターンをもたらす、または参照ファンドに多額の損失が発生しないという保証はありません。

ユーロ圏に関するリスク

様々なユーロ圏諸国のソブリン債に関する近年の懸念ならびに投資者がギリシャのソブリン債について大幅な評価損および額面価額の切下げを被るという提案により、ソブリン債のデフォルト、一または複数の国が欧州連合またはユーロ圏を離脱する可能性ならびに影響を受ける国および通貨としてのユーロを支援するための(未だ検討段階にあり、かつ、重要な点において不透明な)様々な提案に関する新たな懸念が生じています。この状況がもたらす結果は、未だ予測することができません。ソブリン債のデフォルトならびに欧州連合および/またはユーロ圏からの脱退は、参照ファンドの投資を行う能力に重大な悪影響を及ぼすおそれがある一方、これらの問題を抑制し、または防止するために導入された緊縮政策およびその他の措置自体が経済の縮小ならびに結果として生じる参照ファンドおよびその投資にとって不利な影響につながる可能性があります。また、(特に、投資者または投資が、影響を受ける国に住所を有する場合)ユーロ圏の崩壊後またはユーロ圏からの脱退後にユーロ(該当する場合)で出資約束金額を拠出する義務を履行することは、参照ファンド、さらには参照ファンドの投資主のリターンに重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

運営上の損失

参照ファンドの運営に係る費用(メイプルス・フィデューシャリー、参照ファンドの管理事務代行会社およびその他のサービス提供者に支払うべき報酬を含みます。)および参照ファンドの費用は、参照ファンドの収益を超えることがあります。かかる運営上の損失は参照ファンドの資本から支払われ、かかる運営上の損失により、参照ファンドの投資対象の価値および収益が出る可能性が減じられます。

取引コスト

参照ファンドの投資アプローチは、参照ファンドが負担する多額の取引コストを生み出す可能性のある、参照ファンドの投資対象の高水準での取引および回転率を伴う場合があります。特に、参照ファンドは、短期的な市場の勘案事項に基づき投資を行うことがあり、参照ファンドが利益を得ようとする価格設定の誤りは、長続きしない可能性があります。参照ファンドのポジションの回転率は高くなることがあり、その際、多額の仲介手数料および報酬を伴う可能性があります。

参照ファンドへの投資に関連する費用および報酬

参照ファンドへの投資者は、参照ファンドの一定の費用および報酬の比例按分負担額を負担します。

参照ファンドの投資証券クラスは別個の法主体ではありません

参照ファンドは、投資証券をクラスの形で発行する権限を有します。参照ファンドの定款には、負債を様々なクラスに帰属させる態様が規定されています(負債は、当該負債が発生した特定のクラスに帰属させます。)。ただし、参照ファンドは単一の法主体であり、いずれのクラスについても遡求権の限定による保護はありません。したがって、参照ファンドの資産はすべて、当該資産または負債が帰属するクラスにかかわらず、参照ファンドの負債をすべて弁済するために利用可能であります。実際には、クラスをまたがった負債は、一つのクラスに帰する負債が当該クラスに帰する資産を超え、かつ、当該クラスに帰属する負債をすべて弁済することができない場合にのみ生じる見込みであります。かかる場合、かかる負債の超過部分を賄うために他のクラスに帰属する参照ファンドの資産が充当されることがあり、寄与するクラスの価値が結果として減少します。

参照ファンドの投資証券の流動性の低下

参照ファンドの投資証券の活発な流通市場が発生するとは想定されておらず、かかる市場が形成される見込みもありません。また、参照ファンドの投資証券の移転および買戻しに関しては制限があり、参照ファンドの投資証券の移転または譲渡は、参照ファンドの取締役の同意を得ることなく行うことはできません。したがって、参照ファンドへの投資は、流動性が低下し、多大なリスクを伴う可能性があります。市場のボラティリティ、および経済または政治の見通しが不透明な時期であることにより、参照ファンドのポートフォリオおよび参照ファンドに対する持分の流動性が低下し、かつ/または、参照ファンドのポートフォリオおよび参照ファンドに対する持分が市場のボラティリティの増大および評価額の下落に見舞われるリスクが高まることがあります。参照ファンドの投資証券の申込みは、経済的に投資を継続することができ、かつ、参照ファンドへの投資の全部または大部分を失ったとしても損失を

負担する余裕がある熟練した投資者のみが検討するべきであります。流動性の低下に関連するリスクは、参照ファンドの運用に現金が必要である状況(投資者が参照ファンドの投資証券の買戻しを行おうとする場合など)において特に深刻なものとなり、参照ファンドが短期的な現金需要を満たすために借入れを行い、流動性の低い資産の売却によるキャピタル・ロスが参照ファンドに生じ、買戻しを制限しなければならないか、またはその他の適切な措置を講じなければならない結果となるおそれがあります。また、異なる投資証券クラスには異なる条件(表示通貨、ヘッジ戦略(もしあれば)、報酬および費用、申込みもしくは買戻しの手続きまたは最低投資要件の違いを含みます。)が設けられている場合があります。例えば、別の投資証券クラスには有利な買戻権があるなど、条件が同一でない他の投資証券クラスの投資者に悪影響が及ぶことがあります。

買戻しに関する制限

上記参照ファンドの投資証券の流動性の低下に関して取り上げられる問題のほか、投資予定者は、参照ファンドの投資証券の買戻しは、本書および参照ファンドの定款に定められる限られた状況においてのみ、参照ファンドの投資主の選択により行うことができることに留意するべきであります。参照ファンドは、特定の状況において、参照ファンドの投資主に対し、その投資証券の買戻しを行うよう要求することがあります。かかる強制買戻しは、そのタイミングおよび参照ファンドの投資主の個人的な状況によっては、参照ファンドの投資主に経済的な悪影響またはその他の悪影響をもたらす可能性があります。参照ファンドの取締役は、特定の状況において、参照ファンドの純資産価額の計算を停止することがあります。計算が停止されている期間中は参照ファンドの投資証券の発行または買戻しは行われず、参照ファンドは、かかる停止より前に参照ファンドの投資証券の買戻しが行われた者に対する買戻金の支払いにかかる停止の解除後まで保留する権利を留保します。参照ファンドは、買戻しに応じるため、その原資産を清算する必要があります。参照ファンドがこれを行うことができない場合、買戻金の支払いは不可能となります。このことは、投資者が参照ファンドへの投資を現金化するのに要する期間を大幅に長引かせるおそれがあります。

純資産価額に関する勘案事項

参照ファンドの投資証券1口当たり純資産価格は、参照ファンドの投資対象のパフォーマンス次第で時間の経過とともに変動することが見込まれています。参照ファンドの投資主がその投資証券の買戻しを行うことを選択した場合または強制買戻しとなされた場合で、当該買戻しの時点の参照ファンドの投資証券1口当たり純資産価格が当該投資主が申込時に支払った金額を下回るか、または参照ファンドの設立および管理事務に係る未償却の経費および費用が残存するときには、当該投資主は、初期投資額を回収することができない可能性があります。

大量の買戻し

参照ファンドの投資者による短期間で大量の買戻しにより、参照ファンドの運用会社は、参照ファンドの証券ポジションを不適切な時期にまたは不利な条件で清算する手配を行わなければならないおそれがあり、参照ファンドの投資証券1口当たり純資産価格に悪影響が及ぶおそれがあります。

債務の見越計上

参照ファンドは、その時々において、直接債務または間接債務(税金債務を含みます。)を負担しますが、かかる債務は、既知のものであることもあればそうでないこともあり、実際のものであることもあれば偶発的なものであることもあります。参照ファンドは、適用ある会計基準により、直接的もしくは間接的にかかる債務の金額を見越計上することを義務付けられることがあるか、またはその他参照ファンドの運用会社が、かかる見越計上を行うことを決定することがあり、かかる見越計上により、参照ファンドの純資産価額は減少します。参照ファンドの英文目論見書に記載されるとおり、参照ファンドは、未払いの費用、債務および偶発債務の見積額に対する準備金が会計基準により義務付けられていない場合であっても、かかる準備金を用意することがあります。ただし、参照ファンドがかかる準備金または見越計上額を設定するかおよびどのような状況下でかかる準備金または見越計上額を設定するかについて確実なことはありません。参照ファンドは、特定の状況において、直接債務または間接債務の

金額を直接的または間接的に見越計上しないことがあります。これは、以下の場合が含まれます。

()適用ある会計基準によりかかる見越計上が義務付けられていないことによる場合、()かかる債務をもたらす事実が認識されていないことによる場合、()かかる債務をもたらす可能性がある関連する法律もしくは規制(税金に関する規制を含みます。)もしくはこれらの適用に確実性がないか、もしくは一貫性がないことによる場合、()かかる債務に関する支払いが必要となることを見込まれないことによる場合、または()その他の理由により適用法に基づく何らかの制限に従った場合。直接債務または間接債務が見越計上されていない時に参照ファンドに投資する投資者は、かかる債務が該当する投資の時点で見越計上されていた場合よりも高い純資産価額で参照ファンドに投資することになります。参照ファンドが、その後、かかる直接偶発債務もしくは間接偶発債務の金額を直接的もしくは間接的に見越計上することを義務付けられるか、適用法に基づく何らかの制限に従ってかかる見越計上を行うことを決定するか、またはかかる債務に関する金額を直接的もしくは間接的に支払うことを義務付けられる場合には、かかる見越計上または支払いにより、参照ファンドの純資産価額は減少します。かかる債務が見越計上され、かつ/または、かかる債務の支払いが要求される時に参照ファンドに投資を行う投資者は、かかる債務が帰属する期間中は投資者ではなかった可能性がある場合であっても、通常、かかる見越計上額または支払額の全額を負担することになります。

価格変動

参照ファンドの投資証券の価値および参照ファンドの投資証券から生じる収益(もしあれば)は、上昇することもあれば下落することもあることに留意すべきであります。

評価

参照ファンドの取締役は、参照ファンドの運営につき全般的な権能および責任を有しますが、参照ファンドの純資産価額および参照ファンドの投資証券1口当たり純資産価格の計算を参照ファンドの管理事務代行会社に委任しています。参照ファンドの管理事務代行会社は、参照ファンドが保有する資産の価値を決定するにあたり、参照ファンドの価格設定方針を適用します。参照ファンドは、流動性が低いか、またはその他活発に取引されていない投資対象であって、信頼できる価格を入手することが困難な可能性がある投資対象を多数保有することがあります。したがって、評価は、その後増額調整または減額調整がなされる場合があります。評価に関するかかる判断が正しくないことが判明した場合、参照ファンドの資産および/または勘定の評価に関する不確実性が参照ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。参照ファンドの管理事務代行会社または参照ファンドの資産の評価に関与するその他の当事者は、当該資産の価値が当該当事者の報酬に影響を及ぼす可能性があることから、当該資産の評価にあたり利益相反に直面することがあります。また、参照ファンドは、投資者に対し、価格設定または評価に関する情報を定期的に提供することを義務付けられていません。

関係ファンドの過去のパフォーマンス

連動先ファンドまたは参照ファンドの運用会社が運用するその他の勘定の過去の投資パフォーマンスは、参照ファンドが示す将来の成果を示唆するものと解釈するべきではありません。さらに、参照ファンドの過去のパフォーマンスは、将来のリターンを保証するものではありません。

ゴールドマン・サックス・インターナショナルへの依拠の不存在

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、受託者の資格では行為しておらず、信託義務を負っておらず、情報に関して責任を負わず、参照ファンドに関して第三者サービス提供者のパフォーマンスにつき責任を負わず、かつ、参照ファンドに関する役割に関して利益相反を開示しています。したがって、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、参照ファンドへの投資に関していずれの者に対しても何ら責任を負いません。さらに、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、その内部目的のために参照ファンドおよび参照ファンドの運用会社に関してデュー・ディリジェンスによるチェックを実施することがあるものの、投資予定者の利益のためにはかかるデュー・ディリジェンスによるチェックを完了していません。したがって、投資予定者は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが参照ファンドまたは参照ファンドの運用会社に関してかかるデュー・ディリジェンスによる

チェックを実施している可能性があるという点に依拠することはできません。投資予定者は、参照ファンドに投資すべきかを決定するにあたり、参照ファンドおよび参照ファンドの運用会社に関して独自のデュー・ディリジェンスを行わなければなりません。

参照ファンドのオルタナティブ投資ファンド・マネージャーへの依拠

参照ファンドは、参照ファンドのオルタナティブ投資ファンド・マネージャー(以下「AIFM」といいます。)、より具体的には、参照ファンドの投資運用業務の提供、参照ファンドの管理事務、参照ファンドの投資証券のマーケティングおよびAIFMDに基づき認められるその他の職務の遂行に係るAIFMの主要人物に専ら依拠しています。参照ファンドがかかるAIFMの主要人物を利用することができなくなった場合には、参照ファンドが不利な影響を被るおそれがあります。参照ファンドがEEA域外で設立されたAIFの義務を遵守することができるかは、AIFM、より詳細にはかかる主要人物の専門知識および取り組みに左右されます。

取引相手方の信用リスク

取引先：参照ファンドは、各取引相手方(各取引先を含みます。)の取引契約およびその他の関連する契約(該当する場合)(本段落の目的上、以下「取引相手方との契約」といいます。)に基づく義務を履行する能力にさらされます。取引相手方は、参照ファンドの運用能力または資本基盤を損なう資金難に陥ることがあります。取引相手方との取引は、契約条件をめぐる紛争(善意の紛争であるか否かを問いません。)を理由としてまたは信用もしくは流動性に関する問題を理由として取引相手方が取引の条項および条件に従って当該取引の決済を行わず、それにより参照ファンドが損失を被ることになるリスクに投資者をさらすものであります。一または複数の取引相手方との契約に基づく参照ファンドの権利の執行は、適用ある支払不能制度の強行規定により妨げられるか、より困難となるか、または遅延が生じる可能性があります。取引相手方が支払不能に陥った場合には、当該取引相手方の経営陣および/または支払不能担当官吏が参照ファンドの資産の処分に介入しようとする可能性があります。

各プライム・ブローカーは当該プライム・ブローカーに引き渡された参照ファンドのすべての投資対象およびその他の資産(保管資産)の保管につき責任を負うことから、保管資産は、関連するプライム・ブローカーの勘定および名義で保有されます。プライム・ブローカーが支払不能に陥った場合には、保管資産にアクセスすることが困難となるか、または不可能となる可能性があります。保管資産が証券以外の資産から成る場合、保管資産は、関連するプライム・ブローカーの名義または支配下で保有されることがあります。

参照ファンドは、とりわけ、資金調達取引相手方(ゴールドマン・サックス・インターナショナルまたは関連会社となります。)の信用力およびゴールドマン・サックス・インターナショナルのGSI執行代理人としての義務を履行する能力にさらされます。参照ファンドは、各資金調達取決めに基づき、資金調達取引相手方に金銭を貸し付けることに同意することがあります。ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、資金調達取決めに基づく当該資金調達取引相手方の参照ファンドに対する義務に関して保証を行います。したがって、参照ファンドは、究極的にはゴールドマン・サックス・グループ・インクおよび/またはその関連会社の信用力にさらされる可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよび/またはその関連会社は、参照ファンドの運用能力または資本基盤を損なう資金難に陥ることがあります。資金調達取決めの規模によっては、ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよび/またはその関連会社(ゴールドマン・サックス・インターナショナルを含みます。)の支払不能により、参照ファンドが大きな損失を被ることになる可能性があります。

参照ファンドは、勘定開設銀行に任命されたHSBCバンク・ピーエルシーまたはいずれかの銀行の信用力ならびにこれらの勘定開設銀行としての義務を履行する能力にさらされます。勘定開設銀行は、参照ファンドの運用能力または資本基盤を損なう資金難に陥ることがあります。関連する契約に基づく参照ファンドの権利の執行は、適用ある支払不能制度の強行規定により妨げられるか、より困難となるか、または遅延が生じる可能性があります。勘定開設銀行が支払不能に陥った場合には、当該銀行の経営陣および/または支払不能担当官吏が参照ファンドの資産の処分に介入しようとする可能性があります。

成功報酬

管理報酬の受領に加えて、参照ファンドの運用会社は、実現利益と同様、未実現評価益に関して増加する成功報酬を受け取ることもできます。したがって、成功報酬は、その後実現しない可能性がある未実現利益に対して支払われることがあります。成功報酬は、参照ファンドの運用会社にとって、参照ファンドの運用実績に基づく報酬がない場合と比べてよりリスクの高い投資を参照ファンドのために行う誘因を生じさせる可能性があります。

潜在的利益相反

参照ファンドの取締役およびサービス提供者は、参照ファンドに対する責務に関連して、実際のおよび潜在的な利益相反を有する可能性があります。

責任および補償義務

参照ファンドの定款に基づき、参照ファンドのその時点の取締役、代理人およびその他の役員は、参照ファンドからの補償について一定の権利を有します。参照ファンドの運用会社、参照ファンドの管理事務代行会社、メイプル・フィデューシャリー、監督者、執行代理人、FX執行代理人およびプライム・ブローカーは、一定の状況下でのみ、参照ファンドに責任を負います。

ファンド設立費用の償却

参照ファンドの財務諸表は、US GAAPに準拠して作成されます。US GAAPでは、参照ファンドの設立に関連する一定の経費の償却のみが認められています。これにかかわらず、参照ファンドは、参照ファンドの取締役の裁量により、設立費用を一定期間にわたって償却することを決定することがあり、その場合、財務諸表に限定意見が付される可能性があります。

規制

ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を除き、参照ファンドは、他の同等または類似の規則または規制に基づき登録されておらずまたは登録を受けようとしていません。その結果、参照ファンドの投資主は、当該法律または規制によって付与される可能性のある一定の保護から利益を得ることはできません。

個別の法律顧問は存在しない

参照ファンドは、参照ファンドのケイマン諸島法律顧問としてディレクトリに記載される法律顧問を任命しました。投資者を代理して行為する個別の法律顧問は雇用されていません。投資者は、参照ファンドへの投資の法律上および税務上の影響について、自身の独立した法律顧問に相談するよう推奨されます。

連動先ファンドは審査対象となる可能性があります

参照ファンドの投資戦略(以下「本投資戦略」といいます。)は、連動先ファンドの投資目的および戦略の実質的な再現であり、参照ファンドおよび連動先ファンドの双方に関する参照ファンドの運用会社の現在の取引戦略およびプロセスを表しています。参照ファンドの運用会社は、本投資戦略に従って参照ファンドの資産を運用する、投資運用契約その他に基づく参照ファンドに対する契約上の義務を負いません。さらに、参照ファンドが認識していない変更が連動先ファンドになされた場合、本投資戦略に関連する情報は、参照ファンドに関して参照ファンドの運用会社が実施している投資戦略およびプロセスを正確に開示しなくなることがあり、その結果、投資者の投資は、投資者が当初予想していたもの以外のリスクにさらされることまたは参照ファンドの英文目論見書に開示されないことがあります。

参照ファンド、AIFMまたは参照ファンドの運用会社による参照ファンドの投資目的、投資ガイドラインまたは投資制限の遵守の監視は行われません

参照ファンドの取締役、参照ファンド、メイプル・フィデューシャリー、参照ファンドの管理事務代行会社、参照ファンドのプライム・ブローカーまたはゴールドマン・サックス・インターナショナルのいずれも、参照ファンド、AIFMまたは参照ファンドの運用会社による参照ファンドの投資目的、投資ガイドラインおよび投資制限の遵守を監視しません。ゴールドマン・サックス・インターナショナル

は、仕組商品の銘柄および自身のリスク管理のみに関する参照ファンド、AIFMおよび参照ファンドの運用会社による参照ファンドの投資目的、投資ガイドラインまたは投資制限の遵守のみを監視します。

規制上のリスク - 一般

近年、ヘッジ・ファンド業界およびこれに関与するマネージャーの活動に対する法律上および規制上の監視が拡大しています。その結果、現在、欧州、米国およびその他の地域において様々な法律上および規制上の構想が存在し、参照ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。規制の拡大は、参照ファンドがどのように運営されるかまたは参照ファンドの運用会社が参照ファンドを運用するかに影響を及ぼすことがあり、また、潜在的な債務に対する参照ファンドのエクスポージャーを増加させることがあり、さらに、参照ファンドの運用会社およびその他のサービス提供者に追加的な義務を課す可能性があります。参照ファンドは、投資者が受け取る純額を減少させる可能性のある法律上、コンプライアンス上およびその他の関連経費の増加を負担しなければならない可能性があります。規制上の変更の影響を予測することは不可能であり、その中には重大で不利なものがある可能性があります。参照ファンドの期間中に生じると予想される法律上、税務上および規制上の変更に加えて、予期せぬ変更が生じる可能性があります。ヘッジ・ファンド、投資顧問会社およびこれらが利用する商品（デリバティブ商品を含みますが、これに限られません。）に関する法律上、税務上および規制上の環境は、継続的に発展しています。米国ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「改革法」といいます。）は、2010年7月に施行されました。改革法は、結果として、プライベート・ファンドの運用者、これが運用するファンドおよび金融業界全体に影響を与える大規模な規則制定上および規制上の変更をもたらしました。改革法に基づき、米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）は、投資顧問会社に対する新たな記録および報告要件を義務付けており、これは、参照ファンドの運用会社および参照ファンドの法律上、運用上およびコンプライアンス上の義務のコストを増大させ、参照ファンドの運用会社が投資関連以外の活動に支出する時間を増やします。改革法は、銀行、銀行以外の金融機関、格付機関、モーゲージ・ブローカー、信用組合、保険会社、ペイデイ・レンダーおよびブローカー・ディーラーを含む、参照ファンドが接触するまたは接触する可能性がある広範な市場参加者に影響を及ぼし、参照ファンドの運用会社とその取引相手方と事業を行う方法を変更する可能性があります。改革法は引き続き金融業界全体に影響を与えるため、市場内の不透明感が高まり、ボラティリティを高め、参照ファンドの運用会社が参照ファンドの投資戦略を実行することが困難になる可能性があります。参照ファンド、参照ファンドの運用会社、これらが取引および投資を行う市場、またはこれらが事業を行う取引相手方に適用される規制が、将来どのように変更されるのか（もしあれば）を予測することは不可能であり、将来の規制変更が参照ファンドに与える影響は、実質的かつ不利なものとなる可能性があります。投資者は、参照ファンドのビジネスがダイナミックであり、時の経過とともに変化すると予想されることを理解すべきであります。したがって、参照ファンドは将来、新たなまたは追加的な規制上の制約を受ける可能性があります。本書は、参照ファンド、参照ファンドの運用会社またはそれぞれのビジネスに影響を及ぼす可能性のある現行もしくは将来の規制のすべてに対処する、またはこれらを予測することはできません。このような規制は、参照ファンドが行う投資の種類を規制し、参照ファンドが一定の金融商品に関して議決権を行使することを妨げ、参照ファンドに対するその投資者その他の身元の開示を要求するなどすることで、参照ファンドに重大な影響を及ぼす可能性があります。

OTC取引の規制上のリスク

過去10年間、2007年から2008年にかけての金融危機を受けて、金融システム全般、とりわけ店頭（OTC）デリバティブ市場の安定性を高めるための国際的な取り組みが行われました。2009年9月、G20首脳は、すべての「標準化された」OTCデリバティブ契約は、取引所または電子取引プラットフォーム（適切な場合）で取引され、中央清算機関を通じて清算されるべきであること、OTCデリバティブ契約は取引情報蓄積機関に報告されるべきであり、中央清算されない契約はより高い資本要件の対象とされるべきであることに合意し、2010年6月にこれを再確認しました。米国では、2010年7月に立法化された改革法に、OTCデリバティブ市場を包括的に規制する規定が初めて盛り込まれました。改革法は、銀行、

ノンバンク、格付機関、モーゲージ・ブローカー、信用組合、保険会社、ペイデイ・レンダー、ブローカー・ディーラー、清算機関および投資顧問会社を含む広範な市場参加者を対象としています。改革法の主要な規定は、SECおよびCFTCによる規則制定を求めています。本書の日付現在、これらの規則のすべてが提案または最終決定されたわけではなく、いくつかのケースにおいては、最近最終決定された特定の規則の適用は依然として不確定であります。その結果、投資者は将来の規制環境の変化を予想すべきであります。当該潜在的な規制上の発展は、参照ファンドまたは一または複数のその潜在的なサービス提供者のコストを増加させ、潜在的に市場流動性を低下させる可能性があります。変更はまた、参照ファンドの運用会社が参照ファンドの投資プログラムを追求し、一定の取引を行う能力に悪影響を与える可能性があります。新しい規則は、コストの増加、高い証拠金、流動性の低下、不利な価格設定、新しい業界の取引文書、オペレーションの構築、既存の顧客契約/ガイドラインの潜在的な修正をもたらす可能性があります。

改革法は、OTCデリバティブの相当部分を規制された取引所または電子取引プラットフォームで執行することおよび規制された清算機関に清算のために提出することを要求しています。清算のために提出されるOTCデリバティブは、SECまたはCFTCが定める予想証拠金要件および清算会員自らが要求する証拠金に加え、関連する清算機関によって定められた最低当初および変動証拠金要件の対象となります。規制当局はまた、清算要件の対象ではないOTCデリバティブに当初および日次値洗証拠金要件の両方を課す幅広い裁量権を有しており、現在まで、特定の取引について日次変動証拠金の交換を要求してきました。改革法には、いわゆる「エンドユーザー」に対する清算および証拠金要件の限定的な免除規定が盛り込まれていますが、参照ファンドは、当該免除規定に依拠することはできません。清算会員として行なうOTCデリバティブ・ディーラーは、顧客の取引を清算する際に利用する清算機関に一定額の証拠金を差し入れることが義務付けられています。これに対し、清算対象外のOTCデリバティブ取引に参加する際は、従来、OTCデリバティブ・ディーラーは、顧客証拠金をオペレーションに利用することができ、資金調達および収益の源が提供されてきました。その結果、一定額の顧客証拠金を清算機関に差し入れるという要件は、ディーラーの費用をさらに増やし、その費用は、より高い報酬およびより不利なディーラー・マークという形で、参照ファンド等の顧客を含む他の市場参加者に転嫁される可能性が高いです。また、SECおよびCFTCは、現在二国間ベースで行われているOTCデリバティブ取引所の相当部分を、規制された証券、先物またはスワップ取引所もしくは執行ファシリティを通じて実行することも要求します。当該要件により、参照ファンドを含む投資ファンドがビスポーク取引を行うことがより困難で費用を要するものになる可能性があります。これらは、参照ファンドが本来であれば参加する戦略を不可能にするまたは実施が経済的でなくなる程度まで費用を増やすことがあります。改革法では本人対本人ベースで以前締結された多くのOTCデリバティブ取引を規制された清算所に清算のために提出することが要求されますが、参照ファンドが取引する可能性のあるデリバティブの一部は、参照ファンドとそれぞれの取引相手方間の本人対本人ベースのままである場合があります。これらのOTC商品の場合、取引相手方の不履行リスクは大きい可能性があり、これらの市場がほとんど規制されていなかった場合よりも、「ビッド・アスク」スプレッドが広がる可能性があります。改革法は、部分的にはこれらのリスクを軽減することを意図しているが、改革法が完全に施行されてからしばらくの間、この点での成功は明白ではなく、まだ数年かかる可能性があります。改革法の実施によって軽減されない場合、非常に複雑で、参照ファンドの資産のレバレッジを伴うことがある当該金融商品および手法がもたらすリスクは、(1)信用リスク(取引相手方の金融債務不履行による損失の可能性に対するエクスポージャー)、(2)市場リスク(金融資産または商品の価格の不利な動き)、(3)法的リスク(取引の特性化または当事者が取引を締結する能力により、金融契約が履行不能となり、取引相手方の支払不能または破産により、執行可能な契約権を取得できなくなる可能性があります。)、(4)オペレーショナル・リスク(不適切な統制、不十分な手続き、人的ミス、システム障害または詐欺)、(5)文書化リスク(不適切な文書化から生じる損失に対するエクスポージャー)、(6)流動性リスク(デリバティブを中途解約できないことにより生じる損失に対するエクスポージャー)、(7)システム・リスク(ある機関

における財政難または主要市場の混乱は、制御不能な金銭的損失を金融システムに引き起こすリスク)、(8)集中リスク(特定の業界へのエクスポージャーまたは特定の主体に連動するエクスポージャー等の密接に関連したリスクの集中による損失へのエクスポージャー)および(9)決済リスク(取引の当事者の一方が契約上の債務を履行しましたが、取引相手方からまだ価額を受け取っていない場合に直面するリスク)を含みます。OTCデリバティブ取引は、規則(EU)第648/2012号、委員会施行規則(EU)第1247/2012号および該当する場合には、EMIRを補足する各委員会委任規則、および技術基準を規定する各委員会施行規則(その後の改正を含みます。)(以下「EMIR」と総称します。))によって規定されます。EMIRは、OTCデリバティブ取引を行う「金融取引相手方」または「非金融取引相手方」である主体に一定の義務を課します。参照ファンドおよびAIFMはいずれもケイマン諸島に所在するため、参照ファンドは「域外法人金融取引相手方」に分類され、EMIRに基づく義務を直接課されることはありません。ただし、参照ファンドの取引先がEMIRに直接従う場合には、その取引先は、EMIRに基づく義務を履行できるように、参照ファンドの協力を要求します。したがって、参照ファンドは、ポートフォリオ照合、紛争解決およびポートフォリオ圧縮に関して、取引先との間で一定の取決めに同意することを要求されます。

ヘッジファンドの規制上のリスク - 一般

ヘッジ・ファンドおよびヘッジ・ファンドのマネージャーにとっての規制環境は変化している。参照ファンドに影響を及ぼす法律および規制の変更、またはヘッジ・ファンド、ヘッジ・ファンドに投資するファンド・オブ・ファンズ、またはヘッジ・ファンドのマネージャーに影響を及ぼす規制の変更は、一般に、参照ファンドがレバレッジを獲得するまたは事業を継続する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、参照ファンドのパフォーマンスおよび参照ファンドの投資主へのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、AIFMDは、EEA内で管理または設立されたファンドに関連して、また、特定の状況では、EEA内で販売される他のファンドおよびEEA内に所在するマネージャーによって管理されているファンドに関連して、要件を課しました。AIFMDの規定は、()参照ファンドがEEA外に設立され、()参照ファンドのAIFMがEEA外を拠点とし、()参照ファンドがEEA内で販売されないまたはEEA内に所在する投資者もしくはEEA内に登記上の事務所を有する投資者に販売されないという前提で、参照ファンドに影響を与えないと予想されます。

それにもかかわらず、法律、規制またはその解釈の変更は、法的不確実性をもたらし、コンプライアンスの負担は大きくなり、再編につながる可能性さえあります。例えば、法律、規制またはその解釈の変更により、AIFMは、AIFMDの意味における「名義のみの事業体(letter - box entity)」とみなされることになる可能性があります(例えば、もはやAIFMとみなすことができなくなった場合、参照ファンドの運用会社にその機能を委任したものとみなされるため)。さらに、参照ファンドが有しないAIFMD準拠商品(汎欧州マーケティング・パスポート等)にも一定の便益がある場合があります。例えば、強固な投資者市場がAIFMD準拠商品について発展する可能性があります。当該便益を活用するために参照ファンドの再編を行うことは、追加費用、より負担の重い業務上の要件、透明性および開示に関する要件の拡大をもたらす可能性があります。

ヘッジファンドの規制上のリスク - 米国

参照ファンドは1940年米国投資会社法(その後の修正を含みます。)(以下「1940年法」といいます。))に基づく投資会社として登録されておらず、登録する意図もなく、参照ファンドの投資証券は1933年法または米国の州の法律に基づいて米国で一般に販売する目的で登録されていません。したがって、参照ファンドの投資者は、1933年法、1940年法、CEAまたは他の米国の州の法律によって与えられる保護を有していません。顧問法に従い、参照ファンドの運用会社は、参照ファンドに関する一定の規制上の義務および遵守義務(参照ファンドの活動に関してSECに一定の情報(ポジション情報、参照ファンドのレバレッジの利用および額ならびに取引相手方の信用エクスポージャーを含みますが、これらに限られません。))を報告する義務を含みますが、これに限られません。)に従うことがあります。参照

ファンド、参照ファンドの運用会社、これらが取引および投資を行う市場、またはこれらが事業を行う取引相手方に適用される規制の追加変更が将来策定される可能性があります。

本書は、参照ファンドの運用会社、参照ファンドまたはこれらのビジネスに影響を及ぼす可能性のある現行もしくは将来の規制のすべてに対処する、またはこれらを予測することはできません。当該規制は、参照ファンドが行う投資の種類に関する規制、参照ファンドが一定の金融商品に関して議決権を行使することの妨害、参照ファンドに対するその投資者その他の身元の開示を要求するなど、投資者または投資信託に重大な影響を及ぼす可能性があります。

ヘッジファンドの税務上および規制上のリスク

ヘッジ・ファンドの税務上および規制上の環境は変化しており、その変化は、変化がなければ参照ファンドが獲得できたであろうレバレッジを獲得する能力または投資戦略を追求する能力に悪影響を与える可能性があります。さらに、デリバティブおよびその関連商品に関する規制または税務環境も発展しており、政府または司法機関の措置によって変更され、参照ファンドが保有する投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。将来の規制上または税務上の変更による参照ファンドまたは参照ファンドの資産への影響は予測不能です。

郵便物の取扱い

参照ファンドの登録上の事務所で受領される参照ファンド宛ての郵便物は、処理のため参照ファンドが提供した転送先の住所に未開封のまま転送されます。参照ファンド、参照ファンドの取締役、役員、アドバイザーまたはサービス提供者(ケイマン諸島において登録上の事務所サービスを提供する機関を含みます。)はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先の住所への郵便物の配達遅延について一切責任を負いません。特に、参照ファンドの取締役は、自身個人宛ての郵便物(参照ファンドのみに宛てられた郵便物ではありません。)のみを、受領し、開封し、または直接処理します。

MA GCIリミテッド

参照ファンドへの投資は投機的であり、ある程度のリスクが伴います。かかるリスク要因は、参照ファンドへの投資に関連するすべてのリスク要因の要約であり、完全な一覧ではありません。

コミッションおよび費用、運営上の損失

参照ファンドに係る売買委託コミッション、関連取引手数料、運営費用および管理事務費用(これらは多額となる可能性があります。)は、投資運用会社の取引活動が利益を上げたかにかかわらず、参照ファンドの資産から支払われます。これらのコミッション、手数料および費用は、参照ファンドの収益を超え、それによって、参照ファンドの資本から差額を支払う必要が生じ、参照ファンドの投資の価値および潜在的な収益性が低下することになる可能性があります。

為替変動および通貨の交換性

参照ファンドは、異なる通貨で投資証券を発行することがあり、したがって、参照ファンドは、投資対象の表示通貨である外国通貨の価値変動に関連する為替市場リスクにさらされます。一国の通貨の価値変動は、予測不能であり、参照ファンドの収益性に悪影響を及ぼすおそれがあります。

デリバティブ商品

参照ファンドは、様々なデリバティブ商品(先物、オプション、先渡契約、スワップおよびその他のデリバティブを含みます。)を利用することがあります。これらは、変動が激しく、投機的である場合があります。一部のポジションは、市場価値の大幅かつ急激な変動にさらされる可能性があります。参照ファンドが、結果として生じる損益の金額の変動に見舞われることがあります。デリバティブ商品の利用には、以下を含みますがこれらに限られない様々なリスクがあります。()トラッキング・リスク(デリバティブと当該デリバティブが基礎とする原商品の価格関係が予想相関パターンまたは過去の相関パターンに一致せず、参照ファンドに予期せぬ損失をもたらす可能性があります。)、()流動性リスク(デリバティブ市場は流動性が限られることが多く、その結果、参照ファンドが多額の損失を被ることなくポジションを手仕舞うことができなくなる可能性があるためです。)、()レバレッジ・

リスク(必要とされる当初証拠金預託額が少額であることにより、デリバティブ商品のポジションを取ることによって高度なレバレッジが可能となるためです。したがって、契約の価格変動が小さい場合であっても、当初証拠金として実際に差し入れられた資金額に比して多大な損益が生じる可能性があり、預託された証拠金を超えるさらなる計り知れない損失をもたらされることがあります。追加証拠金の請求が参照ファンドの利用可能な現金額を超える場合、参照ファンドは、関連する契約を手仕舞わなければならなくなります。)、および()店頭取引リスク(オープン・ポジションを手仕舞う取引所市場が存在しないためです。したがって、既存のポジションを清算すること、ポジションの価値を評価することまたはリスクに対するエクスポージャーを評価することが不可能となることがあります。また、規制市場の参加者に付与される保護の多くは、店頭商品の取引に関連しては利用することができない場合があります。)

投資機会にとって困難な市場

魅力的な投資を特定し、実行し、かつ、現金化する活動には、高い不確実性が伴います。投資運用会社が参照ファンドの投資目的を達成する投資対象を見つけ出し、購入することができる、または投資運用会社が参照ファンドの投資戦略に合致する態様で参照ファンドの資産をすべて投資することができるという保証はありません。

ヘッジ

参照ファンドは、一定の状況において市場および通貨へのエクスポージャーをヘッジしよう試みる場合がありますが、かかるリスクを完全にヘッジすることが常に可能であるとは限りません。さらに、参照ファンドは、リスクを完全にヘッジせずに、市場および通貨の予想される将来の方向性に基づいてポジションを取ることがあります。市場または通貨のヘッジ・プロセスは、正確なヘッジを提供しないことがあり、ヘッジが完全に成功する保証はありません。

流動性リスク

参照ファンドの資産が投資される有価証券は、取引が定期的に行われている証券取引所または証券市場に上場されていないことがあります。かかる有価証券すべてについてマーケット・メイクおよび価格付けを行うためのマーケット・メイクの取決めが整備されるという保証はありません。活発な流通市場がない場合、投資対象をその満期日まで保有することが必要となる可能性があります。流通市場が発展した場合であっても、かかる有価証券が取引される価格は、実勢金利を含む多くの要因により当初申込価格を上回ることもあれば下回ることもあります。さらに、かかる有価証券の価格の呼値スプレッドは広がる可能性があるため、多額の取引費用が生じる場合があります。参照ファンドは、かかる投資対象を売却した際に損失を被る可能性があります。また、参照ファンドの投資口の譲渡および買戻しには制限があり、参照ファンドの取締役の同意を得ずにかかる投資口の移転または譲渡を行うことはできません。したがって、参照ファンドへの投資は、流動性を欠き、高度なリスクを伴う可能性があります。このような投資対象の適切な評価を決定することは困難である場合があります、参照ファンドが有利な時期または価格で投資対象を売却または換金することが制約されるおそれがあります。

市場リスク

参照ファンドの投資プログラムの大部分の収益性は、有価証券およびその他の投資対象の将来の価格変動の方向を正確に判断することに大きく依存しています。投資運用会社がこれらの価格変動を正確に予測することができるという保証はありません。投資運用会社はロング・ポジションおよびショート・ポジションまたはその他の方法を利用することにより市場リスクを軽減しよう試みる場合がありますが、常にある程度の市場リスク、時には重大な市場リスクが存在します。さらに、参照ファンドは、投資運用会社が投資する金融商品の市場の流動性が低下することにより悪影響を受ける可能性があり、投資運用会社のポジション調整能力が損なわれる場合があります。

投資の集中

参照ファンドは、その投資を分散させる要件の対象とならず、その時々において、保有する投資対象が比較的少数となることがあります。参照ファンドは、ある投資対象の大きなポジションを保有してい

た場合であって、当該ポジションの価値が下落するか、または当該ポジションがその他悪影響を受けた場合(発行体の債務不履行による場合を含みます。)には、多額の損失を被るおそれがあります。

レバレッジ

参照ファンドは、投資を行い、市場に対するエクスポージャーおよび/もしくは信用リスクをヘッジし、ならびに/または、投資目的および投資アプローチを実施する目的のためにレバレッジを用いることがあります。参照ファンドは、オプション、空売り、スワップ、先渡しおよびその他のデリバティブ商品を用いて参照ファンドの投資リターンにレバレッジをかけることがあります。また、参照ファンドが行う投資には、多額のレバレッジが含まれる場合もあります。投資運用会社は、参照ファンドのポートフォリオ全体に関して適用されるレバレッジを算出する際、かかる投資に内在するレバレッジを考慮します。レバレッジの利用は、参照ファンドの投資リスクを著しく増大させる可能性があります。レバレッジは、大きな利回りおよびトータル・リターンの機会を生みますが、同時に、資本リスクおよび利息費用に対する参照ファンドのエクスポージャーを増大させます。不安定な信用環境では、参照ファンドは、レバレッジを得ることが困難となるか、または不可能となることがあります。かかる場合、参照ファンドは、その戦略を実施することが困難となるおそれがあります。また、不安定な信用環境では、貸し手が、直前の通知により、得られたレバレッジを解消する(または担保要件を変更する)可能性がより高まる場合があり、参照ファンドは、ポジションを、即座に、かつ、投資運用会社が当該ポジションの公正価値とみなすものを下回る価格で、手仕舞わざるを得ないことになるおそれがあります。

サービス提供会社

参照ファンドには従業員がいないため、参照ファンドは、その業務執行機能については第三者サービス提供会社の遂行能力に依存しています。投資運用会社、参照ファンドの管理事務代行会社およびこれらの各受任者(もしあれば)は、参照ファンドの運用に不可欠なサービスを遂行します。サービス提供会社がその任命条件に従って、または相当の注意を払い、かつ、相当の技能を発揮することなく、義務を遂行しなかった場合には、投資運用会社、参照ファンドの管理事務代行会社およびこれらの各受任者(もしあれば)の業務に重大な悪影響が及ぶおそれがあります。投資運用会社、参照ファンドの管理事務代行会社およびこれらの各受任者(もしあれば)と第三者サービス提供会社の関係が終了した場合であって、当該サービス提供会社の後任者の任命に遅延が生じた場合には、参照ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

また、参照ファンドは、ポートフォリオまたは金融商品で想定されるリスクを評価するために第三者が提供したモデルに依拠することもあります(リスク・モデリング会社を含みます。)。かかるモデルにより予測される影響は、ある予想外の状況または新たな状況では不正確または不適切であることが判明することがあり、投資運用会社が依拠した場合には、参照ファンドに多額の損失がもたらされる可能性があります。

関連する投資口保有者と関連するサービス提供会社の間に直接的な契約関係がない限り、投資口保有者は、一般に、サービス提供会社に対して直接の権利を有さず、投資口保有者がサービス提供会社に対して請求を提起することができる状況は、非常に限られています。その代わりに、サービス提供会社が参照ファンドに対して不法行為を行ったと主張される訴訟の適格な原告は、一次的には参照ファンドとなります。

利益または損失に対する無保証

投資運用会社の投資システムまたは参照ファンドが何らかのリターンを提供する保証はなく、多大な損失を被らない保証もありません。

オルタナティブ投資

参照ファンドは、伝統的な資産クラスである株式、債券および現金以外の投資(以下、本項目において「**オルタナティブ投資**」といいます。)を行います。オルタナティブ投資は、ミューチュアル・ファンドと同じ規制上の要件または政府による監督には服しません。さらに、一般的に、政府による監督および外国為替の規制が少ないため、オルタナティブ投資は、取引所の不履行リスクにもさらされ、金融

上の不正ならびに/または適切なリスクの監視および管理の不足のリスクが高くなる可能性があります。オルタナティブ投資は、レバレッジおよび極めて投機的で高度のリスクを伴うその他の投資慣行を取ることが頻繁にあります。当該慣行は、投資金額全額の損失を含む、パフォーマンスの変動性および投資損失のリスクを増大させる可能性があります。

オルタナティブ投資は、実現および未実現利益の割合に基づく成功報酬を含む多額の手数料を課すことがあり、当該手数料は、当該オルタナティブ投資の取引利益のすべてまたは相当部分を相殺することがあります。

オルタナティブ投資自体は、流動性が極めて低く、評価が非常に困難な金融商品に投資することがあります。これはまた、投資口保有者がその投資対象を買い戻すもしくは譲渡する能力を制限することまたは買戻代金の受領を遅らせることがあります。

ユーロ圏に関するリスク

ユーロ圏に関する不確定要素(ソブリン・デフォルトの可能性、一または複数の国が欧州連合またはユーロ圏を離脱する可能性ならびに影響を受ける国および通貨としてのユーロを支援するための様々な提案(未だ検討中であり、重要な点においては不透明です。))を含みます。)が参照ファンドの投資を行う能力に重大な悪影響を及ぼすおそれがある一方で、これらの課題を抑制し、または防止するために導入される緊縮政策およびその他の施策自体が経済の縮小ならびに結果として生じる参照ファンドおよびその投資対象への悪影響につながる可能性があります。

投資口クラスは別個の法的主体ではない

参照ファンドは、別個のクラスの投資口を発行する権限を有しています。参照ファンドの定款は、債務を様々なクラスにまたがって帰属させる方法(債務は債務が発生した特定のクラスに帰属します。)を規定しています。ただし、参照ファンドは単一の法的主体であり、いかなるクラスについても責任財産限定の保護はありません。他のクラスの投資口に関して生じた債務を支払うに足りる当該クラスの資産が存在しない場合、参照ファンドの投資主は、当該債務を負担するよう強制されることがあります。

買戻制限

参照ファンドの投資証券は、参照ファンドの定款に定める限定された状況においてのみ買い戻すことができます。参照ファンドはまた、定款に記載されている一定の状況において投資口保有者にその投資証券を買い戻すよう要求することができます。これは、その時期および投資口保有者の個人的状況に応じて、投資口保有者に不利な経済的その他の結果をもたらす可能性があります。買戻しに応じるためには、参照ファンドは投資先資産を清算する必要があります。参照ファンドがこれを行うことができない場合には、買戻代金の支払いが大幅に遅延する可能性があります。参照ファンドの取締役はまた、買戻し、申込みおよび参照ファンドの純資産価額の計算を中止することができ、参照ファンドは、当該停止前に投資口が買い戻された者に対し、停止が終了するまで、買戻代金の支払いを留保する権利を有します。

大量買戻し

参照ファンドの投資者による短期間の大量買戻しにより、投資運用会社は、参照ファンドの証券ポジションを不適切な時期または不利な条件で清算するよう要求される場合があり、これは投資の実態価値に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、参照ファンドのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

債務引当金

参照ファンドは、随時、了知の有無を問わない、確定または偶発を問わない、直接的または間接的な債務(税金債務を含みます。)を課されます。参照ファンドは、適用ある会計基準により直接もしくは間接的に当該債務の引当てを要求されることまたは投資運用会社がそのように別途決定することがあります。当該引当ては、参照ファンドの純資産価額を減少させます。

技術への依拠

参照ファンドは、様々なコンピューターおよび電気通信技術に依拠する投資戦略を採用することを予定しています。これらの戦略の実施および運用の成功は、電気通信障害、停電、ソフトウェア関連の「システム・クラッシュ」、火災もしくは水害、またはその他の様々な事象もしくは状況によって、非常に大きく損なわれる可能性があります。当該事由が生じた場合、とりわけ、結果として、投資運用会社が参照ファンドの投資を設定、維持、変更、清算または監視することができず、参照ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

評価

参照ファンドの取締役は、参照ファンドの純資産価額の計算を参照ファンドの管理事務代行会社に委任しており、管理事務代行会社は、参照ファンドの価格設定ポリシーに従って純資産価額を計算するものとします。参照ファンドは、流動性が低いかまたは活発に取引されておらず、信頼できる価格を得ることが困難な投資対象を大量に保有することがあります。したがって、評価はその後上方修正または下方修正される可能性があります。参照ファンドの資産の評価に関する不確実性は、当該評価に関する判断が誤りであることが判明した場合には、参照ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

関連ファンドの過去のパフォーマンス

参照ファンドまたは投資運用会社が管理するその他の勘定の過去の投資パフォーマンスは、将来の結果を示唆するものと解釈されるべきではありません。さらに、参照ファンドの過去のパフォーマンスは、将来のリターンを保証するものではありません。

投資運用会社への依拠

参照ファンドは、投資運用会社のみに依拠します。したがって、参照ファンドの成功は、投資運用会社の専門知識および努力に大きく依存することが予想されます。

成功報酬

運用報酬の受領に加えて、投資運用会社は、未実現評価益および実現利益に関して増加する成功報酬を受領することもあります。したがって、成功報酬は、その後実現されない可能性がある未実現利益に対して支払われることがあります。成功報酬は、参照ファンドのパフォーマンスに基づく報酬がない場合よりもリスクが高い投資を参照ファンドについて行う動機を投資運用会社に与えることがあります。

ヘッジ・ファンドの規制リスク

ヘッジ・ファンドを取り巻く規制環境は変化しており、その変化は、投資戦略を追求するために本来であれば参照ファンドが獲得したと考えられるレバレッジを獲得する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、デリバティブおよび関連商品の規制環境および/または課税環境は変化しており、参照ファンドが保有する投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性のある政府または司法上の措置による変更の対象となる可能性があります。参照ファンドに対する将来の規制上または税制上の変更の影響を予測することは不可能です。

MA Niederhoffer Smart Alpha リミテッド

参照ファンドへの投資は投機的であり、ある程度のリスクが伴います。かかるリスク要因は、参照ファンドへの投資に関連するすべてのリスク要因の要約であり、完全な一覧ではありません。

テクニカル分析に基づく決定

投資運用会社は、主として、過去の市場パフォーマンスに関するテクニカル要因の数学的分析を利用した取引戦略を用います。テクニカル取引戦略により生成された買いシグナルおよび売りシグナルは、実際の日中、日次、週次および月次の価格変動、取引高および取組高の変動ならびにその他市場データおよび市場指標の考察に基づいています。この種のパフォーマンス分析に基づく取引戦略の収益性は、将来の価格変動と過去の価格および指標の価値の関係ならびに当該戦略が将来の市況に適合することができるかどうかによって決定されます。投資運用会社は、考えられる多くの将来のシナリオの下で成功する戦略を策定しようと試みます。ただし、投資運用会社の戦略が、効果的なものとなる、または将来

の市況に当てはまるという保証はありません。特定の戦略を用いる他のトレーダーの数の増減または政府による市場統制の強化もしくは市場参加の拡大等、様々な種類の市場の動きの頻度を増減させる要因が投資運用会社の戦略の将来のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性があります。

ボラティリティ

参照ファンドによる運用の結果は、参照ファンドの取引活動の性質により期間毎に変動する可能性があります。ある期間の結果が必ずしも将来の期間の結果を示唆するものとなるわけではありません。市場の変動性の程度が参照ファンドの予想から乖離した場合には、多額の損失が生じることがあります。市場期間が流動性の不足または変動性の平坦化により特徴付けられる場合には、投資運用会社の取引に成功する能力が損なわれるか、または損失が生じるおそれがあります。

投資は投機的である

参照ファンドが取引しようとする確定利付商品、通貨、先物契約、先渡契約、オプション契約およびその他の様々な投資対象の取引には、重大なリスクが伴います。価格は、変動が激しく、いくつかある要因の中で特に、需給関係の変化、政府の貿易、財政および金融政策、経済、政治および自然に関する出来事(テロ攻撃の発生、戦争もしくはその他の敵対行為の開始、継続もしくは拡大、世界的伝染病または自然災害を含みます。)、気候条件および気象条件(ハリケーン等)、国際収支および貿易収支の変化、米国内外のインフレ率、米国内外の金利、国際貿易制限、市場に対する心理的感覚、通貨切下げおよび通貨切上げ、ならびに市場の内在的な変動性による影響を受けます。

レバレッジ

投資運用会社は、参照ファンドの資産を投資するにあたりレバレッジを利用します。予想される投資運用会社による短期証拠金借入れの利用は、参照ファンドに一定の追加のリスクをもたらし可能性があります。借入資金で購入された投資増加分のリターンが当該資金の借入費用を超えた場合には資金の借入れによりリターンが増大しますが、当該投資増加分で得られたリターンが当該借入れの費用を下回る場合にはレバレッジの利用によりリターンが減少します。いずれかの時点で未払いとなることのある借入額が参照ファンドの資本との関連で多額となる場合があります。

OTC取引における規制の欠如

参照ファンドは、店頭(OTC)取引を行うことがあります。概して、OTC市場における取引に対する政府の規制および監督は、組織化された取引所で行われる取引におけるものほど厳格ではありません。また、一部の組織化された取引所で参加者に付与される保護(1日の価格変動制限および取引所の清算機関の履行保証等)の多くは、一定のOTC取引に関連しては利用することができません。したがって、参照ファンドは、投資運用会社がその取引を規制取引所に限定した場合よりも大きな債務不履行による損失のリスクにさらされます。参照ファンドは、取引相手方が当該取引相手方との間で行われた取引に基づく当該取引相手方の義務を履行しないリスクおよび参照ファンドが損失を被るリスクにさらされます。

キャッシュ・フロー

先物契約の損益は、証拠金要件を決定する目的のために毎日値洗いされます。オプションのポジションは値洗いされませんが、オプションのショート・ポジションは、市場が当該ポジションに不利に動いた場合には追加の証拠金を必要とします。証拠金の取扱いに関する先物とオプションのこれらの違いにより、短期のキャッシュ・フロー需要から両サイドのポジションを満期前に終了しなければならない時期が生じる可能性があります。スプレッドまたはストラドルの関係に不利な変動があるときにこれが生じた場合、多額の損失が生じるおそれがあります。

流動性

参照ファンドが実行する取引の取引相手方は、随時、参照ファンドの一定の投資対象のマーケット・メイクまたは値付けを停止することがあります。かかる場合、参照ファンドは、望ましい取引を行うことができないか、またはオープン・ポジションに関して相殺取引を行うことができない可能性があります。同様に、市況または1日の価格変動制限(一部の取引所が認めている、トレーディング日における先物契約またはオプション契約の価格の

許容変動幅)の作用により、参照ファンドが取引所において望ましい価格で買注文もしくは売注文を執行し、またはオープン・ポジションを清算することが常に可能であるとは限りません。取引所での取引が停止されるか、または制限された場合には、参照ファンドは、投資運用会社が望ましいと考える条件で取引を執行し、またはポジションを手仕舞うことができない可能性があります。

市場リスク

参照ファンドの投資対象は、通常の市場変動および有価証券、先物またはその他の投資対象への投資に内在するリスクにさらされ、値上がりが生じるという保証はありません。リスクを最小限に抑えるために分散された投資ポートフォリオを維持することが投資運用会社の方針となりますが、投資口の価格は、上昇する可能性もあれば下落する可能性もあり、投資者は、初期投資額を回収することができないことがあります。

政府介入、市場混乱

この10年間、世界の金融市場は、広範なファンダメンタルズの落込みに直面してきており、かかる落込みは、政府および規制機関による広範囲にわたる前例のない介入をもたらしました。かかる介入は、一部の場合には「緊急」時に実施されており、市場参加者の特定の戦略を実施し続ける能力または未決済のポジションに係るリスクを管理する能力を突如としてかつ大幅に低減するものでした。また、世界中の規制機関が様々な法域において規制改革の実施を開始していますが、かかる取組みは完全には連携されておらず、一貫性を欠いた規制、混乱および不確実性がある程度生じていますが、これらは市場の効率的な機能発揮を阻害するものとなっており、これまで成功した投資戦略に悪影響を及ぼす可能性があります。

取引戦略

投資運用会社の参照ファンドに関する取引戦略の成否は、市場データを正確に解釈する投資運用会社の能力および市場動向を予測する投資運用会社の能力に依存しています。また、取引の適時の執行をより困難にする要因(特定の市場における流動性の大幅な低下等)によっても収益性が損なわれることとなります。投資運用会社は随時その戦略を修正し、変更することがあるため、投資運用会社が将来用いる取引戦略は現在用いられているものとは異なる可能性があります。投資運用会社が用いている、または用いる取引戦略がすべてまたはいずれかの市況下で成功する保証はありません。

先物オプション

先物オプションは、特定の価格で購入された、予め設定された価格で特定の期間中に先物契約または通貨を購入または売却する権利です。オプション取引の成功には、おそらく、先物取引または先渡取引の成功に必要なとされる技能と同様の技能の多くが必要とされますが、伴うリスクは多少異なることがあります。オプションの買い手は、オプションの購入価格の全損のリスクにさらされています。オプションの売り手は、オプションに関して受領するプレミアムとオプションの原先物契約の価格の差額から生じる損失リスクにさらされており、売り手は、オプションが行使された場合には原先物契約を購入するか、または引き渡さなければなりません。

スポット契約取引および先渡契約取引

スポット契約および先渡契約は、取引所では取引されず、スポット契約および先渡契約のディーラーを通じて直接的に締結されます。スポット契約および先渡契約の1日の価格変動に制限はなく、ディーラーは、かかる契約についてマーケット・メイクを継続して行う義務を負いません。取引されているスポット契約および先渡契約への投資は、流動性の問題に見舞われることがあります。

証券先物契約

投資運用会社は、新たに開発された先物契約(単一株式の先物契約およびその他の証券先物商品を含みますが、これらに限られません。)の取引を行うことがあります。この契約は新しいものとなるため、この契約に投資運用会社の取引戦略が当てはまらないか、またはこの契約には投資運用会社の取引戦略が望ましくない場合があります。さらに、新たな契約の市場は、これまで、契約の取引が開始してからある期間にわたって流動性が不足し、変動性が高くなったことがあります。

ポジション制限

ほとんどの米国の取引所は、「1日の価格変動制限」または「1日の値幅制限」と称する規制によりほとんどの先物契約の1日の価格変動を制限しています。1トレーディング日において、値幅制限を超える価格で取引を執行することはできません。ある先物契約の価格が限度額まで上昇するか、または下落すると、トレーダーが自発的に限度額または限度額内で取引を実行しない限り(原市場価格が限度額を超えて変動した場合、その可能性は低くなります。)、当該先物契約のポジションを取り、または清算することはできません。先物価格は、時に、数日間連続して1日の値幅制限を超え、ほとんどまたは全く取引が行われなかったことがあります。また、先物価格が1日の値幅制限を超えなかった場合であっても、投資運用会社は、投資運用会社が取引を行うことを希望する契約の取引がほとんど行われな

いときには取引を有利な価格で執行することができない可能性があります。

オプション取引のリスク

投資運用会社は、投資対象のコール・オプションおよびプット・オプションの売買を行うことがあります。コール・オプションおよびプット・オプションの売買には、リスクが伴います。

決済リスク

異なる国の市場には、売買または取引についての異なる清算および決済の手続きがあり、一部の市場では、決済が取引量に追いつくことができず、それによって、当該取引を行うことが困難となったことがあります。決済の遅延は、一時的に、参照ファンドの資産が投資されず、かつ、当該資産についてリターンを得られない時期をもたらすおそれがあります。決済の問題により参照ファンドが意図した売買または取引を行うことができない場合には、参照ファンドが魅力的な投資機会を逃すことになるおそれがあります。決済の問題により投資対象を処分することができない場合には、参照ファンドに損失が生じるか、または参照ファンドが問われる可能性のある責任が生じることになるおそれがあります。

取引は異なる勘定のために異なる価格で執行されることがある

投資運用会社が利用する取引モデルは、かかるモデルの取引のエントリー・ポイントまたはエグジット・ポイントに一致する特定の金融商品の価格を特定するものです。エントリー・ポイントまたはエグジット・ポイントに達すると、投資運用会社は、可能な限り最良の価格ですべての適切な勘定のために取引を執行しようと試みます。取引は、異なる勘定のために異なる時期に執行されることがあります。参照ファンドがかかるモデルにより特定された価格または他の勘定と同一の価格で取引を得るという保証はありません。

為替レート・リスク

参照ファンドによる投資の多くは、米ドル建てとなります。ただし、参照ファンドは、米ドル以外の通貨建ての投資を行うことがあります。したがって、当該投資の価値は、米ドルと当該投資が行われる通貨の為替レートの変動により下落する場合があります。参照ファンドにとっての外国為替変動により投資の価値が下落するリスクは、ヘッジされません。

システムの不具合により取引または報告を行うことができなくなる可能性

投資運用会社の戦略は、その社内コンピューター・システムが正常に機能することによりかなりの程度依存しています。したがって、システムの不具合(当該システムが依存している第三者の懈怠によるか、または投資運用会社のハードウェアもしくはソフトウェアの不具合によるかを問いません。)により、当該不具合が是正されるまで、取引が中断されるか、または取引が不可能となるおそれがあります。当該不具合およびその結果として(短期間でも)取引ができなくなることにより、参照ファンドは、一定の市況において、取引による多額の損失を被ることになるか、または収益性の高い取引の機会を逃すことになるおそれがあります。

第三者ベンダーから適時かつ正確な市場データを受領することができないことにより取引が中断されるか、または取引を行うことができない可能性

投資運用会社の戦略は、第三者ベンダーから適時かつ正確な市場データを受領することによりかなりの程度依存しています。したがって、当該データを適時に受領することができない場合または不正確なデー

タを受領した場合(当該第三者ベンダーの作為もしくは不作為またはその他によるかを問いません。)には、当該受領不能または不正確さが是正されるまで、取引が中断されて参照ファンドに損失がもたらされることになるか、または取引が不可能となるおそれがあります。当該受領不能または不正確さにより、参照ファンドは、一定の市況において、取引による多額の損失を被ることになるか、その他の場合には行わなかったであろう態様で取引を実行することになるか、または収益性の高い取引の機会を逃すことになるおそれがあります。

機関リスク

証券会社および銀行等の機関が参照ファンドの資産を保管します。かかる企業は、参照ファンドの運用能力または資本基盤を損なう財務上の困難またはその他の困難に直面する可能性があります。

取引相手方および保管のリスク

参照ファンドがスワップ、「合成」商品、デリバティブ商品、レポ契約、特定の種類のオプションもしくはその他のカスタマイズされた金融商品および店頭取引または一定の状況において米国以外の国の有価証券に投資する限りにおいて、参照ファンドは、契約の他方当事者による不履行のリスクを負いません。このリスクには、参照ファンドが多額の損失を被るおそれがある取引相手方の信用リスク、決済不履行リスクおよび一般に取引に関して取引相手方が履行不能となるリスク(支払不能によるか、破産によるか、またはその他の理由によるかを問いません。)が含まれることがあります。

また、特に米国以外の国への投資に関する参照ファンドの取引の決済を行う保管者またはブローカーとの取引にはリスクが伴います。保管者またはブローカーに預託される有価証券およびその他の資産はすべて参照ファンドの資産であるものとして明確に識別される見込みであり、したがって、参照ファンドがかかる当事者に関する信用リスクにさらされることはないはずですが、ただし、この分離を実現することが常に可能であるとは限らず、かかる当事者が支払不能に陥った場合に参照ファンドのその資産に対する権利の行使に関連して実務上または時期の問題が生じることがあります。

金融市場の規制強化

将来のいずれかの時点で、金融市場に対する重要な追加の規制が設けられる可能性があります。どのような(もしあれば)規制の変更が実際に加えられるかを予測することは不可能ですが、かかる規制により、参照ファンドによるかかる市場へのアクセスが著しく制限されるおそれがあります。また、かかる規制により、市場の流動性が損なわれる可能性もあります。

利益または損失に対する無保証

投資運用会社の投資システムまたは参照ファンドが何らかのリターンを提供する保証はなく、多大な損失を被らない保証もありません。

オルタナティブ投資

参照ファンドは、伝統的な資産クラスである株式、債券および現金以外の投資(以下、本項目において「オルタナティブ投資」といいます。)を行います。オルタナティブ投資は、ミューチュアル・ファンドと同じ規制上の要件または政府による監督には服しません。さらに、一般的に、政府による監督および外国為替の規制が少ないため、オルタナティブ投資は、取引所の不履行リスクにもさらされ、金融上の不正ならびに/または適切なリスクの監視および管理の不足のリスクが高くなる可能性があります。オルタナティブ投資は、レバレッジおよび極めて投機的で高度のリスクを伴うその他の投資慣行を取ることが頻繁にあります。当該慣行は、投資金額全額の損失を含む、パフォーマンスの変動性および投資損失のリスクを増大させる可能性があります。

オルタナティブ投資は、実現および未実現利益の割合に基づく成功報酬を含む多額の手数料を課すことがあり、当該手数料は、当該オルタナティブ投資の取引利益のすべてまたは相当部分を相殺することがあります。

オルタナティブ投資自体は、流動性が極めて低く、評価が非常に困難な金融商品に投資することがあります。これはまた、投資口保有者がその投資対象を買い戻すもしくは譲渡する能力を制限することまたは買戻代金の受領を遅らせることがあります。

ユーロ圏に関するリスク

ユーロ圏に関する不確定要素(ソブリン・デフォルトの可能性、一または複数の国が欧州連合またはユーロ圏を離脱する可能性ならびに影響を受ける国および通貨としてのユーロを支援するための様々な提案(未だ検討中であり、重要な点においては不透明です。))を含みます。)が参照ファンドの投資を行う能力に重大な悪影響を及ぼすおそれがある一方で、これらの課題を抑制し、または防止するために導入される緊縮政策およびその他の施策自体が経済の縮小ならびに結果として生じる参照ファンドおよびその投資対象への悪影響につながる可能性があります。

投資口クラスは別個の法的主体ではない

参照ファンドは、別個のクラスの投資口を発行する権限を有しています。参照ファンドの定款は、債務を様々なクラスにまたがって帰属させる方法(債務は債務が発生した特定のクラスに帰属します。)を規定しています。ただし、参照ファンドは単一の法的主体であり、いかなるクラスについても責任財産限定の保護はありません。他のクラスの投資口に関して生じた債務を支払うに足りる当該クラスの資産が存在しない場合、参照ファンドの投資主は、当該債務を負担するよう強制されることがあります。

買戻制限

参照ファンドの投資証券は、参照ファンドの定款に定める限定された状況においてのみ買戻すことができます。参照ファンドはまた、定款に記載されている一定の状況において投資口保有者にその投資証券を買戻すよう要求することができます。これは、その時期および投資口保有者の個人的状況に応じて、投資口保有者に不利な経済的その他の結果をもたらす可能性があります。買戻しに応じるためには、参照ファンドは投資先資産を清算する必要があります。参照ファンドがこれを行うことができない場合には、買戻代金の支払いが大幅に遅延する可能性があります。参照ファンドの取締役はまた、買戻し、申込みおよび参照ファンドの純資産価額の計算を中止することができ、参照ファンドは、当該停止前に投資口が買戻された者に対し、停止が終了するまで、買戻代金の支払いを留保する権利を有します。

大量買戻し

参照ファンドの投資者による短期間の大量買戻しにより、投資運用会社は、参照ファンドの証券ポジションを不適切な時期または不利な条件で清算するよう要求される場合があり、これは投資の実態価値に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、参照ファンドのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

債務引当金

参照ファンドは、随時、了知の有無を問わない、確定または偶発を問わない、直接的または間接的な債務(税金債務を含みます。)を課されます。参照ファンドは、適用ある会計基準により直接もしくは間接的に当該債務の引当てを要求されることまたは投資運用会社がそのように別途決定することがあります。当該引当ては、参照ファンドの純資産価額を減少させます。

技術への依拠

参照ファンドは、様々なコンピューターおよび電気通信技術に依拠する投資戦略を採用することを予定しています。これらの戦略の実施および運用の成功は、電気通信障害、停電、ソフトウェア関連の「システム・クラッシュ」、火災もしくは水害、またはその他の様々な事象もしくは状況によって、非常に大きく損なわれる可能性があります。当該事由が生じた場合、とりわけ、結果として、投資運用会社が参照ファンドの投資を設定、維持、変更、清算または監視することができず、参照ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

評価

参照ファンドの取締役は、参照ファンドの純資産価額の計算を参照ファンドの管理事務代行会社に委任しており、管理事務代行会社は、参照ファンドの価格設定ポリシーに従って純資産価額を計算するものとします。参照ファンドは、流動性が低いかまたは活発に取引されておらず、信頼できる価格を得ることが困難な投資対象を大量に保有することがあります。したがって、評価はその後上方修正または下

方修正される可能性があります。参照ファンドの資産の評価に関する不確実性は、当該評価に関する判断が誤りであることが判明した場合には、参照ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

関連ファンドの過去のパフォーマンス

参照ファンドまたは投資運用会社が管理するその他の勘定の過去の投資パフォーマンスは、将来の結果を示唆するものと解釈されるべきではありません。さらに、参照ファンドの過去のパフォーマンスは、将来のリターンを保証するものではありません。

投資運用会社への依拠

参照ファンドは、投資運用会社のみに依拠します。したがって、参照ファンドの成功は、投資運用会社の専門知識および努力に大きく依存することが予想されます。

成功報酬

運用報酬の受領に加えて、投資運用会社は、未実現評価益および実現利益に関して増加する成功報酬を受領することもあります。したがって、成功報酬は、その後実現されない可能性がある未実現利益に対して支払われることがあります。成功報酬は、参照ファンドのパフォーマンスに基づく報酬がない場合よりもリスクが高い投資を参照ファンドについて行う動機を投資運用会社に与えることがあります。

ヘッジ・ファンドの規制リスク

ヘッジ・ファンドを取り巻く規制環境は変化しており、その変化は、投資戦略を追求するために本来であれば参照ファンドが獲得したと考えられるレバレッジを獲得する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、デリバティブおよび関連商品の規制環境および/または課税環境は変化しており、参照ファンドが保有する投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性のある政府または司法上の措置による変更の対象となる可能性があります。参照ファンドに対する将来の規制上または税制上の変更の影響を予測することは不可能です。

一般リスク

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争(善意であるかを問いません。)を理由としてまたは信用もしくは流動性の問題からカウンターパーティー(スワップ・カウンターパーティーを含みますが、これらに限られません。)が取引の条件に従って取引を決済しないことの影響を受けることがあり、これにより、ファンドが損失を被ることになります。当該「カウンターパーティー・リスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループのカウンターパーティーとの間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大します。受託会社または管理会社のいずれも、取引を特定のカウンターパーティーに限ることまたは取引の一部もしくは全部を単一のカウンターパーティーに集中させることを禁止されてはいません。さらに、管理会社は、カウンターパーティーの信用力を評価する内部信用評価機能を有していません。受託会社および/または管理会社が一または複数のカウンターパーティーと取引を行う能力ならびに当該カウンターパーティーの財政的能力について有意義および独立した評価の欠落は、ファンドが損失を被る可能性を増大させます。

ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクの影響を受けることがあり、これは、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所における当該商品の取引参加者に適用されるのと同様の保護がそれらの非上場デリバティブの取引では与えられないことによります。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく、取引に関与する特定の会社または業者であるため、カウンターパーティーの支払不能、非流動性、破産または債務不履行およびカウンターパーティーとの契約の条件に関する紛争がファンドに多額の損失をもたらす可能性があります。受託会社および/または管理会社は、ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関連する契約に基づき、債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。しかしながら、利用できる担保または他の資産が十分でない限りにおいて、当該救済は不十分である可能性があります。近年、大手の金融市場参加者数社(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が履行期の到来時に同社の契約上の義務を履行することを怠り、または不履行となりかねない状況に陥り、このことにより、金融市場で観察される不確実性が高まり、前例のない政府介入、信用収縮および流動性縮小、取引および資金調達取決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行に至りました。当該混乱によって、支払能力のあるプライム・ブローカーおよび貸付人までが、新規投資への資金提供に消極的になり、もしくは以前よりも積極的に行わなくなり、または当時主流であった条件よりも著しく不利な条件でしか、資金提供を行わなくなりました。カウンターパーティーが不履行に陥らないという保証はなく、その結果、ファンドが取引による損失を被らないという保証もありません。そのため、ファンドは、管理会社がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合よりも不履行によるより大きな損失リスクにさらされます。

デリバティブの利用

管理会社は、投資目的のためにデリバティブを利用することにより、ファンドのため、様々なポートフォリオ戦略に従事することがあります。管理会社は、その裁量により、ファンドの投資戦略の適用において、オプションを含む(ただし、これらに限られません。)広範なデリバティブ商品の適切なポジションをとることがあります。

デリバティブは、原資産となる一または複数の有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数とその価値が連動する商品および契約を含みます。デリバティブにより、投資者は、原資産に対する投資に係るわずかな費用で、特定の有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数の値動きをヘッジし、またはこれらに投機することができます。デリバティブの価値は、原資産の値動きに依拠するところが大きいものです。それゆえ、原資産の取引に適用されるリスクの多くがデリバティブ取引にも適用されます。しかしながら、デリバティブ取引に伴う他の多くのリスクがあります。例として、デリバティブの多くが取引の約定時に支払われ、または預託される金銭よりも著しく大きな市場エクスポージャーを提供す

るため、比較的小規模な不利な市場動向の結果、投資額全部の損失となるのみならず、ファンドをして、当初投資額を上回る損失の可能性の影響を受けさせることもあります。管理会社および/またはその委託先がファンドの計算において取得を希望するデリバティブを満足できる条件により特定の時期に入手することができるという保証はなく、またはこれ以外の条件もしくは時期によっても入手することができるという保証はありません。

デリバティブ商品に基づくファンドの債務を担保するために差し入れられた有価証券の価値が下落した場合、ファンドに追加証拠金が請求される可能性があり、追加資金を担保提供者に預託する必要があるか、または当該担保として差し入れた有価証券が価値の下落分を補填するために強制的に清算されることがあります。ファンドの資産の価値が急落した場合、管理会社は、当該証拠金債務を決済するのに十分な資産を迅速に換金できないことがあります。

カウンターパーティー・リスク・エクスポージャー：前記「カウンターパーティー・リスク」の項に記載されるとおり、ファンドは、ファンドの計算において買い付けられた投資対象または契約に関して、カウンターパーティーの履行不能のリスクの対象となります。カウンターパーティーにより担保が提供されており、かつ、これがファンドの計算において保有されている場合を除き、ファンドは、当該手続きにおいて無担保債権者となる見込みであり、当該状況においては回収が限定的となるか、または全く回収ができないことがあります。発行体の信用事由があった場合、管理会社は、それを通じて望ましい投資エクスポージャーを獲得することができる—または複数の代替となる発行体またはカウンターパーティーを発見するために必要な措置を講じることに努めます。しかしながら、管理会社が成功するという保証はありません。管理会社が当該代替の発行体またはカウンターパーティーを発見することができない場合、その結果、ファンドはその投資目的を達成できなくなり、管理会社がファンドの終了を選択することがあります。

法的リスク：取引またはデリバティブ取引の約定を行う当事者の法的資格の特徴によっては、デリバティブ契約が執行不能になる可能性があり、また、カウンターパーティーの支払不能または破産により、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効になる可能性があります。

流動性リスク：デリバティブ取引、とりわけ店頭デリバティブ取引は、流動性のある流通市場からの恩恵が受けられないことがあります。したがって、ポジションが任意の時点でまたは当該デリバティブ取引の直近の帳簿価額に近接する価格によって構築され、または解消されるという保証はありません。

店頭取引：ファンドの計算において買い付けられまたは売り付けられるデリバティブ商品は、通常、取引所では取引されません。取引所で取引される商品の場合と比較して、店頭商品に係る債務者の不履行のリスクは、より大きくなることがあります、また管理会社が当該商品を処分し、または当該商品に関する反対売買を約定することがより容易ではないことがあります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買気配」と「売気配」との間には、大幅な差異が生じることがあります。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服するものではなく、かかる商品に関して規制された市場の参加者に提供される保護の多くに与ることができないことがあります。

デリバティブ、技法および商品リスク

先物価格およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は、非常に変動しやすいものです。先物取引、先物取引およびその他のデリバティブ取引の価格変動は、とりわけ金利、需給関係の変化ならびに貿易、財政、金融および為替管理に関する政府のプログラムおよび政策ならびに国内外の政治的および経済的な事象および政策に影響されます。また、政府は、特定の市場、とりわけ、通貨関連および金利関連の先物およびオプションの市場に直接および規制により、随時介入します。当該介入は、しばしば価格に直接影響することが意図されており、およびとりわけ金利変動のために、他の要因と併せて、当該市場すべてをして、急速に同一の方向へ動かすことがあります。また、技法および商品の利用は、()ヘッジされる投資対象の価格の変動および金利の変動を予測する能力への依拠、()ヘッジ商品とヘッジされる投資対象またはヘッジされる市場セクターとの間の不完全な相関、()これら

の商品を利用するために必要とされる知見が投資対象の選択に必要な知見とは異なることならびに()効率的なポートフォリオ管理または買戻請求に応じる能力を妨げる障害の可能性があることを含む一定の特別なリスクを伴います。

店頭取引における規制の不在およびカウンターパーティー・リスク

一般的に、店頭市場においては、組織化された取引所において約定される取引と比較して、政府の規制および監督が乏しいものです。また、取引所決済機関の履行保証等の組織化された取引所の参加者に対して与えられる保護の多くは、店頭取引に関しては利用することができません。このことにより、ファンドは、信用もしくは流動性の問題から、または契約の条件に関する紛争を理由として、カウンターパーティーが取引を決済しないリスクの影響を受けます。管理会社は、取引を単一のカウンターパーティーに集中させることについて制限を受けません。それゆえ、ファンドは、仮に管理会社がファンドの取引を規制された取引所に限定する場合よりも、不履行による大きな損失リスクの影響を受けません。

デリバティブ規制

ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法(以下「ドッド・フランク法」といいます。)は、その包括的なデリバティブに係る新しい規制制度を通じて、ファンドの計算において管理会社によって約定される取引の種類を含む多くのデリバティブ取引(かつては規制されていなかった店頭デリバティブを含みます。)に対し、強制清算、取引所における取引および証拠金の要件を課すものです。ドッド・フランク法は、「スワップ・ディーラー」および「主要スワップ参加者」などの規制対象となる市場参加者の新たな区分も創設しており、かかる市場参加者は、重大かつ新たな資本、登録、帳簿記録、報告、開示、業務運営および他の規制に関する要件に服します。これらの要件の詳細の一部は、未だ米国商品先物取引委員会、米国証券取引委員会、米国連邦準備制度理事会およびその他の規制当局による規則の制定および解釈を通じて明らかにされていません。しかしながら、本書の日付現在において入手可能な情報に基づくと、ドッド・フランク法に基づくデリバティブ規制が及ぼしうる可能性のある影響は、ファンドの費用全般の増加と予測されます。特に、新たな証拠金要件、ポジション制限および資本に対する賦課は、ファンドに直接適用されない場合であっても、ファンドの計算において約定されるデリバティブ取引の費用の上昇をもたらすことがあります。登録、帳簿記録、報告および法令遵守などの新たな要件に起因する管理事務費用も、ファンドに直接適用されない場合であっても、デリバティブ価格の値上がりに反映されることがあります。新たな商品取引および取引報告の要件は、デリバティブ取引の流動性の低下を招き、一定のデリバティブの不利な価格決定もしくは利用可能度の低下、または裁定機会の減少に至ることがあり、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

証券取引業務およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際に、管理会社は、競争入札を行う必要はなく、可能な限り低い手数料の費用を追求する義務も負っていません。管理会社は、管理会社の関連会社であるブローカーまたはディーラーを選定することができます。管理会社は、提供される取引業務および調査業務の価値に対して、手数料が合理的であると管理会社が誠実に判断する場合、調査もしくは業務の提供またはその支払いを行うブローカーまたはディーラーに支払われる手数料を、仮に同一の取引を実行するにあたり他のブローカーまたはディーラーから請求されるであろう金額より、高い価格とすることもできます。

保管リスク

保管者またはブローカーとの取引はリスクを伴います。保管者またはブローカーに証拠金として預託された証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定されることが予想されます。しかしながら、この区別を達成することは常に可能とは限らず、かかる当事者の債務超過の場合に、証拠金として保有される資産に対するファンドの権利を行使することに関連する実務上または時間上の問題が生じることがあります。

ファンドの資産は、債務超過となった保管者およびブローカーによって保有されることがあります。資産が分別されない場合、ファンドは無担保債権者として格付けされ、資産は完全に回収できない可能性があります。

さらに管理会社は、直接間接を問わず、保管および/または決済システムが完全に発展していない市場においてファンドの勘定で投資を行う可能性があります。このような市場で取引され、副保管会社の使用が必要な状況において副保管会社に委託されたファンドの資産は、特定のリスクにさらされる可能性があります。このようなリスクには、非真正の同時決済、実物市場、その結果としての偽造証券の流通、企業行動に関する情報の不足、証券の利用可能性に影響を与える登録プロセス、適切な法的/財政的インフラの欠如、中央預金機関の補償/リスク基金の欠如などが含まれますが、これらに限定されません。

担保の取決め

ファンドは、ファンドまたはファンドの取引の対象となる可能性のある取引相手のいずれかに適用される法令に従うものを含め、一定の担保契約を履行することを要求されることがあります。

取引相手がファンドの勘定に現金担保を差し入れる場合、現金担保は、保管会社の分別担保口座または担保契約の当事者間で合意される他の銀行口座(以下「担保口座」といいます。)に差し入れられ、再投資目的で使用されません。担保口座から得られる利益(もしあれば)は、取引相手が要求する利息を支払うには不十分なことがあります。金利差は純資産価額に影響を与えます。受領済み非現金担保は、売却、再投資または担保提供されません。

さらにファンドは、取引相手の利益のために担保を差し入れることを要求されることもあります。このような状況において、ファンドのポートフォリオのうち、ファンドの投資目的のために利用可能なものは、他の場合よりも少なくなります。したがって、ファンド全体のリターンは、担保契約によって減少することがあります。

担保の運用を支援するために担保運用代行会社が任命されることがあり、かかる任命が行われた場合、当該代行会社の報酬は、ファンドの資産から、または別段の合意に基づき支払われます。

担保リスク

取引相手からの担保の入手および担保運用システムの導入は、ファンドが取引相手の債務不履行または債務超過にさらされる可能性を軽減することを目的としますが、当該リスクを完全に排除することはできません。提供された担保は、多くの理由により、取引相手の債務に十分に見合わないことがあります。さらに、取引相手から提供される担保は、日次で個別に評価されますが、担保として提供される確定利付証券および/または持分証券の価額は、常に実際の指値であるとは限りません。

担保が正確かつ適切に評価される保証はありません。担保が正しく評価されない範囲において、ファンドは損失を被る可能性があります。担保が正しく評価されたとしても、担保は、取引相手の債務不履行または債務超過の時点と担保が換金された時点との間で価額が低下する可能性があります。担保価額の低下リスクは、流動性の低い資産では当該資産の換金に要する期間が長いことにより大きくなる可能性があります。提供される担保のすべてまたは重要な部分が、かかる流動性の低い資産から構成される可能性があります。

担保運営リスク

取引相手の支払債務および取引相手が差し入れる担保は、各営業日に個別に評価され、担保の金額および構成は担保要件を満たすように調整されます。担保方針は管理会社によって監視される一方、当該方針が正しく遵守されないか、実施されない範囲において、ファンドは取引相手の債務不履行または債務超過により損失を被る可能性があります。

決済リスク

有価証券および他の取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増大させることがあります。取引を執行するために利用可能な清算、決済および登録のシステムは、取引の決済および譲渡の登録に関連して、遅延および他の重大な困難の結果を生ずることがあります。顧客または取引の

カウンターパーティーがその契約上の約束を履行しないこともあり得ます。決済についての問題は、純資産価額およびファンドの流動性に影響を与えることがあります。

将来的な規制上の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場は、包括的な、規制および証拠金要件の対象となります。また、米国証券取引委員会および金融取引所は、市場に緊急事態が生じた場合に特別措置(例として、投機的ポジション制限またはより高額な証拠金要件の遡及的施行、日次の価格制限の設定および取引の停止を含みます。)を講じる権限を有します。米国内外における有価証券およびデリバティブに関する規制は、急速に変化する法律分野であり、政府および司法の措置による変更の対象となります。将来的な規制上の変更がファンドに及ぼす影響は、予測不可能ですが、重大かつ不利なものとなる可能性があります。

政治的リスクおよび規制上のリスク

ファンドの資産および担保の価値は、政情不安、政府の政策および税制の変更、海外投資および外貨送金に対する制限ならびに他の適用法令の展開等の不確実性による影響を受けることがあります。同様に、ファンドの計算において実行される取引のカウンターパーティー自身が銀行の再建および破綻処理体制を含む、進展中の規則および規制による監督の対象となることがあります。例として、米国連邦準備制度理事会による監督に関して米国金融安定監督評議会により指定された銀行持株会社は、破綻処理計画(リビング・ウィルとして一般的に知られます。)を定期的に米国連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社に提出する必要があります。当該計画は、会社の重大な財政上の困難または不履行の場合における迅速かつ秩序ある破綻処理に係る会社の戦略を詳細に定めます。同様に、EUの銀行再建および破綻処理指令は、ある機関が不履行状態にありまたは不履行になると見込まれると当局が考える場合において、かかる当局に対してかかる機関の業務に介入することを可能にする広範な権能を付与します。それゆえ、ファンドは、それ自体が対象となる規制の変更のみならず、ファンドが取引を行うカウンターパーティーに影響する規制の変更により影響を受けることがあります。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

ファンドのオペレーションに関連してインターネットおよびテクノロジーの使用が増加するにつれて、ファンドはサイバー・セキュリティ侵害を通して、より大きなオペレーションおよび情報セキュリティ・リスクにさらされています。サイバー・セキュリティ侵害は、コンピューター・ウィルスの感染、および資産もしくは機密情報の流用、データの破損、またはオペレーションの中断を引き起こすことを目的とする「ハッキング」もしくはその他の手段によるファンドのシステムへの不正アクセスを含みますが、これらに限定されません。サイバー・セキュリティ侵害は、サービス妨害攻撃、またはファンドのシステムに保存された秘密情報を承認された個人が意図的にもしくは意図せずに表示する場合など、不正アクセスを行う必要のない方法で発生することもあります。サイバー・セキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、ファンドの運営活動に影響を及ぼす可能性があり、その結果、財務上の損失、ファンドの純資産価額の決定不能、適用法の違反、規制上の罰および/または罰金、コンプライアンスおよびその他の費用に帰結する可能性があります。その結果、ファンドおよびその投資者は、悪影響を受けることがあります。さらに、ファンドは第三者のサービス提供会社と密接に連携しているため、このような第三者のサービス提供会社における間接的なサイバー・セキュリティ侵害は、ファンドおよびその投資者を、直接的なサイバー・セキュリティ侵害に関連するリスクと同じリスクにさらすことがあります。ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害に関連するリスクを軽減するため、リスク管理体制を構築していますが、かかる手段が成功する保証はありません。

訴訟および規制措置

ファンドは、その活動および管理会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があります。弁護士費用を負担しても、不成功の結果に終わるリスクを負う可能性があります。

法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および/または外国の法律または規制は、ファンドに悪影響を及ぼす形で変更されることがあります。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社がファンドに関して締結さ

れた法的契約を執行することが困難となることがあります。受託会社および管理会社は、ファンドの投資方針または投資目的を変更することを含め（ただし、これらに限られません。）、法律またはその解釈の変更による悪影響を制限または防止するための措置を講じる権利を留保します。

ベンチマーク・リスク

ベンチマークの規制および改革は、かかるベンチマークに連動または参照している有価証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があること：

ロンドン銀行間貸出金利（LIBOR）やユーロ銀行間貸出金利（EURIBOR）を含む、「ベンチマーク」とみなされる金利や指数、その他の数値は、最近の国内および国際的な規制ガイダンスや改革提案の対象となっています。これらの改革の中には、すでに有効なものもあれば、まだ実施されていないものもあります。これらの改革により、ベンチマークのパフォーマンスが過去とは異なるものになったり、完全に消滅したり、または予測できないその他の結果が発生する可能性があります。そのような結果は、そのような「ベンチマーク」に連動または参照している有価証券に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。EUベンチマーク規則（2016/1011）（以下「ベンチマーク規則」といいます。）は、2016年6月29日にEUの官報で公表され、一定の経過規定に服しつつ、2018年1月1日からほぼ適用されます。ベンチマーク規則は、ベンチマークの提供、ベンチマークへのインプットデータの貢献、EU域内でのベンチマークの使用に適用されます。とりわけ、（ ）ベンチマーク管理者が認可または登録されていること（EU域外で活動する場合は同等の制度の対象となるか、その他の方法で承認されていること）、（ ）認可または登録されていない（EU域外で活動する場合は同等とみなされていない、または承認されていない）管理者が提供する「ベンチマーク」を、EUの監督下にある事業体が特定の用途に使用することを禁止することが定められています。

ベンチマーク規則は、「ベンチマーク」に連動もしくは参照する有価証券、または「ベンチマーク」に連動もしくは参照する担保資産によって担保されている有価証券に重大な影響を与える可能性があります。とりわけ、ベンチマーク規則の要件を満たすために「ベンチマーク」の計算方法やその他の条件が変更された場合には、その可能性が大きいと考えられます。そのような変更は、とりわけ、「ベンチマーク」の公表レートまたは水準のボラティリティを低下させたり、増加させたり、またはその他の方法で影響を与える効果を持つ可能性があります。

より広い意味では、国際的な改革や国内的な改革、あるいは「ベンチマーク」に対する一般的な規制上の精査の増加は、管理上の、また、「ベンチマーク」の設定に参加する上での、さらに、そのような規制や要件を遵守するための、コストやリスクを増大させる可能性があります。

このような要因は、特定の「ベンチマーク」に、（これらに限定されませんが）以下のような影響を及ぼす可能性があります。（ ）市場参加者が「ベンチマーク」の管理または貢献を継続することを阻害すること、（ ）「ベンチマーク」で使用されている規則または計算方法の変更を誘発すること、および/または（ ）「ベンチマーク」の消滅を導くこと。上記のいずれかの変更または国際的もしくは国内的な改革その他のイニシアティブもしくは調査の結果としてのその他の必然的な変更は、「ベンチマーク」に連動または参照する有価証券の価値およびリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。計算代理人は、有価証券の条件に対応する調整を行う権利を有する場合があります。

投資家は、「ベンチマーク」に連動または参照する有価証券に関する投資判断を行う際には、独立の助言者に相談の上、ベンチマーク規則または国際的もしくは国内的な改革によって課される潜在的なリスクについて、自身で評価を行うよう推奨されます。

将来のLIBORの廃止は、LIBORに連動または参照する有価証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があること：

LIBORの持続可能性については、関連する活発な市場が存在しないことや、市場参加者がそのようなベンチマークに貢献し続けることについて潜在的な阻害要因（これはベンチマーク改革の結果の可能性もあります。）があることから、疑問視されてきました。2017年7月27日およびその後の2018年7月12日の最高責任者のスピーチにおいて、英国金融行為規制貴行（以下「FCA」といいます。）は、2021年以

降、LIBORベンチマーク算出のためのレート提出を銀行に説得したり、強制したりすることはもはや行わないことを確認しました（以下「FCAアナウンス」といいます）。FCAアナウンスにより、現行のようなLIBORの継続は2021年以降は不可能であり、保証されないことが示されました。

さらに、2017年11月29日、銀行とFCAは、英ポンドのリスク・フリー・レートに関する作業部会に対し、2021年末までにポンド翌日物平均金利（以下「SONIA」といいます。）が主要な英ポンドの金利ベンチマークとして確立されるよう、2018年1月から今後4年間にわたり、英ポンドの債券市場、ローン市場、デリバティブ市場全体で、SONIAへの広範な移行を実施するようマンデートが与えられたことを発表しました。

欧州では、ハイブリッド手法を用いてEURIBORを改革し、ユーロのリスク・フリー・レートを参照してフォールバックを提供するための別のワークストリームも進行中です（これは、ターム物金利を創出するための計算方法により調整されたユーロの翌日物リスク・フリー・レートをベースにしています。）。2018年9月13日、ユーロのリスク・フリー・レートに関する作業部会は、新たなリスク・フリー・レートとしてユーロ短期金利（以下「ESTR」といいます。）を推奨しました。ESTRは2019年10月までにECBが公表する予定とされました。さらに、2019年1月21日、ユーロ・リスク・フリー・レート作業部会は、新規ユーロ建現金商品（債券を含みます。）におけるフォールバック条項に関する一連の指導原則を公表しました。この指導原則は、とりわけ、関連する契約においてEURIBORを参照し続けることは、ユーロ圏金融システムに対するリスクを増大させる可能性があることを示しました。

LIBORおよびEURIBORが今後も継続的にサポートされるかどうか、またどの程度サポートされるかを確実に予測することはできません。その結果、LIBORおよびEURIBORが過去とは異なるパフォーマンスを示す可能性があり、予測できないその他の結果をもたらす可能性があります。

また、2021年まで、金融商品市場の大多数の市場参加者が、金融商品においてLIBORを参照することをやめ、代わりに2014年7月22日付金融安定理事会の「主要な金利ベンチマークの改革について」と題したペーパーの勧告を遵守するために設定されたリスク・フリー・レートを参照することが予想されま

す。有価証券では、現金資産レートTにおける参照レートおよび/または当該参照レートが公表されているページの参照レートが利用できなくなった場合（以下「利用不能」といいます。）や、参照レート・フォールバック事由が生じた場合、一定のフォールバックの取決めが提供されます。利用不能の場合、計算日の参照レートは、計算代理人の裁量により、その時点で入手可能な同等のベンチマークを考慮して、誠意をもって、商業的に合理的な方法で決定されるものとします。

計算代理人が重大な参照レート・フォールバック事由が発生したと判断した場合、計算代理人は、補間判定を適用して、または調整スプレッドの適用の有無にかかわらず、代替の参照レートを参照して、現金資産レートTを決定し、代替の参照レートの適切な運用を確保するために有価証券の修正を含めることができます。これらはすべて計算代理人により、誠意をもって、商業的に合理的な方法で決定されます。代替の参照レートは、最終の要項に指定された代替レートとすることもできますが、指定されていない場合（または代替レートが利用できないまたは計算代理人において適切でないと判断される場合）、計算代理人は、関連する指定機関または参照レートの管理者もしくはスポンサーの指定、指名または推薦に基づいて適切な代替レートを決定するものとします。調整スプレッドが適用される場合は、正または負のいずれかになる可能性があり、参照レートの置換えにより投資家に生じる経済的な不利益や利益（該当する場合）を、状況に応じて合理的に実行可能な最大限の範囲で、減らしたり、排除したりすることを目的として適用されるものとします。ただし、調整スプレッドを決定または適用することができない場合があり、調整を適用したとしても、投資家に対する経済的不利益を軽減または排除する効果が得られない場合があります。調整スプレッドが決定できない場合でも、代替の参照レートをを用いて現金資産レートTを決定することは可能です。代替の参照レートを使用すること（調整スプレッドを適用する場合を含みます。）は、参照レートに連動または参照する有価証券について、参照レートが現

状の形態で適用され続けていた場合と比較して異なった運用結果をもたらすものです(これには、ストラテジー水準の計算においてより高い現金資産レートTを適用する場合があります。)

代替の参照レートの手入手可能性およびさらなる規制の展開の可能性についての不確実性により、関連するフォールバック条項が関連する時点で意図したとおりに運用されないリスクがあります。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会による監視のもとで、管理会社により管理されます。

運用部門

管理会社はファンドの資産について一任運用業務を提供し、主として投資がファンドの投資目的と一致することを確保するとともに、ファンドの資産が信託証書および英文目論見書に記載された投資制限および借入制限に反して使用されるかまたは投資されることを回避するために、合理的な措置を講じ、あらゆるデュー・ディリジェンスを実行します。

管理部門

管理会社は、管理事務代行契約の条項に従い、ファンドのために管理事務業務を行う管理事務代行会社を任命します。管理会社は、管理事務代行会社の業務遂行を監視し、管理事務代行会社に対し、管理会社への四半期報告書の提供を要求します。かかる報告書は取締役会により審議され、記録されます。

法務・コンプライアンス部門

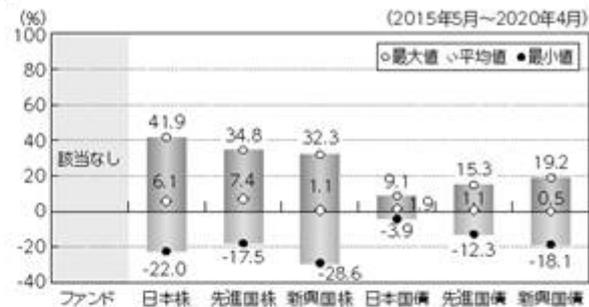
管理会社の任命時に実施されたファンドの初期リスク評価後も引き続き、管理会社がファンドの運用に関する定期的な調査を行います。調査により浮き彫りにされ、またはファンドの運用の通常管理において管理会社に知らされた事項が法律顧問の助言を必要とすると判断される場合、管理会社は、ファンドの法律顧問を起用します。

(3) リスクに関する参考情報

参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・
年間騰落率の推移

・ファンドは、2020年7月28日(設定日)に運用を開始するため、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	-	41.9	34.8	32.3	9.1	15.3	19.2
最小値	-	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値	-	6.1	7.4	1.1	1.9	1.1	0.5

出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

・2015年5月～2020年4月の5年間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

・ファンドは、2020年7月28日から運用を開始する予定のため、記載できるデータはありません。

・代表的な資産クラスの年間騰落率は、2015年5月～2020年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。

・このグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

(ご注意)

○全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株…S&P新興国総合指数

日本国債…BBG/パークレイズE1年超日本国債指数

先進国債…FTSE世界国債指数(除く日本、ヘッジなし、米ドルベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債指数(ヘッジなし、米ドルベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「@東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、@東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、@東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、@東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

販売会社は、受益証券の取得申込みにあたって、50万米ドル/豪ドル未満2.20% (税抜2.00%)、50万米ドル/豪ドル以上1.10% (税抜1.00%) の申込手数料を課することができます。

かかる申込手数料は、当該申込金額に加えて、投資家が直接販売会社に対して支払うものであり、ファンドの資産を構成するものではありません。

日本国内における申込手数料

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、50万米ドル/豪ドル未満2.20% (税抜2.00%)、50万米ドル/豪ドル以上1.10% (税抜1.00%) の申込手数料が課されます。購入(申込み)手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。申込手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。

(注1) 管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取決めを行うことができます。

(注2) 申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。

(注3) 円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。

(注4) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

該当事項はありません。

日本国内における買戻し手数料

該当事項はありません。

(3)【管理報酬等】

管理事務代行会社報酬および受託会社報酬

管理事務代行会社および受託会社は、管理事務および受託業務の提供に対して各ファンドの純資産価額の割合として計算される報酬を受領する権利を有します。

管理事務代行会社および受託会社の報酬は、管理会社が受領した管理報酬または関連する英文目論見書補遺で指定されている関連ファンドの資産から支払われます。

管理事務代行会社および受託会社の報酬および費用は、毎月後払いで支払われます。

管理事務代行会社および受託会社は、ファンドから、合理的であり、書面化された、立替費用を追加で受領する権利も有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として支払われます。

管理事務代行会社報酬は、ファンドの資産の管理事務業務の対価として支払われます。

管理会社報酬および投資運用会社報酬

ファンドへの運用業務の提供に関して、管理会社は、スライド制で、ファンドの純資産価額の年率0.15%を上限とする管理報酬(以下「管理報酬」といいます。)を受領します。ファンドには年額125,000米ドルの最低管理報酬額が設けられています。

管理報酬は、各評価時点で発生し、管理報酬で賄えない管理会社の職務遂行に伴い発生した合理的かつ記載された立替費用とともに、毎月後払いされます。管理会社は、投資運用会社、管理事務代行会社、受託会社および監査人(年次監査のみ)の報酬および費用を支払う責任を負います。

管理報酬は、ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務の対価として支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンド資産の投資運用業務の対価として支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、販売会社に対する目論見書、運用報告書その他の書類の交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表その他の類似かつ付随する職務を含む自らの職務および機能の対価として、ファンドにより、ファンドの純資産価額の年率0.01%に相当する代行協会員報酬(以下「代行協会員報酬」といいます。)を支払われます。代行協会員報酬は、日々発生し、毎月後払いされます。代行協会員は、ファンドに係るサービスを提供する際に負担した立替費用を受領する権利も有します。

販売報酬

販売会社は、日本における受益証券の販売、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付、既存の受益者に対する一定の情報の提供、販売後のサービスその他の類似または同等の職務を含む自らの職務および機能の対価として、ファンドにより、ファンドの純資産価額の年率0.53%に相当する販売報酬(以下「販売報酬」といいます。)を支払われます。販売報酬は、日々発生し、毎月後払いされます。販売会社は、ファンドに係るサービスを提供する際に負担した立替費用を受領する権利も有します。

(4)【その他の手数料等】

関連する英文目論見書補遺に別段の開示がある場合を除き、トラストおよび各ファンドの設立に関連するすべての手数料および費用(トラストおよび各ファンドの設立に関連して管理会社が起用した専門アドバイザーの手数料を含みますが、これに限定されません。)は、管理会社が負担します。

トラストの設立および運営費用

トラストの設立および組成費用(英文目論見書の起草、重要な契約の交渉および作成、英文目論見書および関係する販売用資料の印刷に関する費用ならびに専門アドバイザーの報酬および費用を含みます。)は、各英文目論見書補遺に概説されており、ファンドの存続期間の最初の3年間で償却されます。

各ファンドは、当該ファンドに係る受益証券の当初募集の準備に際して負担される設立費用を支払います。管理会社は、重要性が増したと判断した場合直ちに、未償却の設立費用の残高を償却したものとみなす権利を留保します。各ファンドは、その英文目論見書補遺または英文目論見書に記載される自らの運営費用も支払います。

トラストは、()外部の法務、会計、監査その他の専門的費用、()管理事務報酬および費用、()一定の保険費用、()調査費用(調査に係る旅費を含みます。)、()保管会社および副保管会社の報酬および費用、()名義書換事務代行会社、登録事務代行会社、販売代理人、支払代理人、仕組担当代理人およびコルレス銀行に対して支払うべき報酬、コミッションおよび立替費用、()評価業務の経費、()現在の受益者および受益者となる予定の者に対する英文目論見書、英文目論見書補遺、年次報告書、財務書類、通知、報告書、証明書、確認書その他の書類または情報の作成、印刷、公表、翻訳および配布(必要な言語によるもの)に係る経費(かかる書類または情報を配布するためのコンピューター・ソフトウェアおよび電子送信技術の開発および強化に係る経費を含みます。)、()関連するメディアにおける価格および利回りの情報の公表に係る費用、()銀行業務の取得および/または維持に係る経費および費用、()いずれかの法域における規制当局の許可または登録の取得および/または維持に係る経費および費用(アイルランド中央銀行により適用される徴収金を含みます。)、()いずれかの取引所への上場および上場の維持に係る経費、()マーケティングおよび販売促進の費用、()受益者集会およびその他の集会の招集および開催に係る経費、()トラストまたはファンドの終了、合併、再建または清算につき生じるすべての費用、()設立費用、()管理会社および投資運用会社の報酬、()訴訟またはその他の臨時費用、()コミッションおよびブローカー手数料等の投資費用(コミッションおよびブローカー手数料の交渉に係る費用ならびに借入金の利息を含みます。)、()商業銀行、プライム・ブローカー、ストック・ブローカーまたはコーポレート・ファイナンスの手数料、()協会および会員

権に係る費用、()証拠金勘定およびその他の負債の利息、()租税公課(源泉徴収税、純所得税、フランチャイズ税、付加価値税、印紙税および譲渡税ならびにこれらに係る利息および罰金またはかかる税金のその他の追加税およびアイルランド中央銀行により課される規制上の徴収金を含みますが、これらに限られません。)、()管理会社はその単独裁量により決定するファンドの資産の購入、売却、監視または移転に係るその他の費用、()経常外項目および臨時項目(発生した場合)、および()別途列挙されていないその他のすべての慣例的かつ合理的な経費(いずれの場合も、適用ある付加価値税が加算されます。)を含みますがこれらに限られない、自らの運営費用をすべて支払います。

管理会社取締役の報酬は、トラストの資産からは支払われません。

管理会社または投資運用会社は随時、自らの単独裁量で、かつ、自らの資金から、一部もしくはすべての受益者または仲介機関に対し、他の受益者に通知することなく報酬の一部または全部を割り戻すことを決定することができます。

特定のファンドに明確に帰属しない手数料および費用は、当該手数料等の性質を踏まえ、それぞれの純資産またはその他の合理的な基準に基づきファンド間で配分される場合があります。

追加料金

ファンドに関する追加の手数料は、関連する英文目論見書補遺に記載されます。

特定のファンドに帰属しない料金および費用は、管理会社取締役の裁量により、それぞれの純資産価額または料金の性質に応じたその他の合理的な根拠に基づいて、ファンド間で比例配分されることがあります。

ファンドの設立費用

ファンドに係る受益証券の当初募集に関連して発生する設立費用は、25,000ユーロ(約290万円)を超えないと予想され、また、3会計年度にわたり償却されます。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入(申込み)手数料	<p>受益証券の取得申込みにあたっては、50万米ドル/豪ドル未満2.20%（税抜2.00%）、50万米ドル/豪ドル以上1.10%（税抜1.00%）の申込手数料が課されます。購入(申込み)手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。</p> <p>(注1)管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。</p> <p>(注2)申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。</p> <p>(注3)円資金から該当通貨に交換したうえで申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。</p> <p>(注4)手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。</p>		
換金(買戻し)手数料	該当ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
ファンドの管理報酬等			
<p>ファンドの純資産価値の年率0.69%(上限)(ただし、管理会社報酬の最低報酬額として、年間125,000米ドルがかかります。)およびその他の費用・手数料がファンドから支払われます。</p>			
手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
管理会社報酬	管理会社	ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務	管理会社は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価値の年率0.15%を上限とする(ただし、年間最低125,000米ドル)の管理会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
受託会社報酬	受託会社	ファンドの受託業務	受託会社は、管理会社を受領する管理会社報酬の中から、受託会社報酬を受領する権利を有します。
管理事務代行会社報酬	管理事務代行会社	ファンドの資産の管理事務代行業務	管理事務代行会社は、管理会社を受領する管理会社報酬の中から、管理事務代行報酬を受領する権利を有します。
投資運用会社報酬	投資運用会社	ファンド資産の投資運用業務	投資運用会社は、管理会社を受領する管理会社報酬の中から、投資運用会社報酬を受領する権利を有します。
代行協会員報酬	代行協会員	目録見書の配布、受益証券1口当たり純資産価値の公表、運用報告書等の文書の販売取扱会社への送付等の業務	代行協会員は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価値の年率0.01%の代行協会員報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
販売会社報酬	販売会社	日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	販売会社は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価値の年率0.53%の販売会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
その他の費用・手数料	<p>①設立費用 ファンドの設立および受益証券の募集に関する費用・手数料は、管理会社により別の方法が適用されると決定されない限り、最初の3会計年度をかけて償却されます。</p> <p>②その他の運営費用 受益証券の募集により生じる費用(目録見書作成費用等を含みます。)、受益者向け通知の作成・配布費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。</p> <p>その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。</p>		

本債券のパフォーマンスに影響し、間接的にファンドの純資産価値に影響を与える費用および控除率

控除率	参照バスケットの騰落率を計算する際、年率0.5%の控除率が控除されます。
その他	<p>(参照バスケットの騰落率を計算する上での基礎となる)参照バスケットの水準を算出する際の要素である参照ファンド・バスケットの水準は、アセット・サービシング・コストを控除したものです。また、参照ファンド・バスケットの水準を算出する際の要素である参照ファンドの価値は、各参照ファンドにかかるオルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM)報酬、投資運用報酬、成功報酬その他費用を控除して計算されます。これらの詳細につきましては、請求目録見書をご参照ください。</p>

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法等別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。))または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。))。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われます。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B) アイルランド

ファンドへの課税

受託会社は、自らがアイルランドの課税居住者となるように、その業務を行うことを意図しています。ファンドがアイルランドの課税居住者であるとの前提に基づき、ファンドはアイルランドの税務上、投資信託としての資格を有しており、したがって、その収益または利益に対してアイルランドの租税は免除されます。

後述のとおり、受益証券がアイルランドの非居住者である受益者により保有される場合(およびその他ある一定の状況における場合)、ファンドは、アイルランド内国歳入庁に対してアイルランドの所得税に関する報告を行う義務を負います。なお、「居住者」および「通常居住者」の用語の説明は、本項の末尾に記載します。

非アイルランド受益者への課税

受益者が、アイルランドの税務上アイルランドに居住(または通常居住)していない場合、ファンドは、受益者の非居住状態を確認する英文目論見書に添付されている申込契約に定める申告書を受領後は、受益者の受益証券に関連していかなるアイルランドの租税も徴収しません。アイルランドの居住者(または通常居住者)ではない投資者のために受益証券を保有する仲介者が当該申告書を提出することができますが、当該仲介者の知る限り当該投資者がアイルランドの居住者(または通常居住者)ではないということを条件とします。「仲介者」の用語の説明は本項の末尾に記載します。

ファンドがかかる申告書を受領しなかった場合、ファンドは受益者が非免税アイルランド居住受益者(下記をご参照ください。)であるものとして、受益者の受益証券に関してアイルランドの租税を徴収します。受益者の申告が誤りであると合理的に示唆する情報を有している場合であっても、ファンドは、アイルランドの租税を徴収します。受益者は、原則として、かかるアイルランドの租税の還付を受ける権利を有しません。ただし、受益者が会社であり、アイルランドの支店を通じて受益証券を保有している場合およびその他限られた状況における場合はこの限りではありません。受益者がアイルランドの課税居住者になった場合、ファンドはそのことを通知されなければなりません。

原則として、アイルランドの課税居住者でない受益者は、自己の受益証券に関して他のアイルランドの納税義務を有しません。しかし、受益者が自己の受益証券をアイルランドの支店または代理人を通じて保有している会社である場合、受益者は、当該受益証券に関して生じた収益および利益に関してアイルランド法人税を(自己査定に基づき)納税する義務を負う場合があります。

免税アイルランド受益者への課税

アイルランドの税務上、受益者がアイルランドの居住者(または通常居住者)であり、アイルランドの租税統合法(以下「租税統合法」といいます。)第739条D(6)に記載される分類に含まれる場合、ファンドは、受益者の免税状態を確認する英文目論見書に添付されている申込契約に定める申告書を受領後は、受益者の受益証券に関連していかなるアイルランドの租税も徴収しません。

租税統合法第739条D(6)に記載される分類は、以下のとおり要約されます。

1. (租税統合法第774条、784条、785条に定める)年金基金
2. (租税統合法第706条に定める)生命保険事業を営む会社
3. (租税統合法第739条Bに定める)投資信託
4. (租税統合法第739条Jに定める)投資リミテッド・パートナーシップ
5. (租税統合法第737条に定める)特別投資信託
6. (租税統合法第731条(5)(a)の適用を受ける)無認可のユニット・トラスト
7. (租税統合法第739条D(6)(f)(i)に定める)慈善事業
8. (租税統合法第734条(1)に定める)適格管理会社
9. (租税統合法第734条(1)に定める)特定会社
10. (租税統合法第739条D(6)(h)に定める)適格ファンドおよび貯蓄マネジャー
11. (租税統合法第739条D(6)(i)に定める)個人退職貯蓄口座(PRSA)の管理事務会社
12. (1997年信用組合法第2条に定める)アイルランドの信用組合
13. 国家資産管理庁
14. 国民年金準備基金委員会または委員会の投資ピークル
15. (租税統合法第110条に定める)適格会社

16. ファンドにアイルランドの租税の徴収または報告を義務づけることなく、ファンドの受益証券を保有することを(統合租税法に基づき、またはアイルランド内国歳入庁の特別優遇措置により)許可されているアイルランドの居住者

免税資格を申請するアイルランド居住受益者は、受益証券に関連してアイルランドの租税額を自己査定に基づき報告する義務を負います。

ファンドが、受益者についてかかる申告書を受領しなかった場合、ファンドは受益者が非免税アイルランド居住受益者(下記をご参照ください。)であるものとして、受益者の受益証券に関してアイルランドの租税を徴収します。受益者は、原則として、かかるアイルランドの租税の還付を受ける権利を有しません。ただし、受益者がアイルランドの法人税の対象となる会社である場合およびその他限られた状況における場合はこの限りではありません。

その他のアイルランド受益者に対する課税

受益者がアイルランドの税務上、アイルランドの居住者(または通常居住者)であり、「免税」受益者(上記をご参照ください。)でない場合、ファンドは、分配、買戻し、譲渡および下記に記載の「8年目事由」に対するアイルランドの租税を徴収します。

ファンドによる分配

ファンドが非免税アイルランド居住受益者に対して分配金を支払う場合、ファンドは、分配金からアイルランドの税金を徴収します。アイルランドの徴収される租税は以下のとおりです。

1. 25%の適用を適切に申告している法人である受益者に対して分配金が支払われる場合、分配金の25%
2. その他の場合、分配金の41%

ファンドは、かかる税金をアイルランド内国歳入庁に支払います。

原則として、受益者は分配金に関してさらにアイルランドの租税の義務を負うことはありません。ただし、受益者が、分配金が取引の受取金である会社である場合、分配金総額は自己査定の目的上課税所得の一部を構成し、受益者は徴収された租税を法人税納税義務と相殺することができます。

受益証券の買戻しおよび譲渡

ファンドが非免税アイルランド居住受益者の保有する受益証券を買い戻す場合、ファンドは受益者に支払う買戻代金からアイルランドの租税を徴収します。

同様に、当該アイルランド居住受益者が受益証券に対する権利を(販売またはその他の方法により)譲渡した場合、ファンドはかかる譲渡に関してアイルランドの租税を報告します。徴収される、または報告を行うアイルランドの租税は、買い戻された、または譲渡された受益証券につき受益者に生じる利益(もしあれば)に従って計算され、以下に相当します。

1. 受益者が25%の適用を適切に申告している法人である場合、かかる利益の25%
2. その他の場合、かかる利益の41%

ファンドは、かかる租税をアイルランド内国歳入庁に支払います。受益証券の譲渡の場合、かかるアイルランドの納税額をまかなうため、ファンドは、当該受益者が保有する他の受益証券を充当または解約することができます。これにより新たなアイルランドの租税が課される場合があります。

原則として、受益者は買戻しまたは譲渡に関してさらにアイルランドの租税の義務を負うことはありません。ただし、受益者が、買戻しまたは譲渡の支払いが取引の受取金である会社である場合、受益証券取得にかかる費用を差し引いた総支払額(徴収されたアイルランドの租税を含みます。)は自己査定の目的上課税所得の一部を構成し、受益者は徴収された租税を法人税納税義務と相殺することができます。

また、受益証券がユーロ建てでない場合、受益者は(自己査定に基づき)、受益証券の買戻しまたは譲渡により生じる為替収益についてアイルランドのキャピタル・ゲイン税を支払う義務を負うことがあります。

「8年目」事由

非免税アイルランド居住受益者が、取得から8年以内に受益証券を処分しない場合、受益者はアイルランドの税務上、受益証券の取得から8年目の時点(およびその後8年毎に)で受益証券を処分したものとみなされます。かかるみなし処分において、ファンドは、かかる8年の期間中に生じた受益証券の価格の上昇(もしあれば)について報告します。かかる報告されるアイルランドの税金は以下に相当します。

1. 受益者が25%の適用を適切に申告している法人である場合、かかる価格の上昇の25%
2. その他の場合、かかる価格の上昇の41%

ファンドは、かかる租税をアイルランド内国歳入庁に支払います。かかるアイルランドの納税額をまかなうため、ファンドは、当該受益者が保有する他の受益証券を充当しまたは解約することができます。

ただし、非免税アイルランド居住者の保有する当該サブ・ファンドの受益証券が(価格ベースで)10%を下回る場合、ファンドは、かかるみなし処分によるアイルランドの租税を報告しないことを選択することができます。この場合、ファンドは、アイルランド内国歳入庁に、かかる10%の要件が満たされているかにつき毎年確認し、アイルランド内国歳入庁に非免税アイルランド居住受益者の詳細(その受益証券の価格およびアイルランドの税務参照番号を含みます。)を提出し、ファンドがかかる免除の申請を選択したことを非免税アイルランド居住受益者に通知しなければなりません。

ファンドにより免除が申請される場合、非免税アイルランド居住受益者は自己査定に基づき、8年後(およびその後8年毎に)ファンドが支払うべきアイルランドの租税をアイルランド内国歳入庁に支払わなければなりません。

8年の期間中に上昇した受益証券の価値に関して支払われるアイルランドの租税は、かかる受益証券に関連して別途将来支払われるアイルランドの租税に関して比例的に相殺され、超過額については受益証券の最終処分の際に還付を受けることができます。

受益証券の交換

受益者が、ファンドの他の受益証券またはファンドの他のサブ・ファンドの受益証券を独立当事者間における取引条件により交換する場合であって、受益者に対する支払いが伴わない場合、ファンドはかかる交換に関してアイルランドの租税を徴収しません。

印紙税

受益証券の発行、譲渡または買戻しに対するアイルランドの印紙税(またはその他のアイルランドの譲渡税)の適用はありません。受益者がファンドから資産の分配金を正貨で受け取る場合、アイルランドの印紙税が賦課されることがあります。

贈与税および相続税

アイルランドの資産取得税(税率33%)は、アイルランドに所在する資産に対して、あるいは、贈与または相続を行った者がアイルランドの居住者または通常居住者である、もしくは贈与または相続を受け取る者がアイルランドの居住者または通常居住者である場合、適用されます。

受益証券がアイルランド籍のファンドにより発行されている場合、かかる受益証券は、アイルランドに所在する資産として取扱われます。ただし、受益証券の贈与または相続は下記の場合、アイルランドの贈与税および相続税が免除されます。

- () 受益証券がかかる贈与日または相続日、および「評価日」(アイルランドの資産取得税の目的上定義されます。)において、贈与または相続財産に含まれている場合
- () 処分日において、かかる贈与を行いまたは相続が行われた受益者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合
- () 贈与日、または相続日において、受贈者または相続者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合

OECD報告基準

アイルランドにおいては、経済協力開発機構の提案する「共通報告基準」と呼ばれる自動的な情報交換制度が適用されます。かかる措置に基づき、ファンドは、受益者に関する情報(受益者の身元および居住地ならびに受益者が受益証券に関して受領する所得、売却益または買戻益を含みます。)を報告しなければならない場合があります。かかる情報は、歳入庁ならびにOECD共通報告基準を実施する他のEU加盟国および法域の税務当局の間で共有される可能性があります。

用語の意味

法人における「居住者」の意味

アイルランド内に管理および監督の中核組織を有する法人は、当社がどこで設立されたかに関係なく、アイルランドの課税居住者です。アイルランド内に管理および監督の中核組織を有しませんが、2015年1月1日以降にアイルランド内で設立された法人は、アイルランドと他国間の二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者ではないとみなされる場合を除き、アイルランドの課税居住者です。アイルランド内に管理および監督の中核組織を有しませんが、2015年1月1日以前にアイルランド内で設立された法人は、以下の場合を除き、アイルランドの居住者です。

(a) かかる法人(または関連会社)が、アイルランド内で取引を行っており、かつ、かかる法人が、EU加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結している国の居住者に最終的に支配されているか、あるいは、かかる法人(または関連会社)が、EUまたは租税条約国の公認の証券取引所に上場している法人である場合

(b) かかる法人が、アイルランドと他国間の二重課税防止条約に基づき、アイルランドの居住者ではないとみなされる場合

また、2015年1月1日以前にアイルランド内で設立された法人は、()当該法人がアイルランドとの二重課税防止条約が有効である領域(以下「関連領域」といいます。)において管理および監督され、かかる管理および監督がアイルランドで実行された場合には、当該法人をアイルランドの課税居住者にするために十分である場合、また()当該法人が当該関連領域で統合された場合にその法律に基づき当該関連領域の課税居住者であった場合、また()当該法人がいずれかの領域の法律により税務上の目的で当該領域の居住者であると別段みなされない場合、アイルランドの居住者とみなされます。

個人における「居住者」の意味

個人は、以下の場合、一暦年度について、アイルランドの課税居住者とみなされます。

(a) 当該暦年度にアイルランドに183日以上滞在した場合

(b) 当該暦年度にアイルランドに滞在した日数とその前年度にアイルランドに滞在した日数の合計が280日に達する場合。個人が、一暦年度に、アイルランドに30日以下しか滞在しなかった場合、かかる2年基準の適用上計算に入れません。

個人が自ら当該日のいずれかの時間に滞在している場合、かかる個人は当該日にアイルランドに滞在しているとみなされます。

個人における「通常居住者」の意味

「通常居住者」の用語(「居住者」とは異なります。)は、個人の通常の生活形態と関連しており、ある一定の継続性を伴う居住者を意味します。

3課税年度連続してアイルランド居住者である個人は、4年目の課税年度開始時から、通常居住者となります。

アイルランド通常居住者であった個人は、連続してアイルランドの居住者でない3課税年度目の終了時に通常居住者でなくなります。例えば、2020年にアイルランドの居住者であり、かつ通常居住者である個人は、当該年度にアイルランドを出国しても、2023年の課税年度終了時までには通常居住者のままです。

「仲介者」の意味

仲介者とは以下の者をいいます。

- (a) 他の者に代わり、アイルランドにおける規制された投資信託から支払いを受領する等の取引を遂行し、または、
- (b) 他の者に代わり投資信託の受益証券を保有する者。

5【運用状況】

ファンドは、2020年7月28日(設定日)から運用を開始します。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

(4)【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

受益証券の申込み

当初申込期間中のファンドの受益証券の申込者は、後記「当初申込期間における申込手続き」の項に従い、申込契約の提出を義務付けられます。当初申込期間中に受領された申込みに従って発行された受益証券は、発行価格で発行されます。

当初申込期間においては、以下の受益証券クラスが申込可能です。

クラス	表示通貨	受益証券 1口当たり発行価格	最低当初 申込額	最低継続申込額/ 最低保有額	最低 買戻単位
米ドル建て受益証券	米ドル	10.00米ドル	150,000米ドル	該当事項はありません。	1口
豪ドル建て受益証券	豪ドル	10.00豪ドル	200,000豪ドル	該当事項はありません。	1口

上記の最低額は、管理会社取締役(またはその受任者)の裁量で、全般的にまたは特定の申込みもしくは買戻しに関して、増減または免除される場合があります。

投資者によるクラスへの申込みは、当該クラスの表示通貨で行われなければなりません。買戻代金もまた、関連するクラスの表示通貨で支払われます。投資者は、当初申込期間に行われた申込みに係る決済資金を、2020年7月28日(当初申込期間が変更された場合には、当初申込期間後の2番目の営業日)の午後5時(アイルランド時間)までに、申込契約に記載されている口座に送金しなければなりません。

当初申込期間の終了後、ファンドへの追加の申込みが受け入れられる予定はありません。ただし、管理会社取締役は、その単独裁量により、いずれかの営業日に申込日の宣言を決定することができます。かかる状況において、ファンドの受益証券は、関連する申込日における受益証券1口当たり純資産価格(から費用・手数料を控除した金額)で申込可能です。かかる状況下では、ファンドの受益証券は、該当する申込日の1口当たり純資産価格で申込みを行うことができ、管理会社取締役は、該当する申込みの申込締切時間およびかかる申込みに関して決済が行われるべき日の詳細を確認します。

最低保有

管理会社が別段の決定を行う場合を除き、受益者は、前記「受益証券の申込み」記載の最低保有額または外国通貨による相当額を下回ることになる受益証券の一部買戻しを行うことはできません。

受益者が、自ら保有する受益証券について当該受益者の保有高が最低保有額を下回ることになる一部買戻しを請求した場合、管理会社は、その単独の裁量により、(a) 関連する受益者の関連する受益証券クラスの全部の保有高の買戻しとして当該買戻し請求を扱うか、(b) 当該一部買戻し請求を拒否するか、または(c) 当該一部買戻し請求を受理することができます。管理会社が、() 関連する受益者の関連する受益証券クラスの全部の保有高の買戻しとして当該買戻し請求を扱うことを決定するか、または() 当該一部買戻し請求を拒否することを決定した場合には、受益者は、関連する買戻日の前または後に通知を受けます。

ファンドの純資産価額の下落または為替レートの不利な変動により受益者の保有する受益証券の価額が最低保有要件を下回った場合であっても、これ自体は、最低保有要件の違反となるものとはみなされません。

現物による申込み

適用される法令で認められている場合、管理会社は、その裁量により、いずれかの者に対し、管理会社が適切と考える条件で当該者が保有する投資対象と交換することにより受益証券を発行することについての取決めを行うことができますが、当該受益証券は、かかる投資対象がAIFMDに従って受託会社またはかかるその他の者に付与されるまで発行されないものとします。また、いかなる交換も、

譲渡される投資対象の価額(当該投資対象の付与に関連して当該ファンドの資産から支払われる会計費用、仲介手数料、登録費用またはその他の費用の適切な引当金に相当すると管理会社がみなす金額の控除後)に相当する時価で現金と引換えに発行されたであろう口数を発行される受益証券の口数とする条件で行われます。当該ファンドの勘定でトラストに譲渡される投資対象は、管理会社が決定する基準で評価されるものとします(ただし、当該価額が英文目論見書に記載される評価に関する規定に従って得られる最も高い金額を超えない場合に限り、)。さらに、受託会社は、かかる交換の条件が既存の受益者を著しく害することにつながる可能性がないこと、ならびに当該ファンドに譲渡される資産の性質が、当該ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従って当該ファンドの投資対象として適格であることを確認します。各ファンドの関連する英文目論見書補遺において、当該ファンドに関して現物による申込みが可能かどうかに記載されます。

申込手続き

当初申込期間における申込手続き

各ファンドの受益証券の申込みは、申込契約を使用して書面により行わなければなりません。適式に記入済みの申込契約は、すべての該当するマネー・ロンダリング防止に係る文書とともに、申込契約に記載された指示に従い、管理事務代行会社へ送付される必要があります。当初申込期間の終了までに受領されなければなりません。

申込契約には、いくつかある規定の中でとりわけ、受益者となる予定の者の受益証券の購入に対する適切性、受益証券の条件およびその他の事項に関する一定の表明事項、保証事項、同意事項、約束事項および確認事項が記載されます。申込人は、受益証券の募集および販売は当該申込人が行い、かつ、申込契約に記載される表明事項、保証事項、同意事項、約束事項および確認事項に依拠して行われること、ならびにかかる規定は受益証券の募集および販売に関する訴訟または法的手続きにおいて管理会社(管理事務代行会社を含みますが、これに限られません。)により抗弁として主張される場合があることを了解しておく必要があります。

管理会社またはその受任者は、適式に記入済みの申込契約、該当するマネー・ロンダリング防止に係る文書および当該申込契約に係る申込代金の決済金を当該ファンドに係る当初申込期間の最終営業日のアイルランドにおける営業時間の終了までに受領しない限り、かつ、その時まで、当初申込期間に関する申込者に対する特定のクラスの受益証券の割当ておよび発行を検討する義務を負いません。

継続申込期間における申込手続き

各クラスに係る当初申込期間経過後、当該クラスに関する申込みは、申込締切時間までに受領されなければなりません。かかる申込みは、記入済みの申込契約およびすべての該当するマネー・ロンダリング防止に係る文書または(申込者が過去に申込契約に記入している場合は)追加購入書式を管理事務代行会社へ送付することにより、または別段指定されるとおりに行わなければなりません。当該時間後に受領された申込みは、翌申込日に取り扱われますが、管理会社の単独の裁量で、評価時点より前に申込みが受領されたことを条件として、当該時間後に受領された申込みを当該申込日の分として受理することができます。

管理会社または管理事務代行会社は、その理由を付すことなく申込みの全部または一部を拒否する権利を有するものとし、拒否された場合、申込金またはその残金は、関連する当初申込期間の満了後または申込日後(場合に応じて)の合理的な期間内に、申込者の危険負担で無利息で、申込者に返還されます。

受益証券の割当ておよび発行の通知は、各申込日後の最初の営業日の営業開始時点から効力を生じ、当初申込みに関しては当初申込期間の満了後およびその後の発行については関連する申込日後実務上可能な限り速やかに送付されます。契約書は、通常、関連する英文目論見書補遺に定められる期間内に発行されます。発行される受益証券の口数は、受益証券1口の1,000分の1単位まで端数処理され、剰余金は、トラストに計上されます。

受益証券が発行される端数よりも小さい受益証券の端数に相当する申込金は、申込者に返還されませんが、関連するファンドの資産の一部として留保されます。

所有権は、関連するファンドに関するトラストの登録簿への記載により証明され、所有権確認書が投資者に送付されます。

申込価格の支払い

いったん提出された申込みは、適用ある法律および規則に従うことを条件として、(管理会社の同意がない場合には)申込者によっては取消不能であり、申込者を拘束するものとします。支払いは、関連するファンドの関連する受益証券クラスの表示通貨で行われなければなりません。

本「(1)海外における販売手続等」に記載されている期間、決済資金での全額の支払いが当該申込日までに指定された口座で受領されない場合、管理会社またはその受任者は、受益証券のあらゆる割当てを取り消し、かつ/または、申込金の支払遅延または不払いにより管理会社または受託会社が被った利息およびその他の賦課金または費用を投資者に請求する権利を有するものとし、管理会社は、かかる賦課金を賄うために投資者の保有受益証券の全部または一部を売却する権利を有します。

マネー・ロンダリング

マネー・ロンダリングの防止を目的とする措置により、申込者の身元および申込金の源泉および/または財源の詳細な確認が要求される可能性があります。例として、個人の場合、公証人により適式に証明されたパスポートまたは身分証明書の写しを、公共料金の請求書または銀行明細書等の当該個人の住所の証拠および生年月日の証拠とともに提示することを要求される可能性があります。法人申込者の場合、これにより、設立証明書(および名称変更証明書)、基本定款および通常定款(またはその同等物)の認証謄本、すべての取締役の名前、職業、生年月日、居住地住所および勤務先住所の提示が要求される可能性があります。管理会社または管理事務代行会社の裁量で、申込金の源泉および/または財源を確認するために追加の情報が要求される可能性があります。投資口の申込者は、記入済みの申込書およびマネー・ロンダリング防止のために必要なすべての関連情報を受領した場合にのみ、投資家として認められます。

管理会社または管理事務代行会社は、管理会社または管理事務代行会社が申込者の身元(原本または同等の書類を含みます。)または申込金の源泉および/または財源を確認するために必要と考える情報を請求する権利を留保し、これにより生ずるあらゆる遅延については責任を負わないものとし、申込者が確認目的のために請求された情報を提示するのが遅れた、または提示しなかった場合、管理会社またはその受任者は、申込みおよび申込金の受領を拒否することができます。

申込金および買戻金回収勘定の運用について

受益証券の発行に先立ちファンドに関して受領した申込金は、トラスト名義でアンブレラ現金回収口座に保管され、関連するファンドの資産となります。投資家は、受益証券が発行されるまでの間、支払われた申込金に関して、当該ファンドの無担保債権者となり、受益証券が発行されるまでの間、ファンドの純資産価額の上昇またはその他の受益者の権利(配当金を受領する権利を含みます。)から利益を受けることはありません。ファンドまたはトラストが債務超過に陥った場合、ファンドまたはトラストが無担保債権者へのすべての支払いに必要な資金を有している保証はありません。

ファンドによる買戻金および配当金の支払いは、管理事務代行会社が申込書類の原本を受領し、すべてのマネー・ロンダリング防止手続きが遵守されていることを条件とします。上記にかかわらず、買戻しを行った受益者は、買戻された受益証券について、当該買戻日から受益者でなくなります。買戻しを行った受益者および配当金を受領する権利を有する受益者は、適用ある場合、買戻日または分配日以降、ファンドの無担保債権者となり、買戻金額または配当金額に関して、ファンドの純資産価額の上昇またはその他の受益者の権利(さらなる配当金を受領する権利を含みます。)から利益を受けることはありません。この期間中にファンドまたはトラストが債務超過に陥った場合、ファンドまたはトラストが無担保債権者へのすべての支払いに必要な資金を有している保証はありません。

ん。したがって、買戻しを行った受益者および分配金を受領する権利を有する受益者は、未提供の書類および情報が速やかに管理事務代行会社に提供されることを確保しなければなりません。上記を怠った場合、当該受益者の自己責任となります。

トラストの他のファンドが債務超過に陥った場合、ファンドが受領する権利を有しているものの、アンブレラ現金回収口座の運用の結果、他のファンドに移転した可能性のある金銭の回収は、アイルランド信託法の原則およびアンブレラ現金回収口座の運用手順の条件に従うことになります。当該金額の回収に関しては、遅れおよび/または紛争が生じる可能性があり、また、債務超過のファンドが関連するファンドへの支払いに必要な資金を有していない可能性があります。したがって、当該ファンドまたはトラストが当該金額を回収できる保証はありません。さらに、かかる状況において、当該ファンドまたはトラストが無担保債権者への支払いに十分な資金を有している保証はありません。

受益証券の説明ならびに所有に関する制限および要件

トラストは、異なるファンドから成る場合のあるアンブレラ・ファンドであり、かかる異なるファンドそれぞれは、一または複数の受益証券クラスを有します。管理会社は、アイルランド中央銀行に対して事前の通知を行い、かつ、アイルランド中央銀行から許可を得た上で、随時、異なる受益証券クラスを発行することができます。各クラスは、別個の独立した投資ポートフォリオから成るファンドに対する持分を表章しています。受益証券を発行する前に、管理会社は、当該受益証券が発行されるファンドを指定します。

各ファンドの受益証券クラスは、価額、手数料、その他の報酬に関する取決め、最低申込水準および分配に関する取決めが異なることがあります。これに従い、同一ファンドの各受益証券は、関連するファンドの利益および分配ならびに終了した場合には関連するファンドの資産に、当該同一ファンドの他の受益証券と同等に参加する権利を有します。各ファンドの受益証券は、無額面であり、発行時に全額を払い込まなければならず、優先権または新受益証券引受権は付されません。

管理会社は、その単独の裁量で、受益証券の申込みの受理を拒否することができます。

受益者は、受益証券の当初申込みを行った後のいずれかの時点において米国人、給付プラン投資家もしくはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である投資者（前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い(B) アイルランド」の項において定義されます。）となった場合、または受益証券の申込みの一環として自らが行ったか、もしくは自らのために行われた宣言が有効でなくなった場合、管理会社および管理事務代行会社に直ちに通知することを義務付けられます。

また、受益者は、米国人、給付プラン投資家もしくはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である投資者の勘定で、もしくはこれらの者のために、上記宣言が有効でなくなった受益証券を保有している場合、または何らかの法律もしくは規則に違反して受益証券を保有しているか、もしくはその他トラストもしくはその受益者に規制上、法律上、税務上もしくは財務上の悪影響を及ぼし、もしくはその可能性がある状況で受益証券を保有している場合、管理会社に直ちに通知することを義務付けられます。

上記に定められる制限に違反して受益証券を保有している者、自らが保有することによりいずれかの管轄権を有する法域の法律および規則に違反している者、当該者が保有することによりトラストが納税義務を負うか、もしくは金銭上の不利益を被ることになる（かかる保有がなければその一部または全部を負わずまたは被ることがなかったであろう場合）おそれがあると管理会社が判断する者、またはその他受益者の利益を損なう可能性がある者と管理会社が考える状況にある者は、一または複数のかかる者がトラストの受益証券を取得し、または保有することにより管理会社、受託会社、管理事務代行会社および受益者のうちの一または複数が被った損失につき、これらの者を補償するものとし、

ファンドの受益証券が当初発行される価格および当該受益証券の当初申込期間については、英文目論見書に定められ、その後は、受益証券は、関連するファンドの受益証券1口当たり追加購入価格で発行されます。

2020年6月現在、トラストは、DMS償還時目標設定型ファンド2020-07(ゴールドマン・サックス社債投資型)という一つのファンドから成っており、申込みが可能な受益証券の詳細については、関連する英文目論見書補遺に定められています。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報、(7) 申込期間」記載の申込期間に販売会社により取扱いが行われます。

日本の当初申込期間終了後、受益証券の販売は行われません。

販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。投資者は、申込期間中の申込みに関しては2020年7月28日までに、申込金額等を販売取扱会社に支払うものとします。

なお、販売会社である株式会社S M B C 信託銀行では、通常申込の日に申込金額等の引き落としを行います。

申込単位(購入単位)は、米ドル建て受益証券の場合は3,000米ドル以上0.01米ドル単位(または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額)、豪ドル建て受益証券の場合は3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位(または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額)とします。申込期間中の追加購入単位の詳細については、販売会社にご照会ください。

日本の受益者は、関連する取得日に関する申込日の午後3時(日本時間)までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の購入を請求することができます。

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、50万米ドル/豪ドル未満2.20%(税抜2.00%)、50万米ドル/豪ドル以上1.10%(税抜1.00%)の申込手数料が課されます。申込手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。

(注1) 管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取決めを行うことができます。

(注2) 申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。

(注3) 円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。

(注4) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

米ドル建て受益証券または豪ドル建て受益証券に関して、申込期間中に発行することができる受益証券の価額の最大総額は、10億米ドル(またはその相当額)または10億豪ドル(またはその相当額)です。

投資者は、受益証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売会社から受領します。申込金額の支払いは、米ドル建て受益証券の場合は米ドル建てで、豪ドル建て受益証券の場合は豪ドル建てで支払うものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

販売会社は、申込者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意しています。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はありません。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益証券の買戻し

受益者は、後記「買戻し」の項の要件に従い、関連する買戻締切時間までに買戻請求を提出することにより、いずれかの買戻日に係る買戻請求を提出することができます。受益証券は、関連する買戻日における関連する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻されます。受益者に対して支払われるべき買戻代金の総額は、米ドル建て受益証券の場合は0.01米ドル、豪ドル建て受益証券の場合は0.01豪ドル未満を切り捨てた金額とします。かかる端数処理による利益は、ファンドの勘定で留保されます。受益証券1口の買戻価格を計算する目的において、受託会社および/または管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格から、特定の買戻日における買戻請求を履行する資金を賄うために資金を換金し、またはポジションを手仕舞う際にファンドの勘定で負担する財務費用および販売手数料を反映した、適切な引当てと考える金額を差し引くことができます。

買戻代金は、関連する買戻日から5営業日以内に受益者に配布されることが一般的に予想されます。

ファンドに留保された受益証券は、ファンドの満期日に強制的に買い戻され、買戻代金は買戻後5営業日以内に受益者に支払われます。

買戻し

本書に定められる場合を除き、受益者は、各買戻日に自ら保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求する権利を有します。関連する買戻日における買戻締切時間を過ぎてからの買戻請求は受理されません(ただし、この要件が免除されている場合はこの限りではありません。後記「申込要件および買戻要件の免除」の項をご参照ください。)。また、受益者は、管理会社と協議の上、管理会社の単独の裁量により(適用ある法律の遵守を目的とする場合を含みますが、これに限られません。)、管理会社が決定するその他の時点およびその他の条件で受益証券の買戻しを行うことができます。

受益証券の買戻しは、該当する評価日の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で行われます。適用される法令で認められている場合、買戻代金も、関係する受益者の同意を得た上で現物による譲渡により支払うことができます。譲渡される資産は、受託会社の承認を得た上で管理会社の裁量で選択されるものとし、当該買戻しが行われる受益証券の買戻価格を決定する際に用いられた価額(公租公課の適切な引当金に相当すると管理会社がみなす金額の控除後)で計上されるものとします。交換の条件が買戻しを行う受益者または残存する受益者の利益を著しく害することにつながる可能性がないことを受託会社が確認した場合にのみ、かかる分配は行われます。現物による買戻しは、買戻しを行う受益者がファンドの純資産価額の5%以上に相当する口数の受益証券の買戻しを請求した場合に、管理会社の裁量でのみ行うことができます(受益者の請求に応じてまたは受益者の同意を得ることはありません。)。かかる場合、管理会社は、請求を受けた場合、当該受益者のために資産の売却を行います。かかる売却の経費は、関連する受益者に請求されます。各ファンドの関連する英文目論見書補遺において、当該ファンドに関して現物による買戻しが可能かどうか記載されます。

買戻ゲート

買戻日における買戻請求が当該ファンドの純資産価額の10%(以下「ゲート額」といいます。))を超える場合、管理会社は、買戻しの請求が行われた受益証券のうちゲート額までの部分の買戻しを比例的に行い、かつ、管理会社の単独の裁量により、買戻しの請求が行われた受益証券のうちゲート額を超える部分の全部もしくは一部の買戻しを比例的に行うか、またはゲート額を超える買戻請求をその後の買戻日に繰り延べるものとします。繰り延べられた買戻請求は、前文に記載される制限に引き続き服し、その後の買戻日において、受益者からその後の買戻日に受領された他の買戻請求に優先することはないものとします(なお、繰り延べられた買戻請求および新たな買戻請求の合計が当該その後の買戻日においてゲート額を超える場合、すべての買戻請求は、本書に記載されるとおりに比例的に減じられ、か

つノまたは、履行されます。)。管理会社の単独の裁量による場合を除き、かかる繰り延べられた買戻請求は、取り消すことはできません。

買戻手続き

適式に作成された買戻請求書は、買戻締切時間までに管理事務代行会社に対してまたは別段指定されるとおりにその事業所に、ファクシミリまたは管理会社が随時定めるその他の手段で(ただし、アイルランド中央銀行との間で事前に当該手段について合意されていることを条件とします。)、送付されなければなりません。請求が買戻締切時間後に受領された場合、当該請求は、翌買戻日に取り扱われません。ただし、管理会社の単独の裁量で、評価時点より前に当該請求が受領されたことを条件として、買戻締切時間後に受領された請求を当該買戻日の分として受理することができます。

買戻代金は、通常、関連する英文目論見書補遺に定められる期間内に、受益者が投資しているクラス通貨で、受益者の費用負担で、受益者の口座への電信送金により支払われます。適式に作成された買戻請求がファックスにより受領された場合、代金は、申込契約およびマネー・ロンダリング防止のために必要なすべての書類が受領され、すべてのマネー・ロンダリング防止に係る確認が完了している場合であって、かつ、申込契約の原本において指定されている口座に対して支払いを行うことが当該請求において明記されている場合のみ支払われます。受益者の登録詳細の変更は、当該受益者からの指示書(指示書および文書の原本または同等物を含む場合があります。))が受領された場合にのみ効力が生じます。トラストまたはその代理人により電信送金が行われた後、管理事務代行会社は、送金プロセスにおける受益者の銀行の業務遂行についてさらなる責任を負いません。かかる業務遂行に関する問題が生じた場合、受益者は、当該仲介機関または銀行に対し直接対処しなければなりません。

受益者は、管理会社の事前の同意を得ることなく、自己の買戻請求を撤回することはできません。ただし、当該ファンドの資産の評価が一時的に停止されている場合はこの限りではなく、かかる場合には、停止期間の終了前に管理会社が書面による通知を受領した場合にのみ、撤回が有効となります。請求が上記のとおり撤回されない場合、買戻しは、停止終了直後の買戻日に実行されます。

信託証書により、管理会社は、ある受益者に対して送付された受益証券の受益証券券面、契約書またはその他所有権確認書につき、6年間受取通知書を受領しなかった場合、当該受益者の保有する受益証券の買戻しを行うことが認められています。当該6年の期間が満了した後、管理会社は、当該受益者に対し、かかる受益証券の買戻しを行う意向を通知しなければなりません。3か月以内に返答が受領されない場合、かかる受益証券の買戻しを行うことができます。トラストは、買戻金を、当該買戻金がトラストの資産の一部を構成することとなった時点からさらに1年間にわたって別個の有利子口座で保有することを義務付けられます。

申込要件および買戻要件の免除

管理会社は、受益者の最善の利益に適うよう行為する義務に従うことを条件として、受益者の申込請求または買戻請求の取扱いに関連する免除(通知期間または最低申込額(該当する場合))に関するものを含みますが、これらに限られません。)を承認することができます。適用ある法律により認められる限りにおいて、かかる免除は、同一の請求をした受益者(特定の受益者の受益証券に対する担保権を有する者を含みますが、これに限られません。))に対して認めることができます。受益者(かかる免除が承認されている期間中に受益証券の売買を行う受益者を含みます。))は、かかる事項について通知を受けることはできません。管理会社取締役は、通常、申込要件および買戻要件の免除に関して類似の権限を有することが見込まれています。

誤謬、誤謬の訂正方針および受益者への通知

管理会社は、受託会社と協議の上、訂正措置が必要かどうかまたはトラストもしくは受益者へ補償金を支払うべきかどうかを決定するため、投資目的、投資方針または投資制限の違反ならびにファンドの純資産価額の計算または申込みおよび買戻しの取扱いにおける誤謬について検討します。

管理会社は、管理会社取締役の単独の裁量により、受益証券の申込みおよび買戻しの取扱いに影響を及ぼす可能性のある誤謬の訂正を認めることができます。管理会社は、誤謬の解決にあたって重要性に

関する方針に従うことがあり、その場合、訂正措置が行われる時期、またはトラストもしくは受益者への補償金の支払時期が限定され、または制限される可能性があります。また、適用ある法律に沿って管理会社取締役が承認した方針に従ったとしても、すべての誤謬が、補償可能な誤謬となるわけではありません。よって、補償可能な誤謬またはその他の誤謬が発生している期間に受益証券を購入し、または買い戻した受益者は、補償可能な誤謬またはその他の誤謬の解決に関して、補償を受けられないことがあります。

受益者は、いかなる誤謬の発生またはその解決について通知を受けることはできません。ただし、当該誤謬の訂正により、受益者が保有する受益証券口数、もしくはかかる受益証券が発行されたときの純資産価額、または当該受益者に支払われた買戻金の調整が必要となる場合は、この限りではありません。

強制買戻し

管理会社は、管理事務代行会社に対し事前に通知することにより、いつでも、理由の如何を問わず、信託証書に基づき受益証券の購入または保有から除外される受益者が保有している受益証券を買い戻し、またはかかる受益証券の譲渡を請求することができます。かかる買戻しは、かかる受益証券の買戻しが行われる関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格に相当する価格で買戻日に行われます。

買戻注文によりある受益者が保有している受益証券の純資産価額が前記「受益証券の申込み」記載の最低保有額または外国通貨による相当額を下回ることになる場合、トラストは、当該ファンドにおける全部の保有高の買戻しを行う注文として当該買戻注文を扱うことができます。

(2) 日本における買戻し手続等

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、関連する買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができます。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位です。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買い戻しに供することができます。

日本の受益者は、関連する買戻日から1営業日前の日の午後3時(東京時間)または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができます。

販売会社が買戻しの注文を確認した日を日本における約定日といい、通常、買戻日の日本における翌営業日です。

日本の投資者に対する買戻代金は、外国証券取引口座約款より定めるところに従い、原則として、買戻日の後5営業日目(すなわち、買戻日に関連する申込日の原則6営業日目)の海外受渡日のさらに日本における2営業日目以降の日(または海外受渡日の日本における2営業日目以降の日に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な日本における営業日)(「日本における受渡日」)に、販売会社を通じて、ファンドの基準通貨で支払われるものとします。したがって、関連する買戻日から7営業日目以降を目途として受益者の口座へ入金される予定です。

3【受益証券の転換】

(1) 海外における受益証券の転換

いずれかのファンドの特定のクラスの保有に関する制限(もしあれば)および関連する英文目論見書補遺に定められるその他の制限(最低保有期間に関するものを含みます。)に常に従い、受益者は、買戻日において、いずれかのファンドのいずれかのクラス(以下「転換元クラス」といいます。)の自己の受益証券の一部または全部を同一ファンドの異なるクラスまたは異なるファンドの同一クラスもしくは異なるクラス(以下「転換先クラス」といいます。)の受益証券へ転換することを申し込むことができます。書面による申込みは、転換書式の形式で、管理事務代行会社に対してまたは別段指定されたとおりに送付されなければなりません。転換は、通常、当該取引に適用される英文目論見書に概説される規定に従い、転換元クラスからの買戻しおよびこれに続く転換先クラスへの申込みとして行われます。管理会社取締役は、理由の如何を問わず、申込みを拒否することができるものとし、同様に、管理会社取締役は、理由の如何を問わず、転換請求を拒否することができるものとします。転換の申込みは、これに関する問題が管理会社の満足のいくように解決されたときにのみ取り扱われます。このことから、自ら保有する受益証券の転換を希望する受益者は、自らが転換が行われることを希望する買戻日に先立って適時に管理事務代行会社に連絡することが推奨されます。

転換指示書は、転換先クラスの買戻日であり、かつ転換元クラスの買戻日である営業日の買戻締切時間までに、管理事務代行会社によりまたは別段指定されたとおりに受領されなければなりません。異なった通貨建てのクラス間での受益証券の転換の場合を除き、買戻締切時間までに受領された転換指示書は、通常、転換先クラスの当該買戻日に取り扱われます。受益証券の転換が異なった通貨建てのクラス間でのものである場合において、買戻締切時間までに受領された転換指示書は、通常、転換先クラスについて翌買戻日に取り扱われます。買戻締切時間後に受領された指示書は、翌買戻日に取り扱われず。ただし、管理事務代行会社の同意を得た上で、管理会社の単独の裁量で、かつ、当該指示書が転換元クラスおよび転換先クラスそれぞれの評価時点より前に受領されたことを条件として、当該時間後に受領された指示書を当該買戻日の分として受理することができます。

あるクラスへの当初投資として受益証券の転換を請求する場合、受益者は、転換される受益証券の価額が転換先クラスの最低当初投資額(もしあれば)に相当するか、またはこれを超えることを確保しなければなりません。

(2) 日本における受益証券の転換

日本の受益者は、受益証券の転換を行うことはできません。

4【受益証券の譲渡】

受益証券の譲渡は、管理会社の裁量でのみ許可されます。ただし、かかる譲渡は、通常もしくは一般的な様式または管理会社が随時承認するその他の様式の書面によって行われなければなりません。譲渡の書式はすべて、譲渡人および譲受人それぞれの正式な名称および住所が記載されていなければならない、譲渡人またはその代理人によって署名されなければなりません。管理会社は、譲受人または被譲渡人に対し、申込書、および当該譲渡が違法ではないこと、またはトラストもしくは受益者に対して規制上、課税上もしくは金融上の悪影響もしくは事務負担をもたらさない、もしくはもたらすおそれがないことを管理会社が納得するために必要なその他の申込資料を締結するよう要求することができます。受益証券は、米国人に対して譲渡することはできません。譲渡人が譲渡する権利を証するために管理会社が合理的に要求する他の証拠とともに、譲渡書が管理事務代行会社の登録事務所または管理会社が合理的に要求するその他の場所において預託されない限り、管理会社取締役は、受益証券の譲渡の登録を拒否します。譲渡人は、譲受人の氏名が受益者名簿に記載されるまで、引き続き当該受益証券の保有者とみなされるものとします。譲受人が既存の受益者ではない場合、管理会社が満足する形で譲受人が英文目論見書添付の申込書を記入しない限り、受益証券の譲渡は登録されません。

管理会社は、その絶対的裁量により受益証券の譲渡の登録を拒否することができます。

5【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の計算

管理会社は、健全で、透明性があり、包括的で、かつ、適切に書面化された評価プロセスを確保する書面による方針および手続きを制定しており、トラストのために維持、実施および再検討するものとして。一または複数の外部評価者が任命される場合、評価業務を遂行するために要求されるすべての必要な情報が提供されるようにするため、かかる評価方針および手続きは、管理会社と外部評価者との間の情報交換プロセスを規定するものとして。評価方針および手続きは、評価サービスを履行するために任命された第三者について、管理会社が初期および定期的なデュー・ディリジェンスを行うことを確保するものとして。

各ファンドの純資産価額は、当該ファンドの基準通貨で表示され、各ファンドの資産(完全子会社を通じて間接的に保有する資産を含みます。)から負債(管理会社またはその受任者が必要または適切とみなす引当金を含みます。)を控除した価額を決定し、その金額を小数点第4位以下または管理会社がファンドに関して随時決定するその他の小数位以下を四捨五入することにより各評価日の評価時点に管理会社またはその受任者によって決定されます。実現可能な範囲で、当該クラスの投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債(管理報酬、運用実績報酬(もしあれば)およびその他の報酬を含みます。)が毎日、また、管理会社が決定するその他の期間に発生する場合があります。

各ファンドの受益証券の実績はそれぞれ異なると予想され、各ファンド(または場合に応じて各クラス)はそれぞれの報酬または費用を(当該ファンド(またはクラス)に明確に帰属する範囲で)負担します。その結果、各ファンドおよび単一のファンドの異なるクラス(場合に応じます。)の受益証券1口当たり純資産価格は、相互に異なると予想されます。

外国為替ヘッジは、特定のヘッジありクラスのために利用することができ、その費用ならびに関係債務および/または利益は、当該クラスの勘定にのみ計上されます。したがって、ヘッジありクラスにかかる外国為替ヘッジに帰属する費用、所得、損益に起因するファンドの純資産価額の増減は、関係するヘッジありクラスにのみ帰属します。

各ファンドの資産の価値は、各評価日につき以下のとおり決定されるものとして。

- (a) いずれかの市場においてまたはその規則に基づき値付けされ、上場され、または取引される有価証券(債務証券および持分証券を含みます。)は、各評価時点における最終買呼値で評価されます。有価証券が通常複数の市場においてまたはそれらの規則に基づき値付けされ、上場され、または取引される場合、有価証券について最も公正な評価基準を提供すると管理会社が判断する市場を関連する市場とします。関連する市場において値付けされ、上場され、もしくは取引される有価証券の価格が関連する時点で入手できない場合、または価値を表していないと管理会社が考える場合、かかる有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に当該有価証券の予想換金価格であると見積もる価格で評価されます。
- (b) 有価証券(債務証券および持分証券を含みます。)が通常ある市場においてもしくはその規則に基づき値付けされず、上場されず、もしくは取引されていない場合、または有価証券(債務証券および持分証券を含みます。)に係る上記の最終買呼値が公正市場価格を表すものではないと管理会社が判断した場合、かかる有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定する予想換金価格で評価されます。
- (c) ある市場において取引されているデリバティブ商品(スワップ、金利先物取引その他の金融先物取引を含みます。)は、関連する市場により決定された、評価日における当該市場の営業終了時点の決済価格で評価されます。ただし、関連する市場において決済価格を値付けする慣行がない場合、または何らかの理由により決済価格を入手できない場合、かかる商品は、管理会社が慎重かつ誠実に見積もる予想換金価格で評価されます。

- (d) 市場で取引されていないクレジット・デフォルト・スワップ商品は、各評価日に、独立した価格決定代理人により提供される自由に入手可能な市場相場を参照した評価済みの仲値により、または管理会社が任命するカウンターパーティーもしくは当事者から入手した価格により評価されます。市場で取引されていないその他のすべてのデリバティブ商品は、各評価日に、独立した価格決定代理人により提供される自由に入手可能な市場相場を参照した買呼値により、または管理会社が任命するカウンターパーティーもしくは当事者から入手した価格により評価されます。
- (e) 集団投資スキームの受益証券は、当該受益証券の直近で公表された純資産価額に基づき評価されます。かかる価格を入手できない場合、受益証券は、管理会社が慎重かつ誠実に見積もる予想換金価格で評価されます。
- (f) 関連するファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産は、管理会社がその状況において適切とみなす相場（公式・非公式を問いません。）をもって基準通貨に換算されます。
- (g) 預金および類似の資産は、その公正価値を反映するために調整を行うべきであると管理会社が考えない限り、その額面額および未払利息で評価されます。

管理会社は、ファンドに関して、評価時点における資産について、評価日において買戻しが申込みを上回った場合、関連する資産の価値は買呼値を参照して計算され、評価日において申込みが買戻しを上回った場合、関連する資産の価値は売呼値を参照して計算されることを決定することができます。管理会社は、特定のファンドの資産について、最終入札額、最終取引価格、最終中間市場価格または最新中間市場価格に基づき評価することができることを決定することもできます。

特定の資産について上記(a)ないし(g)に定める評価規則に従って評価を行うことが不可能または非現実的となった場合、管理会社は、当該資産の公正な評価を行うため、一般的に認められた他の評価方法を用いることができます。通貨、市場性、取引費用および/または関連するとみなされるその他の勘案事項を考慮した上で公正価値を反映するために必要とみなされた場合、管理会社は、資産の価値を調整することができます。価値の調整の根拠は、明確に文書化されなければなりません。

債務引当金

トラストは、随時、管理会社の認識の有無を問わず、また、確定または偶発を問わない債務（税金債務を含みます。）を課されます。管理会社が債務を認識している範囲において、管理会社は、適用ある会計基準により当該債務の引当てを要求されることがあり、または自らの裁量により当該債務の引当てを別途決定することがあります。当該引当ては、関連するファンドの純資産価額を減少させます。

本書の他の箇所に記載するところに従い、管理会社は、適用ある会計基準によって要求されない場合であっても、その単独裁量により、予想される未払費用、債務および偶発債務のために準備金を設けることができます。ただし、トラストがかかる準備金または引当てを設定するか否か、またどのような状況下で設定するかについては、不明瞭です。

純資産価額の計算の停止

管理会社は、受託会社に通知することにより、以下のいずれかの期間の全部または一部にわたって、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/または受益証券の発行、買戻し、買戻代金の支払を一時的に停止することができます。

- (a) ファンドの投資対象の大部分が値付けされているか、上場されているか、取引されているか、もしくは売買されている取引所が通常の休日以外で閉鎖されている期間、または当該取引所での売買が制限されているか、もしくは停止されている期間
- (b) 政治的事象、軍事的事象、経済的事象、金融的事象、金融市況または管理会社の支配、責任および権限の及ばないその他の状況により、ファンドの投資対象の処分または評価を通常どおり

またはファンドの受益者の利益を害することなく行い、または完了することができないと管理会社が判断する期間

- (c) ファンドの投資対象の価値を決定する際に通常用いられている通信手段に障害が発生している期間、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値を速やかにもしくは正確に確認することができないと管理会社が判断する期間
- (d) ファンドが買戻代金の支払を行う目的のために資金を送金することができない期間、またはファンドの投資対象の換金もしくはこれに関連する資金の移動もしくは支払を通常の価格で行うことができないと管理会社が判断する期間
- (e) 不利な市況により、買戻代金の支払がファンドまたはファンドの残存する受益者に悪影響を及ぼす可能性があるとして管理会社が判断する期間
- (f) 金融商品もしくはポジションの大部分に関連する主要な市場もしくは取引所が閉鎖されているか、または当該市場もしくは取引所での取引が制限されているか、もしくは停止されている期間(通常の休日または慣習による週末の閉鎖を除きます。)
- (g) 受益証券の売却代金または買戻代金の送金を関連するファンドの口座との間で行うことができない期間
- (h) 受益証券の買戻しが適用ある法律の違反につながると管理会社取締役が判断する期間
- (i) 当該ファンドがその資産の大部分を投資している集団投資スキームの売買が停止されている期間
- (j) 一時的な停止を行うことがファンドの受益者の最善の利益に適うと管理会社が判断した期間
- (k) 関連するファンドを償還することが決定された後の期間(後記「(5) その他 ファンドの償還」の項をご参照ください。)

停止期間中は、受益証券の発行(事前に当該ファンドによりまたは当該ファンドを代理して申込みが受領され、かつ、受理されている場合を除きます。)、買戻しまたは転換を行うことはできません。かかる停止の通知は、当該停止が終結したことを管理会社が宣言した時点で終了し、いかなる場合も当該停止をもたらした状況が消滅し、かつ、停止が認められるその他の状況が存在しない最初の営業日に終了するものとします。かかる停止の通知は、管理会社が決定する方法で公表することができます。いかなる停止も、アイルランド中央銀行に直ちに通知されるものとします。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、後記「(5) その他、 ファンドの償還」に従い早期に償還されない限り、2025年7月25日に償還されます。

(4) 【計算期間】

ファンドの会計年度末は2020年12月31日を初回とする毎年12月31日です。

(5) 【その他】

発行限度額

米ドル建て受益証券の発行金額は、10億米ドルを上限とします。

豪ドル建て受益証券の発行金額は、10億豪ドルまたはその相当額を上限とします。

ファンドの償還

管理会社は、以下の状況において、トラストまたはファンドを償還させることができます。

- () トラストの受益者またはファンドの受益者により受益証券の償還を承認する特別決議が可決され、これに関して、遅くとも2週間前まで(早くても6週間前以降)に通知がなされた場合
- () 遅くとも2週間前まで(早くても6週間前以降)に受益証券の保有者に対して通知がなされた場合(随時)
- () トラストが認可ユニット・トラストでなくなった場合、またはこの点に関する法律上の助言を受けて、トラストが認可ユニット・トラストでなくなると管理会社が合理的に考える場合
- () トラストまたはファンドを継続することが違法となり、または管理会社の合理的な見解において、それが非現実的もしくは不適切とする法律が可決された場合
- () 管理会社が退任の希望を書面で表明した日付から3か月以内に受託会社が後任管理者を任命できなかった場合
- () 受託会社が退任の希望を書面で表明した日付から6か月以内に管理会社が新受託会社を任命できなかった場合
- () ファンドの純資産価額が5,000万米ドルを下回った場合

管理会社はまた、以下のいずれかの事象が発生した場合、その絶対的裁量に基づき、関連するファンドのすべての受益者が保有する受益証券の一部を比例按分で買い戻すことにより、または管理会社が関連する状況において適切と判断するその他の基準により、ファンドの資産を減少させることを決定することができます。

- () 当該ファンドの受益者により受益証券の比例按分による一部買い戻しを承認する特別決議が可決され、これに関して2週間以上6週間以下の通知が与えられている場合
- () 2週間以上6週間以下の通知が受益証券の保有者に与えられている場合(随時)
- () 当該ファンドを現在の資産規模で継続することを違法にし、または管理会社の合理的な見解において、非現実的もしくは不適切にする事由が発生した場合
- () 当該ファンドの規模を縮小するよう管理会社が勧告した場合
- () ファンドの純資産総額が、英文目論見書において開示される金額を上回った場合

受託会社は、以下の事象が発生した場合、トラストまたはそのいずれかのファンドを书面通知により終了させることができます。

- () 1990年会社法(改正済)に従い、管理会社が清算手続き(受託会社が事前に書面同意した条件に基づく再建または合併のための自発的清算を除きます。)に入る場合、または管理会社のいずれかの資産に関して財産保全管理人が任命された場合、または管理会社に対して審査官が任命された場合
- () 受託会社の合理的な見解において管理会社がその任務を遂行する能力を有しない場合
- () トラストまたはそのいずれかのファンドを継続することを違法にし、または受託会社の合理的な見解において、非現実的もしくは不適切にする法律が可決された場合
- () 受託会社が退任の希望を書面で管理会社に表明した日付から6か月以内に管理会社が信託証書の規定に従い新受託会社を任命できなかった場合

かかる受益証券の買い戻しは、トラストが解散するまで、または買い戻しを実行できるようトラストが十分な受益証券の発行を確保するまで繰り延べられる場合があります。トラストは、自らが公正かつ合理的とみなし、かつ、受託会社により承認される方法で、繰延買い戻しの対象となる受益証券を選択する権利を有します。

解散の場合、またはファンドの全受益証券が買い戻される場合、(債権者に対する弁済後の)分配可能な資産は、かかるファンドの保有受益証券の価格に応じ、比例按分で受益証券の保有者へ分配されます。他のファンドのいずれにも関係しないファンドの残余資産は、受益者への分配の直前の各

ファンドの純資産価格に比例してファンドの間で分配され、また受益者の保有するファンド受益証券の価格に比例して各ファンドの受益者の間で分配されます。トラストの受益者の通常決議による承認をもって、ファンドは受益者に対し現物で分配を行うことができます。全受益証券が買い戻され、ファンド資産のすべてまたは一部が他社に譲渡されることが予定される場合、ファンドは、受益者の特別決議による承認をもって、受益者間の分配のために、かかるファンド資産を譲受人である会社の持分または同等の価値を有する権益と交換することができます。

信託証書の変更

管理会社および受託会社は、アイルランド中央銀行の事前の承認を得て、トラストの認可ユニット・トラストとしての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考える方法で、またその範囲で、補足証書の形式により信託証書の条項を変更することができます。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とします。いかなる変更も、受益者に対し、その受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではありません。

信託証書に定められる重要な事項の変更は公表されるか、または受益者に対し通知されます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

6【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有します。

() 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

() 残余財産分配請求権

トラストおよびファンドが償還された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社または管理会社はいつでも受益者集会を招集することができます(米国外で開催されます)。受託会社または管理会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければなりません。別段の明確な規定がない限り、適式に招集され開催された受益者集会において行われるすべての議事は特別決議によるものとします。

いずれの集会についても、14日以上前の通知が受益者に与えられなければなりません。この通知には、集会の場所および日時ならびに提案される決議の条件を明記するものとします。集会が受託会社によって招集される場合を除き、通知の写しが郵便により受託会社に送付されなければなりません。集会が管理会社によって招集される場合を除き、通知の写しが郵便により管理会社に送付されなければなりません。偶発的な通知の非実行も、いずれの受益者による通知の非受領も、あらゆる集会における議事を無効にしないものとします。

定足数は、自らまたは委任状により出席する1名の受益者としてします。ただし、トラスト管理会社の任命の終了の決議を審議し、適切と考えられた場合は可決するために動議が提出された集会の場合を除きます。この場合、定足数は、当該時点で発行中の受益証券数の少なくとも50%を保有または代表し、自らまたは委任状により出席する受益者としてします。議事の開始時に必要な定足数の出席がない限り、いずれの集会においても議事は行われないものとします。

集会に指定された時点から30分以内に定足数の出席がない場合、当該集会は、議長により指定されるその後7日後以降の日時および議長により指定される場所に延期されるものとし、このような延期された集会においては、自らまたは委任状により出席する当該受益者を定足数としてします。延期されたいずれの受益者集会の通知も行わないものとします。

いずれの集会においても、(a) 挙手の際、自らまたは委任状により出席する各受益者は一票を有するものとし、(b) 票決の際、自らまたは委任状により出席する各受益者は、自己が受益者である一つ一つの受益証券につき、一票を有するものとします。

受益者集会で決定される事項はすべて、関連する割合の受益者による書面同意により、普通決議または特別決議(場合に応じます。)として承認される場合もあります。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

ファンドの運用は、2020年7月28日から開始する予定です。トラストの会計監査は、グラントソントンが行います。

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益計算書】

該当事項はありません。

(3)【投資有価証券明細表等】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1 ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換は、以下の管理事務代行会社が行っています。

管理事務代行会社 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・
サービスズ(アイルランド)リミテッド
取扱場所 アイルランド、ダブリン2、ハーバート・ストリート 30

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

2 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

3 譲渡制限

受益証券は、米国人に対して譲渡することはできません。譲渡人が譲渡する権利を証するために管理会社が合理的に要求する他の証拠とともに、譲渡書が管理事務代行会社の登録事務所または管理会社が合理的に要求するその他の場所において預託されない限り、管理会社取締役は、受益証券の譲渡の登録を拒否します。譲渡人は、譲受人の氏名が受益者名簿に記載されるまで、引き続き当該受益証券の保有者とみなされるものとします。譲受人が既存の受益者ではない場合、管理会社が満足する形で譲受人が英文目論見書添付の申込書を記入しない限り、受益証券の譲渡は登録されません。

管理会社は、その絶対的裁量により受益証券の譲渡の登録を拒否することができます。

4 その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額(2019年12月末日現在)

資本金の額 3,790,000ユーロ(約4億3,964万円)

発行済株式総数 普通株式3,790,000株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がありません。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主の決議を要します。

過去5年間(2014年12月31日から2019年12月31日まで)において、管理会社の資本金は、以下のとおり、8回の増資を行いました。

日付	発行済株式数
2015年6月10日	340,000
2015年9月29日	225,000
2016年4月29日	300,000
2016年8月31日	80,000
2016年10月27日	408,120
2016年11月11日	511,880
2017年12月22日	200,000
2019年3月11日	800,000
合計	2,865,000

(2) 会社の機構

定款に基づき、2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役会の構成員は管理会社の株主である必要はありません。管理会社取締役は年次株主総会において株主によって選任されるものとし、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任または更迭されます。

管理会社の取締役会は、管理会社取締役が定めた一定の期間または無期限で、管理会社の事業運営上の執行役員(会長、副会長、常務、共同常務、副専務または常務補佐を含みます。)を1名以上選任することができます。さらに取締役会は、秘書役1名を選出することができ、また管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができます。

各管理会社取締役は、秘書役に預託された通知書により代替の管理会社取締役として行為する、一または複数の者を任命することができます。任命された者は、同人を代替の取締役に任命した管理会社取締役のすべての権利および権限を有します。ただし、同人は、管理会社の取締役会において業務執行についての定足数の決定に際して、一度しかカウントされません。

管理会社取締役は、いつでも、管理会社の取締役会を招集することができ、また管理会社取締役の要求に応じて秘書役は、招集しなければなりません。管理会社の取締役会の招集通知は、個々に口頭で通知された場合、または、電話もしくは郵便、ケーブル、テレックス、テレコピー、ファクシミリその他の方法で連絡されもしくは送付された場合、管理会社取締役または代替の管理会社取締役に適法に送付されたものとみなされます。

管理会社の取締役会において業務執行に必要な定足数は、管理会社取締役2名です。

管理会社の取締役会における投票による決議は、過半数であり、賛否同数の場合は決議は不成立となります。

全管理会社取締役の署名(複数通の副本によることができます。)した決議は、適正に招集されまた構成されている管理会社の取締役会で決議された場合、最後の管理会社取締役が署名した日に有効に成立します。代替の管理会社取締役は、書面による決議に署名することは認められません。

管理会社の取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

2【事業の内容及び営業の概況】

DMSガバナンス・リミテッド(DMS Governance Ltd)は、世界最大のファンド・ガバナンス企業であり、200名以上の専門家がすべての主要なオフショア金融センターにサービスを提供しています。DMSグループは組織的にも成長しており、買収を通じて、世界9か所のオフィスから世界の投資ファンド業界にサービスを提供するファンド・ガバナンス、リスクおよびコンプライアンスの専門家からなる最大のチームを擁する業界のリーダーとなりました。

DMSグループは、信頼性の高い包括的なファンド・ガバナンス、AIFMD、UCITS、金融商品市場指令(MiFID)、バンキングおよびカストディ、トラスト、FATCA/CRS、ストラクチャード・ファイナンス、コーポレートならびにアウトソーシング・ソリューションを提供しており、これらは様々な構造、管轄区域および多様な投資戦略について、投資会社を支援しています。

2017年1月1日、DMSガバナンス・ヨーロッパ(リミテッド)(DMS Governance Europe(Ltd))はランバイ・キャピタル・リミテッド(Lambay Capital Limited。その後、DMSマーケット・アクセス・リミテッドに社名変更しました。)の買収を完了しました。

より広義には、ヨーロッパのDMSもまた、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM)およびUCITSマネジメント・カンパニーとして行動するよう規制されているアイルランドの事業体である管理会社で構成されています。管理会社は、AIFMDに基づきルクセンブルグに支店を設立しました。

DMSマーケット・アクセス・リミテッドは現在、16名以上の投資専門家を擁しており、グループ・レベルでさらなるサポート役職にアクセスすることができます。これらの従業員は、フロント・オフィス、ミドル・オフィスおよびバック・オフィスから、人事、財務、IT、法務およびコンプライアンスなど、さまざまな機能を担っています。

管理会社は、2020年5月18日現在、アイルランド、ルクセンブルグおよびスペインで、合計152本のサブ・ファンドで構成されるファンドを管理および運用しています。

国別(設立国)	種類別 (基本的性格)	サブ・ ファンドの本数	純資産の合計(国別)
アイルランド	UCITS	20	1,395,047,407ユーロ
ルクセンブルグ	UCITS	1	92,389,225ユーロ
アイルランド	AIFs	90	13,072,929,622ユーロ
ルクセンブルグ	AIFs	39	1,735,906,262ユーロ
スペイン	AIFs	2	3,529,790ユーロ

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、英国およびアイルランド共和国における法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=116.00円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

DMSインベストメント・マネジメント・サービスズ(ヨーロッパ)リミテッド

貸借対照表

2018年12月31日現在

	注記	2018年12月31日		2017年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
非流動資産					
付帯設備および備品	9	4,508	523	8,360	970
流動資産					
債権	10	4,261,017	494,278	3,215,728	373,024
現金および現金同等物	11	2,947,578	341,919	3,352,394	388,878
		<u>7,208,595</u>	<u>836,197</u>	<u>6,568,122</u>	<u>761,902</u>
債務：1年以内返済予定の金額	12	<u>(4,005,955)</u>	<u>(464,691)</u>	<u>(4,142,311)</u>	<u>(480,508)</u>
流動資産純額		<u>3,202,640</u>	<u>371,506</u>	<u>2,425,811</u>	<u>281,394</u>
流動負債控除後の資産合計		<u>3,207,148</u>	<u>372,029</u>	<u>2,434,171</u>	<u>282,364</u>
資本金および準備金					
払込済資本	13	2,990,000	346,840	2,990,000	346,840
損益勘定		<u>217,148</u>	<u>25,189</u>	<u>(555,829)</u>	<u>(64,476)</u>
当社の株主に帰属する資本		<u>3,207,148</u>	<u>372,029</u>	<u>2,434,171</u>	<u>282,364</u>
取締役会の命により					
ティム・マディガン	コナー・マクギネス			2019年4月25日	
[署名]	[署名]				
取締役	取締役			日付	

注記は財務書類の一部を構成している。

DMSインベストメント・マネジメント・サービシズ(ヨーロッパ)リミテッド

資本変動計算書

2018年12月31日現在

	資本		剰余金		合計	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
2017年1月1日現在残高	2,790,000	323,640	(871,217)	(101,061)	1,918,783	222,579
当期包括利益合計						
当期利益	-	-	315,388	36,585	315,388	36,585
資本に直接計上された株主との取引						
普通株式の発行	200,000	23,200	-	-	200,000	23,200
2017年12月31日現在残高	<u>2,990,000</u>	<u>346,840</u>	<u>(555,829)</u>	<u>(64,476)</u>	<u>2,434,171</u>	<u>282,364</u>
2018年1月1日現在残高	2,990,000	346,840	(555,829)	(64,476)	2,434,171	282,364
当期包括利益合計						
当期利益	-	-	772,977	89,665	772,977	89,665
資本に直接計上された株主との取引						
普通株式の発行	-	-	-	-	-	-
2018年12月31日現在残高	<u>2,990,000</u>	<u>346,840</u>	<u>217,148</u>	<u>25,189</u>	<u>3,207,148</u>	<u>372,029</u>

DMSインベストメント・マネジメント・サービシズ(ヨーロッパ)リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2018年12月31日に終了した年度

注記	2018年		2017年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期利益	772,977	89,665	315,388	36,585
調整:				
未収利息および類似の未収収益	-	-	(274)	(32)
経常利益にかかる税金	79,900	9,268	94	11
減価償却費	3,855	447	3,210	372
	<u>856,732</u>	<u>99,381</u>	<u>318,418</u>	<u>36,936</u>
運転資本の変動:				
債権の増減	(1,045,289)	(121,254)	(995,176)	(115,440)
債務の増減	(258,601)	(29,998)	1,810,881	210,062
営業活動から生じた / (に使用された) 現金	(447,158)	(51,870)	1,134,123	131,558
支払税額	42,342	4,912	(552)	(64)
還付税額	-	-	74	9
営業活動から生じた / (に使用された) 現金純額	<u>(404,816)</u>	<u>(46,959)</u>	<u>1,133,645</u>	<u>131,503</u>
投資取引によるキャッシュ・フロー				
受取利息	-	-	274	32
有形固定資産の取得による支払額	-	-	(11,570)	(1,342)
投資取引(に使用された) / から生じた現金純額	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(11,296)</u>	<u>(1,310)</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式資本の発行	-	-	200,000	23,200
現金および現金同等物の純増加額	(404,816)	(46,959)	1,322,349	153,392
期首現在の現金および現金同等物	3,352,394	388,878	2,030,045	235,485
期末現在の現金および現金同等物	<u>11</u> <u>2,947,578</u>	<u>341,919</u>	<u>3,352,394</u>	<u>388,878</u>

DMSインベストメント・マネジメント・サービシズ(ヨーロッパ)リミテッド

財務書類に対する注記

2018年12月31日に終了した期間

1. 報告企業

DMSインベストメント・マネジメント・サービシズ(ヨーロッパ)リミテッドは、アイルランド共和国に設立され本拠を置く有限責任会社である。当該企業は、アイルランドにおける納税者である。その登録事務所の住所は、ダブリン2、ローワー・バゴット・ストリート76番3階である。

2. 会計方針

本財務書類は、2014年8月に発行された財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」(以下「FRS第102号」という。)に従い作成された。2015年7月に発行され、2015年1月1日に開始する会計年度から適用されるFRS第102号の改訂も適用されている。

本財務書類の作成に当社が採用し、継続的に適用された重要な会計方針は、以下のとおりである。

2.1 作成の基礎

財務書類は、取得原価主義に基づき継続企業ベースで作成され、2014年会社法(改訂済)を構成するアイルランド法に準拠している。

取締役は、当期中の事業実績に満足している。継続的活動の結果として、取締役は継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であると満足している。

2.2 機能通貨および表示通貨

財務書類は、当社の機能通貨でもある€の記号で示されるユーロで表示されている。

期間中の外貨建取引は、会計ソフトウェアで発生した日々の取引レートをを用いた為替レートで換算されている。ソフトウェアプロバイダーのSage Intacctは、Oandaが算出する日々のユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日付の為替レートで換算されると助言している。その結果生じた損益は、損益計算書に計上される。非貨幣性資産および負債は、取得レートで換算される。

2.3 売掛金およびその他の債権 / 買掛金およびその他の債務

売掛金およびその他の債権は、当初は公正価値で認識され、その後は実効金利法を用いた償却原価で計上され、割引の影響が重要でない場合を除き、不良債権または貸倒の懸念のある債権にかかる減損損失を控除している。割引の影響が重要でない場合は、不良債権または貸倒の懸念のある債権にかかる減損損失を控除した原価で計上される。

買掛金およびその他の債務は、当初は公正価値で認識され、その後は実効金利法を用いて償却原価で計上されるが、割引の影響が重要でない場合は、原価で計上される。

2.4 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、現金残高とコール預金からなる。

2.5 従業員給付

確定拠出制度およびその他の長期従業員給付

確定拠出制度とは、当社が確定拠出金を別個の事業体に支払い、それ以上の金額を支払う推定的または法定義務を負わない退職後給付制度である。確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、従業員が役務を提供した期間に損益計算書上の費用として認識される。

2.6 収益

収益は、投資信託のAIFM、ジェネラル・パートナーおよびUCITSの管理会社、ならびにユニット・トラストおよびパートナーシップの運用者として行為する当社に関して稼得される設立費用および管理報酬ならびに銀行利息および特定の雑収入で構成される。当該金額は、稼得された年度の損益計算書で認識される。利益は、取引に関連する経済的便益が当社に流入する可能性が高く、かつ、収益の金額が信頼性をもって測定できる場合に認識される。

管理報酬は、合意された最低報酬を条件として、ファンドの純資産価額(「NAV」)の割合に基づき計算される。顧客のファンドについて利用可能な最終純資産価額がない場合、受取報酬の見積りは、ファンドの最低報酬を用いて、または前期の計算を用いて算出される。収益の見積りの本基準は、合理的かつ慎重である。

銀行受取利息は、受領時に損益計算書に計上される。

2.7 税金

当社の課税利益に対してアイルランド法人税(12.5%の税率)を含む当期税金が計上されている。当期税金とは、貸借対照表日に施行または実質的に施行されている税率を用いて、当該期間の課税所得または損失にかかる未払いまたは未収の予想税金、および過年度に関する未払税金の調整である。

繰延税金は、貸借対照表日に発生したが戻入れられなかったすべての期間差異に関して認識される。期間差異が解消する時に適用されると予想されるレートで引当金を計上している。期間差異とは、貸借対照表日までに施行または実質的に施行されている税率および法律に基づいて、期間差異が解消されると予想される年度に適用されると予想される期間とは異なる期間に損益を課税対象利益に含めることから生じる、当社の課税対象利益と財務書類に記載されている当社の損益の間の差異である。繰延税金は割り引かれない。

繰延税金資産は回収可能とみなされ、したがって、すべての入手可能な証拠に基づき、基礎となる期間差異の将来の戻入れを控除できる適切な課税所得が生じる可能性が、そうでない可能性よりも高いとみなすことができる場合にのみ、認識される。

2.8 費用

費用は、発生時に損益計算書に認識され、発生主義で計上される。

2.9 有形固定資産および減価償却

有形固定資産は、取得原価または減価償却累計額控除後の評価額で計上される。減価償却費は、有形固定資産の取得原価または評価額から見積残存価額を控除した額を償却するために、見積耐用年数にわたって、以下のとおり計算される。

付帯設備および備品：33%定額

有形固定資産の帳簿価額は、事象や状況の変化によって帳簿価額が回収できない可能性があるとして判断された場合には、毎年減損の有無を検討している。

2.10 金融商品を除く資産および棚卸し資産の減損

各報告期末に、DMSはすべての資産について減損の検討を行い、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回っている兆候がないかどうかを評価する。当該兆候が存在する場合、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上している。減損損失は、直ちに損益計算書に計上される。のれん以外の資産の減損を引き起こす状況がもはや適用されない場合には、当該減損は損益計算書を通じて戻し入れられる。のれんについて認識された減損損失は、その後の期間において戻し入れを行わない。

有形固定資産、のれんおよびその他の無形固定資産の回収可能価額は、資産の売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としている。これらの資産の使用価値は、それらの資産から得られると期待されるキャッシュ・フローの現在価値である。これは、取締役が単一の資金生成単位であるとみなす会社の将来キャッシュ・フローの現在価値を参照して決定される。

2.11 金融資産の減損

各報告期末において、DMSは、原価または償却原価で測定される金融資産(未上場の投資対象、貸付金、売掛金および現金を含む)の減損の客観的証拠があるかどうかを評価する。減損の客観的証拠がある場合、減損損失は当該会計年度の損益計算書で認識される。

減損の見直しが行われると、その結果は期末の損益計算書および貸借対照表に反映されるべきである。

3. 売上高

当期の売上高は、以下から生じている。

	2018年12月31日 終了年度 ユーロ	2017年12月31日 終了年度 ユーロ
管理報酬および関連手数料	12,268,121	10,109,503

当社は、投資信託のAIFMおよびUCITSの管理会社として、ユニット・トラストおよびパートナーシップの運用者として承認および規制されており、ポートフォリオ管理、リスク管理およびその他の活動を行う。売上高は、設立費用と管理報酬からなる。管理報酬は、合意された最低報酬を条件として、ファンドの純資産価額(「NAV」)の割合に基づき計算される。

4. 売上原価

	2018年12月31日 終了年度 ユーロ	2017年12月31日 終了年度 ユーロ
DMSインベストメント・マネジメント・サービスズ(ヨーロッパ)リミテッドが管理するファンドの監査報酬および会計報酬	476,817	450,510
DMSインベストメント・マネジメント・サービスズ(ヨーロッパ)リミテッドが管理するファンドの取締役報酬	271,978	210,408
その他売上原価	3,406,413	2,986,797
	<u>4,155,208</u>	<u>3,647,715</u>

売上原価は、当社が管理するDMSプラットフォームおよび一定のファンドに関して当社が支払う費用を構成する。これらの売上原価は、上記注記3に記載されている売上高に応じて課される報酬によって回収される。取締役は、当会計期間中に締結された重要な金融債務で、財務書類に適切に反映されていないものについて認識していない。

5. 一般管理費

	2018年12月31日 終了年度 ユーロ	2017年12月31日 終了年度 ユーロ
法定監査人報酬	22,798	16,500
取締役報酬	422,857	356,766
人件費(注7)	3,639,012	2,454,368
DMSガバナンス・リスク・アンド・コンプライアンス・サービスズ・リミテッドにより提供される会社秘書業務、リスク管理業務および運営サポート	1,892,293	1,330,126
DMS RMSヨーロッパ・リミテッドにより提供される リスク管理業務	-	800,000
DMSマーケット・アクセス・リミテッドにより提供される保有投資管理業務	333,841	-
オフィス運営費用(DMSガバナンス・ヨーロッパ・リミテッドの負担金*)	219,091	537,984
弁護士および専門家報酬	103,113	415,952
減価償却費	3,855	3,210
その他の費用	623,175	231,674
	<u>7,260,035</u>	<u>6,146,580</u>

* DMSガバナンス・ヨーロッパの負担金は、賃貸料、料金、業務料金、清掃費およびその他の人件費についての当社に対する料金の比例按分で構成される。

6. 経常活動にかかる税金

	2018年12月31日 終了年度 ユーロ	2017年12月31日 終了年度 ユーロ
(a) 当期の課税額の分析		
当期の税金費用		
経常利益にかかる法人税	79,900	-
前期分の過少引当	-	94
法人税費用の合計	<u>79,900</u>	<u>94</u>

(b) 財務書類上の損失に標準税率を適用した場合の当期課税額と、財務書類に報告された当期課税額との調整。

当期税額の調整		
税控除前の経常利益	<u>852,877</u>	<u>315,482</u>
当期税率12.5%	106,609	39,435
以下に対する影響:		
期間中に使用した欠損金	(26,709)	(39,435)
前期分の過少引当	-	94
当期の法人税費用	<u>79,900</u>	<u>94</u>

7. 従業員および報酬

従業員数

当期中の平均従業員数(執行役員を含む。)は、以下のとおりである。

	2018年12月31日 終了年度 人数	2017年12月31日 終了年度 人数
経営陣および従業員	26	19

人件費(取締役給与を含む。)は、以下で構成される。

	2018年12月31日 終了年度 ユーロ	2017年12月31日 終了年度 ユーロ
賃金および給与	2,757,275	1,821,888
社会福祉費	308,153	198,865
年金費用	190,489	152,522
その他の従業員給付	67,732	67,768
その他の人件費	315,363	213,325
	3,639,012	2,454,368

その他の人件費には、当社の親会社であるDMSガバナンス(ヨーロッパ)リミテッドが負担する人件費284,314ユーロが含まれる。

8. 取締役報酬

	2018年12月31日 終了年度 ユーロ	2017年12月31日 終了年度 ユーロ
取締役報酬	422,857	356,766
取締役給与	585,296	500,680
社会福祉費	65,542	54,367
年金費用	73,451	70,450
医療およびその他の給付	9,530	7,225
	1,156,676	989,488

取締役の報酬は、上記に開示されている。上記以外に、当期中に取締役に支払われたまたは付与された費用、株式オプションまたはその他の報酬はなかった。2018年12月31日現在、取締役に對する未処理残高はなかった(2017年:なし。)

9. 付帯設備および備品

	2018年 ユーロ	2017年 ユーロ
費用		
期首	11,570	-
追加	-	11,570
期末残高	11,570	11,570
減価償却		
期首	3,207	-
当期費用	3,855	3,207
期末残高	7,062	3,207

帳簿価額	4,508	8,363
------	-------	-------

10. 債権	2018年12月31日	2017年12月31日
	ユーロ	ユーロ
売掛金およびその他の債権	1,209,146	1,112,333
未収還付付加価値税(VAT)	7,274	3,737
前払金および未収収益	3,044,597	2,099,658
	<u>4,261,017</u>	<u>3,215,728</u>

11. 現金および現金同等物	2018年12月31日	2017年12月31日
	ユーロ	ユーロ
アライド・アイリッシュ銀行で保有している現金	2,947,578	1,145,395
アルスター銀行で保有している現金	0	2,206,999
	<u>2,947,578</u>	<u>3,352,394</u>

2018年12月31日現在、アイルランド・アイリッシュ銀行は、ムーディーズが決定した格付Baa3(2017年:Baa3)を有した。

12. 債務	2018年12月31日	2017年12月31日
	ユーロ	ユーロ
1年以内に返済予定の金額		
買掛金	60,315	511,930
未払金および前払収益	2,335,469	1,839,161
グループ会社に対する債務	1,407,409	1,710,700
未払法人税	81,933	8,270
未払源泉徴収税	75,324	59,949
その他の支払うべき税金	45,505	12,301
	<u>4,005,955</u>	<u>4,142,311</u>

グループ会社に対する債務は、無利息、無担保および要求払いである。

13. 払込済資本 - 資本	2018年12月31日	2017年12月31日
	ユーロ	ユーロ
授権資本		
額面 1ユーロの普通株式100,000,000株	<u>100,000,000</u>	<u>100,000,000</u>
割当		
額面 1ユーロの普通株式2,990,000株	<u>2,990,000</u>	<u>2,990,000</u>
払込済		
額面 1ユーロの普通株式2,990,000株	<u>2,990,000</u>	<u>2,990,000</u>

普通株式は、財務書類において資本として表示される。

2018年12月31日に終了した年度または2017年12月31日に終了した年度中のいずれの時期においても、当社の株式資本の持分を有する取締役はいなかった。

14. 関連当事者取引および支配当事者

最終的な支配当事者

最終親会社は、ケイマン諸島に所在するDMSガバナンス・リミテッドである。

当社の実績が連結される最大グループは、ケイマン諸島で2001年に法人化したDMSガバナンス・リミテッドが率いる会社である。

当社の実績が連結される最小グループは、アイルランドで2008年に法人化したDMSガバナンス(ヨーロッパ)リミテッドが率いる会社である。

DMSガバナンス(ヨーロッパ)リミテッドは、当社の株式資本を100%保有している。DMSガバナンス・リミテッドは、DMSガバナンス(ヨーロッパ)リミテッドの株式資本を100%保有している。

最終支配当事者は、ミスター・デービッド・ブリー・アンド・シーモア・ファミリー・ホールディングス・リミテッドである。後発事象に関して取締役報告書に記載されているように、財務書類の署名日現在、所有権構造の変更が規制当局の承認待ちとなっている。

主要経営陣の報酬

注記8に開示されている取締役の報酬は、主要経営陣に支払われた報酬総額を表す。

その他の関連当事者取引

取締役の報酬および取引は、注記8に開示されている。その他のグループ会社が提供する業務に関する一般管理費は、注記5に開示されている。グループ会社に対する債務残高については注記12を参照のこと。

15. 金融コミットメントおよび債務

取締役は、当期中に締結された重要な金融債務で、財務書類に正確に反映されていないものについて認識していない。

16. 補償

通常の事業過程において、当社は、一般的な補償を提供する様々な表明、保証および義務を含む契約を締結する。これらの契約に基づく当社の最大エクスポージャーは、まだ発生していない当社に対する将来の請求に関するものであるため、不明である。しかし、経験に基づき、当社は、損失リスクはごく僅かであると見込んでおり、これらのリスクを軽減するために専門的な補償保険を有している。生じた負債は、当社の専門業務賠償責任保険で補填される場合と補填されない場合がある。

17. 偶発負債

当社は、当社の通常の事業過程において生じている規制上、契約上およびその他の義務および責務を有する。投資事業有限責任組合(以下「パートナーシップ」という。)に対するジェネラル・パートナーとしての能力において、パートナーシップが債務および義務を履行するために十分な財産を有していない場合、当社がパートナーシップの債務および義務を負う。これらは偶発負債の性質を有する。かかる負債は、当社の専門業務賠償責任保険で補填される場合と補填されない場合がある。2018年12月31日現在、財務書類上にかかる偶発負債に対する引当金を計上しておらず、かかる偶発負債はこの注記にのみ開示されている。

18. 資本管理

当社は、CBIによって外部により課される最低資本要件の対象となっており、これらは当社と取締役会の上級管理職によって四半期ごとにレビューされる。当社の規制上の資本要件は規制上の指針通りに予算作成プロセスにおいて考慮される。

当社のCBI最低資本要件は、金融機関および投資会社の健全性要件に関するEU資本要件指令(指令2013/36/EU)および規制(EU)第575/2013(以下総称して「資本要件」という。)に基づく規定通りである。当社は、常に法律に定められた最低資本水準を保有することが求められており、定期的に中央銀行に資本利益を提出することが求められている。当期末現在、当社の中央銀行の最低資本要件は2,018,422ユーロであった。

監査期間において、規制上の資本要件または関連する規制に変更はない。さらに、当期中の当社の最低資本要件に対する不適合な事象はなかった。

19. 金融リスク管理

市場リスク

当社は、貸借対照表上にいかなる投資も保有しておらず、当社の流動資産は金融市場によって直接影響を受けていない。したがって、当社は重要な市場リスクの水準を有していない。

為替リスク

当社は、かなりの純資産額をユーロ建てで保有しているが、米ドル建ての債権および預金も有している。これらの米ドル建て残高にかかる為替リスクは、定期的な換算とユーロ相当額の保有残高を通じて、最小限に抑えられている。これは、重大な為替リスクを最小限にするためのものである。

金利リスク

現金および保有する関連投資の性質上、金利リスクの変動は、事業の実績に重大な影響はない。

信用リスク

取締役は、売掛金に関連して減損引当金が求められていないこと、および当社に支払われるべき代金の適時回収を保証するための信用管理手続きが確立されていることに満足している。いずれの時点においても、当社は、当該日現在の売掛金の価値の信用リスクに晒されている。2018年12月31日現在、売掛金の総額は、1,135,480ユーロであった。2018年12月31日現在、売掛金の時系列分析は以下の通りである。

日数	ユーロ
0日 - 30日	833,092
30日 - 60日	163,660
60日 - 90日	122,760
90日超	89,634
	<u>1,209,146</u>

流動性リスク

当社は、純資産の大部分を現金で保有している。したがって、当社は、重大な流動性リスクを有していない。すべての債務は、要求払いで1年以内に期限が到来するグループ会社に対する債務を除き、60日以内に期限が到来する。

集中リスク

集中リスクを軽減するために、当社は、多様な資産クラスおよび顧客基盤を構築することを旨とする盤石な事業開発チームを有している。

20. 後発事象

2019年1月1日から2019年4月25日までの期間中、当社は、主にアイルランドおよびルクセンブルグに籍を置く投資信託について、それぞれ委任された投資運用モデルおよび保有する投資運用モデルに基づき、投資運用会社および投資顧問会社と締結した契約を継続中である。取締役は、期末後の当社の業績に満足しており、継続活動の結果として、取締役は、当社が継続企業であることに満足している。

財務書類の署名日現在、株主は、所有権構造の変更を締結するための規制当局の承認待ちであった。当社は、財務書類の署名日までの後発事象を評価し、監査済財務書類に認識または追加の開示を必要とする後発事象は発生していないと判断している。

21. 財務書類の承認

監査済財務書類は、2019年4月25日付で承認された。

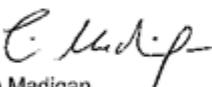
[次へ](#)

DMS Investment Management Services (Europe) Limited**BALANCE SHEET**

as at 31 December 2018

	Notes	31 Dec 2018 €	31 Dec 2017 €
Non-Current Assets			
Fixtures, fittings and equipment	9	4,508	8,360
Current Assets			
Debtors	10	4,261,017	3,215,728
Cash and cash equivalents	11	2,947,578	3,352,394
		<u>7,208,595</u>	<u>6,568,122</u>
Creditors: Amounts falling due within one year	12	<u>(4,005,955)</u>	<u>(4,142,311)</u>
Net Current Assets		<u>3,202,640</u>	<u>2,425,811</u>
Total Assets less Current Liabilities		<u>3,207,148</u>	<u>2,434,171</u>
Capital and Reserves			
Called up share capital	13	2,990,000	2,990,000
Profit and Loss Account		217,148	(555,829)
Equity attributable to owners of the company		<u>3,207,148</u>	<u>2,434,171</u>

By order of the board



Tim Madigan
Director



Conor MacGuinness
Director

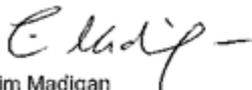
25th April 2019
Date

DMS Investment Management Services (Europe) Limited
PROFIT AND LOSS ACCOUNT

for the year ended 31 December 2018

	Notes	Year Ended 31 Dec 2018 €	Year Ended 31 Dec 2017 €
Turnover	3	12,268,120	10,109,503
Cost of sales	4	(4,155,208)	(3,647,715)
Gross profit		8,112,912	6,461,788
Administrative expenses	5	(7,260,035)	(6,146,580)
Operating profit		852,877	315,208
Interest receivable and similar income		-	274
Profit on ordinary activities before taxation		852,877	315,482
Tax on profit on ordinary activities	6	(79,900)	(94)
Profit for the period		<u>772,977</u>	<u>315,388</u>
		Year Ended 31 Dec 2018 €	Year Ended 31 Dec 2017 €
Statement of Comprehensive Income			
Profit for the period		<u>772,977</u>	<u>315,388</u>
Total Comprehensive Income for the period		<u>772,977</u>	<u>315,388</u>

By order of the board


 Tim Madigan
 Director


 Conor MacGuinness
 Director
25th April 2019
Date

DMS Investment Management Services (Europe) Limited**STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY**

as at 31 December 2018

	Share capital €	Retained earnings €	Total €
Balance at 1 January 2017	2,790,000	(871,217)	1,918,783
Total Comprehensive Income for the year			
Profit for the year	-	315,388	315,388
Transactions with Owners, recorded directly in Equity			
Issue of ordinary shares	200,000	-	200,000
Balance at 31 December 2017	<u>2,990,000</u>	<u>(555,829)</u>	<u>2,434,171</u>
Balance at 1 January 2018	2,990,000	(555,829)	2,434,171
Total Comprehensive Income for the period			
Profit for the period	-	772,977	772,977
Transactions with Owners, recorded directly in Equity			
Issue of ordinary shares	-	-	-
Balance at 31 December 2018	<u>2,990,000</u>	<u>217,148</u>	<u>3,207,148</u>

DMS Investment Services (Europe) Limited**CASH FLOW STATEMENT**

for the year ended 31 December 2017

	Notes	2018 €	2017 €
Cash flows from operating activities			
Profit for the year		772,977	315,388
Adjustments for:			
Interest receivable and similar income		-	(274)
Tax on profit on ordinary activities		79,900	94
Depreciation		3,855	3,210
		<u>856,732</u>	<u>318,418</u>
Movements in working capital:			
Movement in debtors		(1,045,289)	(995,176)
Movement in creditors		(258,601)	1,810,881
		<u>(447,158)</u>	<u>1,134,123</u>
Cash generated from/(used in) operations		42,342	(552)
Tax paid		-	74
Tax repaid		-	-
		<u>(404,816)</u>	<u>1,133,645</u>
Cash flows from investing activities			
Interest received		-	274
Payments to acquire tangible fixed assets		-	(11,570)
		<u>-</u>	<u>(11,296)</u>
Net cash (used in)/generated from investment activities		-	(11,296)
Cash flows from financing activities			
Issue of equity share capital		-	200,000
		<u>-</u>	<u>200,000</u>
Net increase in cash and cash equivalents		(404,816)	1,322,349
Cash and cash equivalents at beginning of financial year		3,352,394	2,030,045
Cash and cash equivalents at end of financial year	11	<u>2,947,578</u>	<u>3,352,394</u>

DMS Investment Management Services (Europe) Limited NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

for the period ended 31 December 2018

1. Reporting entity

DMS Investment Management Services (Europe) Limited is a company limited by shares incorporated and domiciled in the Republic of Ireland. The company is tax resident in Ireland. The address of its registered office is 3rd Floor, 76 Lower Baggot Street, Dublin 2.

2. Accounting policies

These financial statements were prepared in accordance with Financial Reporting Standard 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland ("FRS 102") as issued in August 2014. The amendments to FRS 102 issued in July 2015 and effective for financial years commencing 1 January 2015 have also been applied.

The significant accounting policies adopted by the Company and applied consistently in the preparation of these financial statements are set out below.

2.1 Basis of preparation

The financial statements are prepared on the going concern basis, under the historical cost convention, and comply with Irish Statute comprising the Companies Act 2014 (as amended).

The Directors are satisfied with the performance of the business during the year. As a result of the ongoing activity, the Directors are satisfied that it is appropriate to prepare the financial statements on a going concern basis.

2.2 Functional and presentation currency

The financial statements are presented in Euro, denoted by the symbol €, which is also the functional currency of the Company.

Foreign currency transactions during the period have been translated at the rate of exchange using a daily transaction rate generated in the accounting software. The software provider Sage Intacct have advised this is a daily Oanda feed Monetary assets and liabilities denominated in currencies other than Euro are translated at the exchange rates ruling at the Balance Sheet date. The resulting profits or losses are dealt with in the Profit and Loss Account. Non-monetary assets and liabilities are translated at historic rates.

2.3 Trade and other Debtors / Creditors

Trade and other debtors are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest method less impairment losses for bad and doubtful debts except where the effect of discounting would be immaterial. In such cases the receivables are stated at cost less impairment losses for bad and doubtful debts.

Trade and other creditors are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest rate method, unless the effect of discounting would be immaterial, in which case they are stated at cost.

2.4 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash balances and call deposits.

DMS Investment Management Services (Europe) Limited

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

for the period ended 31 December 2018

2.5 Employee benefits

Defined contribution plans and other long-term employee benefits

A defined contribution plan is a post-employment benefit plan under which the Company pays fixed contributions into a separate entity and has no legal or constructive obligation to pay further amounts. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the Profit and Loss Account in the periods during which services are rendered by employees.

2.6 Income

Income consists of set-up fees and management fees earned in respect of the Company acting as an AIFM, General Partner and UCITS Management Company to investment funds, Manager to unit trusts and partnerships, bank interest and certain sundry income, which is recognised in the Profit and Loss Account in the year when it is earned. Income is recognised when it is probable that the economic benefits associated with the transaction will flow to the Company, and the amount of the income can be reliably measured.

Management fees are calculated based on a percentage of a fund's Net Asset Value ("NAV"), subject to a minimum agreed fee. Where there is no final NAV available for a client fund, an estimate of the fee income is calculated using the fund's minimum fee or using a previous period's calculation. This basis of income estimation is both reasonable and prudent.

Bank interest income is recognised in the Profit and Loss Account as it is received.

2.7 Taxation

Current tax, including Irish corporation tax (at a rate of 12.5%) is provided on the Company's taxable profits. Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable income or loss for the period, using tax rates enacted or substantively enacted at the Balance Sheet date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax is recognised in respect of all timing differences that have originated but not reversed at the Balance Sheet date. Provision is made at the rates expected to apply when the timing differences reverse. Timing differences are differences between the Company's taxable profits and its results as stated in the financial statements that arise from the inclusion of gains and losses in taxable profits in periods different from those in which they are expected to apply in the years in which the timing differences are expected to reverse based on tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted by the Balance Sheet date. Deferred tax is not discounted.

A deferred tax asset is regarded as recoverable and therefore recognised only when, on the basis of all available evidence, it can be regarded as more likely than not that there will be suitable taxable profits from which the future reversal of the underlying timing differences can be deducted.

2.8 Expenses

Expenses are recognised in the Profit and Loss Account as incurred and are accounted for on an accruals basis.

2.9 Tangible fixed assets and depreciation

Tangible fixed assets are stated at cost or at valuation, less accumulated depreciation. The charge to depreciation is calculated to write off the original cost or valuation of tangible fixed assets, less their estimated residual value, over their expected useful lives as follows:

Fixtures, fittings and equipment: 33% straight line.

The carrying values of tangible fixed assets are reviewed annually for impairment in periods if events or changes in circumstances indicate the carrying value may not be recoverable.

DMS Investment Management Services (Europe) Limited**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**

for the period ended 31 December 2018

2.10 Impairments of assets, other than financial instruments, stocks and work in progress

At the end of each reporting year, DMS conducts an impairment review of all its assets and assesses whether there is any indication that the recoverable amount of an asset is less than its carrying amount. If any such indication exists, the carrying amount of the asset is reduced to its recoverable amount, resulting in an impairment loss. Impairment losses are recognised immediately in the Profit and Loss Account. Where the circumstances causing an impairment of an asset, other than goodwill, no longer apply, then the impairment is reversed through the Profit and Loss Account. An impairment loss recognised for goodwill is not reversed in subsequent periods.

The recoverable amount of tangible fixed assets, goodwill and other intangible fixed assets is the higher of the fair value less cost to sell, of the asset and its value in use. The value in use of these assets is the present value of the cash flows expected to be derived from those assets. This is determined by reference to the present value of the future cash flows of the company which is considered by the directors to be a single cash generating unit.

2.11 Impairment of financial assets

At the end of each reporting year, DMS assesses whether there is objective evidence of impairment of any financial assets that are measured at cost or amortised cost, including unlisted investments, loans, trade debtors and cash. If there is objective evidence of impairment, impairment losses are recognised in the Profit and Loss account in that financial year.

Once an impairment review is conducted the results should be reflected in year-end Profit and Loss Account and Balance Sheet.

3. Turnover

The turnover for the period has been derived from:

	Year Ended 31 Dec 2018	Year Ended 31 Dec 2017
	€	€
Management and related fees	12,268,121	10,109,503

The Company is authorised and regulated as an AIFM and UCITS Management Company to investment funds, manager to unit trust and partnerships and provides portfolio management, risk management and other activities. Turnover comprises set-up fees and management fees. Management fees are calculated based on a percentage of a fund's Net Asset Value ("NAV"), subject to a minimum agreed fee.

4. Cost of sales

	Year Ended 31 Dec 2018	Year Ended 31 Dec 2017
	€	€
Audit and accounting fees for the Funds managed by DMS IMS	476,817	450,510
Directors' fees for the Funds managed by DMS IMS	271,978	210,408
Other cost of sales	3,406,413	2,986,797
	<u>4,155,208</u>	<u>3,647,715</u>

Cost of sales constitutes costs paid by the Company in respect of the DMS Platforms it manages as well as certain funds. These costs of sales are recovered through the fees charged as per turnover in note 3 above. The Directors are not aware of any material financial obligations entered into during the current financial period which have not been adequately reflected in the financial statements.

DMS Investment Management Services (Europe) Limited**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**

for the period ended 31 December 2018

5. Administrative expenses	Year Ended 31 Dec 2018	Year Ended 31 Dec 2017
	€	€
Statutory auditors remuneration	22,798	16,500
Directors' fees	422,857	356,766
Staff costs (note 7)	3,639,012	2,454,366
Company secretarial services, risk management services and operational support provided by DMS Governance Risk and Compliance Services Ltd	1,892,293	1,330,126
Risk management services provided by DMS RMS Europe Limited	-	800,000
Retained Investment Management services provided by DMS Market Access Limited	333,841	-
Office running expenses (DMS Governance Europe Ltd recharge*)	219,091	537,984
Legal and professional fees	103,113	415,952
Depreciation	3,855	3,210
Other expenses	623,175	231,674
	<u>7,260,035</u>	<u>6,146,580</u>

*DMS Governance Europe Recharge consist of a proportionate charge to the Company for Rent, rates, service charges, cleaning and other staff costs.

6. Taxation on ordinary activities	Year Ended 31 Dec 2018	Year Ended 31 Dec 2017
	€	€
(a) Analysis of charge in the year		
Current tax expense		
Corporation tax on profit on ordinary activities	79,900	-
Underprovision in prior year	-	94
Total corporation tax expense	<u>79,900</u>	<u>94</u>

(b) Reconciliation of current tax charge based on applying the standard rate of tax to the loss per the financial statements and the current tax charge reported in the financial statements.

<i>Current tax reconciliation</i>		
Profit on ordinary activities before tax	<u>852,877</u>	<u>315,482</u>
Current tax at 12.5%	106,609	39,435
<i>Effects of:</i>		
Losses utilised in the period	(26,709)	(39,435)
Underprovision in prior year	-	94
Current corporation tax expense	<u>79,900</u>	<u>94</u>

DMS Investment Management Services (Europe) Limited**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**

for the period ended 31 December 2018

7. Employees and remuneration**Number of employees**

The average number of persons employed (including executive directors) during the period was as follows:

	Year Ended 31 Dec 2018 Number	Year Ended 31 Dec 2017 Number
Management and staff	<u>26</u>	<u>19</u>

The staff costs (inclusive of Directors' salaries) comprise:

	Year Ended 31 Dec 2018 €	Year Ended 31 Dec 2017 €
Wages and salaries	2,757,275	1,821,888
Social welfare costs	308,153	199,865
Pension costs	190,489	152,522
Other staff benefits	67,732	67,768
Other staff costs	315,363	213,325
	<u>3,639,012</u>	<u>2,454,368</u>

Other staff costs include €284,314 of staff costs recharged from DMS Governance (Europe) Limited, the Company's parent company.

8. Directors' remuneration

	Year Ended 31 Dec 2018 €	Year Ended 31 Dec 2017 €
Directors' fees	422,857	356,766
Directors' salaries	585,296	500,680
Social welfare costs	65,542	54,367
Pension costs	73,451	70,450
Medical and other benefits	9,530	7,225
	<u>1,156,676</u>	<u>989,488</u>

Remuneration of directors is disclosed above. Other than noted above, no expenses, share options or other remuneration was paid or awarded to the directors during the financial year. The amounts outstanding to directors as at 31 December 2018 was €NIL (2017: €NIL).

9. Fixtures, fittings and equipment

	2018	2017 €
Cost		
Opening balance	11,570	-
Additions	-	11,570
Closing balance	<u>11,570</u>	<u>11,570</u>
Depreciation		
Opening Balance	3,207	-
Charge for the year	3,855	3,207
Closing balance	<u>7,062</u>	<u>3,207</u>
Net book value	<u>4,508</u>	<u>8,363</u>

DMS Investment Management Services (Europe) Limited**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**

for the period ended 31 December 2018

10. Debtors	31 Dec 2018	31 Dec 2017
	€	€
Trade and other debtors	1,209,146	1,112,333
VAT recoverable	7,274	3,737
Prepayments and accrued income	3,044,597	2,099,658
	<u>4,261,017</u>	<u>3,215,728</u>

11. Cash and cash equivalents	31 Dec 2018	31 Dec 2017
	€	€
Cash held at AIB	2,947,578	1,145,395
Cash held at Ulster Bank	0	2,206,999
	<u>2,947,578</u>	<u>3,352,394</u>

At 31 December 2018, AIB had a credit rating of Baa3, as determined by Moody's. 2017: Baa3

12. Creditors	31 Dec 2018	31 Dec 2017
Amounts falling due within one year	€	€
Trade creditors	60,315	511,930
Accruals and prepaid income	2,335,469	1,839,161
Amounts owed to group companies	1,407,409	1,710,700
Corporation tax payable	81,933	8,270
PAYE payable	75,324	59,949
Other taxes due	45,505	12,301
	<u>4,005,955</u>	<u>4,142,311</u>

Amounts owed to group undertakings are interest free, unsecured and payable on demand.

13. Called up share capital - equity	31 Dec 2018	31 Dec 2017
	€	€
Authorised		
100,000,000 ordinary shares of €1 each	<u>100,000,000</u>	<u>100,000,000</u>
Allotted		
2,990,000 ordinary shares of €1 each	<u>2,990,000</u>	<u>2,990,000</u>
Called up and paid		
2,990,000 ordinary shares of €1 each	<u>2,990,000</u>	<u>2,990,000</u>

The ordinary shares are presented as share capital in the financial statements.

No Director had an interest in the share capital of the Company at any time during the year ended 31 December 2018 or the year ended 31 December 2017.

DMS Investment Management Services (Europe) Limited**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**

for the period ended 31 December 2018

14. Related party transactions and controlling party*Ultimate controlling parties*

The ultimate parent company is DMS Governance Limited, a company domiciled in the Cayman Islands.

The largest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by DMS Governance Limited, which is a company incorporated in 2001 in the Cayman Islands.

The smallest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by DMS Governance (Europe) Limited, which is a company incorporated in 2008 in Ireland.

DMS Governance (Europe) Limited holds 100% of the share capital of the Company. DMS Governance Limited holds 100% of the share capital of DMS Governance (Europe) Limited.

The ultimate controlling parties are Mr David Bree and Seymour Family Holdings Limited. As noted in Directors Report (page 6) regarding post balance sheet events, a change in ownership structure is pending regulatory approval as at the date of signing the financial statements.

Key management personnel compensation

The directors' remuneration disclosed in note 8 represents the total compensation paid to key management personnel.

Other related party transactions

Directors' remuneration and transactions are disclosed in note 8. Administrative expenses relating to services provided by other group companies are disclosed in note 5. Please also refer to note 12 for creditors balances with group companies.

15. Financial commitments and obligations

The Directors are not aware of any material financial obligations entered into during the current financial period which have not been adequately reflected in the financial statements.

16. Indemnifications

In the normal course of business, the Company enters into contracts that contain a variety of representations, warranties and obligations which provide general indemnifications. The Company's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Company that have not yet occurred. However, based on experience, the Company expects the risk of loss to be remote and has professional indemnity insurance in place to mitigate these risks. Liabilities incurred may or may not be covered by the Company's professional indemnity insurance.

17. Contingent liability

The Company has regulatory, contractual and other duties and obligations arising in the ordinary course of its business. In its capacity as General Partner to investment limited partnerships ("Partnerships"), the Company is liable for the debts and obligations of the Partnership where the Partnership has insufficient property to meet its debts and obligations. These are in the nature of contingent liabilities. Such liabilities may or may not be covered by the Company's professional indemnity insurance. As at 31 December 2018, no provision has been made in these financial statements for such contingent liabilities and such contingent liabilities have been disclosed by way of this note only.

18. Capital management

The Company is subject to externally imposed minimum capital requirements by the CBI and these are reviewed on a quarterly basis by the senior management within the Company and the Board. The Company's regulatory capital requirements are considered in the budgeting process as per regulatory guidance.

The Company's CBI minimum capital requirements are as prescribed under the EU Capital Requirements Directive (Directive 2013/36/EU) and Regulation (EU) No 575/2013 on prudential requirements for credit institutions and investment firms (together, the "Capital Requirements"). The Company is required to hold the minimum level of capital as set out in legislation at all times and is required to submit capital returns to the Central Bank on a periodic basis. As at the end of the period the Company's Central Bank minimum capital requirement was €2,018,422.

There have been no changes to regulatory capital requirements or relevant regulations during the period under review. Furthermore, there were no instances of non-compliance with respect to the Company's minimum capital requirements during the period.

DMS Investment Management Services (Europe) Limited**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**

for the period ended 31 December 2018

19. Financial risk management**Market risk**

The Company does not hold any investments on its balance sheet and none of the Company's current assets are directly affected by financial markets. Consequently, the Company has no material market risk level.

Foreign exchange risk

The Company holds a significant amount of its net assets in Euro but has receivables and deposits in US Dollars. The foreign exchange risk on these US Dollar balances are kept to a minimum through regular conversions and balancing holdings in Euro equivalent amounts. This serves to minimise the material foreign exchange risks.

Interest rate risk

Movements in interest rates would not have any material impact on the results of the business due to the nature of cash and related investments held.

Credit risk

The directors are satisfied that no impairment provision is required in relation to trade receivables and that appropriate credit control procedures are in place to ensure timely collection of any monies due to the Company. At any given time, the Company is exposed to credit risk of the value of the trade receivables at that date. At 31 December 2018, total trade receivables were €1,135,480. The aged analysis of trade receivables at 31 December 2018 is as follows:

Ageing	€
0 – 30 days	833,092
30 – 60 days	163,660
60 – 90 days	122,760
90 + days	89,634
	<u>1,209,146</u>

Liquidity risk

The Company holds the majority of its net assets in cash. Consequently, the Company has no material liquidity risk. All creditors are due within 60 days, except for amounts owed to group companies, which are payable on demand and due within one year.

Concentration risk

In order to mitigate the concentration risk, the Company has a strong business development team who seek to develop a diversified asset class and client base.

20. Post-balance sheet events

During the period from 1 January 2019 to 25 April 2019, the Company has continued to enter into agreements with investment managers and investment advisers under the delegated investment management model and retained investment management model respectively for investment funds domiciled predominately in Ireland and Luxembourg. The Directors are satisfied with the performance of the Company post period end and as a result of the ongoing activity, the Directors are satisfied that the Company is a going concern.

At the date of signing the financial statements the shareholders were awaiting regulatory approval to enter into a change of ownership structure. The company has evaluated subsequent events through the date of signing the financial statements and it has determined that no subsequent events have occurred that would require recognition or additional disclosures to the audited financial statements.

21. Approval of financial statements

The audited financial statements were approved on the 25th April 2019.

4【利害関係人との取引制限】

受託会社、管理事務代行会社または管理会社に関係する団体によるファンドの資産の取引は禁止されていません。ただし、かかる取引は、受益者の最善の利益のために、あたかも独立当事者間で交渉される通常の取引条件で実行されたかのように行われます。受託会社が独立かつ能力を有すると承認した者もしくは受託会社の関与する取引の場合は管理会社が独立かつ能力を有すると承認した者による取引の評価、または組織された投資取引所の規則に基づき当該取引所で合理的に利用可能な最善の条件での取引の実行、およびこれらが現実的でない場合、受託会社(または受託会社の関与する取引の場合は管理会社)が上記の原則に適合していると判断した条件で行われる取引は、受益者の最善の利益のために、あたかも独立当事者間で交渉される通常の取引条件で実行されたかのように行われたものとみなされます。管理会社は、利益相反が公正に解決されるよう努めます。

管理会社またはその関連会社の従業員または役員は、直接または間接に受益証券を取得することができます。当該個人による受益証券の取得または売却は、すべての受益者に適用される条件よりも有利でない条件で行われるものとし、管理会社は、当該個人による受益証券の申込みまたは買戻しの規模および時期が、管理会社もしくはその関連会社またはそれらの従業員もしくは役員が受益者およびトラストに対して負ういずれの義務にも抵触しないことを確保するための内部手続を維持します。

ブローカーは、随時、トラストが投資家から追加的な資金を調達することを支援することができます(ただし、義務ではありません。)。また、管理会社の代表者は、投資ファンドへの投資に興味を持つ投資家のために、かかるブローカーがスポンサーとなっているカンファレンスやプログラムにおいて、講演を行うことがあります。このような「資本導入」イベントを通じて、トラストの投資予定者は、管理会社と面談する機会を得ることができます。現在、管理会社またはトラストは、ブローカーに対し、そのようなイベントの開催またはそのようなイベントに出席した投資予定者が最終的に行った投資について、報酬を支払っておらず、また将来報酬を支払うことも予定していません。特定のブローカーによって開催するイベントに参加することにより、管理会社は、トラストの仲介、ファイナンスおよびその他の活動に関連して、かかるブローカーを使用する義務を負うことはなく、そのような状況において、ブローカーに対し特定の金額の仲介を割り当てることを約束することはありません。

管理会社は、証券取引を行うために様々なブローカーやディーラーを利用しています。トラストのための取引(トラストの他のファンドとのクロス投資に関連するものは除きます。)は、手数料/価格、取引を実行するブローカーおよびディーラーの能力、ブローカーおよびディーラーの設備、信頼性および財務責任を含む多くの要素を考慮して、最良執行に基づき、ブローカーおよびディーラーに割り当てられます。管理会社は、競争入札を募る必要はなく、また利用可能な最低手数料コストを求める義務はありません。取引手数料は、実行または調査サービスの提供に対してのみ利用されます。

ブローカーは、ブローカーが提供する様々な商品やサービスの見返りを受け取ることを希望して、事業のレベルを提案することがあります。ブローカーが実際に受け取る仲介業務は、提案された配分よりも少ない場合もありますが、全体の仲介業務は、上述したすべての考慮要素に基づいて配分されるため、提案された水準を超える場合もあります(また、超えてしまう場合も多くあります。)。ブローカーは、調査サービスまたは商品を提供していると識別されていないために、事業の受注から除外されることはありません。トラストのブローカーから受領した投資情報は、管理会社が管理会社のすべての勘定にサービスを提供する際に利用することができ、そのような情報のすべてをトラストに関連して管理会社が使用する必要はありません。しかしながら、管理会社は、そのような投資情報は、トラストが別途利用可能な調査を補完することにより、トラストに利益をもたらすと考えています。

取引および投資判断において、管理会社は、ブローカーによって管理会社に提示されるアイデアおよび提案を考慮することがあり、それを通じて管理会社は、トラストに関する取引を随時実施することがあります。ただし、このようなブローカーのアイデアおよび提案の利用は、管理会社には何らの義務も発生しないような方法または管理会社が当該ブローカーに対して当該アイデアまたは提案に関して支払いを行う

義務、または当該ブローカーとの間もしくは当該ブローカーを通じてトラストのために取引を行う義務が生じない方法で行われるものとします。

管理会社およびその関連会社は、たとえそのような活動がトラストと競合する可能性があり、かつ/または管理会社およびその関連会社の相当な時間および資源を必要とする可能性があるとしても、追加の投資ファンドの組成、他の投資顧問関係の構築または他の事業活動への従事を制限されることはありません。これらの活動は、その時点において利益相反を生み出すものとみなすことができ、管理会社とその投資要員は、トラストの業務に専念せずに、その労力をトラストの業務と管理会社の他の顧問先の資金運用およびその他の事業活動との間で配分することができます。

非上場証券を評価する能力のある人物がトラストの関連当事者である場合、トラストが支払うべき手数料は、純資産価額に基づいており、トラストの投資の価値が上昇するにつれて増加する可能性があるため、潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

管理会社取締役は、トラストとの取引もしくは取決めまたはトラストが利害関係を有する取引もしくは取決めの当事者またはその他利害関係人となることができます。ただし、当該管理会社取締役は、当該取引もしくは取決めの締結前に、当該取引もしくは取決めにおける重大な利害関係の性質および範囲を管理会社取締役に開示していることを条件とします。管理会社取締役が別段の決定をしない限り、管理会社取締役は、自身が重要な利害関係を有するいかなる契約もしくは取決めまたは提案に関しても、当該利害関係を最初に開示した上で投票することができます。2020年6月現在、英文目論見書に開示される場合を除き、管理会社取締役および関係者は、トラストの受益証券、トラストの重要な利益またはトラストとの合意もしくは取決めについて、いかなる利害関係もしくは損益も有していません。管理会社取締役は、利益相反が公正に解決されるよう努めます。

業務委託に関する追加的な利益相反

上記の利益相反に加えて、以下の状況において、管理会社とその許可された業務委託先の間で利害が衝突することがあります。()管理会社とその業務委託先が同一グループのメンバーであるか、またはその他の契約関係を有している場合で、その業務委託先が管理会社を支配するか、またはその行為に影響を及ぼす能力を有している場合(かかる場合、支配の程度が大きいほど、利害衝突の可能性が高まります。)、()業務委託先とファンドの投資家が同一グループのメンバーであるか、またはその他の契約関係を有している場合で、ファンドの投資家が業務委託先を支配するか、またはその行為に影響を及ぼす能力を有している場合(かかる場合、支配の程度が大きいほど、利害衝突の可能性が高まります。)、()業務委託先が、ファンドまたはファンドの投資家の費用で、財務上の利益を得るか、または財務上の損失を回避する可能性がある場合、()業務委託先が、管理会社またはファンドに提供されたサービスまたは活動の結果に利害関係を有している可能性がある場合、()業務委託先が、ファンドまたはファンドの投資家の利益よりも他の顧客の利益を優先するための金銭的またはその他のインセンティブを有している可能性がある場合、()業務委託先が、管理会社およびファンドに提供される集団ポートフォリオ管理活動に関連して、当該サービスの標準手数料または当該サービスの料金以外の金銭、商品またはサービスの形で、管理会社以外の者から誘因を受け、または受ける可能性がある場合。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

関係当局からの事前の認可を条件として、管理会社は、当該事業を行うことを承認されている他の管理会社に対し、その事業を譲渡することができます。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続します。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)「受託会社」

名称	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッド (Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited)
資本金の額	2020年4月末日現在、1,500,000米ドル(約1億6,031万円)
事業の内容	受託会社は、1995年3月29日にアイルランドで設立された有限責任会社です。その主たる事業は、集団投資スキームの資産の預託会社および受託会社として活動することです。

(2)「投資運用会社」

名称	DMSマーケット・アクセス・リミテッド(DMS Market Access Limited)
資本金の額	2020年4月末日現在、503,118ユーロ(約5,836万円)
事業の内容	投資運用会社はアイルランドに住所を有し、アイルランド中央銀行から、2017年欧州連合(金融商品市場)規則に基づく投資会社としての許可を受けています。

(3)「管理事務代行会社」

名称	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ(アイルランド)リミテッド (Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited)
資本金の額	2020年4月末日現在、700,000米ドル(約7,481万円)
事業の内容	管理事務代行会社は、トラストのような集団投資スキームへの管理サービスを提供することを目的として1995年3月29日にアイルランドで設立された有限責任会社です。

(4)「代行協会員」

名称	ゴールドマン・サックス証券株式会社
資本金の額	2020年3月末日現在、836億1,600万円
事業の内容	同社は、日本において第一種金融商品取引業等を営んでいます。

(5)「販売会社」

名称	株式会社S M B C 信託銀行
資本金の額	2020年4月末日現在、875億5,000万円
事業の内容	株式会社S M B C 信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務および併営業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)「受託会社」

ファンドに関する受託業務を行います。

(2)「投資運用会社」

投資運用契約に基づき、ファンドの投資運用に関する業務を行います。

(3)「管理事務代行会社」

管理事務代行契約に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。

(4)「代行協会員」

代行協会員の業務を行います。

(5)「販売会社」

受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット関連ファンドが支配的であった。ユニット関連投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1972年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託は、ユニット関連ファンドと比較して、税金上非効率的であるので、アイルランドにおいては殆ど利用されていなかった。1972年ユニット・トラスト法は廃止され、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づく規則および規制(以下「ユニット・トラスト法」という。)により代替された。

1989年ヨーロッパ共同体(UCITS)規則(以下「1989年規則」という。)および1989年金融法(同法は、1989年規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。)の施行後、EC規則に基づき、UCITS型の投資信託の設定および変動資本を有する会社型ファンドの設立が認められた。

2. アイルランドの投資信託の形態

(A) 1989年6月1日(EC規則の初版の施行日である。)までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法(ユニット・トラスト法により代替された。)に定められていた。2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(改正済)(以下「EC規則」という。)は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達2009/65/EC、2010年7月1日付通達2010/43/EUおよび2010年7月1日付通達2010/44/EU(改正済)(以下「UCITSに関する指令」という。)を履行する。1989年規則および1990年ユニット・トラスト法により、アイルランドの投資信託制度は変更され、投資信託に関連したアイルランド会社法の規定の一部も改正された。EC規則は、随時改正される2013年中央銀行(監督および施行)法(第48条(1))(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)2019年規則およびこれに基づきまたはこれに関連してアイルランド中央銀行(以下「中央銀行」という。)が発行するあらゆる指針によって補足される(以下「中央銀行のUCITSに関する規則」という。)

オルタナティブ投資ファンド運用者指令2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)は2013年7月21日に施行され、2013年7月16日にアイルランドにおいて2013年ヨーロッパ連合(オルタナティブ投資ファンド運用者)規則(改正済)(以下「AIFM規則」という。)により現地法人化された。AIFM規則は、投資家のために定義された投資方針に従って投資元本を投資する目的で多くの投資家から投資元本を調達する、アイルランドにおいて設立されるUCITS以外の投資信託(その投資コンパートメントを含む。)(以下「AIF」という。)に適用される。AIFM規則は、中央銀行が発行するAIFルールブック(以下「AIFルールブック」という。)によって補足される。

(1) アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、EC規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

(a) 契約型投資信託、一般契約型投資信託、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託およびアイルランド集団資産運用ピークル(以下「ICAV」という。)としての構造を持つEC規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)

(b) 以下として設立されるAIF

- 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト(以下「AIFの契約型投資信託」という。)
- 2005年アイルランド投資信託、投資会社およびその他規定法(改正済)(以下「2005年法」という。)の下に設立される一般契約型投資信託(以下「AIFの一般契約型投資信託」という。)
- 1994年有限責任組合型投資信託法(随時改正、改訂、補足もしくは代替済)の下に認可される有限責任組合型投資信託
- 2014年会社法パート24により認可される会社型投資信託、および
- 2015年アイルランド集団資産運用ピークル法(以下「ICAV法」という。)に基づくICAV

(2) UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合のいずれか一つの加盟国(以下「EU加盟国」という。)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITSに関する指令に基づく通知手続を遵守し、かつ同国での販売に関する現地の規則に従うことを条件として、その株式または受益証券を自由に販売することができる。認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)を有するAIFは、AIFMDの要件に従い、他のEU加盟国において機関投資家に対してその株式または受益証券を自由に販売することができる。

(3) EC規則は、ある一定の例外はあるが、UCITSを以下のように定義している。

(a) 公衆から調達した投資元本を()譲渡性のある証券、()EC規則に規定されるその他の流動性金融資産に集散的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、および

(b) 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻しまたは償還される投資信託。UCITSの受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚だしい差異を生じることがないようにするためにUCITSが実施する措置は、かかる買戻しまたは償還に相当すると見做される。

(B) EC規則は、上記の定義に該当するが、EC規則の下でUCITSたる適格性を有しない下記の投資信託を列挙している。

(a) クローズド・エンド型のファンド

(b) ヨーロッパ連合(以下「EU」という。)またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達するファンド

(c) 信託証書、設立証書または会社型投資信託の定款に基づきEU非加盟国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうるファンド

(C) アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

- (1) 契約型投資信託 (Unit Trusts)
- (2) 一般契約型投資信託 (Common Contractual Funds)
- (3) 有限責任組合理型投資信託 (Investment Limited Partnership)
- (4) 会社型投資信託 (Investment Companies)
 - (a) 変動資本を有する会社型投資信託
 - (b) 固定資本を有する会社型投資信託

(5) ICAV

UCITSおよびAIFは契約型投資信託、一般契約型投資信託、会社型投資信託またはICAVとして設定しうる。さらにAIFは、有限責任組合理型投資信託としても設定しうる。

(D) (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法(改正済)に定められている。

- (2) UCITSおよびAIFの認可された契約型投資信託は、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。
- (3) UCITSおよびAIFの認可された一般契約型投資信託は、租税上パススルーされるためアイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税が免除される。
- (4) 認可されたUCITSおよびAIFの会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託およびICAVは、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。

3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) 契約型投資信託(以下「ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託」という。)

このタイプの投資信託の構造は、共有資産(以下「ファンド」という。)、管理会社および受託会社の3要素に基づいている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。本項における信託証書の記載は、一般契約型投資信託の設立証書にも同様に適用される。

(2) 発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に一定の規定がある場合はこれに従い、また、UCITS型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託の場合にはEC規則の規定に従い、買戻請求が停止される。この買戻請求権は、UCITS型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託に関しては、EC規則に基づいている。信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITS型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託に関する諸規則

EC規則により、一定の要件および中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。

認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って執行すること。
- (b) UCITS型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1ヶ月に二度は計算されること。
- (c) 中央銀行のUCITSに関する規則およびこれに対応する申請書には、目論見書、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)および重要契約に関する一定の開示要件が規定されること。

(4) 投資制限

契約型投資信託に適用される投資制限に関しては、UCITSに適用される制限とNON-UCITSに適用される制限に区別される。

() UCITSの投資制限は、EC規則に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

1 認可された投資対象

UCITSの投資対象は以下に限定される。

- 1.1 EU加盟国もしくはEU非加盟国の証券取引所に正式に上場されているか、またはEU加盟国もしくはEU非加盟国の定期的に取引が行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- 1.2 発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場(上記)への正式上場が1年以内に認められる予定の証券
- 1.3 規制された市場で取引されるもの以外の短期金融市場証券
- 1.4 UCITS型ユニット・トラストの受益証券
- 1.5 AIFの受益証券
- 1.6 金融機関における預金
- 1.7 金融派生商品

2 投資制限

- 2.1 UCITSは、第1項に記載されたもの以外の譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。
- 2.2 UCITSは、発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場(1.1項に記載)への正式上場が1年以内に認められる予定の証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。本制限はルール144A証券として認知される特定の米国証券に対するUCITSによる投資については適用されない。

() 当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合。

() 当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がUCITSによって評価される価格でまたはおおよそその価格でUCITSにより7日以内に換金されることができる場合。

- 2.3 UCITSは、同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融市場証券の総額は、純資産総額の40%未満とする。

- 2.4 (2.3項の)10%制限は、EU加盟国に登記上の事務所を置き、法律により債券所持人を保護するための特別公的監督に服する金融機関が発行する債券については25%まで引き上げられる。UCITSがその純資産の5%を超えて同一発行体の当該債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの純資産総額の80%

を超えてはならない。本条項の利用を意図しない限り、本制限を含める必要はなく、また本制限が中央銀行の事前の承認を要するという事実に言及しなければならない。

- 2.5 (2.3項の)10%制限は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がEU加盟国もしくはその地方公共団体またはEU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がそのメンバーである公的国際機関により発行または保証されている場合、35%まで引き上げられる。
- 2.6 2.4項および2.5項に記載された譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、2.3項に規定された40%制限を適用する際には考慮されないものとする。
- 2.7 口座に預託され、付随的流動資産として保管される現金は、UCITSの純資産の20%を超えてはならない。
- 2.8 店頭市場派生商品の取引相手方に対するUCITSのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。
- 2.9 上記の2.3項、2.7項および2.8項に関わらず、同一機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券への投資、または同一機関により行われた預金および/または同一機関により実行された店頭派生商品取引から発生する取引相手方に関するリスク・エクスポージャーの二種以上の組合せは、純資産の20%を超えてはならない。
- 2.10 上記の2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項に記載された制限は合算することはできず、そのため同一機関に対するリスク・エクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。
- 2.11 グループ会社は、2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項においては同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%の制限が、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資に適用されることがある。
- 2.12 UCITSは、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の100%まで投資することができる。

個々の発行体は、信託証書、設立証書、設定証書または定款および目論見書に記載されなければならない。また以下のリストから引用されることがある。

OECD加盟国政府(関係銘柄は投資適格であること)、中華人民共和国政府、ブラジル政府(銘柄は投資適格であること)、インド政府(銘柄は投資適格であること)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公社(フレディ・マック)、政府抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン組合(サリー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレート-AファンディングLLC、輸出入銀行

UCITSは、少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない。かつ同一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。

3 投資信託(以下「C I S」という。)への投資

- 3.1 U C I T Sは、純資産の20%を超えて同一C I Sに投資することはできない。投資先C I Sがアンブレラ型投資信託である場合、当該アンブレラ型投資信託の各サブ・ファンドは、本制限において個別C I Sとみなすことができる。U C I T Sの投資先のC I Sの資産は、U C I T Sの投資制限の遵守にあたって考慮する必要はない。
- 3.2 A I Fへの投資は、合計で純資産の30%を超えてはならない。
- 3.3 C I Sは、純資産の10%を超えて他のオープン・エンド型C I Sに投資することを禁止されている。
- 3.4 U C I T Sが、U C I T Sの管理会社によるかまたはU C I T Sの管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって直接または委任により管理されている他のC I Sの受益証券に投資する場合、当該管理会社または他の会社は、当該他のC I Sの受益証券に対するU C I T S投資について申込、転換または買戻しに係る手数料を請求することはできない。
- 3.5 U C I T Sの管理会社/投資運用会社/投資顧問会社が他のU C I T Sの受益証券への投資により手数料(割戻し手数料を含む。)を受領する場合、かかる手数料はU C I T Sの資産に払い込まなければならない。

4 指数連動UCITS

- 4.1 UCITSは、中央銀行のUCITSに関する規則に規定された基準を満たしかつ中央銀行により承認されている指数に追随することをその投資方針としている場合、同一機関が発行した株式および/または債務証券に純資産の20%を限度に投資することができる。
- 4.2 4.1項の制限は、異常な市況により正当であると認められる場合には35%まで引き上げられ、同一発行体に適用されることがある。

5 一般条項

- 5.1 投資会社、またはその運用するCISのすべてについて行為する管理会社は、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。
- 5.2 UCITSは、以下を超えて取得することはできない。
- () 同一発行体の無議決権株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 同一CISの受益証券の25%
 - () 同一発行体の短期金融市場証券の10%
- (注) 上記()、()および()の制限は、取得時において債務証券の総額または短期金融市場証券の総額または発行済証券の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- 5.3 5.1項および5.2項は以下については適用されないものとする。
- () EU加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - () EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - () 一または複数のEU加盟国がそのメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - () あるEU非加盟国の法律に基づき当該保有がUCITSが当該国の発行体の証券に投資し得る唯一の方法とされる場合に、当該国に登記上の事務所を置く発行体の証券に主にその資産を投資する当該国で設立された会社の資本金中にUCITSが保有する株式。かかる免除が適用されるのは、EU非加盟国の会社とその投資方針において2.3項乃至2.11項、3.1項、3.2項、5.1項、5.2項、5.4項、5.5項および5.6項に規定される制限を遵守する場合に限られるが、かかる制限を超過する場合には、下記の5.5項および5.6項に従うものとする。
 - () 子会社が所在する国において、受益者の請求に基づく受益証券の買戻しについて管理、助言または販売業務のみを自らのために実行する子会社の資本金中に一または複数の投資会社が保有する株式
- 5.4 UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融市場証券に付帯する引受権を行使する際に本書の投資制限に従う必要はない。
- 5.5 中央銀行は、最近認可されたUCITSに対しその認可日から6ヶ月間2.3項乃至2.12項、3.2項、3.3項、4.1項および4.2項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるUCITSはリスク分散原則を遵守するものとする。
- 5.6 UCITSが支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、UCITSは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。

- 5.7 投資会社または管理会社またはユニット・トラストを代理する受託会社または一般契約型投資信託の管理会社のいずれも、以下について担保を付さずに販売することはできない。
- 譲渡性のある証券
 - 短期金融市場証券(UCITSによる短期金融市場証券の空売りは禁止されている。)
 - CISの受益証券、または
 - 金融派生商品
- 5.8 UCITSは付随的に流動資産を保有することができる。
- 5.9 UCITSは、その事業の目的上必要な不動産および動産を取得することができる。
- 5.10 UCITSは、貴金属またはこれを表象する証券を取得してはならない。
- 6 金融派生商品(以下「FDI」という。)
- 6.1 UCITSはFDIに投資することができる。ただし、
- () 関連する指標となる項目または指数は、譲渡性のある証券、短期金融市場証券、CIS、預金、金融指標(中央銀行のUCITSに関する規則に規定された基準を満たすもの)、金利、為替レートまたは通貨の一または複数で構成される。
 - () FDIに投資することにより、UCITSが当該投資を行わない限り想定されないリスク(UCITSが直接的なエクスポージャーを有することのできない商品/発行体/通貨へのエクスポージャー等)に曝されることがない。
 - () FDIに投資することにより、UCITSがその投資目的から逸脱することがない。
- 6.2 FDIは、EU加盟国またはEU非加盟国において制限され、定期的に運営され、認可されかつ一般に公開されている市場で取引されなければならない。信託証書、設立証書、設定証書または通常定款には、UCITSが投資を行う市場を記載しなければならない。各証券取引所および市場に関する規制は、中央銀行によりケース・バイ・ケースで定められる。
- 6.3 UCITSは店頭市場(OTC)で取引されるFDIに投資することができる。ただし、
- () 取引相手方は、EEAで認可されている金融機関、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(EEA加盟国以外)によって認可されている金融機関もしくはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関であるか、またはEEA加盟国において金融商品市場通達に従い認可されている投資法人であるか、または米国証券取引委員会による総合監督下機関としての規制の対象機関であるものとする。
 - () 取引相手方に信用格付が付されている場合、かかる格付は信用力評価において考慮されるものとする。取引相手方が、かかる信用格付機関によってA2格(または同等格付)以下の短期格付に格下げされた場合、その取引相手方について新たな信用力評価が遅滞なく行われる。
 - () 取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、中央銀行のUCITSに関する規則で規定された制限を超過しない。

- () UCITSは、取引相手方が合理的な範囲で正確にかつ信頼できる方法で取引を評価し、UCITSの請求に応じていつでも公正価額にて取引を終了することを確信しなければならない。
- () UCITSは、OTCデリバティブに信用性があることを確認する適切なシステムを有する。UCITSは、取引相手方による評価または、UCITSもしくは独立した価格決定業者により算定された評価等の代替評価のいずれかを用いてOTCデリバティブを評価することを選択することができるが、UCITSまたはその他の当事者が、評価を遂行するための適切な人材および技術手段を有することを条件とする。UCITSは、OTCデリバティブを毎日評価しなければならない。

UCITSが、代替評価を用いてOTCデリバティブを評価する場合、UCITSは国際的な最善の慣行に従い、IOSCOおよびAIMA等の機関により定められたOTC商品の評価に関する原則を遵守する。代替評価は、マネジャー、取締役もしくはゼネラル・パートナーにより任命され、当該目的のため受託会社により承認された適格者により提供される評価、または当該評価額が受託会社により承認されている場合のその他の手段による評価である。また代替評価は、毎月、取引相手方による評価と照合しなければならない。重大な相違が発生した場合、かかる相違は、迅速に調査および説明されなければならない。

UCITSが、取引相手方による評価を用いてOTCデリバティブを評価する場合、評価は、当該目的のため受託会社により承認されかつ取引相手方から独立している者により承認または検証されなければならない。独立した検証は、UCITSについて少なくとも毎週実行されなければならない。

- 6.4 FDIの裏付資産(譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれたFDIを含む。)に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、中央銀行のUCITSに関する規則で規定された投資制限を超過してはならない。(本項は指数型FDIについては適用されないが、裏付指数は中央銀行のUCITSに関する規則で規定された基準を満たすものであることを条件とする。)
- 6.5 UCITSは、レバレッジされる指数連動UCITSを除き、コミットメント・アプローチ、バリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)-アプローチまたは適切なその他の高度なリスク測定手法を用いて、そのグローバル・エクスポージャーを計算する。コミットメント・アプローチを用いるUCITSは、そのグローバル・エクスポージャーがその純資産総額を超えないことを確保しなければならない。バリュー・アット・リスク・アプローチを用いるUCITSは、グローバル・エクスポージャーを計算するにあたり、相対的VaRアプローチまたは絶対的VaRアプローチを用いることができる。相対的VaRアプローチを用いる場合、UCITSのVaRは、関連する参照ポートフォリオのVaRの二倍以下であってはならない。絶対的VaRアプローチを用いる場合、UCITSのVaRは、その純資産価額の20%を超えてはならない。
- 6.6 UCITSのため将来の約定額を生じるFDI取引は以下のようにカバーされることを要する。
- 裏付資産の現物引渡しを要するFDIの場合、資産は常にUCITSが保管しなければならない。

- 自動的にまたはUCITSの裁量により現金決済が行われるFDIの場合、UCITSは常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければならない。
- 6.7 OTCデリバティブの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、かかる相手方がUCITSに担保を提供し、担保が常に下記の基準を満たす場合、軽減されることがある。
- () 流動性：現金を除き、受領する担保は流動性が高く、先行販売価格に近い価格で速やかに売却されるよう、規制された市場または価格設定に対して透明性を有する多面的取引システムにおいて取引されなければならない。
 - () 評価：受領する担保は、少なくとも日次ベースで評価され、大幅な価格変動を示す資産は、十分に保守的な超過担保が提供されない限り、担保として受諾すべきではない。
 - () 発行体の信用度：受領する担保は、信用度が高くなければならない。
 - () 相関関係：受領する担保は、取引相手方から独立しており、取引相手方の実績と高い相関関係がないと予想される機関により発行されなければならない。
 - () 分散性(資産の集中)：担保は、国、市場および発行体に関し、十分に分散されていないなければならない。
 - () 直ちに利用できること：受領する担保は、いつでも、取引相手方を考慮することなく、または取引相手方からの承認を得ることなく、UCITSによって完全に実行されるものでなければならない。
- 6.8 信用デリバティブの取引が認められるのは、かかる商品が、() 上記6.1項()に記載された資産の信用リスクを当該資産に関するその他のリスクと切り放して移すことができる場合、() 結果的に、EC規則に規定されない資産の引渡しまたは移転(現金の形態を含む。)を生じない場合、() 上記6.3項に規定されたOTCデリバティブに関する基準に従う場合、および() その資産が信用デリバティブの裏付証書として使用される企業の非公開情報を信用デリバティブの取引相手方が入手する可能性から発生するUCITSと取引相手方の間の情報のひずみに関するリスクについて、かかる商品のリスクが、UCITSのリスク管理プロセスおよびその内部管理構造により十分にヘッジされる場合である。UCITSは、FDIの取引相手方がUCITSの関係当事者または信用リスク発行者である場合、最大限の注意をもってリスクの査定を行わなければならない。
- 6.9 UCITSは、FDIのポジションに付随するリスクの監視、判定および管理を行うためのリスク管理プロセスを採用しなければならない。UCITSは中央銀行に対し、FDIへの投資計画およびリスク評価方法の詳細を提供しなければならない。中央銀行に対する当初届出には、以下の事項に関する情報を含むことが要求される。
- 譲渡性のある証券および短期金融市場証券に内包されたデリバティブを含む認可されたFDIの種類、
 - 対象リスクの詳細、
 - 該当する量的制限およびかかる制限の監視・執行方法、
 - リスク予想方法。

当初届出書に関する重要な変更は、事前に中央銀行に通知されなければならない。中央銀行は通知された変更につき異議を唱えることがあり、中央銀行が異議を唱えた変更および/または関連投資を行うことはできない。

6.10 UCITSは中央銀行に対し、そのFDIポジションにかかる年次報告書を提出しなければならない。かかる報告書は、上記6.8項に記載される様々な項目に関する情報を記載した上、UCITSの年次報告書とともに提出されなければならない。UCITSは、中央銀行の要求により、いつでもかかる報告書を提出しなければならない。

() AIFとして設立されるファンドの投資制限は、AIFルールブックにおいて定められるとおりである。

AIFに適用される特定の投資制限は、AIFルールブックに規定されており、当該AIFが個人投資家向けのAIFであるか適格投資家向けのAIFであるかを参照して、また、AIFの設立に関連する投資先の資産の種類を参照して決定されている。

個人投資家向けのNON-UCITS類は、個人投資家向けのAIFに代替され、個人投資家向けのAIFは投資および借入れについて制限を受ける。例えば借入れはその純資産の25%を超えることはできないが、UCITSとは対比的に、借入れは投資目的のみならず、買戻し請求に対応するため行うことができる。適格投資家向けAIFは、法的形態、適格投資家、許可される投資対象および関連あるサービス提供者について旧AIFMD適格投資家向けファンドの主な特徴のほとんどを維持している。適格投資家向けAIFは、投資、借入れまたはレバレッジに上限がないことから、ヘッジ・ファンドおよびその他のオルタナティブ投資戦略を促進する。

(5) 管理会社

() EC規則ならびに中央銀行のUCITSに関する規則により、UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。

(a) アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。

(b) 125,000ユーロに相当する最低財源を有すること(以下「財源要件」という。)。運用投資信託の純資産価額が250,000,000ユーロを上回る場合、管理会社は純資産価額が250,000,000ユーロを上回った金額の0.02%に相当する追加資金(以下「追加額」という。)を提供しなければならない。()金融機関または保険会社により同額の保証を得る場合および()中央銀行が保証書を承認する場合、管理会社はかかる追加金額の50%までの額を支払う必要はない。管理会社が保有すべき財源要件と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超える必要はない。

(c) 受託会社を兼任しないこと。

(d) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であること。

() ユニット・トラスト法の下で設立されたAIFの契約型投資信託または2005年法の下で設立されたAIFの一般契約型投資信託の管理会社は、AIFルールブックに基づく以下の要件を満たすことを要する。

(a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に基づき設立された法人であること。

(b) 最低125,000ユーロまたは最新の年次決算書における支出総額の四分の一のいずれが多い方の額に相当する最低財源を常に有すること。

(c) AIFの管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。

(d) 管理会社の取締役は、AIFの受託会社の取締役を兼任しないこと。

(e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。

- ()各AIFは、AIFM規則の要件に従ってAIFMを任命しなければならない。AIFMは外部の機関であってもよく、または、AIFはAIFM(要するに自己運用のAIF)としての認可を申請することもできる。AIFMは、AIFM規則およびAIFMルールブックに記載される資本金、組織、手続きその他に関する要件に従う。

(6) 受託会社

- ()信託証書または設立証書に定められる受託会社は、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従い、ファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。さらに、受託会社は、買付金を含む現金ポジションおよび現金移動の完全な監督を要する現金精査の責任を負う。

受託会社は、ファンド資産の日々の管理に関し、以下の業務を行わなければならない。

- (a) 契約型投資信託または一般契約型投資信託のために管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がEC規則、ユニット・トラスト法、または2005年法および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って遂行されるようにすること。
- (b) 受益証券の価格がEC規則(UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合)および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従い計算されるようにすること。
- (c) 管理会社の指示をEC規則もしくはユニット・トラスト法または2005年法または信託証書もしくは設立証書(いずれか適用あるもの)に抵触しない限り実行すること。
- (d) ファンド資産の取引において、特定取引に関して容認しうる市場慣行の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
- (e) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の収益がEC規則(UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合)および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って充当されるようにすること。
- (f) 各年次計算期間における契約型投資信託または一般契約型投資信託(いずれか適用あるもの)の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告すること。かかる報告書は、()信託証書または設立証書およびEC規則またはユニット・トラスト法または2005年法(いずれか適用あるもの)により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ()その他については信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)の条項およびEC規則またはユニット・トラスト法または2005年法(いずれか適用あるもの)を遵守して、管理会社が当該期間に契約型投資信託または一般契約型投資信託(いずれか適用あるもの)を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容としている。
- (g) EC規則、ユニット・トラスト法もしくは2005年法(いずれか適用あるもの)、または中央銀行により課された条件もしくは目論見書の条項に対する重大な違反について中央銀行へ速やかに通知すること、また上記に対する軽微な違反について4週間以内には是正されない場合は中央銀行へ通知すること。
- (h) 組入証券の効率的な運用の目的でNON-UCITSの契約型投資信託またはNON-UCITSの一般契約型投資信託によって締結された契約の要項を遵守すること。
- ()UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社の要件は、以下のとおりである。

- (a) アイルランド国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、アイルランド国内に営業所を設立していること。
- (b) () アイルランドで認可された金融機関であり、払込資本金が中央銀行の認可要件に明記される限度額以上または外貨建て相当額であること、または、
- () アイルランドで認可されている金融機関のアイルランドで設置された支店であり、払込資本金が中央銀行の認可要件に明記される限度額以上であること、または、
- () EC規則に基づく預託機関としての業務を実施するための認可を中央銀行から受け、自己資本規則に定められる要件以上の自己資本比率要件に服し、自己資本規制指令に基づく当初自己資本金額以上の自己資本を有する別箇の法的主体であること。
- () 受託会社はEC規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。

受託会社は管理会社および受益者に対し、受託会社の保管機能の一部として保管されている金融商品の損失(受託会社がかかる金融商品に関する自らの保管機能を委託しているか否かを問わない。)について責任を負うが、金融商品の損失が受託会社の合理的な支配のおよばない外部事象の結果生じたものであり、かつそれを防ぐために行った合理的なあらゆる努力にもかかわらずかかる外部事象の結果が不可避であったことを受託会社が証明できる場合を除くものとする。受託会社はまた、金融商品の損失に関するもの以外の、受託会社の過失または自身の職務の適切な遂行を意図的に怠ったことによるあらゆる損失についても責任を負う。受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。

- () AIFの受託会社の要件は以下のとおりである。
- (a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。
- (b) () 通達2006/48/ECに従って認可されている金融機関であること。または
- () 通達2006/49/EC第20条(1)に基づく自己資本比率要件(オペレーショナル・リスクに関する資本要件を含む。)に服し、通達2004/39/ECに従って認可され、通達2004/39/ECの別紙IのB(1)に従って顧客の勘定において金融商品の保管および管理の付随的サービスを提供する投資会社であること。かかる投資会社は、いかなる場合においても、通達2006/49/EC第9条に言及される当初資本金額以上の自己資金を有するものとする。
- () アイルランドで設立された会社で、
- (aa) 金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込資本金を有していること)。
- (bb) 中央銀行によって、かかる金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること(ただし、預託機関の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込済資本金を有していること)。
- (cc) 健全性規制および継続的監督に服する別のカテゴリーの機関であり、2011年7月21日時点でEC規則に基づく受託会社として適格と中央銀行が決定した機関カテゴリーに該当すること。
- () 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で中央銀行の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を

有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と充分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法で当局に対応しなければならない。

(7) 関係法人

(a) 投資顧問会社

契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は他の会社と頻繁に投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

(B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任組合型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託は中央銀行の認可および監督に服し、中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

(C) 会社型の投資信託

() 会社型の投資信託は、これまでEC規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

UCITSまたはAIFの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は、通常、株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。AIFは、一定の状況において無議決権付株式を発行することができる。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するAIFの会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限(授權資本)が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

固定資本を有する会社型投資信託の最低当初授權資本として2ユーロまたはその外貨相当額が、2014年会社法により、要求されている。

管理会社またはファンド管理事務代行会社のサービスを利用しないUCITS型の会社型投資信託は、以下の事項を満たさなければならない。

- 300,000ユーロに相当する最低払込済資本を有すること。これは、事後に株主の資金と置換可能な当初払込済資本として行うことができる。
- その業務を有効に遂行し、中央銀行のUCITSに関する規則の規定を遵守するために十分な管理リソースを有していることにつき、継続的に中央銀行の要求を満たす。

- 中央銀行が要求する検討を行うため、中央銀行と会議を行う。これに関し、かかる会議の目的において、会社型投資信託は中央銀行が特定する資料(業務方法および会社の監査役が発行したマネジメント・レターを含む。)を提供することを要求される。

() 変動資本を有する会社型投資信託(VCC)

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、公開有限責任会社の特殊な形態であり、2014年アイルランド会社法の規定は、(UCITSとの関係で)EC規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたはAIFのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

EC規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更は中央銀行に届け出て、その承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払い込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること(UCITSについては1ヶ月に最低2回とする。)。中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払い込まなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、AIFのVCCに同様に適用される。ただし、中央銀行が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてAIFのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる適格投資家向けのAIFとして設立されている場合については、この限りではない。

() 固定資本を有する会社型投資信託(FCC)

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額

面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、AIFのVCCに適用されない。

() ICAV

ICAVは会社法に基づき設立された一般的なアイルランド企業の地位を有していない。それに代わり、ICAVはICAVが一般企業とは区別されることを可能にするための独自の法的制度を有している。このため、投資信託スキームに関連しないか、適切ではない会社法制度の当該部分に服していない。ICAVは、多くのサブ・ファンドおよびクラス受益証券を持つアンブレラ型として設立することができ、株式市場に上場することができる。投資家はICAVの証券を所有し、ICAVは投資家需要に応じて継続的に証券を発行または買い戻すことができる。この点に関しては、ICAVおよびその他のオープン・エンド型CISの間に相違はない。ICAVは、設立証書(以下「IOI」という。)として運営規約を有する。有限責任会社の基本定款と同様に、IOIはICAVの設立文書となる。IOIに変更ある場合においては、預託機関が変更によりIOIが(契約型投資信託の信託証書の変更に関する要件と同様に)投資家の利益が損なわれないことを証明する場合、投資家の事前の合意を取得する必要はない。

() 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)()および()記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、UCITS型およびAIF型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

() 関係法人

(a) 預託機関

UCITSである会社型投資信託およびICAVの資産の保管は、EC規則により、受託会社/保管銀行に委託されなければならない。

上記3.(A)(6)(a)から(g)に記載の契約型投資信託の受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a)契約型投資信託または一般契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託またはICAVに関する記載として、(b)受益証券の記載は、株式の記載、(c)ユニット・トラスト法または2005年法の記載は、2014年会社法のパート24(改正済)またはEC規則(いずれか適用あるもの)の記載および(d)信託証書または設立証書の記載は、会社型投資信託の定款またはICAVの設定証書の記載として解釈される。

AIFの契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社に関する要件は、AIFM規則およびAIFルールブックの要件に従うAIFの会社型投資信託およびICAVの預託機関にも同様に適用される。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記3.(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

- () アイルランド会社法が、UCITSまたはAIFにおける管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。
- () 会社設立の要件
最低2名の株主が存在すること。
FCCの形態で設立された公開有限責任会社の発行済資本金の最低額は2ユーロである。ただし、管理会社が上記3(C)()に規定されるとおり任命されていない場合は、UCITS型会社型投資信託に関する要件を参照。
- () 定款の記載事項
定款には、以下の事項の記載が必要とされる。
- (a) 引受株主の身元
 - (b) 会社の形態および名称
 - (c) 会社の目的
 - (d) 引受資本および授權資本(もしあれば)の額。さらに、UCITSではないVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。
 - (e) 申込時の払込額
 - (f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類記載
 - (g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定
 - (h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名
 - (i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容
 - (j) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
 - (k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の詳細および権限
 - (l) 存続期間(適用ある場合)
 - (m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担する全ての費用および報酬の見積
 - (n) アンブレラ・ファンドとして設立され、かつ2005年法に基づくアンブレラ・ファンドのサブ・ファンドとの間で債務を分離することができる会社型投資信託の場合、各サブ・ファンドの資産は該当サブ・ファンドにのみ帰属するものであり、他のサブ・ファンドの債務またはこれに対する請求の弁済に直接または間接的に用いないものとし、また、かかる目的での資産利用は不可能とすることに関する規定。
- () EC規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設定に関する規定がある。
- 設立要件
上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。
- () アイルランドにおけるUCITSの認可
- (a) アイルランド内のUCITSは中央銀行から認可を受けることを要する。EC規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
 - (b) 中央銀行の権限と義務は、EC規則に定められ、同規則によりUCITSの監督権が中央銀行に付与されている。
 - (c) EC規則による目論見書等の要件

EC規則は、ファンドに、目論見書、主要投資家情報文書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。EC規則は上記書類に関する要件を以下のように定めている。

- () UCITSは目論見書、主要投資家情報文書、これらの変更、年次報告書および半期報告書を中央銀行に提出しなければならない。
- () 目論見書、主要投資家情報文書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。
- () 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。
- () 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- () その該当期間の終了から、(aa)年次報告書は4ヶ月以内に、(bb)監査済または未監査の半期報告書は2ヶ月以内に公表されなければならない。
- (d) EC規則によるその他の要件
 - () 公募または売出しの申請

EC規則は、アイルランドで設定されたUCITSはアイルランドで活動を行うためには中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。
 - () 信託証書、設立証書、設定証書または定款の事前承認

EC規則は、UCITSは、中央銀行が信託証書、設立証書、設定証書または定款を承認した場合にのみ許可される旨規定している。
 - () 他のEU加盟国における株式または受益証券の自由な販売

アイルランドのUCITSは、他のEU加盟国における販売に関する現地の規則を遵守することを条件として、当該国においてその株式または受益証券を自由に販売するために、UCITSに関する指令に基づく通知手続を利用することができる。
 - () 目論見書の記載内容

管理会社または会社型投資信託により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての確かな情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともEC規則に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に添付された文書に既に記載されている場合はこの限りではない。
 - () 財務状況の報告および監査

EC規則は、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授けられた一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がUCITSの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人は中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についての中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。
 - () 財務報告書の提出

EC規則は、中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報および中央銀行がその法的機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をUCITSに対し要求できる旨規定している。

EC規則は、中央銀行がUCITSに対し、月次財務報告書の提出を要求できる旨規定している。
 - () 罰則規定

EC規則に基づく違反につき有罪判決を受けた者は、(a)即決判決としてA級の罰金刑もしくは6ヶ月以下の禁固刑もしくはその両方、または(b)起訴状に基づく

有罪判決として500,000ユーロ以下の罰金刑もしくは3年以下の禁固刑もしくはその両方に処される。

() アイルランドにおけるAIFの認可

アイルランドにおいて設立される各AIFは、AIFM規則およびAIFルールブックを遵守することを要求されるものとする。

5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、設立証書、定款または設定証書および2014年会社法またはICA V法に規定されている。

契約型投資信託または一般契約型投資信託の清算の場合、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託は2014年会社法またはICA V法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

6. 税制

(A) ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託(以下それぞれ「投資信託」という。)とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。かかるアイルランドの投資信託は、受益証券または株式の発行、譲渡、買戻し、償還もしくは消却または申込の際に印紙税、文書税、譲渡税または登録税を課されない。

両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けることがある。

(上記に規定する)投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合(またはアイルランド税法に基づく「免税投資家」の資格を有する場合)およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。

2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター(以下「IFSC」という。)に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者(特定の例外は除く)に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、「IFSC」ファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はなくなった。

アイルランドの居住者ではない、または(個人およびトラストの場合)アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱いは、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化

はない。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地/住所地の国において適用される法制に従った課税が行われる。

アイルランドにおける課税は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

投資信託がアイルランドに居住する非免税の受益者に対して分配金を支払う場合、当該投資信託は分配金からアイルランドの税金を控除する。控除されるアイルランドの税金の金額は、(a) 25%の税率の適用を受けるために適切な申告を行っている会社である受益者に対して分配金が支払われる場合は分配金の25%、(b) その他のすべての場合においては分配金の41%となる。投資信託は、このように控除した税金をアイルランド歳入庁に支払う。

(B) 法人税

すべての管理会社は、その関連ある課税対象取引利益につき12.5%のアイルランド法人税率の特典を受ける。

第4【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

使用開始日を記載することがあります。

次の事項を記載することがあります。

- ・ 「ファンドは特化型運用を行います。」
- ・ 「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨の記載
図案を採用することがあります。

(2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがあります。

- ・ 「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載
- ・ 「ファンドの受益証券一口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けて下落または上昇し、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。運用または為替相場の変動による損益はすべて受益者(投資者)に帰属します。投資信託は、預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載

(3) ファンド証券の券面は発行されません。

【別紙】

定 義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有します。

決算日	トラストの年次財務諸表が作成される日をいい、12月31日または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。トラストが終了した場合は、受益者に対し最終的な分配が行われた日をいいます。
会計期間	各ファンドについて、決算日に終了する期間であって、最初の期間の場合には、当該ファンドの受益証券の最初の発行日に、その後の期間の場合には、前会計期間の終了時に開始する期間をいいます。
ユニット・トラスト法	アイルランドの1990年ユニット・トラスト法ならびに同法に従って発出された指針および同法の再制定法(修正の有無を問いません。)をいいます。
実収益観察日	参照ファンドおよび判定基準日に関して、()当該参照ファンドの仮想投資家が、参照ファンドの英文目論見書の要件を遵守し判定基準日時点の価額で自己の投資を償還する場合、当該参照ファンドの仮想投資家が、当該参照ファンドの英文目論見書に従って(制約、延期、一時停止、または当該参照ファンドが全額現金での買戻しを遅延または拒否することを許容するその他の条項を発効することなく)、その投資の償還額を受領すべき最終日、または()計算代理人が決定するそれより早い日をいいます。
追加購入書式	管理事務代行会社から入手可能な追加申込みのための申込書式をいいます。
管理事務代行契約	管理会社と管理事務代行会社との間で締結された2020年6月3日付管理事務代行契約(随時修正されます。)をいいます。
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ(アイルランド)リミテッドまたはアイルランド中央銀行の要件に従ってトラストの管理事務代行会社として任命された後継会社をいいます。
代行協会員	受益証券の募集に関する管理会社の日本における代行協会員としてのゴールドマン・サックス証券株式会社またはファンドに関して随時選任されるその他の者をいいます。
代行協会員契約	特定のファンドに関する代行協会員をするための管理会社と代行協会員との間で締結された2020年6月3日付の代行協会員契約をいいます。

AIF	投資家のために定義された投資方針に従って投資元本を投資する目的で多くの投資家から投資元本を調達する、アイルランドにおいて設立されるUCITS以外の投資信託(その投資コンパートメントを含みます。)をいいます。
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則(EC)No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令をいいます。
AIFMDレベル2	委員会委託規則(EU)No.231/2013をいいます。
AIFMD規則	欧州共同体(オルタナティブ投資ファンド運用者指令)規則(2013年S.I.No.257。随時行われる改正を含みます。)をいいます。
オルタナティブ投資ファンド運用会社またはAIFM	AIFMDに定められる意味の範囲内のオルタナティブ投資ファンド運用者(現在は管理会社)をいいます。
監査人	グラントソントンまたはトラストの独立監査人として随時選任されるその他の公認会計士事務所をいいます。
認可ユニット・トラスト	ユニット・トラスト法に従ってアイルランド中央銀行によりアイルランドにおいて認可されたユニット・トラストをいいます。
基準通貨	各ファンドに関して、受益証券が指定される通貨(管理会社が別段の決定を行う場合を除き、米ドルとします。)をいいます。
バスケット事由	一または複数のクリスタライゼーション事由の結果、参照バスケットにおける参照ファンドの総数が2未満となることをいいます。
営業日	()ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、香港、東京およびシドニーの各地における銀行および証券取引所が営業を行っているそれぞれの日(土曜日または日曜日を除きます。)ならびに/または()管理会社が受託会社と協議した上でファンドに関して随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
計算代理人	ゴールドマン・サックス・インターナショナルをいいます。
計算事由	参照ファンド・バスケットの構成物の予定された評価を計算代理人が適時に受け取ることができないことをいいます。
アイルランド中央銀行	アイルランド中央銀行または承継事業体をいいます。
信用補完資産	CSAに基づき発行体に移転される適格信用補完物をいいます。

クリスタライゼーション事由	()スワップならびに/またはスワップに関するヘッジのすべてもしくは大部分を解消、維持もしくは設定するためのスワップ・カウンターパーティーおよび/もしくはそのいずれかの関連会社の能力を重大に阻害するか、()スワップもしくはスワップに関するヘッジの維持に関連するリスクに重大な変更が生じるかのいずれかを発生させかねない—または複数の潜在的クリスタライゼーション事由が、参照ファンド(そのセル、コンパートメントまたは分離ポートフォリオを含みます。)および当該参照ファンドの発行する投資証券または受益証券に関して発生したまたは継続していると、計算代理人によって誠実かつ商業的に妥当な方法により決定されることをいいます。ただし、当該潜在的クリスタライゼーション事由が当該参照ファンドに関してファンド市場混乱事由にも該当する場合は、計算代理人は、裁量により、ファンド市場混乱事由も発生したと決定することができます。
クラス	ファンドに関して管理会社が設立した受益証券のクラスをいいます。
クラス通貨	あるクラスが指定される通貨(管理会社取締役が別段の決定を行い、かつ、英文目論見書において開示される場合を除き、米ドルとします。)をいいます。
CSA	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針」の「本債券」の項に記載される通り、スワップに関する信用補完の手段として、発行体とスワップ・カウンターパーティーの間でなされる信用補完の取決めをいい、スワップ・カウンターパーティーは、かかる信用補完の取決めの条件に基づき発行体に対して担保を提供します。
本宣言	TCA第739条Dの適用上アイルランド歳入委員会所定の書式による有効な宣言(随時の変更を含みます。)をいいます。
管理会社取締役	管理会社の取締役をいいます。
販売会社	株式会社SMBC信託銀行または受益証券の販売者として随時選任されるその他の者をいいます。
適格信用補完物	発行体とスワップ・カウンターパーティー間の書面による合意により随時更新および変更される物(および証拠金割合)をいい、そのすべての利益、配当およびその他の収益ならびにそのすべての手取金を含みます。
転換書式	請求に応じて管理事務代行会社から入手可能な、クラス間での受益証券の転換に関する申込書式をいいます。

特別決議	集会に出席し当該集会で投票する権利を有する受益者に対し、14日以上前の書面による通知(通知が送達されたか、または送達されたとみなされる日および通知が行われた日を含みます。)が送達された集会において当該決議につき投じられた賛成票および反対票の総数の75%以上を構成する多数により承認された決議、またはトラストもしくは関連するファンドの受益証券の75%以上を表章する受益者の書面による同意により承認された決議をいいます。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法(1948年法律第25号)(改正済)をいいます。
最終償還額	計算代理人が本債券の要項に従って計算する、各本債券が債券満期日に償還される場合の金額をいいます。
最終償還額(バスケット事由)	() 券面、() 各参照ファンドに関するオプション価格および() オプション価格経過利息の合計をいいます。
金融庁	日本の金融庁をいいます。
ファンド	DMS償還時目標設定型ファンド2020-07(ゴールドマン・サックス社債投資型)をいいます。
ファンド計算日	参照ファンドに関して、計算代理人により決定される、参照ファンドまたそのファンド・サービス・プロバイダーにより参照ファンドの投資証券または受益証券1口当たり純資産価格が計算され、報告される予定のロンドン営業日をいいます。
ファンド市場混乱事由	参照ファンドに関して、計算代理人によってそれぞれの場合に誠実かつ商業的に妥当な方法により決定される、非流動性事由または計算事由の発生または継続をいいます。
ファンドの満期日	2025年7月25日または管理会社が決定し、受益者に通知する、ファンドの運用期間が満了し、かつ残存受益証券がすべて買い戻されるその他の日をいいます。
ゴールドマン・サックス社債発行体	ゴールドマン・サックス・グループ・インクをいいます。
GSI	ゴールドマン・サックス・インターナショナルをいいます。
ヘッジありクラス	管理会社により随時ファンドの基準通貨以外の通貨で指定され、かつ、英文目論見書に定められる各クラスをいいます。

本投資対象	ファンドの投資目的および投資方針の規定に従い、投資運用会社がファンドのために随時投資を行う投資対象をいいます。
投資運用契約	管理会社と投資運用会社との間で締結された2020年6月3日付のトラストに関する投資運用契約(随時修正されます。)をいいます。
投資運用会社	DMSマーケット・アクセス・リミテッドまたはファンドの投資運用会社として随時選任されるその他の者をいいます。
投信法	日本の投資信託及び投資法人に関する法律(1951年法律第198号)(改正済)をいいます。
発行価格	受益証券1口当たり10.00米ドル(米ドル建て受益証券)、受益証券1口当たり10.00豪ドル(豪ドル建て受益証券)をいいます。
アイルランド居住者	アイルランドの税務上、アイルランド共和国の居住者である企業、またはアイルランド共和国に居住しているか、もしくは通常居住しているその他の者をいいます。アイルランド歳入委員会が示した居住および通常居住の概念の要約については「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(5)課税上の取扱い、(B)アイルランド」の項をご参照ください。
アイルランド歳入委員会	課税および関税を所管するアイルランドの当局をいいます。

見識ある投資者

以下の投資者をいいます。

(a) 管理会社もしくはファンドに対して投資運用サービスもしくは投資顧問サービスを提供するよう任命されたその他の事業体、

(b) 管理会社もしくはファンドに対して投資運用サービスもしくは投資顧問サービスを提供するよう任命されたその他の事業体の取締役、または

(c) 管理会社もしくはトラストに対して投資運用サービスもしくは投資顧問サービスを提供するよう任命されたその他の事業体のトラストの投資活動に直接的に関与する従業員、もしくは管理会社もしくはトラストに対して投資運用サービスもしくは投資顧問サービスを提供するよう任命されたその他の事業体の投資運用サービスの提供経験を有する上級従業員であって、

管理会社に対して書面により以下の事項を証明する者。

(1) 自らが、上記に定義される「見識ある投資者」であることに基づき100,000ユーロ(または他の通貨による相当額)の最低申込要件の免除を利用していること。

(2) 自らが、通常トラストは、一般的に100,000ユーロ(または他の通貨による相当額)の最低申込要件を課される適格投資家に対して販売されることを認識していること。

(3) 自らが、予定されている投資に伴うリスクを認識していること。

(4) 自らが、かかる投資には投資額をすべて失う可能性が内在することを認識していること。

ただし、さらに、管理会社が、上記(c)における投資予定者が上記で概説されるすべての適用ある基準を充足していると認めていること条件とします。

関東財務局

日本の財務省関東財務局をいいます。

ロンドン営業日

土曜日または日曜日以外の日であって、ロンドンにおいて商業銀行および為替市場が支払いを決済し、通常営業する日をいいます。

強制償還額

()ゼロおよび() (w) 発行体が保有する当初資産の売却代金(信用補完資産の価値がスワップ契約に基づく終了時支払金の計算に含まれ、それゆえ発行体がスワップ・カウンターパーティーに対してそれらを返還する必要がない場合には、信用補完資産(もしあれば)の償還代金もしくは売却代金または(信用補完資産が現金の場合は)その現金金額を加算します。)に、()発行体終了額を加え、(y)スワップ・カウンターパーティー終了額を控除し、(z)(重複を生じさせることなく)本債券の要項に従って本債券保有者に優先する当事者に支払うべきすべての金額(疑義を避けるため付言すると、本債券受託会社ならびに当該償還または売却および本債券の強制償還に関して本債券保有者に優先するその他担保権者に対する発行体による支払いを含みます。)を控除した額の合計に等しい額のいずれか大きい方を按分した額をいいます。

強制償還事由

以下のいずれかの事由であって、いずれの場合においても、それに基づき、本債券が強制償還額で早期に買い戻されるものをいいます。

(a) 当初資産の不履行または早期償還

(b) 当初資産のリデノミネーション

(c) 計算代理人が本債券について要項を調整するのではなく償還することを選択した場合において、当初資産のもとで満期が到来した金利および/または元本(またはゴールドマン・サックス社債発行体の他の義務(元本に関して実行済未払融資額のないリボルビング・クレジットに基づく義務を除きます。))の修正

(d) 発行体に影響する課税事由(源泉徴収または報告要件の増加を要求するものとしての、増税または受領額の減額を含みます。)

(e) スワップ(CSAを含みます。)の終了

(f) 発行体またはスワップ・カウンターパーティーに影響する法律または規則の変更を含む、違法または他の法律もしくは規則に関する事由

(g) アレンジャー支払不能事由

(h) 発行体の保管会社、副保管会社もしくは名義書換代行会社による支払不能または不履行あるいは本債券の要項に特定される他の事由

(i) 関連する法律に基づき、()スワップに基づく取引が中央清算機関で清算されることが要求され、かつかかる要求が本債券の発行日時点では適用されなかったこと、および/または(y)発行体またはスワップ・カウンターパーティーが、担保または当初証拠金もしくは変動証拠金を、本債券の発行日に当該取引について予定していたもの(もしあれば)に加えて、当該取引に関して他方当事者に提供することを要求する規制に服するようになったこと

管理会社

DMSインベストメント・マネジメント・サービスズ(ヨーロッパ)リミテッド、またはアイルランド中央銀行の事前の承認を得た上でトラストの管理者として任命された後継会社をいいます。

EU加盟国

欧州連合の加盟国をいいます。

純資産価額

上記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 5 資産管理等の概要(1)資産の評価 純資産価額の計算」に定める規定に従って算出された、申込日または買戻日におけるファンドの純資産価額をいいます。

**受益証券1口当たり
純資産価格**

上記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 5 資産管理等の概要(1)資産の評価 純資産価額の計算」に定める規定に従って算出された、申込日または買戻日における当該ファンドまたは受益証券クラスに帰属する1口当たり純資産価格をいいます。

全額現金払い以外の償還事由	参照ファンドについて、参照ファンドまたはそのファンド・サービス・プロバイダーが(買戻しの制限、繰延べ、停止または参照ファンドが買戻しの全額を現金で行うことを遅延もしくは拒否するその他の条項に効力を与えることなく)決済スケジュールに従って全額現金で申込みまたは買戻しを受諾または実行しないこと(ファンド持分の買戻しに関して買戻代金が当該参照ファンドの投資家に支払われるであろう金額が、関連する日において、参照ファンドまたはそのファンド・サービス・プロバイダーが計算または報告する、当該ファンドの持分の純資産価額と異なることに、計算代理人が気づいた場合を含みます。)をいい、誠実に、かつ、商業的に合理的な方法で計算代理人が決定します。
債券満期日	2025年7月23日(ただし、翌営業日の慣例による調整に服します。)または本債券の要項に従って決定されるその後の日をいいます。
本資産	当初資産および信用補完資産をいいます。
本債券保管会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NVのルクセンブルク支店をいいます。
発行体	ルミニス・リミテッドをいいます。
発行体終了額	スワップ契約の終了時に発行体に対してスワップ・カウンターパーティーが支払うべき金額(もしあれば)をいいます。疑義を避けるため付言すると、かかる金額は、とりわけ、スワップ契約の証拠となる2002年ISDAマスター契約に定義されるクローズ・アウト額を参照して決定され、スワップ契約の条項および本債券の要項が適用される限りにおいて信用補完資産の価値を含みます。
本債券受託会社	BNYメロン・コーポレート・トラスティ・サービシズ・リミテッドをいいます。
普通決議	トラストもしくは関連する受益証券に影響を及ぼす事項に関する総会のいずれか該当するものに出席し投票する権利を有する受益者の議決権行使総数の単純過半数により、またはトラストもしくは関連するファンドの受益証券の50%以上を表章する受益者の書面による同意により可決された決議をいいます。

潜在的クリスタライゼーション事由

(a) 参照ファンドの解散、(b) 参照ファンドの契約に関する重要な事由(ファンド・サービス・プロバイダー、投資運用会社および投資顧問会社との契約の終了ならびに参照ファンドの募集書類の重要な変更を含みます。)、(c) キーパーソンが代替者を置くことなく行為を止めること、(d) 全額現金払い以外の償還事由、(e) 参照ファンドの持分の取引における、リカレント・コストまたは費用の申請、(f) 参照ファンドに関するスワップ・カウンターパーティーおよび/またはその関係者の契約に係る現実のまたは潜在的な終了、解任または一方的なアレンジの変更、(g) 参照ファンドの取引頻度の減少、取引制限もしくは費用の賦課または参照ファンドによる申込みの不受諾もしくは償還の不執行、(h) 参照ファンドの持分の価値を決定する計算代理人の能力に係る障害、(i) 投資ガイドラインまたは投資スタイルの重大な変更、(j) 投資ガイドラインまたは投資制限の重大な違反、(k) 参照ファンドまたはファンド・サービス・プロバイダーに対する規制上または法令上のアクション、(l) 参照ファンドまたはファンド・サービス・プロバイダーのライセンスまたは承認の喪失または制限、(m) スワップのヘッジに関するスワップ・カウンターパーティーまたはその関係者に影響する規制上の事由(規制上の取扱いの変更、費用の重大な増加またはコンプライアンス上の制約、証拠金確保の要件および違法を含みます。)、(n) 参照ファンドの投資家への支払いに重大な影響を与える税法または税法解釈の変更、(o) 参照ファンドの純資産価額の減少または参照ファンドの年間日次実現ボラティリティが特定された閾値を超えることをいいます。

英文目論見書

トラストに関する英文目論見書およびその後発行される英文目論見書補遺をいいます。

適格投資家

以下をいいます。

(a) 指令2004 / 39 / EC (金融商品市場指令) の別紙 に定められる意味の範囲内の専門家顧客である投資者、

(b) EUの金融機関、MiFID企業もしくはUCITS運用会社から、トラストへの投資を十分に理解するための適切な専門知識、経験および見識を有している旨の評価を受けている投資者、または

(c) 以下のいずれかを管理会社に提供することにより自らが情報を得ている投資者であることを証明する投資者であって、

() 当該投資者が見込まれる投資のメリットおよびリスクを適切に評価することを可能にする金融および取引に係る事項に関する見識および経験を当該投資者が有していることの確認書。

() 当該投資者自らの勘定とするか、または他者の勘定とするかを問わず、当該投資者による取引にはトラストの財産と同種の財産の運用、取得または処分が伴うことの確認書。

かつ、

自らがかかる最低基準を満たしており、予定されている投資に伴うリスクおよびかかる投資には投資額をすべて失う可能性が内在する点を認識していることを管理会社に対し書面により証明する投資者。

買戻締切時間

当該買戻日の前営業日の午前10時(アイルランド時間。なお、東京時間では午後6時)をいいます。

買戻日

() 当初申込期間終了後の各営業日および / または () 管理会社が受託会社と協議した上で、ファンドに関して随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。

買戻請求

管理会社および管理事務代行会社が随時合意する買戻請求書をいいます。

担保資産

「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針」の「本債券」の項における用語に付与される意味を有します。

判定基準日

2025年7月16日をいいます。当該日がストラテジー計算日でない場合、次のストラテジー計算日が判定基準日となります。

ストラテジー計算日	() ロンドン営業日、かつ、() 計算代理人が決定する、参照バスケットにおける当該日時点の各参照ファンドのファンド計算日である日をいいます。
ストラテジー開始日	2020年7月17日をいいます。
運用開始基準日	2020年7月29日をいいます。
申込契約	管理事務代行会社からの要求に応じて入手できる初回申込書をいいます。
申込締切時間	各ファンドについて、関連する英文目論見書補遺に定められる、申込みの指示が次の申込日に取り扱われるようにするために当該指示が受領されなければならない時間、または管理会社が随時決定し、かつ、受益者に通知することがあるその他の時間をいいます。ただし、各ファンドの申込締切時間は、関連するファンドの評価時点より前となることを条件とします。
申込日	各ファンドに関して、関連する英文目論見書補遺に定められる一もしくは複数の日、または管理会社が随時決定することがあるその他の一もしくは複数の日をいいます。
追加購入価格	(a) 申込日における適用ある受益証券1口当たり純資産価格(または受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格(該当する場合))に(b) 管理会社の絶対的な裁量により管理会社が決定することがある追加のコミッション、申込手数料および/または販売手数料を加えた金額をいいます。
英文目論見書補遺	アイルランド中央銀行の要件に従ってトラストが発行する英文目論見書の補遺または補足をいいます。
スワップ・カウンター パーティー	ゴールドマン・サックス・インターナショナルをいいます。
スワップ・カウンターパー ティー終了額	スワップ契約の終了時にスワップ・カウンターパーティーに対して発行体が支払うべき金額(もしあれば)をいいます。疑義を避けるため付言すると、かかる金額は、とりわけ、スワップ契約の証拠となる2002年ISDAマスター契約に定義されるクローズ・アウト額を参照して決定されます。
TCA	アイルランドの1997年租税統合法(その後の改正を含みます。)をいいます。
トラスト	ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラストをいいます。

信託証書	アイルランド中央銀行の定める要件に従って、管理会社と受託会社との間で締結された2020年6月3日付の信託証書をいいます。
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービスズ(アイルランド)リミテッドまたはアイルランド中央銀行の事前の承認を得た上でトラストの受託会社として任命された後継会社をいいます。
受益証券	トラストのファンドの資産の1つの未分割持分(受益証券のクラスにさらに分割される場合があります。)をいいます。
受益証券販売・買戻契約	ファンドに関する日本における販売会社を任命するための2020年6月3日付の受益証券販売・買戻契約をいいます。
受益者	トラストのいずれかのファンドの受益証券を保有する者をいいます。
米国	アメリカ合衆国(州およびコロンビア特別区を含みます。)、その領土、領地およびその他の管轄区域をいいます。
米ドル	米国の法定通貨である米ドルをいいます。
米国人	()米国の個々の市民もしくは居住者、()米国においてもしくは米国法に基づき設立されもしくは組織されたか、もしくは米国のいずれかの州(コロンビア特別区を含みます。)の法律に基づき組織されたパートナーシップもしくは法人、()その源泉にかかわらず、その収益に米国連邦所得税が課される遺産、()信託(()米国内の裁判所が当該信託の管理に対して主たる監督権を行使することができ、かつ、一もしくは複数の米国人が当該信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合、または(y)当該信託が米国連邦所得税の適用上米国人として扱われることを有効に選択している場合)、または()米国連邦所得税の適用上、上記のいずれかであるものとして扱われるその他の者もしくは事業体をいいます。
評価日	各買戻日をいいます。
評価時点	当該評価日の午後5時(アイルランド時間)をいいます。
日本円、円	日本の法定通貨をいいます。

独立監査人の報告書

DMSインベストメント・マネジメント・サービスズ(ヨーロッパ)リミテッドの株主御中

財務書類監査に関する報告

監査意見

我々は、損益計算書、貸借対照表、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および注2に記載される重要な会計方針の要約を含む関連注記から構成されている、2018年12月31日に終了した年度のDMSインベストメント・マネジメント・サービシズ(ヨーロッパ)リミテッド(以下「会社」という。)の財務書類について監査を行った。財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律および英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準「FRS第102号」である。

我々の意見では、添付の財務書類は、

- ・ 2018年12月31日現在の会社の資産、負債および財務状況ならびに同日に終了した年度の会社の利益について、真実かつ公正な概観を与えるものであり、
- ・ 英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準「FRS第102号」に準拠して適正に作成されており、かつ、
- ・ 2014年会社法の要件に準拠して適正に作成されている。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準(アイルランド)(以下「ISA(アイルランド)」という。)および適用される法律に準拠して監査を行った。当該基準のもとでの我々の責任は、本報告書の財務書類監査に対する監査人の責任の項に詳述されている。我々は、アイルランド監査・会計監督当局(以下「IAASA」という。)により公表された倫理基準を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき会社に対して独立性を保持しており、また、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。

我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関して報告すべき事項はない

我々は、継続企業の前提により会計処理を実施するのは適切ではない、または、財務書類の承認日から12か月以内の期間において、継続企業の前提に基づいた会計処理について重要な疑義を生じさせる重要な不確実性があると結論付けた場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、この点に関して報告すべき事項はない。

その他の記載内容

取締役は、財務書類とともに年次報告書中に開示されたその他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、取締役報告書に含まれる情報で構成される。財務書類および監査報告書は、その他の記載内容の一部を構成していない。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または以下で明確に記載されたものを除き、いかなる保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、我々の財務書類に対する監査業務に基づき、記載内容と財務書類または我々の監査知識との間に重要な誤記載または相違があるかどうか考慮することにある。我々は、当該業務にのみ基づき、その他の記載内容においていかなる重要な虚偽記載も識別していない。

我々は、その他の記載内容に関する我々の業務にのみ基づき、以下を報告する。

- ・ 我々は、取締役報告書においていかなる重要な虚偽記載も識別していない。
- ・ 我々の意見では、取締役報告書に記載された情報は、財務書類と整合している。
- ・ 我々の意見では、取締役報告書は、2014年会社法に準拠して作成されている。

2014年会社法により規定されるその他の事項に対する意見

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。

我々の意見では、会社の会計帳簿は、財務書類を容易かつ適切に監査するために十分に準備されており、財務書類は会計帳簿と一致する。

例外により報告することが要求される事項

2014年会社法に基づき、我々の意見において、同法第305条から第312条に規定された取締役報酬および取引の開示が行われていない場合、我々は報告を義務付けられている。我々は、この点に関して報告すべき事項はない。

それぞれの責任および使用制限

財務書類に対する取締役の責任

取締役の責任報告書により詳細に説明されているように、取締役は、財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を与え、また、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を有し、会社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示し、また、取締役が会社の清算または経営の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提を使用する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA(アイルランド)に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の責任の全体的な記載については、IAASAのウェブサイトで提供されている。

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf

我々の監査業務の目的および我々が責任を引き受ける対象

本報告書は、2014年会社法の第391条に準拠して、会社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で会社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、会社および会社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

ジェームズ・ケーシー

ケーピーエムジーを代表して署名

勅許会計士、法定監査法人

ダブリン1、IFSC、ハーバーマスター・プレイス1

2019年4月25日

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE SHAREHOLDER OF
DMS INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES (EUROPE) LIMITED**

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of DMS Investment Management Services Limited ('the Company') for the year ended 31 December 2018 set out on pages 11 to 22, which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet, Statement of Changes in Equity, Cash Flow Statement and related notes, including the summary of significant accounting policies set out in note 2. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish Law and FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland.

In our opinion, the accompanying financial statements:

- give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at 31 December 2018 and of its profit for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (ISAs (Ireland)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with ethical requirements that are relevant to our audit of financial statements in Ireland, including the Ethical Standard issued by the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority (IAASA), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We have nothing to report on going concern

We are required to report to you if we have concluded that the use of the going concern basis of accounting is inappropriate or there is an undisclosed material uncertainty that may cast significant doubt over the use of that basis for a period of at least twelve months from the date of approval of the financial statements. We have nothing to report in these respects.

Other information

The directors are responsible for the other information presented in the Annual Report together with the financial statements. The other information comprises the information included in the directors' report. The financial statements and our auditor's report thereon do not comprise part of the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except as explicitly stated below, any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work we have not identified material misstatements in the other information.

Based solely on our work on the other information, we report that:

- we have not identified material misstatements in the directors' report;
- in our opinion, the information given in the directors' report is consistent with the financial statements;

- in our opinion, the directors' report has been prepared in accordance with the Companies Act 2014.

Opinions on other matters prescribed by the Companies Act 2014

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

In our opinion the accounting records of the Company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited and the financial statements are in agreement with the accounting records.

Matters on which we are required to report by exception

The Companies Act 2014 requires us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions required by Sections 305 to 312 of the Act are not made. We have nothing to report in this regard.

Respective responsibilities and restrictions on use

Responsibilities of directors for the financial statements

As explained more fully in the directors' responsibilities statement set out on page 7, the directors are responsible for: the preparation of the financial statements including being satisfied that they give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on IAASA's website at

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with Section 391 of the Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members, as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Date 25 April 2019

James Casey

for and on behalf of

KPMG**Chartered Accountants, Statutory Audit Firm**

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。